

元祿年中改定圖



國に渡海し、夫より上總下總に達す、是武總の界も蒼海に隔られしなれば、斯の如くならざる事を得ず、故に當時當國は山道に屬して、上野國より府中に達し、又同道を反りて下野に達せしなり、然に安閑天皇より光仁天皇まで、世は二十二世、年は二百四十餘年を歴るの間、武相の界開けて往來通しければ、相摸國高座郡伊參驛と當郡豊島驛との間に三驛を置れ、荏原郡大井驛より豊島に通し、夫より乘瀆驛に至り、扱下總國葛飾郡の驛に達せしなり、然とも舊に依て當國尙山道に屬せしかば、官使の來る、上野國邑樂郡より横さまに同郡五箇驛を経て乘瀆驛に至り、夫より豊島を経て府に達し、事畢て又同道を反りしなり、されば豊島乘瀆山海兩路を承くとは云しなり、郡の地域【風土記殘編】には東限下谷岡、西限箕田、南限藍田川、北限向岡と見ゆ、是を今の地に校ふるに、下谷岡は湯島臺より東叡山道瀧山通りの岡をすべといへるならん、南限藍田川といへるは、今の澁谷川などにや、川上當郡の界荏原郡に今代田村あり、藍田を訛てかく唱るにや、西の方箕田は芝の三田にては地理違へるに似たり、北の方向岡是亦今より考ふべからず、今の境界は東は荒川に至り、對岸は葛飾郡なり、北も荒川を界として足立郡に隣り、西は新座多磨の二郡に接し、南は

荏原郡にて澁谷川を界とす、東の方荒川の涯より、西の方多磨新座の接界まで凡六里許、南の方荏原郡の界より、北の方荒川の涯に至る迄凡二里に及べり、依て考るに、今の大城下町通より、都て淺草川荒川の涯に添し、下卑の所々は皆後世開けし所と知へし、天正以來當家御居城の地なれば繁樂他に異なるを以、年を追て變革多し、御打入前の大城を考るに、國守下向せし頃は、今の多磨郡府中宿の地に府廳ありて官人是に居して、平家全盛の頃、當國に秩父別當重弘と云者あり、其庶子重綱始て江戸と號す、其子太郎重長は治承年間石橋合戦の後、源頼朝當國に來りし時、始て其麾下に屬せり、【東鑑】治承四年十月五日條曰、武藏國諸難事等仰在廳官人并諸郡司等、可令致沙汰之間、所被仰付江戸太郎重長云云、按に重長父子在名によりて江戸と號する時は、今の府城の地に住せし事知べし、重長又國衙の諸官人に頼朝の意を傳へし程なれば、國中にて有勢の者なること知るべし、是當家御在城の地となるべき張本なり、又當時豊島權頭清光と云者あり、秩父別當武基か庶子、次郎武常が子孫にて江戸と一族なり、是又郡中豊島村に住して其邊を領せり、鎌倉管領の時に至りては、扇谷の上杉修理大夫定正の老臣太田左衛門大夫持資入道道灌、江戸城を築て城

代としてこれに居る、當時當國の鎮とする所は江戸川越の二城なり、大永年間北條左京大夫氏綱江戸城を取てより、六十餘年、小田原の抱となりしか、遂に御居城の地とはなれり、御打入の後、郡内すべて近郊にて御料私領打錯れり、今東南の方は市店にて繁華比倫なし、西北の方も年を追て百姓町家數多出來して、寛文の頃より追々町奉行の支配となり、正徳年中に至て専ら改て町方の支配に屬し、其後に至りても、町並につゞきたる田畑を追々廢し、新に町家を建し分、同支配に加へられしもの若干あり、是を年貢地町並と稱し、貢税の事は舊に依て御代官進退す、此餘御府内近き村民等物商ふべきことの免許を得、農隙の業とするものあり、其地もとより町奉行には屬せずして御代官の支配なり、是を姑く百姓商買家といへり、關郡の石數、正保の改に二萬八千九百七十二石、元祿に至りては、四萬四千五百五十石餘に至れり、地勢西北に丘あり、其餘は平坦なり、土性は眞土野土錯て水田多し、百姓五穀の外にも菜蔬を樹へ、或は藝園を開き、花木を養て鬻くものあり、平常の農人に至りても、自から府下を學ひて浮靡の風俗あり、郡内街道大略十一條あり、東海道は日本橋より南の方本芝町より荏原郡上高輪町に達し品川宿に至る行程二里、中山道は日本

橋より東北の方本郷追分より下板橋宿に至り、夫より荒川戸田渡を渡り足立郡に達す、此道四里程、又此道の中に、下板橋より西に分れて上板橋に至る一條あり、是河越の往來なり、下練馬を経て新座郡に達す、下板橋より郡界まで二里半、又此往來の内、下練馬より北に分れて足立郡早瀬村に達する間道一條あり、又江戸西邊より中山道へ出る一條あり、牛込高田雜司ヶ谷より、田間を経て下板橋に出づ、里程は、牛込より一里三十町餘、又日光御成道は、本郷追分より北の方に向けて王子十條の村々に懸り、岩淵宿より荒川を渡り足立郡川口町に達す、追分より凡二里半程、又東の方奥州及日光道の二條あり、一は淺草より小塚原町に至り、足立郡千住宿に達す、一は坂本金杉邊より、小塚原町に出づ、甲州道は西の方内藤新宿天龍寺前より折て、幡ヶ谷村を歴て多磨郡和田村に達す、日本橋より三里餘、又青梅道は内藤新宿を直に西北して多磨郡中野村に達し、井草村より先再び郡内石神井關等の村々を経て、新座郡保谷村に達す、又相州矢倉澤往來とて、赤坂口より澁谷村等を経て荏原郡池尻村に達する一條あり、

【倭名鈔】所載合郷五并餘戸驛家日頭 比乃度と註す、【風土記】云、日頭、公穀四百八十

二東三字田、假粟二百六十九丸三毛田賣茂逢狐膽鶴鶴鴻鷹等云々、今日頭の地名なし、山岡明阿か考に、今小日向は日頭の轉訛ならんといへり、

占方 宇良加太と註す、【風土記】云、占方或浦方、公穀六百八十二東六字田、貢諸禽諸鮮苔茶之類と、郡中船方村は古舟方と書す、占方字様の相似たるを以て訛しならん、猶村の條合せ考ふべし、

荒墓 安良波加と註す、【風土記】云、荒墓郷、公穀四百五十東三字田、假粟二百六十九丸三字田と、今其地を詳にせず

湯島 由之萬と註す、【風土記】云、湯島公穀六百七十二東三字田、假粟三百九十二丸三字田、貢鹿狐走兎血山鶴馬牛等と、今御府内見に湯島あり、地續本郷は湯島本郷たらん、其地の條合せ見るべし、

廣岡 唱を註せず、【風土記】云、廣岡、公穀四百七十二東三字田、假粟二百二十七丸一字田、貢山鶴雉子狐狸等、按に【續日本紀】寶龜十一年五月甲戌、武藏國新羅郡人沙良直熊等二人賜姓廣岡造と載す、是も在名を以姓に命ぜられしなるべけれど、新羅郡の地今より考ふべからず、地理をもて推に新座郡によりし地ならんと思はる、さればこの廣岡【倭名鈔】に載る所の地なるべし、然るを

物茂卿は地名に尾と云は岡の下略なりと云は、廣岡は今
の廣尾ならんといへり、とかく今より考ふべからず、
餘戸

驛家 【兵部式】に、武藏國豊島驛馬十四傳馬五匹と載た
れと、今、驛の古路をつたへず、豊島村は郡の本郷な
るべければ、若くは彼地にや、猶村の條にも辨せり、
中古所唱郷

赤塚 高麗郡新堀村民家所藏應安元年の文書に、武藏
國赤塚郷内石成村云々と見えたり、又【小田原役帳】に
江戸赤塚六ヶ村と載たれば、此頃も猶郷名に唱へしこ
と知べし、

千東 淺草寺至徳四年の鐘銘に豊島郡千東郷金龍山淺
草寺とあり、【小田原役帳】に島津彌七郎二十七貫七百
文江戸千東の内近藤分、飯倉彈正忠十一貫二百八十文
千東内金杉分、太田大膳亮衆六貫六百八十五文千東石
濱惣領分、同衆二十九貫七十二文千東南原とあり、是
大膳亮寄子の知行なりや、太田新六郎六貫二百文千東内
三戸分十五貫四百文千東石濱土屋分、十六貫二百九十
文千東内阿佐谷同人分、江戸番匠四貫二百九十文千東
内朝倉分など載たり、金杉は今も村名に存じ、石濱は
淺草橋場の古名なれば、當時此等の地此郷に屬せしこ

と知らる、其後郷名變じて村名となりしにや、寛文五
年淺草寺領御朱印の文に、豊島郡千東村五百石と見ゆ、
此寺領後年許多町地となりて、今殘るものは山之宿及
花川戸村木町等に屬する在方分の地高合三百十石は、
今も小名内千東と云、其他は淺草寺の裏にあり、又飛
地にて日本堤外橋場町、今戸町、三之輪町、山谷町等
の在方分入會へる邊をすべて外千東と云、又下谷龍泉
寺町に千東稻荷と號する社あり、此社當時郷中に鎮座
なればかく唱るならん、又金杉村にも千東分と云小名
あり、されば千東郷の地は、當時廣くして今の淺草下
谷の二所に跨りしと知らる、

平塚 【小田原役帳】に太田新六郎知行三十貫文江戸平
塚本郷、十五貫文江戸平塚内田端在家岸分、案獨齋知
行江戸廻平塚の内中里、平塚藤右衛門二十貫文、江戸
平塚之内西原と載せ、中里村の傳にも豊臣氏治世の
頃、平塚因幡守と云もの平塚郷三千町を領せしなどと
いへば、當時郷名なりしこと論なし、其詳なることは
上中里村の條に辨す、

尾久 相州鎌倉八幡宮神主大伴某所藏應永六年の文書
に、武藏國豊島郡小具郷内江戸金曾木三郎跡事云々と
見えたり、又【小田原役帳】に太田新六郎知行八貫文、

江戸尾久伏舟方とも載す、今は村名にのみ残り、
白金 郡中麻布善福寺所藏天正十八年制札の文に、武
藏國白金之郷阿佐布善福寺云々と載す、
今所唱合郷三
澁谷 上中下澁谷村を始め、總て九村に此唱へあり
岩淵 岩淵宿より起りし名なり、【小田原役帳】に太田
新六郎知行江戸岩淵五ヶ村と載す、今も岩淵宿及近村
總て五ヶ村此郷に屬す、
石神井 合村四石神井村より起りし名なるべし、
今所唱合庄十
谷盛 合村九、中豐澤村八幡所藏明應九年村岡五郎左
衛門重義が記せし縁起の略に、秩父十郎武綱に奥州征
伐軍忠の賞として、源義家より一字を與へ、基家と號
し、谷盛庄を宛行と載す、此説もし實ならんには古き
庄名なり、
石濱 橋場村一村にのみ唱ふ、
岩淵 説前に出ず、上中里及中里二村に唱ふ、
小石川 小石川大塚村一村にて唱ふ、【小田原役帳】に
櫻井買得五十六貫五百八十一文小石川本所方元有瀧知
行、島津孫四郎五貫四百八十文小石河内法林院分松月
分と載たり、

牛込 合村三、【小田原役帳】に大胡六十六貫四百三十文、江戸牛込と載す、【牛込家譜】に、上野國大胡彦太郎重治、當國牛込に移り、北條氏康に屬すと是なり、又天正十八年太閤秀吉の制札にも、武藏國荏原郡江戸の内牛込七村と記せり、當時よりの庄名なりしなるべし、

巢鴨 雜司ヶ谷一村にて唱ふ、

荒木田 合村二、郡中三河島村の荒川に添し、耕地字にこの名あり、則其邊の廣原を荒木田の原と云、是庄名の由て起る所なるべし、

志村 合村四、郡中に志村あり、是本村なるべし、

松川 此名義詳ならず、上下練馬村のみにて唱、

永井 中村一村にて唱ふ、

今所唱合領七

麻布 合村十六、今御府内に屬せる麻布の地より起り

しなるべし、此領名荏原郡にも波及せり、

貝塚 一ツ木町にのみ此唱あり、【小田原役帳】に、太田大膳亮六十二貫六百文、丙申檢地辻一本貝塚と載す、今一木町の傳に、往古此地及び麴町の邊まで海濱にして貝多き地なれば、開墾の砌貝殻數多取て山の如になし、塚を築きしより此名起れりと、今も麴町武家

地の内に彼古蹟ありと云、

野方 合村四十、武藏野の遺名と覺て、多磨郡に野方領あり、此名の推及びしならん、

峽田 合村三十六、谷中より西ヶ原、王子邊等峽多き處なれば、彼地より起りし名にて、後年廣く及びしものなりと云、

岩淵 合村十九、説前に出、

戸田 隣郡足立郡に戸田村あり、其邊此領名を唱ふ、

故に當郡にも及びしなるべし、合村四

淵江 足立郡千住宿邊の領名なり、郡中小塚原町、中村町二所のみにて唱ふ、

御入國の後、千住宿に組入れしよりのとなへなるべし、

閩郡合村百十九

右件の村現在の數なり、此内後年御府内の町並となり、猶其町に屬する耕地あり、今是を某町在方分と記す、又持添新田と號するもの數多あり、正保年間の改に、村數九十一、元祿の改に村數百十七、前に比すれば増加すること二十六、又後年分村二ありて全く今の數となれり、

荒川 郡の乾の方足立郡早瀬村と當郡上赤塚村の界より

流來り、それより總て足立と當郡の間を流れ、橋場の

東より葛飾の郡界となり、流末永代に至て海に注ぐ、上赤塚村より永代浦まで川路凡十一里餘、川幅は所々同からず、凡三十間より百間餘に至る、深さ平水一丈四五尺、此川に隅田川、淺草川、大川等の名あり、豊島村地先より淺草邊迄の間は漁獵を禁ぜらる、魚は鯉鮒鰻鱺サイ、銀魚の類最多し、【事跡合考】に據に、銀魚は昔東照宮命ありて尾州名古屋浦より魚種を徵て放されしより、今に至て其賜を受くと云、川に添て堤を築く、高一丈二尺餘、

石神井川王子川 郡の西上石神井村三寶寺池より流出す、又關村溜井の下流も此川に合して一條となり、下

練馬村に掛りて近村の用水となり、下板橋宿字根村と云所に堰枿を設け、北の方に引分ち、十條村に達する一條を根村用水と號し、十條、神谷、稻附、岩淵、下村、板橋六村に注ぐ、本流は根村より東北に流れて瀧野川村に入、夫より王子金輪寺峽下にて石堰を構て三派に分つ、一派は南流して二十三ヶ村組合用水、一派は北流して豊島、十條、王子、三村用水となる、本流は東の方梶原堀之内豊島にかゝりて荒川に入、此川路凡四里餘、川幅五間より七八間又は十二間の處もあ

(水用村根)

り、此川王子村内にては王子川と稱す、

白子川并矢川 郡の西北新座郡小搏村と當郡土田村との界井頭池より出、郡界を流れ、下流上赤塚村内にて荒川に入、水路凡一里半餘、川幅二間より四五間に至れり、下流成増村、赤塚村の邊にては矢川と呼ぶ、此川赤塚郷中の用水に引注ぐ、

澁谷川 内藤新宿の東南四谷大木戸の邊にて玉川上水の

餘水枝流となり、千駄ヶ谷、原宿、穩田、澁谷、豊澤等の村々を東流し下流本郡と荏原の郡界を延亘し、同郡白金村の地先を流れ、三田村に至る、此川古は三田村の邊にて二派となり、一は猶郡界を流れて本芝町に至り、今、里俗入間川と唱る川に通じ、芝橋の東にて海に入、此流正保改定の國圖に載す、寛文中の江戸圖及其後のものには見えず、今本芝町入間川と唱るもの、松平豊後守屋敷の構下水の堀に續き、僅に川路二三町程を経て直に海に入れり、其餘は川跡の傳へも失す、一は三田村の界を過て今の如く再び郡中に入り、芝、赤羽根、芝金杉等を経て海に入、水源より川路凡三里、幅不同にして廣き所にて二十間餘にも及びり、古は總て細流なりしが、延寶三年の頃、台命に依て芝金杉より今の麻布十番の邊まで堀廣げられ、通船の用

(川堀新)

をなせしが、元祿十一年白金御殿御造營のとき、又上流をも掘開かれ、今の麻布四の橋の邊迄汐入となれりと、此川澁谷村に多く掛るを以て澁谷川と唱へり、又一に下流芝赤羽根に至るを以て、芝邊及び上流にて或は赤羽根川とも稱す、又堀開かれし後今に至て土人多く異名に新堀川と呼び、上流を古川とも云、井草川 多磨郡上高田村より當郡上落合村に流れ入、同村にて神田上水に合す、川幅三間許、

谷戸川 巢鴨上駒込の接地に長池と云あり、此池より流れ出て、上駒込西ヶ原村を東に屈曲し、其間巢鴨駒込邊より出る、清水及下水等もこの流に沃き、夫より中里、田端、谷中に添て南に流れ、流末不忍池に落入れり、根津谷中の邊にて 藍染川と唱ふ、川幅一間より二間許、

に過す、此川巢鴨村内にては谷端川と稱す、江戸川 神田上水の分流なり、この水路、往古牛込關口の邊にては今より南に寄りて流れしが、承應の頃水路を今の如く改め、關口町に石堰を作り、二流に分派し、一は東流す、これ神田上水なり、一もかの上水に并ひて東流し、夫より屈曲して南に流る、これ江戸川なり、この流牛込、小石川の間にて神田川の上水に合す、

入間川 芝金杉町と本芝町の境を通じて海に入、川幅一間程、此川の説は前の澁谷川の條に辨せり、玉川上水 荏原郡代田村より郡中幡ヶ谷村に入、東流して代々木村に至て分水し、角筈村十二所權現の側を経て神田上水の助水となり、本流は尙東流して千駄ヶ谷村内藤新宿の間より、内藤大和守別業に入、四ッ谷大木戸より御府内に入れり、此上水の支流多磨郡中にて分るゝもの一條あり、當郡南邊諸村の用水となれり、神田上水 多磨郡井ノ頭池を水源とす、角筈村より入、多磨と當郡との界を北流して上落合村より全く郡中に入れり、前にいへる十二所下を過る玉川支流、柏木村澁橋町の接地にて合流し、上落合村に至て井草川又是に合ひ、東流して下落合村關口町に係り、次第に東流

し、小石川なる水戸殿の館地に入、夫より埋樋を以て御茶水に至り神田川に架せる萬年樋を通じて御曲輪内に流れ入、

石神井用水三 一は下板橋宿の内字根村と云所より石神井川を引分ち、十條、神谷、稻附、岩淵、下村、下板橋六村の水田に注ぐ、是を根村用水と稱す、一は王子村石堰より十間許上流にて分派し、飛鳥山下を流れ、西ヶ原、梶原、堀之内、田端、新堀、三河島、金杉、龍泉寺、山谷、橋場敷村を歴て淺草川に達す、其近郷二十三村に引注ぐ故、直に二十三ヶ村用水と名づく、一は前の分派より又十間許上流にて北に引分け、王子、豊島、十條、三村の用水とす、此餘石神井川の上流に邊せる上下石神井、田中、谷原、上下練馬、上板橋等の村にて彼水流を分派して用水とせるもの多し、

千川上水跡 新座郡保谷村より玉川上水を分ち、本郡巢鴨村まで行程六里餘、堀割ありて巢鴨庚申塚邊より本郷湯島、淺草邊に通ぜり、是元祿五年起立ありし所に於て、小石川御殿、湯島聖堂、東叡山、淺草御殿等へ掛りし上水なり、多磨郡仙川村百姓太兵衛徳兵衛と云もの、台命に依て此事を奉す、故にかの村名を以て名とし、文字をば千川と改め、事を奉ぜし村民二人の氏

に賜り、且江府にて屋敷地を賜ふと、此上水享保七年廢せられて最寄村々の用水に賜ふ、又【專跡合考】に、千川上水は常憲院殿の御代、板橋の西條馬の南石神井池より本郷及柳原筋に引れし水流なりしが、文昭院殿の御代停止せらるゝと見えたり、石神井池を引しと云は誤にて、然るに明和六年再び此事を起し、安永年中落成して、庚申塚より駒込、本郷湯島、下谷、淺草邊まで掛りしが、便ならざるを以て天明六年又廢せらる、今多磨郡關前新田の邊にて當郡關村、中村、中荒井村、下板橋宿、瀧野川村等に其堀残り、流末は瀧野川村にて石神井川に入、其間近郷用水の助水となれり、堀幅四五尺或は廣き所も九尺に過す、

三田上水跡 玉川の分水にて、白金御殿へ掛りし上水なり、郡中代々木村より澁谷村、荏原郡目黒村、白金村に至り、再び本郡豊澤村より麻布邊に掛りしと云、今も件の村々に上水跡と傳るもの所々にあり、起立の年代は傳へざれど、元祿十一年白金御殿御造營の頃の事なるべし、享保の頃御殿を廢せられし後は品川領村々の用水に賜ふ、

町、及市兵衛町等を経て飯倉町に掛り、末は芝新堀に至る、此上水萬治三年始て造立ありしが享保七年停止せらる、

丸池 志村原にあり、蓮沼、根葉二村の持なり、古へ荒川の流れし趾なりと云、其狀圓なるをもて斯呼べり、魚獵を禁せらるゝにより水禽及鯉鮒鯰鱈の屬多し、道生沼 志村、蓮沼二村の池にあり、長四十間横三十間程、これも荒川古流の名残りなり、

後沼 是も同じ入會の池にあり、今は埋れて芝原の如し、東西十二町南北五六町許、享保年中追鳥狩の時此邊に御立場を置れしと云、

渡津二 共に荒川にあり、一は中山道の往還當郡志村原と足立郡下戸田村との間にあり、是を戸田渡と呼ぶ、一は川口渡とて、當郡岩淵宿と足立郡川口町との間にあり、此餘農夫耕作の便に設る渡船所々にあり、正保改の國圖に赤塚村より對岸足立郡早瀬村に達する渡を早瀬舟渡と注し、又豊島村より對岸足立郡宮城村に通ずる船渡をも載たり、此二渡は農耕の爲に設といへども、兼て間道の往來にも便せし故しか註すにや、

志村原 蓮沼、根葉二村入會なり、志村の地に續けるをもて志村の原と呼來れど、其實は志村にあつからず、

東西一里南北二十丁許、享保中に雉子追鳥狩の御遊あり、

徳丸原 荒川に傍り、上下赤塚、成増、徳丸本村、同脇村、同四ツ葉等六村入會の地なり、東の方志村の原に續けり、古は槩して赤塚に屬せしが、今多く徳丸村に係るをもて徳丸原と呼ぶ、東西十三町南北八丁餘、火術を學ぶもの往々其業を此原に試む、

廣尾原 下澁谷、下豊澤の二村にかゝり、則二村の持なり、元此邊一圓小名種籠と唱ふるを以、原の名にも呼び、又古土筆多く生ぜし故つくしが原とも唱へ、或は曠野なるをもて廣野とも呼べり、後年次第に新墾し、元祿檢地の頃より文字を廣尾に改む、今存在の原僅に一千七百坪あり、除地にして御鷹場の茅野なり、爰は昔内藤銀一郎が一屋敷に賜ひしを、延享元年上地となりて元の原に復せしものなり、【倭名鈔】廣岡郷名の下略といへる説は前に載す、

産物

蘿蔔 郡内練馬邊多く産す、いづれも上品なり、其内練馬村内の産を尤上品とす、さればこの邊より産する物を槩して練馬大根と呼、人々賞美せり、

茄子 駒込邊より産する物味美なり、其内形殊に大にし

て佗品に異なるあり、夫等を駒込土物店といへる市場に持出て鬻けり、されば駒込茄子と稱して賞味せり、

蕃椒 四ツ谷内藤宿及其邊の村々にて、作る世に内藤蕃椒と呼べり、

茗荷 早稲田村中里村等にて多く産するもの上品なり、

鰻鱺 芝浦、築地鐵炮洲、淺草川、及葛飾郡深川邊にて漁するを世俗通じて江戸前と稱して殊に賞翫す、

磁器 火入火鉢の類其外種々日用に便なる陶器を燒て出せり、これ今戸町邊所々にて製作すと、多くは今戸町より出るを以て姑く今戸燒と通名せり、

新編武藏風土記稿卷之九終

新編武藏風土記稿卷之十

豊島郡之二麻布領

○麻布町在方分 麻布町の惣名は古の麻布村地域をすべて云、大概東は白金村及新堀川を限て荏原郡三田村、南は本郡下豊澤、下澁谷の二村、西は下澁谷村及櫻田町、龍土町、北は飯倉町なり、日本橋より一里十町餘、往昔は村名麻生又阿佐布とも記す、【新田系圖】に、天慶年中平將門が亂に源經基武藏國麻布にありて將門に隨はず又平忠常朝敵となりし時、河内守頼信長元元年按するに四年の誤なる十月征夷大將軍に補せられ、鬼丸の御劍を賜はりてかれを征伐すまづ武藏國麻生に到りて坂東の軍兵を集む云々、されど又都筑郡にも今上下麻生の二村あれば、何れとも定めがたし、【長祿江戸古圖】には此地を阿佐布と載せ、又小田原役帳に狩野大膳亮知行の内五十三貫二百文江戸阿佐布と記し、當所善福寺所藏天正十八年小田原陣の時太閤秀吉より出せし制札に、白金郷阿佐布と載せ

たり、此頃ほかの郷を唱へしにや、今は傳へず、正保の郷帳には、阿佐布村高七百四十五石一斗七升七合、伊奈半十郎御代官所及び山王領、大養寺領、天徳寺領、神田明神領、柴明神^{なる}領の外十石善福寺領と載す、土人云、此地は古へ多く麻を作り、布を織又紙を漉て麻苧紙と呼ぶ、よりに起りし地名なり、後年今の字に改むと、寛文九年當村の記に惣反別六十一町四反七畝八歩の内十三町二反九畝二十六歩、年々土地とありて、其年代を載せず、又段別を除かれて武家寺院賜地となりしものを記す、其賜地は亥年水谷伊勢守、木下伊賀守、亥丑の二年小出越中守、吉良若狭守、亥寅の二年に左馬頭殿、丑辰の二年松平龜千代、丑年秋月佐渡守、小出大隅守、大久保右京、與力同心、善福寺、慈照院 諏訪社、丑寅の二年岡部丹波守、龜井能登守、堀美作守、京極刑部、石川若狭守、増上寺下屋敷、丑辰の二年岡田豊前守、山内式部、寅年植村右衛門佐、伊達兵部、氷川明神、寅辰の二年保科越前守、辰午未の三年御堀、午申の二年平野權平、午年井上左太夫、井上平十郎、與力同心、渡邊大隅守、辻番所、未年新道鋪等に上りしは亥より申に及びしは萬治二年より寛文八年迄の事なること知へし、此内増上寺下屋敷丑寅の二年に上りし内寅年寛文の分は、下

澁谷界にて代地を賜ふと云、此餘寛永の頃賜はりし山王、神田明神社領土地十四丁八反一畝六歩の内、四丁五反一畝二十六歩は年々土地となりて、武家屋敷寺院境内賜ひ、其餘は御料となれり、是は寛文の頃他村に替られしと云、元祿十年織田越前守檢地して惣反別三十五丁一反八畝九歩、高三百四十三石一斗一升六合、此餘萱野一反九畝十一歩、雜木林五畝十二歩と定む、同十一年本村の西南にて白金御殿御用地となり、下澁谷村小名羽澤及び三田村の内にて代地を賜ひ、同年南の方にて御堀御用地となり、下澁谷村にて代地を賜ひ、同十二年善福寺領は荏原郡の内に替賜ひ、同十三年七月新堀向にて上地あり、武家十人、白金御殿番八人の町屋敷に賜ふ同十五年本村の南にて御堀御用地、及小名西の臺にて道敷を廣めらる、共に代地は下澁谷村にて賜へり、又是より先同六年の頃三田村小名龜塚の内上地となりし時、新堀向當村域内にて其代地を賜ひ、彼村に屬す、寶永三年又新堀向にて芝増上寺御靈屋御掃除頭二人町屋敷トナレリ、同四年北ノ方永坂町ノ邊道鋪トナリ、代地は下谷御敷寄屋町、神田明神下、御臺所町、深川萬年町二丁目内にて賜ひ、彼町の内にて屬し、貢税は當所の進退による、又同年東北の方明地にて、芝新網町代地、同五年六月新堀向

にて武家十八人、八月同二十八人、同六年七月同六人、同十月北の方にて坊主陸尺等、享保二年三月新堀向にて御口之者六人の町屋敷に賜ひ、此餘にも年代を傳へざる土地あり、かく履上りて代地を賜ひ、或は代地の出さるものありて、今は御料の地二百五十七石六斗一升五合五勺、天徳寺領三十三石八斗九升四合、大養寺領三十一石二斗三升五合、反別合三十五丁五反七畝二十七歩の地とはなれり、天徳寺は元和元年、大養寺は寛永二年賜ふと云、寛文八年新地奉行始て家作の改めありしと云へば、其頃既に町並となりしことしらる、元祿の改に阿佐布町と記す、其後正徳三年町奉行支配に屬し、家作は猶新地奉行の指揮を交しが、享保四年十一月より町奉行改となり、同十六年改を免許せられ、今十二町に別れ、本村町、一本松町、坂下町、永坂町、南日窪町、北日窪町、宮村町、同代地町、三軒屋町、廣尾町、永松町、古川町と唱ふ、反別合十三町七反五畝十二歩、其餘は武家寺院の抱地となり、又武家地町屋の裏所々に残れる陸田は合て四町四反五畝二十三歩、是等を在方分と唱へて、左に載す、戸數十七軒、御料所なり、新田の檢地は享保十七年寛播磨守、明和三年伊奈備前守、天明二年伊奈半左衛門等改む、

小名 竹谷 小田主水が抱地の邊を云、古はねくろみ村とも唱へ、鶯の名所と云傳ふ、又粟立野と云小名あり、是も同大隅山又大隅屋敷とも云、古渡邊羽澤地人抱地にいる、大隅山 大隅守抱屋敷の跡なり、澁谷村に出す、
堀大和守抱屋敷 一町六段三畝十歩、新堀端下屋敷に添へり、 ○植村駿河守抱屋敷 八畝、是も新堀端、 ○山内遠江守抱屋敷 一町七段七畝一歩、下屋敷添地とす、 ○土屋相摸守抱屋敷 六段二畝十四歩、下屋敷に添ふ、 ○小田主水抱屋敷 一町七段三畝二十歩、本村町の西、 ○保科彈正忠抱屋敷 一段六畝十七歩、同町の東、又九畝二 ○大隅越前守抱屋敷 四段七畝二十一歩、同所東にて文 ○龜井大隅守抱屋敷 六反八畝、下屋敷に添へり、 ○堀田攝津守抱屋敷 七畝二十七歩、廣尾町下屋敷添地に ○北條相摸守抱屋敷 一段一畝、三軒屋町の ○木下宮内少輔抱屋敷 一段二十二歩、同西下屋敷に添ふ、 ○行徳元育抱屋敷 六段三畝十一歩、櫻田町に接す、 ○松平源太夫抱屋敷 二段五畝二十三歩、一本 ○井坂大五郎抱屋敷 四畝、本村町の北、寶永五年森元琳 ○毛利甲斐守抱屋敷 八段九畝十二歩、北日窪 ○京極壹岐守抱屋敷 五畝、鳥居坂武家

地に接す、文化三年 ○松平肥前守抱屋敷 一段一畝十九歩、成澤春佐より譲、○成澤春佐抱屋敷 二段八畝十歩、南日ヶ窪町の北にあり、○氷川社抱地 二十八歩、本村町の北社地に續く、此 ○天現寺抱地 八段二畝二十二歩、廣 ○光林寺抱地 一町七段六畝十の南新堀端なり、北抱地の内上水跡あり、玉川分水にて白金御殿へかかりしか、彼御殿取拂の後水路を改めて品川邊の用水となり、此水道敷は享 ○明稱寺抱地 五畝二十二歩、○西福寺抱地 五畝十二歩、同 ○圓澤寺抱地 二畝二十六歩、○曹溪寺抱地 一段六畝十九歩、○淨専寺抱地 三畝同所 ○龍潭寺抱地 一段六畝十九歩、○延命院抱地 一段五歩、本村、是も同所なり、○德養寺抱地 五畝二十八歩、本村町の南 ○稱念寺抱地 八歩、○遍照寺抱地 二畝、○淨林寺抱地 四歩、○天真寺抱地 四段二畝二十八、○春桃院抱地 二畝、本村 ○德正寺抱地 一段三畝二十三歩、○本善寺抱地 一段四畝二十六歩、○長傳寺抱地 三畝十三歩餘、○本光寺抱地 三段一畝二十四歩餘、下四ヶ所 ○長玄寺抱地 一段六畝、○光隆寺抱地 五畝、○廣稱寺抱地 一畝二、○妙經寺抱地 七畝十八歩、櫻田町 ○大長寺

抱地一畝十二歩、永坂町にあり、○櫻田町在方分 櫻田町は日本橋より一里を隔つ往昔は今の郭内櫻田より霞ヶ關の邊に在、當時櫻田村と號す【風土記】舊本荏原郡部云、櫻田郷公穀四百六十三束三字田號櫻田者、以其郷之岡及野櫻樹多也、櫻田神社圭田の三十二束、【和名抄】亦此郷荏原に屬す、當郡に入しは後世なるべし、土人云此地は右大將頼朝奥州征伐の時、當所の霞山稻荷社に寄附せられし神領の跡なり、其頃神田の四至に櫻樹數株を植しむ、後年次第に叢生せしより村名起れりと、此地名長祿の江戸古圖にも載せ、又【牛込家譜】に宮内少輔勝行が時、天文二十四年牛込及今井櫻田其餘若干を領すと記し、【小田原役帳】に興津加賀守が知行の内買得三十七貫七百文、江戸櫻田平尾分元板橋知行、又島津孫四郎知行の内三十八貫五百五十文、飯倉内櫻田善福寺分島津衆太田新次郎知行の内二貫三百文江戸櫻田池分太田源七郎知行の内十九貫文、江戸廻櫻田西村分と載たり、天正七年の村高五百七十石なりし由、慶長七年の頃收公せられ、今の虎門外及び溜池端にて代地を賜ひ虎門外の民家は貢を除きて町地となれり溜池端の地に住せし民居は再び上りて同所坂下邊に遷され、元和元年又同所坂上に代地を賜ひて居住せしが又上りて武家屋

(宿新布佐阿)

舖等となりしより、村民居地を失ひし事を歎き、土井大炊頭利勝、永井右近大夫直勝 信濃守尙政とも、井上主計頭正就に訴けるは、御打入以前より部内に住し奥州及關ヶ原、大坂の御陣等に數度人馬の役を勤め又御放鷹の夫役をも屢勤めしもの共なれば、他村の比にあらざる由を申て、宅地を賜はらんことを屢願ひ上しかば、麻布の往還より三十間を除き居住の地を望むべきの命ありて、寛永元年原地四畝二段七畝四歩を賜ひて今の地に移る依て阿佐布新宿と唱ふ、今に虎門外の櫻田七町の者共皆此地の霞山稻荷社を鎮守とせり、是元一村たりし證とすべし此地民家寺社の外田圃なく毎年見取永を收しが、後年舊名に復して櫻田町と改む 近隣の土俗は今も地域の大略東南は麻布町及び武家寺院、西は麻布澁谷等の武家屋舖、北は龍土町なり、寛永十一年の頃より貢の事は麻布村名主進退せしより、自然同村に屬せり正保元年檢地ありて高入となり、其後故ありて舊地に在し頃、御放鷹の時御鷹隠の夫役を勤めしより、此地に遷りし後も南口に成らせらるゝ時は、當所の民に限りて其役を勤る事を聞え上、別村とならんことを願しかば、寛文十二年四月特に命ありて別村に復せり、又西の方澁谷内に千七百七十二坪の地あり、元高木大學下屋敷の内小普請方手代屋敷に裂賜ひし

が、後上りて大學に預けられしを元祿二年五月當所の名主十兵衛に御預替となり、同十年四月より永錢を税して當村に屬す、又同十二年四月當所三百坪の往還道敷となり、寶永元年澁谷の接地筭橋の東方武家上地跡にて替地を賜ふ、正徳三年閏五月町奉行支配に屬し、一圓に町並地となり、貢は元の如く御代官支配す、檢地は正保の後寛文十一年伊奈半十郎、元祿十年織田越前守改め、惣反別五町八段七畝十二歩、高六十四石六斗一升四合、又西の方麻布の内にて内藤因幡守門前に閑地あり、武家上地跡にや、昔の坪數は傳へざれど、是も當所名主御預の地なりしが、天和三年伊賀者の屋敷に賜ひ、残り三坪餘は見捨地となり、今に持とす、當所町並地、寺社年貢地境内等其餘は御府内の部に出し、抱地のみ左に載す、○妙善寺抱地 町の西側年貢地境内に、○長幸寺抱地 同所の寄附地四十八坪境、三百二十八坪、○妙經寺抱地 町の東横町境内に續けり抱地に添ひ抱とす、地百三十坪内三十坪は寄附地なり、○龍土町在方分 龍土町舊地は今の芝愛宕下西久保邊なり、彼地江海に濱して漁人多く住す、依て獵人村と號す、當所神明社縁起の略に、古は飯倉の城山にあり、後年土人と共に今の地に遷る云々、相傳ふ元和の頃御用地

となり、麻布領の内にて代地を賜ひ、村名を今の文字に改む、寛永十年の記に據ば、當時は伊奈兵藏支配所なり、正保の郷帳に高二十四石六斗四升九合、伊奈半十郎御代官所龍土村と載せ、【元祿郷帳】より町と記す、同十二年龍土町の道を廣められし時三畝十一歩上り、三田古川町續にて代地を賜ふ、地の大様、東は飯倉、南は麻布町及び櫻田町、西は青山北は今井に接し、武家屋敷、寺院境内を隔て所々に跨り、龍土町、龍土材木町、同坂口町、同六本木町、同代地、三田古川町の五町に分ちて家並をなせり、正徳三年閏五月町奉行支配に屬し、其地の貢は今に御代官指揮し合て麻布龍土町と號す、檢地は元祿十年織田越前守改め、惣段別二町二段八畝六歩と定む、其後寶曆九年四月辻源五郎無年貢地を改め、新田三段五畝増加す、日本橋を距ること三十町許、町並地寺社等の事は御府内の部に出し、抱地のみを左に載す、

神明社龍土町の中程にて年貢地の社地に抱添とす二十一坪 ○法庵寺抱地同所の貢地境内に續けり二百十坪

○今井町在方分 今井町は日本橋より三十町餘を隔つ、昔は今井村とて地域の大略、東は虎門外、南は西久保、飯倉、龍土、西は青山、北は赤坂溜池に界ひし村なり、土人云、當所に今井四郎兼平が館址あり、其地は今の赤

坂一ツ木町、同所新町の際にある丘にて、今松平安藝守齋賢の下屋敷の地是なり、是地名の因て起る所なりと云、其證とすべきことなけれど、暫く傳へのまゝを載す、【長祿江戸古圖】にも村名を記し、又【牛込家譜】に重治の孫宮内少輔勝行牛込及び今井櫻田等を領すと載す、又【小田原役帳】に太田新六郎知行の内九貫八百文、江戸今井伊佐分又二十七貫五百文、江戸今井渡邊丹後大普請之時半役と記す、寛永十八年惣段別の内一段一畝二十五歩を眞田伊豆守信之添屋敷に賜ひ、五町二段五畝二十七歩の地と減せり、同二十一年惣反別十七丁八段三畝二十二歩と記せしものあれば、此頃檢地ありて高入などありしにや、正保二年の秋二十二歩を番所屋敷二ヶ所同三年冬二畝十二歩新番所屋敷三所の地となり、【正保の郷帳】には百二十二石七斗一升七合と載す、承應三年に至りては段別十七丁八段十八歩たりしが、同年春水田陸田屋敷等合て八町五段七畝二十二歩を除かれて武家屋敷虎門外御堀等の御用地となりしより、村民居地を失ひ、屢代地を賜はらんと願ひ上しかば、北領率禮と云所にて一人に五町三反の地、及び引料金五兩宛を下さるゝよし命ありしかど、其地の相隔たることを歎き猶豫せしかと、別に代地を賜はらざりしをもて、再件の地を願ひしに、郷に

命ありし時拒奉しをもて、他村の民に給ひしとて其願を許されざりしかは、今の今井町、今井谷町、同三谷町、同寺町、臺町、後に市兵衛町に改 谷町の地に移住す、明暦元年冬又六畝二十歩武家屋敷に上り、萬治二年の夏一町八反二畝石川播磨守、相馬長門守、伊藤安兵衛、近藤小八郎等、其餘不動院境内、同三年一反二畝二十八歩仁科勘右衛門屋敷、寛文二年春五畝新道敷、同八年春八畝十八歩杉浦惣兵衛屋敷、八畝十三歩道敷、此數度に上地となり、同十一年には惣反別八町九反五歩の地となり、又此年繩入ありて二町一畝二十一歩増加す、同十二年故ありて臺町、谷町二ヶ所合て一町六反一畝二十七歩の地を分村し、當所は今井本村と唱ふ、元祿七年改の反別六町二反八畝八歩なり、減高の故を傳へず、同十年織田越前守檢地して六町七反六畝二十六歩となり、又享保八年夏二反三畝二十九歩上りて、鳥居丹波守屋敷に賜ひ同十七年飛地青山の内にて見取場二十六歩本高に入て、今六町五反三畝二十三歩の地となれり、正徳三年閏五月町奉行支配に屬し、貢は猶御代官指揮して村の惣名を麻布今井町と唱ふ、御打入の後より御料所にて、寛永五年内十五石は東光院今淺草薬師堂領の替地に給ひ同院にては長しが、承應年中迄に追々上りて武家屋敷となれり、町並地寺院等

其餘は御府内の部に出す、

松平出羽守抱屋敷 八反七畝二十三歩、今井町の南裏にて中屋敷に添り、寛永十七年よりの持、○相馬長門守抱屋敷 麻布御籠町北の北なり、七反六畝十三歩寛永十六年よりの抱地にて中屋敷に續く
○眞田伊豆守抱屋敷 二反五畝十五歩、麻布谷町の東にて上屋敷に續く、萬治二年より抱添とす、
○本多彈正少弼抱屋敷 麻布谷町續き、道源寺の南なり、是傳へず、寛政十二年三月 ○石川中務少輔抱屋敷 今井寺町の木下定太郎より譲受、○長谷川主膳正抱屋敷 一反六畝二十一歩、麻布龍土六本木町續光寺門前、代地の東居屋敷に續けり、寛永八年より持、○岡仁庵抱屋敷 麻布永坂太田原飛騨守上屋敷に對す、七反一畝二十五歩、文化九年二月青木岳太郎、藩醫立田文章より譲受、○堀江新次郎抱屋敷 五畝二十歩、今井谷町の東南なり、○吉川監物無年貢抱屋敷 今井町の北にあり、三千五百坪餘、寶永元年六月先祖勝之助抱地とす、○永昌寺抱地 麻布御籠町の北、古跡年貢地、境内に添百十二坪の地なり、寛保四年二月寄進地にて持添と、○善覺寺抱地 今井寺町、年貢地境内に續く、百三十坪、是も同町年貢地境内に續き、昔よりの添地十九坪又寄附地にて元文二年よりの持添百二十五坪と、○淨因寺抱地 麻布龍土六本木町の北横町にあり、年貢地境内に續けり、寶永五年より持添す、

○飯倉町在方分 飯倉は古き地名にて、伊勢神供又は貢
稻を納し、屯倉を置れし跡なれば此名起れりと云、或人
云、文武の朝貧民を救はれんが爲に、諸國に義倉を置く、
これ、其跡ならんと、兎角穀倉の跡なることは知らる、
【神風抄】に武藏國飯倉御厨註云、當時四貫文飯倉御厨註
云、長日御幣五十丁と見ゆ、【東鑑】に、壽永三年五月三
日武衛被奉寄附兩村於二所太神宮、件兩所者内宮御分武
藏國飯倉御厨被仰付、當宮一廟宜荒木田成長神主と記し、
寄進狀の文を載す、

寄進 伊勢皇太神宮御厨壹處 在武藏國飯倉
右志者奉爲 朝家安穩、爲成就私願、殊抽忠丹寄進狀
如件、

壽永三年五月三日 正四位下前右兵衛佐源朝臣
下りて長祿の頃の江戸圖に、飯倉村を載す、又【北條役
帳】に二貫八百七十二文、飯倉之内飯倉彈正忠と見ゆ、
彈正忠が世系今考べからず、同書に太田新六郎飯倉及小
早川にて十四貫文の地を領し、又島津孫四郎飯倉之内櫻
田三十八貫百五十文を知行せしことを記せり、又駒込吉
祥寺に藏する元龜二年七月廿八日の文書に、遠山左衛門
大夫政景江戸の内所々にて五十五貫六百八十五文の地を
吉祥寺に寄進せしことあり、其内にも飯倉郷之内六貫文

と載せ、其内三貫三百文は前々より箕輪大藏が寄附せし
由なり、飯倉村四域の大略を云に、東は増上寺山内より
芝切通邊まで、西は麻布龍土六本木より永坂邊に至り、
南は赤羽新堀を限りて荏原郡に界ひ、北は西久保邊より
麻布我善坊町迄の間、古は一圓にこの村中なりしと云、
されど役帳に據ば、櫻田の地も當時は飯倉に隸せしと見
ゆ、同書に載る地のみも總て六十一貫餘に及び、又飯倉
郷と記するものあるを見れば、殊に廣き地なること知る
べし、御入國の後年を追て武家寺社の賜地となり、正保
の改に高百四十九石七斗六升飯倉村と見ゆ、元祿に至り
ては高九十四石二升七合に減じ、今は七十五石八斗二升
六合餘、段別六町八段九畝十歩とはなれり、然に此地は
虎門より品川驛への往還なれば、次第に町並となり、飯
倉町一丁目より六丁目に至り、同片町、同永坂町、同狸
穴町、同六本木町の十町に別れ、寛文二年町奉行の支配
となる、この町地段別合て四丁三反六畝二十四歩、其餘
二町五反二畝十六歩の地は飯倉中に散在して町方に屬せ
ず、御代官のみの指揮を受るものなり、今は武家の抱地
或は寺社の域内となれり、是を在方分と唱へて左に載
す、天正十九年十一月芝西應寺に寺領十石を附られし
時、飯倉村中にて五石三斗を賜はりしが、寛文中及延寶

三年、同六年の三度に收められ、他村にて替地を賜ひし
より一圓に御料所となり、今に然り、檢地は元祿十年十
二月織田越前守改む、

長谷川甚兵衛抱屋敷 片町の北、賜地に添てあり、六畝
澤大和守抱屋敷 狸穴町の南賜地に添り、一畝二十四
右衛門抱屋敷 狸穴町の北にあり、二反七畝二歩、寶永三年
内藤駒之丞抱地とし、文政二
年三月仁右衛門に譲れり
○秋田山城守抱屋敷 仁右衛門
り、中屋敷に添り、四反六畝十
三歩、元祿檢地前より抱とす、
○古田休眞抱屋敷 山城守の
り、一反一畝二十歩、元祿檢地前より曾谷伯安抱地なりしに、
罪ありて文政八年十二月名主兵庫の預り地となり、同十年十
二月休眞の
○大島俊次郎抱屋敷 休眞の東隣なり、九畝五歩
抱となる、
○岩崎儀兵衛抱屋敷
七郎右衛門に譲り、寛政六年三月伊藤
權之助譲受、同年十月俊次郎に譲る、
○岩崎儀兵衛抱屋敷
俊次郎の東隣なり、九畝、天明二年曾谷伯安より細川
門に譲り、寛政六年十月竹本權左衛門の抱地となり、文政五
年四月儀
○町家女たき抱屋敷 儀兵衛の東隣なり、二畝二十
兵衛譲受、
○町家女たき抱屋敷 儀兵衛の東隣なり、二畝二十
川理右衛門に譲り、寛政六年十月横井三太夫譲
受、後香川玄英に譲り、文化九年二月たき譲受、
○金剛三郎
抱屋敷 同邊なり、一反二畝一歩半、元祿の比は池田新兵衛抱
地なり、後佐野宗知に譲り、安永三年十一月岸本閑盛
譲受、文化四年二月
○設樂市左衛門抱屋敷 里俗我善坊谷に
三郎の抱地となる、
○光圓寺抱地 芝切通にあり、一段四畝
二十四歩、元祿檢地
○光圓寺抱地 一段六畝三歩、専光寺抱
前よりの抱地なり、

地 神谷町にあり、光藏院抱地、飯倉町一丁目にあ
一段二畝、
○眞淨寺抱
地 秋田山城守抱屋敷の
飯倉町四丁目にあ
地東にあり、五畝六歩
○瑠璃光寺抱地 飯倉町四丁目にあ
一乗寺抱地 眞淨寺の北隣なり、一段四畝四歩、
○同寺抱屋
敷 抱地の東南に續けり、六畝四歩半、元祿の頃は池田新兵衛
抱地なり、後佐野宗知に譲り、安永三年十一月岸本閑盛譲
受、文化四年二月
當寺の持となる、

○芝金杉町在方分 芝金杉町は日本橋より二十八町を隔
つ、往古は荏原郡の地なり、當郡に屬せし年代を知らず、
正保の改に既に當郡に入高十三石六斗三升、伊奈半十郎
御代官所金杉町と載す、土人の説に、古は金洲崎或は金
曾木と記す、鶴岡八幡社延文二年管領足利基氏の下文
に、八幡宮社家領武藏國金曾木彦三郎、市谷孫四郎等跡
の事止江戸淡路守押領事見ゆ、此金曾木彦三郎は當所の
在名を名乗しならん、又今本芝町名主源五郎所藏天文二
十三年七月小田原北條氏船方法度の文書に、柴金曾木船
持中と書す、此餘【小田原役帳】に金曾木法林院分、金剛
寺分、又千束之内金曾木と載る類は當所にはあらず、此
地の四域東南は海涯にして、南は本芝町、西は三田邊、
北は金杉川を境ひ、芝濱松町、芝土手跡町等に接せり、
御入國後御料所にて今も然り、當所は東海道往還係れる

を以て、古くより商家軒を連ね、年を追って増加しければ、寛文二年町奉行の支配に属す、金杉通一町目、同二町目、同三町目、同四町目、金杉裏一町目、同二町目、同三町目、同四町目、同五町目、金杉片町、金杉濱町等總て十一町に分ち、總段別五町五段二十六歩の地なり、貢は今も御代官所に納む、往古より漁人等毎に四度づゝ、獵魚を奉り、又此邊御遊獵のときは番船二艘を出し、且御城米入津のとき、引船其浦役を勤め、年々漁船役永錢を奉れり、依て當海岸に於て一段九畝、金杉川の河岸にて九畝二十歩の地を漁人の網干場に賜ふ、是亦別に永錢を出すこと、貞享三年を始とすと云、古は漁船百三十艘ありて、他の浦々に船を出して漁す、因て船印及鑑札を賜て記號とす、其船印小旗は堅一尺三寸、横一尺一寸、木綿にて作り、紺地に白く二つ引違て染出す、鑑札には焼印を記す、後年々に漁人も減じ、年貢及獵魚を奉る力なければとて、家持の町人等より貢す、故に金杉河岸網干場は彼の助成地として、件の町人等が抱地に賜り、町家を作ることを免さる、然に獵魚の貢は寛政四年より代錢に換らる、同十一年六月當所又び芝町、品川獵師町、大井御林町、羽田獵師町、生麥村、新宿村、神奈川獵師町の八浦より洪水のとき救船を出すべきの命を蒙

り、當所よりは船六艘を出せり、依て船印長二尺四寸餘幅一尺三寸餘、木綿白地赤二つ引違の小旗六本、高張挑灯六張を渡し賜ひ、又文政三年九月増船二艘を命ぜられ、總て八艘を出せり、檢地は寛文十一年伊奈半十郎糺し、元祿八年織田越前守糺せり、此餘濱邊網干場地所別一段八畝餘の地は、寶曆十一年、安永七年の二度に伊奈半左衛門檢地をして新に高入となれり、
金杉町家持町人總持抱屋敷 五、元は漁人の網干場なりしか、享保九年、抱屋敷となり、町家作の御免を蒙れり、○松平因幡守抱添地 同所に續畝九歩、元は前に云町人抱屋敷の内なりしか、文化三年因幡守屋敷續き、海手寄洲東西四十間南北二十八間の地、永く御預り地となりしとき、○法圓寺抱添地 段別十八歩、元は町同人買取て抱地とす、○經覺寺抱添地 段別二十六歩の地なりしか、寛永十年讓り、○經覺寺抱添地 古くより境内に請て、境内の添地とせり、○了善寺抱添地 段別一畝五歩、元文三年町人仁持に添せり、○兵衛と云もの境内の添地として寄附す、

○本芝町在方分 本芝町は日本橋より三十町を隔つ、開墾の年代は傳へず、世に太田道灌が作と云る【平安紀行】に芝と云所をすぐるとて、露しけき道のしはふをふみちらし、駒にまかする明ほのゝ空

また【御國雜記】に芝の浦といへる所に至りぬれば、鹽屋の煙うち靡きて、ものさひしきに、鹽はこふ船ともを見て、

やかぬよりもしほの烟名にそたつ、船にこりつむ芝の浦人

と見ゆ、此二書、共に文明中の作なり、前條にもいへる天文二十三年小田原北條氏の船方法度書に、柴金曾木船持中と記し、永祿の頃の文書に柴代官百姓中、或は柴船持中など載す、又船役のことに付て出せし文書に、芝村船役の事、先御證文之筋目不可有相違旨被仰出者也、仍如件、天正十五年丁亥十二月十二日幸田源次郎奉之、蒔田御領分芝村船持中と載たり、此蒔田は世田谷吉良氏の事にて、後に蒔田に改めし家なり、家譜に吉良治部大輔治家五代の孫左兵衛佐成高より、其子孫左兵衛佐頼康、左兵衛佐氏朝、共に武州世田谷、相州蒔田を領す、又一説に左兵衛佐頼康室崎姫は、北條氏綱の女にして、頼康と俱に暫く久良岐郡蒔田村に住す、是を蒔田殿と稱せり、依て想に當所は彼女の化粧領などなれば蒔田御領分と記せし歟、此餘永祿、天正の頃のものに芝柴等通じ記せども、かく古よりの唱なることは勿論なり、御入國の後御料所にして、正保の改に高十九石五斗三升、伊奈半

十郎御代官所柴町と記せり、當所を芝と名付ること、其説區々なり、一説に昔此邊芝生にて武藏野の末なりし故に斯云と、又【南向茶話】に、此海邊をすべて芝浦と云ば、海岸近き所に小枝を並置て海苔を取る、木の枝を俗に柴と云、故に惣名を芝浦といへりと、此説信するに足らず、此所にて海苔を取ること近年の事なり、又【不問語】と云書に、江戸斯波を芝と云は誤れり、足利氏の管領に斯波氏あり、昔斯波氏居住せしにやと、されど斯波氏は足利支族にて子孫尾張、越前二國の間に居し由なれば、當所居住と云は覺束なし、前に云【平安紀行】の歌などに思ひ合すれば、武藏野の末芝生の地と云説穩ならん、今芝の名を冠りし地、東は海面に限り、南は荏原郡上高輪町に境ひ、西は三田、北は飯倉邊に接せり、其内後年武家及び寺院の賜地或は芝何町と唱へり、地子免許の町地となりしもの許多あり、全く本芝町に屬する地、東南は海岸に限り、南西は高輪及芝田町一丁目、又其邊の武家屋敷に接し、西北は三田町に續き、北は芝金杉町なり、當所は東海道往還に係れるを以て、古來より町並に連住し、年を追って商店増加しければ、此地總段別四町四段六畝二十六歩、町數七、本芝一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、本芝材木町、本芝下町、本芝入横町

と唱なへ、寛文二年町奉行の支配に属せり、されど貞は舊の如く御代官進退す、檢地は元祿八年織田越前守紀せり、古來當所に七人の漁夫ありて、月毎に四度づ、魚を奉れり、是を御茶肴と唱ふ、元祿九年六月當浦の漁人等他の浦々にて魚獵心の儘になすことを免され、記號の船印堅一尺三寸、横一尺一寸の小旗を木綿にて製し、紺地に白く二つ引違て染出し、焼印したる鑑札を添て賜へり、然ども年を追て漁人は減じ、商家は増ければ、本芝町家持總町人等獵夫に代て御茶肴を奉れり、此等のことに付、助成地として濱邊通り元網干場段別六段三畝二十歩を貞享三年賜て、家持町人共が抱地とす、物置土藏等の作事を免さる、爰も寶曆十一年新高入となれり、又新網干場と唱るは、享保八年海岸寄洲の内四段七畝二十二歩の地は見取場と號し、永錢を貢す、然に寛政四年獵魚を代錢に換らる、同十一年六月當所及び芝金杉町、品川獵師町、大井御林町、羽田獵師町、生麥村、新宿村、神奈川獵師町の八浦より洪水の時救船を出すべきの命を蒙り、當所よりは船二艘を出せり、則船印長二尺四寸餘、幅一尺三寸餘、木綿白地赤二つ引違の小旗二本、及び高張挑灯二張を渡さる、又文政三年九月増救船三艘を命ぜらる、

松平豊後守抱屋敷一段八畝、元より豊後守抱屋敷裏つ、築立、同年十二月本芝町の高入とす

○上澁谷村 上澁谷村は日本橋より行程二里餘、澁谷郷谷盛庄に屬す、上古は此邊江海に濱して鹽谷の里と號す、今に至て此邊を穿つ時は、土中若干尺の下は皆昔時海底の土砂出づ、是以桑滄の變を證とすべしと云、昔左馬頭源義朝に昵近せし、金王丸が舊跡にて、著名の地なり、地名の起りは傳へず、按るに治承中に相摸國高座郡澁谷庄に澁谷庄司重國あり、若くは其先世の間支族など此地に移りしことありて彼の地名のこゝに移りしにや、又鹽屋の里の唱轉せしにや、【正保國圖】には上中下に分たす元祿の改より今の如く三村に別ち記す、按ずるに【長祿の江戸圖】に、上澁谷下澁谷と載せ【小田原役帳】に太田新六郎知行の内六貫五百文、江戸下澁谷興津分とあれば、當時は却て上下に村名を分ち唱へしならん、家數五十九、地域の大略、東は穩田、原宿の二村、西は代々木、上豊澤の二村、南は中澁谷村、澁谷宮益町、北は千駄谷代々木の兩村にて、此餘武家屋敷に接する所あり、東西九町餘、南北十二町餘、用水は千駄谷村より四谷上水を分て引用ゆ、正保の改に高六百八十八石六斗、御料所及

戸田七内、三浦半之助、同五郎左衛門、森川六左衛門、尾崎武助、吉田清六郎、野間藤市郎、島田久太郎等が知行と清昌寺青松寺の誤なり領、又野米野錢見取場等は御料たりしよし見ゆ、後年上中下の三村に分れて、後私領は島田久太郎及戸田七内の知行當村に屬せしが、元祿の頃に至り、子孫島田出雲守、同十二年戸田右衛門が時上りて共に御料に入れり、但尾崎武助が知行の上りし年代、其他の所在は三村共に傳へず、今は御料及江戸愛宕下青松寺領二十二石、湯島根生院領十八石一斗三升三合入會なり、青松寺は寛永年中、根生院は寛文三年共に替地として當所を賜ひしと云、又村内御用地となりしは年代知れず、稻葉丹後守寛文年中、松平左京大夫元祿十五年、岡部美濃守寶永二年、善光寺其餘武家屋敷等に賜ひ、又中下の二村にも武家屋敷となりし地許多あり、今江戸市店の地となりし所は、宮益町に狭まりし地、又中澁谷村に入會し飛地の二所にて、共に道玄坂町と唱へ、正徳三年閏五月より町奉行の支配に屬し、貞は御代官進退す、村の巽の方十町許隔ち、原宿村に續て飛地あり、段別七畝六歩字五段田と唱ふ、又同續千駄谷村界に飛地あり、これ慈光寺の在所にして段別二畝餘、其餘中下澁谷、上中下豊澤の村々、元澁谷一村の地なれば互に入會の飛地許

多あり、檢地は元祿十二年伊奈半左衛門改む、

高札場村の東にあり、上豊澤村と組合なり、

小名 道玄坂町 町並なれば御府 上知組 元祿十二年より御衛門が上り地跡を云、今上豊澤村名主の進退に、吉川屋敷て、別村のこゝとく私に上知上澁谷村とも唱ふ、

吉川某地屋敷 ちんころ屋敷 古ちんころ吉兵衛と云へる屋敷跡を云、

當時の地主を傳へず、今年 外ヶ輪ノ原 六段田 幸螺寄又三郎が居宅地となる、

尻 大原 前耕地 谷戸 鴻谷 北谷 下村 小平 宇田川 丸山 下田 道面 諏訪山 清水窪

同谷 長塚 赤羽根

澁谷川 村の巽の方を流る、又下流の名此邊に及びて赤羽根川とも唱ふ、川幅二三間より五六間に至る、

橋 二二は長五間共に前の川に架す、

稻荷社 小名北谷にあるを以て北谷稻荷と號す、當村及び上豊澤村の鎮守なり、江戸山王社家小川織部持、名主長吉が先祖讚岐太郎直高文明年中駿州より移りし時勸請し、其後六代左平次承應三年八月再造の棟札あり、寶永五年子孫左平次再造し、享保十三年松平左京大夫願主として造營し、明和八年同人再造せり、織部の持となりしは萬治二年なりとそ、末社天満宮 土師家天満宮と號す、昔神の本姓をもて冠し唱ふ病を祈るもの多く、安永五年及び享和三年流行の時、痘瘡神も參詣のもの多く、文政七年には殊に群集せり、

○稻荷社 千代田稻荷と號す、是○諏訪社 村民五郎左衛門が先祖信州より移し

祭

長泉寺 禪宗曹洞派慈雲山と號す、江戸愛宕下青松寺の末、相傳ふ往昔豊田村の内宇堂免と唱る邊に古刹あり、文治年中の開建なりしか荒廢して宗門寺號をも傳へず、其地に觀音堂のみ存せり、今當村の名主長吉が先祖、田中左膳義直、大永年中彼堂の本尊を宅地に遷して草堂を營み、天文十五年僧春の置て守らしむ、其後文祿元年青松寺七世瑞翁讓受、今の山寺號を唱へて法地とし、則當所に隱居す、慶長九年七月二十九日化す、故に此僧を始祖とす、年經て後堂宇壞弊して殆廢寺となりしを青松寺十四世不中、衣資を捨て舊觀に復す、故に是を中興第二祖とす、寛永十三年秋大猷院殿御放鷹の時成らざれば觀音緣起を聞きめされ、地 觀音堂 前云へる正尺三寸、人肌正觀音と號す、藝州藩士藤村彌一右衛門滿茂が寶永丙戌の記に曰、人肌觀音は定朝の作、通身常に温なること入膚の如し、故に此號あり、相傳ふ澁谷金王丸の湯仰して出家に懷にせし所なり、金王丸は川崎土佐守基家が胤子なり、基家軍功の賞として此地を領せし時、巨利を剃建す、時に康平六年なり、金王丸に至て此觀音を安す、久壽二年田子先生義賢追討の時、金王丸も出張して大藏の館を圍み攻て小山田次郎を殺す、夜に至て先生襲來り、事急に出つ、觀音精兵の姿に現して城兵を退く、金王丸其像を開扉し、漏體汗流を見て其奇特を知る、遂の北條氏綱起て上杉朝興と矛盾の時、大永四年正月十三日堂塔以下兵燹に懸る、只像依然として餘燭の中に存す、村民奉し歸り梁上に秘し置し、其家毎夜震動し、梁間に光を放つ、因て恐て別に小堂を造て安置す、其後地を賜はりて結掃し、遂に長泉寺境内に屬す、偶藝州の別業隣れるを以て祈誓して清泉を穿ち得しかば、太守の夫人彌信心意らずと云々、瀧見堂の額を扁す、大永の頃の豊田村にありし時、瀧の側にあり 觀音堂 千手觀音にて、長七尺より此唱ありと云、 觀音堂 尺銅の立像を安す、 稻

荷社 元辨天の社跡 鐘樓 貞享三年鑄造 ○慈光寺 淨土眞宗東本山と號す、開山知鏡三河國青野村慈光寺の住僧にて、後年江戸に來り、元和元年赤坂一木町にて一寺を起立す、今三河國にも同寺號の梵刹ありと云、山號は在所の地名に依れり、其後一木町の内小名大澤町に遷り、元祿八年又當村に遷れり、此地は飛地にて原宿千駄谷兩村に接す、本尊阿彌陀の立像長一尺六寸五分、親鸞の作と傳へ、三河國より持來りしものと云、 什寶 十字名號一幅 紺紙金泥にて親鸞の筆と云傳ふ、聖德太子の畫 鐘樓 鐘は安永三年像を藏せり、 鐘樓の鐘造なり、 舊家者長吉 田中を氏とす、先祖讚岐太郎直高、文正年間駿至るまで凡十四代と云、系圖は紛失して今世々の姓名卒年のみ記せしものあり、居室の地は澁谷長者か下屋鋪の古蹟なりと云、長者の事蹟は原宿村に載、先年當所より古錢夥しく掘出せしか、其錢の缺壞せしなもて 銅佛三尊を鑄造し、一は家に藏し、二は支族に頒つ、其後天明二年また古錢一塊を掘出し今これを藏せり、是皆長者か遺物なるへし、寛永年中大猷院殿當村に成らざれし時、人肌觀音の緣起を聞きめされ、其時賜はりしものとて 御紋付土器を藏す、

井伊掃部頭抱屋敷 一段九畝三步、千駄谷、代々木の ○松平安藝守抱屋敷 二段五畝九步、寛文六年抱地す、豊田村下近江守居屋 ○松平左京大夫抱屋敷 六段三畝十五步、寛文十三年より、 ○岡部美濃守抱屋敷 一町三段六步、是も下屋敷に添り、寛文十一年中川氏より讓受、

○松平日向守抱屋敷 三段四畝十步、豊田村 ○諏訪備前守抱屋敷 四段七畝二十五步、當村上豊 ○岩瀬伊豫守抱屋敷 一町一段寶永五年赤松式部抱地となし、文化五年井上美濃守に讓り、文政五年より持とす、豊田村抱地に續けり、 ○富安九八郎抱屋敷 五町七段五畝十步、文政四年松平因幡守より讓り、上豊澤村、代々木村の二村に跨り、 ○小川織部抱屋敷 七畝七步、織部は江戸

○中澁谷村 中澁谷村は郷庄の唱前に同じ、日本橋より二里東西十町、南北八町、民戸百十七、東は下澁谷村、西は中豊澤村、北は上澁谷村、澁谷宮益町、南は荏原郡上目黒村なり、水田には三田用水を引沃く、地頭は吉田清三郎、三浦五郎左衛門、野間忠五郎等なり、正保以前より領すること上に見ゆ、又湯島根生院領四斗六升五合餘入會へり、村の東南に相州矢倉澤道あり、幅二間同邊に鎌倉の古道と唱るあり、赤坂門外より目黒筋に通行の道なり、 小名 鉢山 【江戸砂子】に法道仙人の鉢、此所に飛來し故神泉ヶ谷 村の西にあり、安に涌泉あり、是も砂子に昔享鉢仙と云、堀、内此所の民十郎右衛門が地に甘露水と唱ふる泉地に旅宿ありし時、此水を捧ぐ、其味美なること甘露の大地に賞し給ひしよりの名と記せり、土人は傳へず、

和 田 宇田川 並木 神山 深町 六段目 道玄坂 村の東南にて相州矢倉澤道なり、登り一町餘、坂下の住せしとも、又一説に、古への邊に道玄寺と云すありしに據れば、三町程東の方宮益町内富士見坂は元地にて、後年其名此所に移りしといへと、彼所の中程に道玄坂町の切地ありは、かゝる説を附會せしなるへし、 澁谷川 村の東を流、 ○板橋四 一は長六間、金王下橋と云、往來のために架、 其に長五間、 稻荷社 田中稻荷と號す、中 河崎庄司次郎館跡 今其地詳ならず、庄司次郎は金玉丸城跡今藤掛采女抱屋敷、 ○金玉丸駒冷池跡 村の中程にてあり、玉池と呼ぶ、古用水を湛へし跡なりといふ、藤掛采女抱屋敷 一町七段八畝二十步、 ○横山内記抱屋敷 一町三應二年より、 ○内藤備後守抱屋敷 五町一段、元祿八 ○佐竹壹岐守抱屋敷 一町四段三畝三步、中豊澤村に、 ○有馬左京抱屋敷 一町三段二畝二十五步、 ○藤山信周抱屋敷 八段一畝、寛政十一年より抱なり、信 ○寶泉寺抱地 一段二十步、寛政周は松平出羽守家人なり、 ○寶泉寺抱地 十一年より持とす、寶泉寺は下澁谷村にあり、

○下澁谷村 下澁谷村は郷庄の唱、日本橋への數里、用水等は前に同じ、下豊澤村は元當村の内なれば、地域犬牙して四隣及廣狭の町敷は辨別しがたし、二村を通じて大概をいはゞ、東は櫻田町邊武家屋敷、麻布町、西は荏原郡上目黒村、南も同郡三田村、北は本郡原宿村、青山邊武家屋敷なり、東西凡二十町、南北十五町、東北の二方は武家屋敷と犬牙し、又飛地多く、村内に麻布町の飛地二ヶ所、原宿村の飛地一ヶ所、荏原郡今里村の飛地あり、家數百八十七【小田原役帳】に六貫五百文、江戸下澁谷與津分と載せられたれど、上澁谷村の條に辨する如く、當村をさすや否を知らず、今御料所と地頭三浦綱太郎、森川六左衛門、三浦五郎左衛門及江戸湯島根生院領十三石二斗四升二合餘、西久保天徳寺領二石八斗入會り、天徳寺領は寛文中賜ひしと云、三人の知行は上澁谷村に云へる如く、正保以前に賜はりしなり、此餘正保の改に記せし島田久太郎、戸田七内が知行上りし事は上澁谷村に同じく御料に屬す、又村の所々に町並地あり、寛文八年よりの家作地にて、正徳三年閏五月より町奉行支配に屬し、廣尾町と號し、御料私領入會段別二町一段二十三歩、檢地は元祿十年織田越前守、同十二年伊奈半左衛門改む、新田は享保十七年元文五年の二度、伊奈半左衛門、

寶曆八年辻源五郎、明和四年伊奈備前守、安永八年伊奈半左衛門改む、村内に往還一條あり、東の方芝赤羽根通より西の方荏原郡世田谷邊に達する道なり、幅三間より九尺に及ぶ、
高札場村の中程
小名 廣尾町 御府内の 道城池古此邊に道城寺と云寺ありなりと云、今は埋れたり、下 猿樂塚 來由は中豐豊澤村に跨り、下同し、
羽澤【江戸砂子】に、建久二年源頼朝の飼鶴此所に来り、巢を羽澤に作りしに因て鶴澤と名づけ、其雛始て羽つた所を羽澤と云、其遊來る所を鶴谷と云とあり、土人云鶴澤、上知組今は羽澤の内に入れり、鶴谷の唱はつたへす、
元祿十二年戸田右衛門上地に、野崎組此地の用水堀に昔に御料所にせし地を云ふ、
ありしと、又其邊にかふる塚と云所もありしより、二所の名義につき雜説を記せしものあれと、土人は今其在所も詳に傳へ、
源藏組 廣尾向 四段町 永谷戸 伊東前田子免 伊勢山 筭 八段丸 缺塚
澁谷川 村の中程を乾より、○橋四一は長十二間、澁谷橋と云、一は天現寺橋と云、長前に同、一は長五間、庚申橋と云、共に澁谷川に架す、
廣尾原 村の巽に寄し茅野なり、内藤銀一郎が屋敷跡にて、延享元年の土地の内なりと云、坪數二千七百坪、御鷹狩場にて除地なり、古は此邊小名種籠と號し、當所を土筆が原と唱へて土筆多く生ぜし曠野なり、後廣野と唱へしを元

祿檢地の頃より今の唱に改む、按ずるに、此原元祿の以後も次第に新田を開き、彼銀一郎が下屋敷上げ地ののみ古の形を存せしなるへし、今當村及ひ下豊澤村預なり、

神明社 古より村内に在し祠なり、後年湯嶋、○稻荷社持、
吸江寺 圓満寺抱地内に入て同寺の持とす、
吸江寺 禪宗臨濟京妙心寺末善光山と號す、寺傳及二世中興神洲良祇の記せし開山行狀の略に、始祖石澤良全は豊後國大友氏の臣福井氏の子なり、一絲和尚に參學す、後年當國に來り麻布櫻田町に寓居す、其頃板倉周防守重宗の室石澤の道徳を信し、一梵字を建んとて地を求めしに、同所の内に、寛永の初或道人住して臥雲庵と號する草庵の跡ありしを得て慶安三年其地に一字を創建して、今の寺山號を銘し、石澤を住せしむ、當村へ移りしは寶永三年村民の寄附地へ引地せしと云、又櫻田町名主の記には寶永七年の起立にて、元祿十四年六月引替地の願を命ぜられしと見ゆ、寶永七年は前の草庵起立なるへし、石澤は延寶八年六月二十三日寂、開基重宗室、寛文八年八月十日卒す、玉樹院寶林清月と諡す、中興開基は板倉伊豫守重形なり、法名大圓院機外源用貞享三年七月二十六日卒す、本尊觀音、木の座像、長一尺二寸春日の作と云、

彦山權現社 稻荷を相殿とす、開山は豊前國彦山にて元和七年誕生せし人なれば、産神なるを以て、に祀りしなる、
鐘樓 鐘は寶曆十年鑄造の功を勸め、○東北寺同へし、
同末禪河山と號す、寺傳に開基の僧は至道無難と云、俗姓は相川源左衛門と號し、美濃國關ヶ原の人なり、愚堂和尚に隨身して僧となり、麻布櫻田町に庵室を營み住り、延寶年中彼庵は小石川村の内に移し、今に至道庵と號す、別に一寺を起立して愚堂の神足洞天慧水を請して開山とす、櫻田町名主の記に、寛永六年起立とあれば、此時初て草庵を營みしこと知らる、元祿九年引地願を許され、當村へ引移せり、至道は延寶四年八月十九日、洞天は寶永七年正月十二日寂す、及上杉

彈正大弼の室を開基となせり、生善院慶慶榮餘と諡し、御靈寶永三年八月十七日卒す、本尊は釋迦の座像なり、
屋 酒井左衛門尉、大久保加賀守、開基至道と諡して岡崎三郎信康君及母堂築山殿の御靈牌を置けり、其年月及記録等は安永中火災に罹りし時焼失、
白山社 鎮守とす、右に青龍權現とす、
秋葉社 稻荷、天満宮 鐘樓 銘に承應三年鑄造ありし他寺の鐘を後當寺へ寄附し、貞享四年、享保七年の ○鷲峰寺 同宗末靈隱山と二度に再造せしことを載す、
受法寺と號して高輪にあり、其頃旗下の土坪内平左衛門經定、麻布光林寺の住職節外祖貞の禪法を歸依し一寺建立の志願あり、然に節外當所自西庵に隱棲せしを彼受法寺住職として、享保元年に經定剃髮受戒して隨侍し、其後當村へ引地のこととを謀り、事果さずして同三年五月十四日卒す、鷲峰寺俊林祖英と諡す、明年許を得て引地せしより、山寺號を改めし時經定の法名を寺號とす、開山節外は同十年二月八日寂す、本尊釋迦の座像長四寸五分、開山の師盤珪國師の作と云ふ、
鎮守社 天照太神、春日、八幡、氷 地藏堂 石像を、開山堂常在庵の、
鐘樓 寶曆六年鑄造、○福昌寺 禪宗曹洞派、江澁谷山と號す、寛文十年火災にか、りて起立の年代は傳へざれど、開山桂岩良敏慶長二年十月二十九日寂す、又大猷院殿の御代、時の住僧辨國頼ひ上拜領地となりしよし傳ふ、本尊彌陀の立像一尺八寸、慈覺大師の作、貞享二年記せし緣起に貞觀二年三月十五日圓仁の造立せし、鎮守堂 役行者の石像及ことは載たれど、傳來詳ならず、
衆寮 鐘樓 寶永四年鑄造、○仙龍院 本山修驗、江戸赤坂す、
鐘樓 寶永四年鑄造、○仙龍院 本山修驗、江戸赤坂す、
は荏原郡白金村に住せしか、文政六年當所 天桂庵 禪宗臨濟を抱地として移れり、辨天を本尊とす、

祥雲寺(此寺廣尾町に有れば御府内の條に出す)塔頭香林院持とす、起立は傳へされと、元は葛飾郡柳島長壽寺持にて寛保二年十二月讓受、天明七年香林院住持東天其弟子妙立尼に附屬せしより、今に尼庵なり、よりて東天を開山とす、本尊如意輪觀 座禪堂

舊家者 善右衛門 野崎氏とす、下豊澤村寶泉寺に正應五年は祖先を澁谷佐重本といひて澁谷村の領主なり、重本豊澤の寶泉寺を開基す、然に中頃寶泉寺殆廢轉に及し時、野崎若狭佐重安と云もの、慶長年中法印寶圓を以て其寺を中興せし由見えたり、是先祖の墓なりといへと明證なし、神陰の文は慶長後に刻せしものなり、此 ○同半藏 岩崎を氏とす、即寶泉寺餘山緒系圖等は傳へず、○同半藏 岩崎を氏とす、即寶泉寺孫なり、是も系圖記録等は傳へず、

堀田相摸守抱屋敷

三段九畝二十六歩、○内藤紀伊守抱屋敷二段九畝五歩、下豊澤村に跨り、○保科彈正忠抱屋敷二段八畝十五歩、是も下屋敷に圍入

○高木主水正抱屋敷三段六畝八歩、下 ○中山内匠頭抱屋敷二段七畝七歩、○永井肥前守抱屋敷八畝の地なり、○長谷川岩之丞抱屋敷無段別、石高五斗 ○服部眞藏抱屋敷二斗四

升三、○圓満寺抱屋敷三段五畝十一歩、圓満 ○祥雲寺抱屋敷九畝一畝二十七 ○吸江寺抱屋敷六畝六畝二十歩 ○東北寺抱屋敷一畝三畝八歩、○鷲峰寺抱屋敷四畝七畝十五歩、是も境内に圍入る、○寶泉

寺抱地一町四段四畝十八歩、下豊澤村入會の一段七畝十二歩、境内に續け、○大聖寺抱地、大聖寺も下豊澤村にあり、

○澁谷宮益町在方分 澁谷宮益町は青山より目黒邊に達する往還の左右に在、日本橋より一里半、地域、東は仙石道之助下屋敷、中澁谷村、南は下澁谷村飛地、中澁谷村、又赤羽川を限、澁谷川、代々木村の飛地、中澁谷村入會の地、西より北に廻りては上澁谷村、又稻葉丹後守上地跡、武家屋敷に接す、此地は昔澁谷村の内村民町家なり、後年段別二丁三段四畝二十三歩を分て澁谷新町と號す、承應元年迄伊奈半十郎忠治支配し、同二年島田出雲守守政に賜ひしか、後上りて元祿十一年九月御料に復して伊奈氏支配す、【正保郷帳】にも澁谷の地は一村とす、【元祿郷帳】には今の町名を載たれば、正保の後分村せしこと知らる、檢地は元祿十二年伊奈半左衛門糺せり、又町名は同十三年六月宮益町と改號す、鎮守御嶽社より起る名なりと云、正徳三年閏五月家作は町奉行の支配に屬し、畑屋敷は町の北裏二、南裏一、合四段四畝十一歩のみ舊によりて御代官の指揮を受、是を在方分と號す、享保二年始て駒場野に成らせられしより、今に至て町の東木戸より御場内となり、其御用を勤む、此餘町並地に屬せしこと及寺社等は御府内の部に載す、

○上豊澤村

上豊澤村は昔上澁谷村の地なりしを、元祿十年織田越前守檢地して別に一村となせり、近郷の土俗中下豊澤村とも、郷庄の唱彼村に同じ、日本橋より行程二里餘、分村以來御料所なり、民戸十一、東西一丁、南北四丁、東は穩田村、西は中澁谷、代々木の二村、南は中澁谷宮益町なり、村の西南隅に駒場野御成道少しく係れり、道幅二間、則矢倉澤道なり、又西の方に係れる幅二間程の道を鎌倉古街道と云、

小名 下村 小平 宇田川 丸山 大原 原町通 道玄坂通

澁谷川 村の東を流る、幅五六間、赤羽川とも呼ぶ、寛文五年抱地とす、元祿十年願に依て内諏訪備前守抱屋敷 一町九畝七歩を下屋敷に賜ひ、殘地三百

二十三坪は今、○富安九八郎抱屋敷一町六段三畝二歩、延地となし、享保の後横山兵衛助、池田將監、松平因幡守等を経て九八郎の持となる、

○中豊澤村 中豊澤村も元祿檢地の時中澁谷村より分村すと云、郷庄の唱、日本橋の行程、並に前に同じ、家數十九、東は中澁谷村、北は中澁谷、代々木の二村なり、西は荏原郡駒場原、南は上目黒村、東西五丁、南北六丁程、此餘澁谷村と入會の地所々にあり、古より御料所なり、後年僅の新田あり、寶曆五年小野左太夫檢地す、

高札場

村の東北にあり 猿樂塚 高一丈許の塚なり、土人の説に、往古鎌倉埋めし印なりと云、將軍頼朝此地にて猿樂を催し、畢て其具を愛難き説なり、神泉谷に辯せり、鉢山に同 新

八幡社 金王八幡と號す、古より中澁谷村の鎮守なり、分村の被甲騎馬の像、長二尺、弘法大師の作と云、別當寺所藏村岡五郎左衛門重義が書せし明應九年正月の縁起の略に、源義家

奥州征伐の時、村岡五郎良文の孫秩父十郎武綱、同重家、父子従て軍忠を抽て、其賞として義家の一字を賜はり、基家と號し、氏を河崎と名つけ、當所谷盛の庄を宛行はる、又八幡加護の故を以て長元の昔源頼朝信秋父那妙見山八幡社に納め置し、日月二旗の内、月輪の旗を移し、神體として八幡を造營し、又六孫王經基天慶中平將門追討の時、神體として一寺となし、親王院と名付け、當時の神體月輪の旗は靈物にて崇あることを第二十世住僧能澄夢想の告を蒙り、固く封して社下に埋め、今の神體に替しと云、後重家京都在勤の時、賊徒、澁谷権介盛國と云ものを禁中にて搦捕ければ、時の天子堀川院賞せられ、土佐守に任じ、澁谷を以て氏に命せらる、其後所領なれば安に住せり、故に澁谷の地名起れり、斯て重家當社に祈願し、永治元年八月十五日一子を儲け、名を金王丸と號す、十七歳の時左馬頭義朝に従ひ、鎌倉に趣く、其母名残を惜みければ、自から像を彫刻して是を殘せり、是今安する所の像なり、後長田忠政が許にて義朝横死の時、金王丸忠戦し、從卒八人を討取、一方を切破て伊豆の土肥次郎が家に落行き、後古郷に歸りて義朝追福のため薙髮し、土佐坊昌俊と改號せしか、治承年中頼朝に從ひ、石橋山合戦の後密に此澁谷に來り、八幡に參籠せり、此時昌俊が諫に依て伯父澁谷

重國も頼朝に従ひ、重國の次男次郎高重を以て昌俊の養子とす、文治元年十月朔日源義經謀叛の聞へりければ、頼朝より、義經追討の事を命ず、昌俊再三辭すといへとも許されずより命に應ぜし時、靈像の薬師を賜はる、昌俊心安からざる故ありて、彼薬師に書を添て鞍馬山に納め、同月二十三日義經が館を襲て終に害せらる、其後養子高重鞍馬山に詣て弘法大師彫刻の八幡の像、及昌俊が納し薬師の像を得て鎌倉に携來り、頼朝の免許を蒙り澁谷に歸て當社の神體とすと云云、按ずるに此縁起疑ふべき事多し、殊に重國當所に住せしこと〔東鑑〕等にも見へたり、又鎮銘に據れば、秩父六郎基家軍功の賞として當所を賜り、當社の別當院を建立し、寛治五年源頼家修治を加へ、建久二年源頼朝殿堂を増修し、社參ありて僧宇の三號を賜ふ、後今の寺山院號に改む、又遙の星霜を經て大永年中の兵火に神社僧宇悉く烏有となる、慶長年中漸く再建に及び、元禄年中に至て別當慧願頭上にて新に社頭以下鐘樓坊舎に至るまで悉く落成すとあり、又記録に云、慶長年中青山常陸介忠成夢想のことありて厚く當社を信仰し、其子伯耆守忠俊も深く信しければ、春日局と謀て慶長十七年三月十三日竹千代君御武運のため、當社に於て御祈禱あり、九月十五日竹千代君御元報ましまし、同十七日社堂修造のため、春日局より金百兩、伯耆守より材木若干を寄附す、元和元年八月官より華表、瑞龍等御寄附ありし見ゆ、是に據れば、慶長以後幾程もなく再建成れり、鎮銘に元禄年間再建と云ふもの疑ふ、末社 高良明神 稻荷 天神 繪馬堂 神樂堂

き、共に建立ありて則親王院と名付しか、建久二年鶴岡八幡社再興の時、當社も修理を加へられ鶴岡谷山と名付く、其後建仁二年圓證と云僧住せしか、澁谷高重此僧を歸依し、伽藍を造立し、澁谷山圓證寺と號し、院を常照と改む、本尊彌陀は慈覺大師の作、長三尺二寸なり、此像は開山圓證僧より授與す、鎮其報として地藏像を贈る、彼僧欣然として携去て行方を知らず、鎮其忽行方を失ふを怪て是を尋るに、金玉丸影堂中に被贈りし地藏の像あり、是金玉丸の假に旅僧に現して授けしに疑なしとて、益信仰淺からず、寺寶正觀音像一軀長三尺、立像なり、金玉丸守護十一面觀音像一軀長五寸、佛なりと云、矢拾觀音と號す、子安藥師像一軀長一寸五分、義家より基家に與へしもの、子安藥師像一軀長一寸五分と云傳ふ、兜建の觀音と號す、龍宮より出現せしものと云、常盤御前より頼朝に傳へ、又土佐昌俊に授けられ、昌俊鞍馬山に納めし、澁谷高重これを得て當時に納め、鈎匙一本にて作り、靈籙の象眼あり、金玉丸像一軀自刻して母に送りと云ふは是なり、太刀一振秩父十郎基家が佩刀なり、獅子丸と號す、基家戦陣に獅子の勢あり、因て佩刀をかく義家名付し由云傳ふ、無銘、長二尺七寸餘、長刀一振金玉丸の舊物なり、毒蛇の長刀と號す、長二尺八寸、中心二尺四寸五分程、柄長四尺餘あり、金玉丸猛勇にて此鋒先に向ふ人皆死、月輪旗一流長五寸、幅一尺五寸許、月輪は圓經七寸程にて黒色なり、此旗は縁起に載る神體を摸せしものと云ふ、門前町屋 間口三十間半、步數二百七十四坪五、合、延享三年より町奉行支配となる、佐竹堂岐守抱屋敷 三町九段七畝十四歩、中澁谷村に跨れり、

○下豊澤村 下豊澤村も前村と同じ元禄檢地の時、下澁谷村を裂て別に一村とす、四境犬牙せること下澁谷の條に辨せり、郷庄の唱江戸の里數前村に同じ、三田用水を引用ゆ、分村以來御料所なり、後年新開の地は享保十七年九月寛播磨守、伊奈半左衛門等、明和四年九月伊奈備前守改む、家數二十七、此餘正徳年中村内を裂て町方支配となりし地五段五畝十歩、澁谷廣尾町に屬したれば下澁谷村と同じ、御府内の條に出す、高札場 村の中程にあり、

澁谷川 村の中程を流る幅五間餘、廣尾原 當村下澁谷の二村にて預れり、事は既に下澁谷村に辨す、氷川社 下澁谷村及當村の鎮守なり、神體木の立像にて、本地日、不動、十一面觀音、毘沙門各長一尺三寸なるを安す、當社は澁谷金玉丸信仰せし舊社なりと、或は右大將頼朝の勸請の社なりと云説あれと、今社傳を失ひたれば詳ならず、例祭は九月二十九日神輿を昇て兩村を渡し、又角力を興行す、東叡山五世公辨法親王の筆水川大末社太神宮山王天滿宮明神の五字一幅を社寶とす、稻荷痘瘡神合社 辨天社當社を正五九月三度の神事には假に神樂殿とす、常盤松一丈二尺餘、傳へ云、左馬頭義朝の妾常盤の植し所にて、其時和歌一首を詠し、自筆を以て色紙に書て松の枝に附たり、其色紙別當寶泉寺什寶として今に藏す、圖下に出せり、是よりして常盤の松と呼ならはせりと云、按に義朝が妾當國

に下りしこと未所見なし、永祿の頃世田谷の城主吉良左兵衛佐頼康の妾に常盤と呼しものあり、業妾に如まれ、遂に世田谷村小橋の邊にて自殺せしかは、其橋を今に常盤橋と呼、又同郡馬引澤村八幡社、及若林村香林寺、弦巻村常在寺等にも此松の植しを傳たり、且世田谷より當所は程近き所なれば、此松を以てかく誤り傳へしならん、此樹下に萬代石と刻したる石あり、浪人齋藤定易建る所にて九十年程に及ぶ、其子孫今松平備前守、別當寶泉寺天台宗山王城琳寺末、惠日山藥王院と號す、慈覺大師の開闢なり、開基澁谷重本の神なりとて境内に建つ、正面に正應五年九月廿四日と彫のみ、裏に後人の文を刻すと云、澁谷領主澁谷重本始て開基す、辛して澁谷院寮谷濃運と號す、後廢壞せしに、重本か子孫野崎若狭佐重安、慶長年間僧實圓を中興として廢れたるを興すと云、按ずるに、大師を開闢とし重本を開基とすること年代頗遠す、古の事にて傳を誤れるならん、本尊彌陀立像、脇立觀音、勢至を安す、彌陀は惠寺寶般若心經一軸、慈覺大師筆、土佐坊昌俊像一軀坐像長一兜一頭針頭形にて、黒漆と鍍三枚、威毛菱物といへと其頃の、鞍一口普通の鞍に異ならず、惣黒漆前物といへと見ゆ、後の輪に藁の蒔繪あり、是も昌俊の乗鞍、色紙一枚義朝の妾常盤、社地の松に附し色紙にと云傳ふ、色紙一枚、すなはち自詠自筆なりと云詳なることは既に常盤松の條に見へ、金玉丸金玉八幡社の木と同木なり、色紙の圖左の如し、金玉丸金玉八幡社の木と同木なり、數株とな、強力權現社相傳ふ、往昔の住僧某大和國大峯に患ることあらん、此神像を尊信せば其難を免かるへしとて、一軀の木像を授く、長五寸五分、其形狀秋葉權現に似たり、

僧の名を問しに強力とのみ答てうせ去め、後年小鐘樓寶曆祠を寺内に建、其像を祀り遂に神號とすと云、鐘樓寶曆年鑄造の鐘、藥師堂門外にあり、左馬頭義朝の義常盤の守護をかかく、藥師堂佛と云傳ふ、故に常盤藥師と號す、坐像長三寸許、慈覺大師の作、常盤のことは既に前に辨す、近き頃堂は回祿に罹りて未再建に及ばず、像は假に客殿に安す、

○第六天社持

寶泉寺 眞言律宗、和泉國一の宮大鳥山神鳳寺宿寺にて、江戸湯島靈雲寺末なり源秀山永松院と號す、當寺昔は芝金杉にあり、淨土眞宗西本願寺末にて、同所森林寺より兼帯せしな、元祿十三年九月旗下の土松平外記忠益當所の抱屋敷を

わかきみの
こゝろのまゝ、
ゆくすえも
常盤の
まつのはなに
こそみめ

長二尺五寸なるを安す、共に南都招提寺 鎮守社金毘羅、大開山鑑眞和尚の弟子支卓律師の作と云、 鎮守社金毘羅、住吉、 辨天堂○大聖堂 禪宗臨濟派紫野大德寺末、龍護山高安寺末にて、瑞龍山慶正寺と號せり、其頃の在所傳を得ず、寛延三年二月當所祥雲寺(町並にあれば御府内の部に出す)塔頭香林院の住僧東天讓受大德寺末となし、己か隠棲所とす、同十二月願ひ上て當村に引移し、其後安永四年十月再建して、今の山寺號に改む、依て東天を開山とす、此僧後祥雲寺十七世、大德寺二百八十世の住僧となれり、天明八年七

護摩堂 不動立像長二尺七寸、愛染坐像

月八日寂す、本尊文珠は傳教大師の作、此除藥師、稻荷社辨天、大黒、毘沙門の四尊共に弘法大師の作と云、 稻荷社寶曆四年二月勸請す、

堀田相摸守抱屋敷 六町四段六畝十二歩、○戸澤大和守抱屋敷三〇永井肥前守抱屋敷 二段二畝二十六歩、文政二〇岡本玄治抱屋敷 二段七畝十二歩、寶永三年より抱地とす、

○穩田村 穩田村は日本橋よりの行程、郷庄の唱前村に同じ、民戸三十八、東は青山原宿町、同善光寺門前、西は上澁谷、上豊澤の二村、南は澁谷宮益町、北は原宿村なり、東西八町餘、南北九町許、用水は四谷上水を分水せり、天正十九年、明屋敷伊賀者大繩給地に賜はりしか、年を追て出身せしもの、今子孫青山佐渡守、秋山彦太郎、宮崎平四郎、正木伴藏、田原鐵之進、椎名助右衛門、勝田彌十郎、西宮惣兵衛、小林溜次郎、服部榮次郎、人見隼太、高井惣右衛門、西岡藤右衛門、松本半左衛門杉谷修三郎、飯塚彦三郎、永井龜次郎、永井七郎左衛門細倉留五郎、岡崎兼三郎、山中權平、久野後藤太、小田小左衛門、秋山十兵衛、野呂市三郎、北藩五郎、鈴木清七郎、中村傳八郎、今田藤右衛門、飯塚久右衛門、永持武兵衛、滿岡五太夫、山岡橋十郎、村山福三郎、平田岩太

郎田中多平、種村亥右衛門、小菅加兵衛等御先手同心の輕卒二人、其餘小普請衆の組に屬するもの二十五人、今に至て知行すること舊の如し、餘は伊賀者松山惣八郎、磯田席助、伊野原善次郎を始め四十五人、舊に依て食邑す、又享保十年高十石六斗四合二勺、其後八石一斗四升一合、又寛政二年同十年、文政四年の三度同敷地頭伊賀衆松平甚兵衛、青木吉五郎、渡邊嘉兵衛、市野定五郎等を始め數人の闕地追々御料となり御代官支配す、

高札場 村の中程にあり
小名 道前 庚申塚 大原耕地 前耕地 源氏山耕地 赤羽根耕地

澁谷川 村の中程を流る、幅二三〇板橋長六間、澁谷の間に五六間に至る、○板橋 川に架す、○紫の井 來由詳ならず、昔此邊松平安藝守の室の地子屋敷たりし時、鑿し井なり、飛泉清冷にして旱魃にも潤すと云、石の井筒に延寶二甲寅年五月十日に延寶二甲寅年五月十日

第六天社 村の鎮守とす、○熊野社 妙圓寺開山日光の勸請す、村持下同し、○熊野社 妙圓寺開山日光の勸請す、藝守光晟室再造す、棟札に東照大權現宮孫大猷院殿息女藝州之太守四品羽林源光晟公室法號自昌院殿英心日妙と記せり、此所も當時地子屋敷の内なるへし、
妙圓寺 法華宗安房國小湊誕生寺末、蓮光山と號す、寛永四年四谷千日谷、今元鯉河橋八軒町の内に草庵を營み、後年一寺とし、寛永三年當所の寄附地へ引移す、開山圓成稻荷院日光萬治三年五月十二日寂す、本尊三寶祖師を安す、稻荷

社寛延元年正 毘沙門堂○地藏堂村民月勤請す、

舊家者 吉之丞 飯尾氏なり、家系一巻を藏す、其略に、始祖は馬權頭其子頼方下野守に任す、頼方、頼氏を生む、頼氏下野國より伊豆國に移り、後遠江國北脇郷に來る、此地は頼政鶴を射たる賞に賜ふ所なり、依て頼氏北脇を鶴代と改め、小城を築きて住し、鶴代次郎と號す、又濱名佐久の城を築て移り、足利義隆義満に仕へ、從五位下に叙し、左京大夫に任し、次て正五位下に進み遠江守に遷る、其子清政其子頼清其子政持相繼て佐久の城主たり、政持頼清を生む、是も當城にありて志摩守に任す、此時初て今川家に屬し、貞世に仕ふ、其子信頼、其子正隆、其子政義、其子頼秀共に同城の主たり、頼秀用政を生む、用政は頼秀の六男にして大矢小吉と稱し、後飯尾帶刀と改む、今川氏親及義元に仕へ、遠州濱松城に移城す、其子兵庫頭頼純、其子豐前守政純(或は致實に作る)并濱松城にあり、政純の子政宅は志摩と稱し、後彌太夫と改む、濱松城を退き、關東に來りて結城秀康卿に仕へ、後武州日黒の郷主秋元某を撃とす、澁谷郷に引籠り、慶長五年四月十九日卒す、村内に墓碑あり、其子光純太郎左衛門尉と云、延寶五年二月三日没す、此時民間に下りて今の吉之丞に至る、

○原宿村 原宿村は【北條役帳】に島津衆太田新次郎十一貫七百文江戸原宿と載す、土人云、當所は古へ相摸國鎌倉より奥州筋の往還係て宿驛を置し所、故此名ありと、又村内龍岩寺の傳に、往昔源義家奥州下向の時澁谷城に滯留し當所にて軍勢着到せし故、今に門前の小坂を勢掃

坂と唱ふと云、當時街道なりし事證すへし、村の東青山五十人町の通衢は今も相摸國矢倉澤に達する往還なり、元文三年八月村内を裂て町方支配に屬せし地を、青山久保町、同原宿町と呼ぶ、段別四町二畝二十一歩餘、又此地に立る熊野社は青山の惣鎮守と云へは、青山と唱ふる地古多くは當村の内なるにや、家數百十、東は青山五十人町、南は藤田、上澁谷の二村、西は代々木村、乾より北は千駄谷村なり、東西十町餘、南北六町程、用水は玉川上水を分水せり、此地も天正年間明屋敷番伊賀衆に賜はりし大繩給地七村の一なり、地頭の沿革は前村に委し、但鬮地高七石五斗七升八合八分七釐は正徳三年に收公せられ、文化二年新見養助か鬮所高六石七升七合三才兩度に收公せられし地は御料所となれり、檢地は正徳三年伊奈半左衛門改む、村の飛地三所、一は南の方澁谷并橋、武家地續にて一段一畝二十一歩、二は小名の條に出せり、又村内に上澁谷村の飛地二ヶ所あり、

小名 青山 青山久保町 青山原宿町 以上二ヶ町は御府内の

條に、長者丸 或書に昔澁谷長者と云者久しく住し、代々銀長者あり、夫に對して黄金の長者とも呼へり、應安年間までは繁昌せしか、後衰廢して近き頃までも子孫村民となり僅に存せしと見ゆ、土人は嘗此傳なし、只澁谷長者の住せし地と云のみ、按ずるに上澁谷村里正の宅地は往昔長者

の別業なりと云傳へ、殊に古錢など掘出せしを以て祭するに、當所も長者の舊跡たることは論なれど其姓名は知へず、羽根澤下澁谷村の内なる飛地を云、地名の 五段田村の南方澁谷長者寺門前向道に、段別二町餘、六町七畝十二歩の飛地を云、山尻 竹之下 灰毛丸 石田 中臺

勢揃坂 村の北龍岩寺門前にあり、登緣に三四間幅二間程設前に出せり、

澁谷川 村の西を流る、幅四間餘、橋二を架す、一は石橋にて長六尺、一は板橋にて長四間餘、水車橋と云ふ、

龍岩寺 禪宗臨濟派古碧山と號す、多摩郡由井領山田村廣國寺末、本尊釋迦、脇土文珠、普賢を安す、相傳ふ、境内昔は名主半右衛門が屋敷にて鎮守辨天社あり、側小庵を建て喚室と云僧をして住せしめしか、慶長七年遂に宅を捨て寺とす、依て喚室を開山とすと寺傳にいへり、鐘銘に據は、御入國以前よりの寺なりと載す、何れか是なるや喚室は元和八年十一月二十 辨天社地主の、天満宮 往古は木立像なりし四日寂す、

記し、裏に來由を載す、其略に源義家此所にて出陣の連句を催し、社前に納む、依て句寄の天神と號すと、稻荷を合祀せり、日吉山王 社是も神號を記せし木札の裏に、往古は當村千駄谷村境榎樹の下に勸請ありしを、寛永年中當寺第三世明叟 圓座松 根上一尺許を隔て四方へ蟻の時こゝに移すと云、

鐘樓 元祿十一年鑄、○長安寺 淨土宗京都知恩院末大寶山龍泉院と號す、或書に赤坂長安寺と記せしものあれば、後年當所に移りしこと知らる、開山品譽長悅慶長四年三月十日化す、本尊彌陀の立像、長三尺、

臨土觀音、勢至を安す、彌陀は惠心の作、稻荷社出世稻荷、地蔵堂大和國矢田作の故満米地蔵と號す、立像長一尺、堂中に長一尺三寸五分の圓座を安す、小野篁作と云、臂に鏡跡あるを以て鏡圓座と號す、此唱につきて寺傳 井代々木八幡出現の井と、鐘樓あれと證となし難し、云傳ふ、來由詳ならず、鐘樓享保十八年の鐘をかゝり、○此餘の寺社は町並地、武家屋敷に交れるを以て、御府内の條に載す、

松平駿河守抱屋敷 三千二百九十三坪、元文二年十二月○松

平彈正大弼抱屋敷 二千三百七十坪あり、○松平安藝守抱

屋敷 五百九十五坪、今分家松平近江守 ○伊達遠江守抱屋

敷 四千、○水野左近將監抱屋敷 一萬二千九百

郎抱屋敷 二百二十八坪、文化八年 ○金森彦四郎抱屋敷 九

坪、○田中彦市抱屋敷 百三十、○小田卯平次抱屋敷 百三十

坪、○町人伊兵衛抱地 六百三、○慈光寺抱地 四百七坪餘、天

境内に續地添とす、寺地 境内に續地添とす、寺地 境内に續地添とす、寺地

貝塚領

○一木町在方分 一木町は明和四年十月より私に分村して、紀伊殿屋敷を隔て上下の二區に分ち、上一木鮫河橋町、赤坂一木町と云、此年より改めて各自に貢を出すか故なり、鮫河橋町の傳に、上古は此地江海に濱して豊島の

(原貝塚一)

入江と號せり、年經て滄桑の變遷にあひ、山中庄或は山中村とも唱しと云【長祿江戸圖】に、此邊を山中村、同異本に山中分又山中谷とも載たり、當時の地名なりしにや、後年に至り一圓一木原と號す、赤坂一木町の傳に昔は奥州街道此地に係りて人馬往來絶す、よりて人繼村と云しを、鎮守氷川神木一株の銀杏大樹なりしかは、唱の通するによりて今の字に改めしと云、此餘にも名義の諸説あれと、皆證を取に足らず、【鎌倉九代記】に大永四年正月十三日北條氏綱江戸城に押寄、上杉朝興に打勝城に入て首とも實檢し、一木原に旗を立、作法の如く勝鬨を取行しと云、又【小田原役帳】に太田大膳亮知行の内六十二貫六百文、丙申檢地辻一木貝塚と載す、此貝塚今も領名に存す、御打入の後、天正十九年十一月十八日御放鷹の時今の喰違の地より此邊まで御杖の先を以て伊賀者百三十六人 又百四十に賜ふと云、當所の古記に、寛永年中村高三百七十九斗二升三合七勺二才の内、同十二年溜池及久世三四郎組屋敷原注今加々爪、又麴町十町目尾張殿、及井戸但馬守邸となり、此所道敷或は御堀となり、同十三年御堀土置場、同十九年三浦長門守、種徳寺、淨土寺、正保三年服部仲元組屋敷、又安藤千幅屋敷、今戸田平傳、承應二年千代姫君御屋敷、今大久、同三年赤坂築地新

屋敷、土岐内記、小林又左衛門、其外の屋敷、明暦元年紀伊殿、同二年板倉彌作、萬治元年太鼓坊主今常後屋敷預り地、同二年西尾左京屋敷、今靈光院、專修寺、寛文二年赤坂今井新道、同四年伊澤隼人正、今松平大膳大夫、又吉川勝之助共、松平外記、柳澤伊左衛門、今一色仁、地頭伊賀者三十五人の屋敷、松平安藝守屋敷、坊此二十四度の土地合三百一十石四斗一升八合七夕九才、残て五十九石五斗四合九夕三才と載す、かく高減し、地頭伊賀者には他村にて替地を賜ひしとなり、此記に據は、前の記録は享保の頃記したるものなるへし、又【正保郷帳】に田畑合高百六十八石一斗九升九合、伊賀衆知行一木村と載せ【元祿郷帳】に至て前に載たる上地殘石高を記して一木町とみゆ、日本橋より一里餘を隔つ、地域の大概、東は赤坂門御堀溜池、南西は今井青山、北は四谷に接し、中程は紀伊殿屋敷を隔て、北の方總名鮫河橋、南の方一圓に赤坂と號す、此名往昔の庄名なるにや【武藏風土記】に赤坂庄公穀三百六十九束三毛田、假粟二百二十三丸貢麥稗又貢鶴鷺と載す、然れとも荏原郡の内にて收たれば當時の地域後年變革ありし歟、今園村の地名にて庄名には用ひす、民家は元祿九年十二月町奉行支配に屬す、鮫河橋の内年貢地町方は古き家並なるを以て、

惣名に元鮫河橋と唱て、後年の町地と別ち、又其内を表町、仲町、南町、北町、八軒町の五町とす、赤坂の地は村名をもて一木町と名つく、其地は武家屋敷、拜領地等交錯し、年貢地、寺院抱屋敷等、皆伊賀者大繩の給地なり、地頭姓名は穩田村に出す、鮫河橋高四十七石餘、赤坂の分十三石餘、檢地は上一木の分正徳三年役人の姓名詳ならず、其後享保十年朽木丹後守、鈴木伊勢守、下一木の方は延寶元年地頭伊賀者糺せり、鮫河橋及赤坂の名義は御府内の部に出し、こゝには抱地のみを載す、紀伊殿抱屋敷二町七段四畝八歩、屋敷内に圍入、此内七反年中よりの抱添とす、

新編武藏風土記稿卷之十終

新編武藏風土記稿卷之十一

豊島郡之三野方領

○内藤新宿 内藤新宿は甲州道中宿驛の一なり、御打入の後内藤大和守に給ひし屋敷の内を、後年裂て上地となりし頃も、萱葭原なりしを、元祿十一年江戸淺草阿部川町の名主喜兵衛及び淺草の町人市左衛門、忠右衛門、嘉吉、五兵衛と云者、願上て今の如く幅五間半の街道を開き、左右に宿並の家作をなし、喜兵衛は喜六と改め、五人共に移り住せり、元内藤氏の屋敷なりしゆへ其儘内藤新宿と名付、江戸より多磨郡上下高井戸宿まで人馬繼立の驛亭とせしか、享保三年宿驛を止められて御料の町場となりしに、明和九年安藤彈正少弼道中奉行たりし時、元の如く宿驛に建られ、定人足二十五人、馬二十五匹を出して、上下高井戸宿へ繼立せり、又同郡青梅道中野村、相州矢倉澤往來世田ヶ谷村へも繼送れり、今も起立人子孫の内三人は名主にて、一人は問屋を兼帯す、日本橋よ

り二里、東は四谷大木戸、武家屋敷、東南は内藤大和守下屋敷、南は又武家屋敷、四谷天龍寺境内、坤は同寺門前地にて、西は角筈村、北は大久保百人組屋敷、四谷大寺門前、又伊澤助三郎、有馬鶴之助、朝倉小左衛門か下屋敷にも接す、東西九町餘、南北一町に足らず、皆家並をなし、七百三十八軒に及へり、上地以來御料所なり、其餘大久保番匠町、四谷新屋敷、鮫河橋邊、及千駄ヶ谷、代々木、角筈三村の内において武家屋敷、安永六年以來上りし地、合二十三ヶ所、段別二町四畝二十二歩の御預所あり、内藤新宿添地と唱ふ、其内家作御免ありしもの十ヶ所、戸數合三十七、又宿の南裏玉川上水端に上り地ありしを、寛政十二年御預となり、四段五畝二十四歩の畑永を收む、共に御料に屬す、

高札場 宿の西道
小名 上町 仲町 下川町内三所より北に折れ、麴屋町等の唱あり、南に通ずる 横町、大寺寺横町、三光院横方を新屋敷横町と唱ふ、 追分上町の西はつれにて甲州道なり、故に 中と青梅道の兩路に分る所地名あり、
玉川上水堀 宿の南にあり、幅三間五尺高三尺の堤を設く、
稻荷社 子安稻荷と號す、寛永年中まで一里塚あり、塚上の榎枯し後、塚を崩して平地となし、寶永七年願上て當社

を營造すと云、神體及本地佛十一面觀音、共に弘法大師の作なり、秋葉觀喜天を相殿とす、秋葉は小野篁伽羅を以て作れる像なり、庵唐入陸羽の像を置、長三寸六分、傳へ云、梅尾の年故ありて當所、別當重寶院、當山修驗江戸青山鳳閣寺配下、に納むと云、
藤山安産寺と號す、開
山秀慶同八年寂せり、

植木屋長助 安田氏なり、祖先是甲州武田氏に仕へし由をいへと、家系を詳にせず、中古より庭作りのこと
を巧にして紀州家に入らせしか、有徳院殿未だ紀州の館にましませし頃、長助力業の巧なるを愛させ給ひ、御庭に於て屢上意を蒙り、拜領物等あり、享保元年紀州の御庭に、伊豆國土肥石にて高一丈八尺の五重燈籠を置かるへき御好みありしに、長助御旨をうけたまはり、豆州の石工に命し月を歴て燈籠成しか、既に御入城の後なれば、先其ま、長助が宅地へ差置へき上意あり、同年紀州御庭の牡丹を御本丸へ移させられし頃、長助其事を伺とりしより以來、御庭御用を勤むへきとの仰しあり、陰に土圭問御邸下にて御料理を賜れり、或時御庭へ出しおき、望あらは申上へしとの上意を蒙り、長家門及び玄關掃の居住を願ひ上げ、下町に彼家作を營み居住せり、然るに天明四年火災に罹り、拜領の品まで残りなく鳥有となれり、夫より宿外の添地に移りて元の如く家作を營し、即今の居住なり、其後も御庭御用を勤め、吹上奉行の支配に屬すと云、御預けとなりし石燈籠は今も庭前に置り、其圖左のことし、



○千駄ヶ谷村 千駄ヶ谷村は【北條役帳】に島津孫四郎八貫六百四十文千駄ヶ谷とあり、然るを土人の傳へに此邊天正前民戸纔に二三軒、萱多寛永の頃日々千駄の萱を刈取しかは、村名起由を云、既に正保改に千駄萱村と記し、延寶中の水帳には千駄之萱村と記す、【元祿國圖】改しには今の如く千駄ヶ谷と載す、日本橋より二里、家數廿三、東は、内藤大和守下屋敷、及四谷大番町、鮫河橋邊武家屋敷、南は原宿村、東南は御鹽硝藏、西は井伊掃部頭下屋敷、及代々木、角筈の二村、北は四谷天龍寺門前、内藤新宿、四谷新屋敷及六軒町、四谷大木戸に接す、東西廿町、南北十町餘、古より御料の外淺草西福寺領百石、駒込吉祥寺領五十石、本所靈山寺領五十石、湯島根生院領廿石等交れり、西福吉祥の二寺は元和四年、靈山寺は、慶長十一年、根生院は元祿四年賜はれり、寛永十六年八月、延寶二年四月、中川八郎左衛門、關口作左衛門檢地す、村内に六藏に賜へる免許屋敷地あり、是は小石川に住せし六藏と云者忠義の事あり、元祿九年其賞として十四石七斗九升の地を給ひ、諸役を免されしに、明る十年、其内御用地となりし代地は小石川村の内にて賜ひ、其餘は當村に残れり、六藏の子孫六藏は今小石川七軒町に居れり、當村に住する平次郎も六藏の同家

なり、又村内町並となりし地は一町九畝四歩、千駄ヶ谷町正徳三年町奉行支配となり、一畝六歩神明門前、二段九畝四歩餘大番町、共に延享三年より町奉行支配となれり、されと貢の事は舊による、此餘一段四畝十三歩は元祿年間武家賜地の町屋となり、千駄ヶ谷町の内に屬し、正徳の度同く町奉行支配となり、又瑞圓寺門前二段九畝二十五歩、聖輪寺門前五畝六歩、共に村内を裂て其寺院に賜り、延享三年より町奉行支配となる、

高札場 村の東寄にあり、
小名 千駄ヶ谷町 神明門前 瑞圓寺門前 聖輪寺門前 大番町 其地にある寺社の如きも亦然り、
村の西北にて、甲州道 北脇 川向 下道 南前 中なり、民家連住す、
玉川上水堀村の西北を流、幅三間餘、小○玉川上水枝流川上水本流は大木戸を経て四谷御門に至る、其間大木戸の傍にて一條を南に分水す、幅二間、則村内東邊を通し、原宿村に達す、土人除水堀と稱す、橋三所あり、二は石橋、一は板橋なり、
紀伊殿抱屋敷 町、○水野左近將監抱屋敷 一町、○水野日向守抱屋敷 町、○龍善寺跡 龍善寺は牛込早稲田に移り、則彼寺の持、
○代々木村 代々木村は日本橋より二里半、谷盛庄七郷

の一なる由或書に見えたと、今土人は傳へず、東西三十町許、南北二十五町許、武家拜領屋敷及抱地等多入會ひ、全く村落をなせる處は村内半に過す、東は千駄ヶ谷上澁谷の二村、西は荏原郡下北澤村、及郡内幡ヶ谷村、南は中澁谷、上目黒の二村、北は角筈村なり、家數百六十六、甲州街道村の北に係れり、正保改には御料所及柴山九右衛門後室の知行とあり、此九右衛門の妻に知行を賜ひし事、村内正春寺の傳に詳なり、其後彼か知行を太田太郎左衛門に賜ひしか、承應二年上りて御料に屬し、今に然り、其餘寺社領にて其賜りしは寛文五年江戸山王社領百三十一石七斗九升八合、芝神明社領十五石、元祿四年湯島根生院領八十石、正徳二年小石川無量院領二十石、享保十四年赤坂水川社領二百石賜れり、檢地は寛文四年野村彦太夫改め、新田は同十三年同人糺し、享保十二年寛播磨守改む、

高札場 村の東にあり、
小名 一本松村の南にあり、鞍掛松とも云、相傳ふ永保ありて、父頼義の計告を聞き、七日此地に滞留して齋し給ふ頃、鹿毛の馬を此松に繋ぎ、鞍を掛置し故の名なりと、されと其松は枯て今は跡もなく、纔に小名に残れり、又村の中程に榎松と云あり、そのかみ榎の老木ありしに、其中腹より松一株生し、相生の如し、ゆへにかく呼べりと、代云、是も今は二樹共枯て、別に尋常の松一株を植ゆ、

々木新町 甲州街道にそひし民家を云、はち山 地藏窪
本村 山谷 富谷 深町 初臺
玉川上水堀 北邊を流る、幅三間程、小名深町にて此流を分
神田上水の
助水とす、

八幡社 村の鎮守なり、建暦二年壬申荒井宗祐と云も 神
の起立すと傳ふ、事跡詳ならず、福泉寺持、
樂殿 末社天神 稻荷 ○稻荷社 永正十七年の鎮座と云、
芝神明彌宣守 ○天神社 元和三年の勸請、
屋華人持、
持、寛永十九年 ○白山社持、
の勸請と云、

福泉寺 天台宗江戸山王別當觀院末、寶珠山智明院と號す、
當寺古は浄土宗なりしを、中興開山傳譽住職たりし時
正保元年故有て今の宗門に改む、中興開基は、紀伊殿の妾に
て、法名圓住院と號す、山田右衛門政秀の女なりと云、元祿
三年歿す、本尊藥師、寛文十二 鐘樓享保四年鑄造 觀音堂
年間住院の寄附する所と云、
十一面觀音、木の立像を安置 閻魔堂 ○清岸寺 浄土宗江戸
す、長四尺餘、安阿彌の作、
院末、龍池山不顯院と號す、古は寶地山と稱せし山、開山專
蓮社覺譽吞了、寛永元年の起立と云、吞了は石州津和野の産
なること、傳燈總系譜に載た、 ○正春寺 浄土眞宗京都東
り、正保四年十二月十五日歿す、
養院と號す、本尊彌陀開山釋正入、明暦三年四月九日化す、
開基は柴山九右衛門吉次の妻にて、土井次郎左衛門昌勝の女
なり、慶安四年九月十二日死し、法名正春院清安と稱す、此
女名をゆふと呼び、台徳院殿に仕へ奉りしか、當村にて知行

二百石を賜はり、老後此地に菩提寺を建てんことを請て則夫
の氏をもて山號となし、柴山正春寺と號す、かの知行の地は
後年願上て其甥太田次郎左衛門康俊の子太郎左衛門康重と云
者に賜ひしか、其後知行所替ありしといへり、康重か子孫今
市左衛門と稱し、
旗下の士なり、
立なり、古は四つ谷にありしか、中頃駿州清水へ移、
り、享保年中此地へ引移せり、本尊彌陀を安す、
當山修驗青山風閣寺配下 觀音堂 慶長六年大正院
林山と號す、本尊不動、
御茶屋跡 境内西の方にあり、大猷院殿御遊獵の時、御鷹匠
の後奥服一重、白銀十枚を大正院に給へり、御取拂となりし
後、二間半四方の間竹の埜を設け、其中に躰躰三株を植てし
るしと

抱屋敷 二千二百、○富安九八郎抱屋敷 五百二十七坪上澁
に跨り、
○幡ヶ谷村 幡ヶ谷村は【小田原役帳】に遠山藤六知行十
一貫文幡ヶ谷とあり、江戸より三里、民戸百三十八、東
西は荏原郡代田村及び多磨郡和田村、北も同郡雜色村な
り、用水は玉川上水を分流して田間に沃けり、正保改に
御料及神谷又五郎知行と載す、今も御料の外神谷縫殿助
の知る所なり、檢地は寛文四年、延寶元年の二度野村彦
太夫糺し、新田の方は享保十七年寛播磨守改む、村の南
に甲州道中係れり、道幅四間半、
高札場 村の東
小名 新町 甲州道中に添ひし地にて、原 笹塚 本村
山谷 代々木新町に續けり、

火屋 村の西にあり、此邊を狼谷と云、廣さ九百坪、非人の家
三軒あり、四つ谷西念寺、勝興寺、戒行寺、麴町橋岸
院、心法寺、五ヶ寺の拜領地にして茶屋所なり、文祿年中ま
て四谷千日谷にありしか、後年千駄ヶ谷村に移り、寛文四年
八月當所に移
されしと云、
米津梅千之助抱屋敷 八百三、○秋田山城守抱屋敷 四千二
坪、○久志本左京抱屋敷 七百六、○米津伊勢守抱屋敷
四千二、○深津彌三郎抱屋敷 二千四百、○水野日向守抱
屋敷 三千五、○林中務抱屋敷 七千二百、○大岡土佐守抱屋
敷 二千八百二、○土井七太郎抱屋敷 七百四、○牧野伊豫守
敷 二千五百二

て勝利を得たりしかは、凱陣の後下野國小山の郷に安置せり
其後遙星霜を歴て、永祿年中武田信玄甲州七疊山邊に移して
崇敬せしを、北條氏政奪取て相州筑井縣地勝院に納む、然る
に天正十八年北條氏没落の後、東照宮代々の武將崇敬ありし
像なる事を聞し召れて、多磨郡宅部村三光院に移し給
ひ、延享四年九月靈夢の告ありて當寺に安置すと云、
稻荷
社 ○法界寺 浄土宗、入間郡川越蓮馨寺末、傳燈山般若院と
號す、開山傳譽順良、寛永七年十一月十五日歿
す、本
尊彌陀、
閻魔堂 藥師堂 ○法性寺 羽黒行人派、江戸香羽
尊彌陀、
と號す、開山講海正保三年
四月十八日歿す、本尊大日、
松平鶴太郎抱屋敷 八千七百、小笠原鎌之助抱屋敷 一萬千
○角管村 角管村は日本橋より二里半、村の地形古へ武
家屋敷等置れざる以前、東の方内藤新宿の地差入て矢筈
の如くなりし故村名起りしと云、柏木村に傳ふる北條氏
より出せし文書に、柏木角管小代官百姓中と記し、【北條
役帳】にも本住坊寺領十二貫文、柏木角管共と見えたり、
古は中野郷の唱ありし由【十二所權現の縁起】に載たり、
戸數百八、東西十五町、南北八町許、東は内藤新宿、西
は幡ヶ谷村、南は千駄ヶ谷、代々木の二村、北は成子町、
淀橋町なり、古より御料所たりしを寶永四年、元地下駒込
元祿十一年、享保四年の二度に湯島鱗祥院領、萬治元年神
谷又五郎、寛文十一年御筆筒同心給地、明る十二年牛込
宗參寺領に賜へり、是皆元地御用となりし替地として賜

抱屋敷 二千二百、○富安九八郎抱屋敷 五百二十七坪上澁
に跨り、
○幡ヶ谷村 幡ヶ谷村は【小田原役帳】に遠山藤六知行十
一貫文幡ヶ谷とあり、江戸より三里、民戸百三十八、東
西は荏原郡代田村及び多磨郡和田村、北も同郡雜色村な
り、用水は玉川上水を分流して田間に沃けり、正保改に
御料及神谷又五郎知行と載す、今も御料の外神谷縫殿助
の知る所なり、檢地は寛文四年、延寶元年の二度野村彦
太夫糺し、新田の方は享保十七年寛播磨守改む、村の南
に甲州道中係れり、道幅四間半、
高札場 村の東
小名 新町 甲州道中に添ひし地にて、原 笹塚 本村
山谷 代々木新町に續けり、

玉川上水堀 村南を流る、
幅二間餘、
氷川社 村の鎮守なり、
莊嚴寺持、
莊嚴寺 新義眞言宗、江戸大塚護國寺末光明山眞言院と號
す、開山宥悅、天文二年五月十五日歿、本尊藥師、
不動堂 木佛立像長三尺三寸、智證大師作、緣起に云、智證大
師三井寺開基の時、自此不動を彫刻して彼寺の本尊と
せしか、天慶二年平貞盛、藤原秀郷等平將門追討の時、秀郷
此不動に祈誓をこめ、陣中まで守り行て湯仰意り無く、果し

ひ今に替らず、其餘は御料所なり、【正保の郷帳】に御料の外高六斗飯田又左衛門屋敷と見ゆ、今は傳へず、檢地は延寶二年中川八郎左衛門、關口作左衛門改め、同四年雨宮勘兵衛、清野與右衛門の二人、鱗祥院領を糺せり、享保十七年少許の新田あり、箕播磨守糺せり、用水は十二社權現の傍なる溜井を用ゆ、村の南境には甲州道中か

高札場村の西よ

小名 多開院門前 長樂寺門前 以上二ヶ所は御府内

管新町 甲州道に添たる家並を云、百姓町、淀橋町、青梅邊する家並を云、百姓町家なれと、鷹番前村の西邊にて、

柏木淀橋町に對するを以此名あり、鷹番前村の西邊にて、

に御領付の鳥番所あり、鷹番裏鷹番所の後、原町裏本

村 谷島耕地

玉川上水堀 村の南境を流、神田上水堀村の西北の境を

は七八間に、助水堀村の北邊を流る、こは玉川上水の分水に

至れり、幅四五尺、此堀に傍て幅五尺、溜井二一は村の南熊野社の

餘の道あり、御成道と唱へり、傍にあり、廣さ五百

二十六間、横南方は八間、北に至ては二十六間許、上の溜井

と云、此中蛇池と唱ふる所常に冷水涌出し、水色碧に漲れり、

(所二十)

こ、を熊野の御手洗と唱ふ、往昔中野長者無量陰惡の報に由て、一子の愛女蛇身に化し、庭中を匍匐委蛇せしか、平地忽ち穿て水漲り溜となれり、因て蛇池と號すと【熊野縁起】に載たり、一は下の溜井と號す、上の溜井の北にて、堤を隔つ、則上の溜井分水なり、廣さ五十間、横七八間より十、瀧熊野六間許に至る、世に十二所の池と稱する者是なり、○瀧熊野東境にあり、則前に云助水堀の、○淀橋北の方青梅道にて、内にあり、長二間餘、幅三尺許、○淀橋村神田上水に架せり、長十間、當村及柏木村、多開院中野村、本郷村等入會の地にて中野村の進退なり、

熊野社 十二所權現を勧請せるを以て此邊の地名を十二所と呼

縁起に云、應永の頃鈴木九郎某と云もの紀州藤白より中野の

郷に來住す、鈴木三郎重家の子孫にて、殊に若一王子の祠官

たる餘胤なり、依て假の小社を創建して、先若一王子のみ勧

請しけるか、同き十年宮社を再造して十二所の神悉く備れ

り、夫より日夜崇信おこたらざりし驗ありけん、終に家富

み倉廩軒を並へて榮名あり、よりて郷民舉て中野長者と稱す、

其後邊の星霜歴て、僅に里長某が進退せる社なりしを、日頃

崇敬の餘り菩提寺成願寺と議し、且村民共に願して享保年中

成願寺奉祠の宮となせしより、更 供所社に向て左にありし樓

に修造を加へて舊觀に復すと云、丘の下より造りし樓

替作なり、供所とは稱すれと、其實は成願寺隱棲の菴なり、

春秋の頃は遊賞の 末社稻荷○辨天社本郷村成願寺○第

人尋來もの多し、持、下同し、○第

六天社

多開院 新義眞言宗、江戸大塚護國寺末金剛山慈願寺と號す、

開山述譽は寛永元年五月五日寂す、開基は村内名主傳

右衛門先祖與兵衛にて、法名天雪善滿と云、稻荷社 門

明暦四年六月十日死す、本尊地藏を安す、

木工右衛門か藏せる北條氏より出せし文書にも柏木角筈と記たり其文に

定

一於當郷不撰侍凡下、自然御國御用之砌可被召仕者撰

出、其名乎可記事、但壹人

一此道具弓鐵炮三十之内、何成共存分次第、但鍵は竹

柄にても木柄にても二間より短は無用に候、然は號

權門之被官、不致件役者、或商人、或細工人類十五

七十乎切而可記之事

一腰さし類之ひらく、武者めくやうに可致支度事、

一よき者乎撰殘し、夫同前之者申付候は、當郷之小

代官何時も開出次第可切鎖事、

一此走廻乎心掛、相嗜者、侍にても凡下にても隨望可

有御恩賞事 以上、

右自然之時之御用也、八月晦日乎限而右諸道具可致

支度、郷中之請負其人之交名以下とは、來月廿日觸

郷可指上、仍如件、

丁亥七月晦日北條氏虎

柏木角筈小代官

百人中

丁亥は天正十五年なり、文書宛所に據は、昔は二村を合

て一村の如く處せしと見ゆ、東は百人組同心組屋敷、西

前町屋間口十四間、○長樂寺 同宗多磨郡中野村賣仙寺末、

多開院と曰く與兵衛の開基する所なり、開山頼香、慶安三年

十二月二十九日寂、本尊不動を置、寺傳に當山を六所と號せ

るは昔嚴有院殿府中六所へ御參の時、たま々當寺へ成らせ

給ひしより名付し由いと、いと幸威の説と思はる、元より

據とすへきものなれと、其頃賜ひし御筆なりと

て横物の掛軸を寺寶とす、縮字して左に出す、

以一張弓勢定天下、以三尺劍光安國土

稻荷社 六所愛宕合社 地藏堂 聖天堂門前屋間口二

二百二十

四坪

小栗直之丞抱屋敷 高三石 ○牧野播磨守抱屋敷 高十二

石八 ○秋元左衛門佐抱屋敷 高八十七 ○堀又十郎抱屋敷 高

石八 ○松平中務太輔抱屋敷 高三十三 ○平賀三五郎抱

屋敷 高二十九 ○鉤月尼抱屋敷 高一石七斗五升、此尼は耕

雲軒と號す、則 ○山口道成抱屋敷 高十八石六斗五升、道

成は稻垣信濃守醫なり、

こゝに居住せり、 ○大平榮助抱屋敷 高十二石、榮助は遠

藤但馬守家臣なり、

○柏木村 柏木村は、村内圓照寺境内櫻は長元年中柏木

右衛門佐頼季と云者植し由かた々々この村名を負へりな

と土人の傳へり、圓照寺櫻樹の條見るへし、【小田原役

帳】に本住坊寺領十二貫文、柏木、角筈共と載せ、村民

北は神田上水堀を隔て多磨郡中野村、南は當郡角管村にて、東西四町、南北十町餘、用水は神田上水を引沃く、村の南に青梅道かゝれり、幅五間、御入國の後伊丹願齋の知行なりしを、寛永十一年湯島麟祥院領に賜はり、寶永三年雨宮勘兵衛、清野與右衛門檢地せり、日本橋への行程は前村に同じ、又村内町並となりし地段別六町六段五畝、延享二年、町奉行支配に屬し、成子町淀橋町と唱ふ、

小名 成子町 淀橋町以上二所御府内、本村 蜀江山二家

神田上水堀 村の西北を流る、幅五間許、

鑑明神社 村の鎮守なり、平將門滅亡の後其體を祭りしと云、或は秀郷着領の體を祭りしとも云傳ふ、圓照寺持下し、末社 稻荷 三峯○天神社寛文中本社を成子町へ移しければ、こゝは元天

圓照寺 新義眞言宗、田端村興樂寺末、醫光山瑞濟光院と號す、本尊不動を置、慶長年中に諸堂焼失して記録も皆失ひけるゆへ、開山開基等すへて古きことを傳へず、春日局施主となりて再建すと云ふ、寺寶 蛇骨一

組 同茶碗一 同香爐一 以上三品は尾張大納言光友卿、兼中千代姫君より御寄附と云、 藥師堂本尊は行基の作なり、 閻魔堂 鐘樓鐘は寛政二年の再鑄なり、 右衛門

分れしならん、又大久保を東西に分ちしは、天正十九年の繩よりなりと西大久保に傳へたり、されば村名の沿革の官に達する所は右の如にして、土地にては天正十九年の繩より東西大久保の唱始終變せざるに似たり、家數八十七、北は尾張殿別業戸山屋敷に接し、其餘は武家屋敷及大繩組屋敷にて、唯西の方のみ西大久保及諏訪村の飛地に隣り、東西十町餘、南北六町餘、内藤新宿より流れ来る細流あり、又此地にも所々に清水ありて用水に沃く、今當所府内に雜揉せるを以、古のさまは多く變革せり、其始末は天正十九年東照宮四谷邊に狩し給ふ時、大繩組の頭榊原小兵衛を召て、此近隣にて組のもの廿五人の給地及屋敷を賜はる、間口を狭く裏行を長く賦與すべしとなり、是は翌年宮高麗陣に立らるべきにより、同心等遠國に供奉し跡に留まれる妻子の足弱共、隣家密比せば心強かるべしとの御遠慮なり、扱宅地裏の方二町家を作るべきの旨御内慮にて商人を置く、是江戸武家屋敷に市店を作るの始なり、其時給地は伊奈半十郎に預けられしが、當時土民に乏しかりければ、荒地ありけるを翌年東照宮中野村に鷹狩せられし時、又榊原小兵衛供奉しけるに、組の者の知行所何處ぞと尋らる、此地に續ける由對奉ければ、鷹場には如何あらんと仰にて則經歷

櫻 藥師堂の前にあり、古木は枯て後に植つきしものなり、正保改の國圖にも載たれば、其頃既に名高かりし事しらる、往昔後一條院の御宇榊原右衛門佐頼季と云人あり、始は乙葉三郎と稱す、父は河内守頼信といひ、母を手塚の尼公と稱す、頼季長元三年上總介平忠常、陸奥惟介忠頼兄弟を追討せる賞として角管、柏木の地をたまはり、則此處に館を構へて住居せし時、手つから植たる櫻なれば、そのまゝ右衛門櫻と名付し由【右衛門櫻物語】と云ものに載たり、されど此書は後人の手に成て事を工に綴りしなれば、元より證となすへきものにはあらず、現に【紫一本】には柏木村なれば右衛門櫻の名を得しならんとのみ記したれば、天和の頃既に傳への體ならざりしこと知らる、或曰、此地近き處に武田右衛門と云人ありて、この櫻の古木となりしを愛へ、接木となし栽つきしゆへ此名ありと、免角據とすへきものなし、萬治、寛文頃には木も盛りにして游賞の者多かりしと云、

石川主水正抱屋敷 二反四、○三上筑前守抱屋敷 八畝十畝四歩、○岡田勝五郎抱屋敷 一丁三反、○磯野内記抱屋敷 五畝二畝九歩、○麟祥院抱屋敷 四丁一反六、

○東大久保村 東大久保村は日本橋より二里餘、古老の説に、古は當村及西大久保、諏訪の三村皆戸塚村に通して、一村なり、當時文字も富塚と記せしと云、然とも正保の改には、大久保の一村のみ取て餘の地名は收めず、元祿の圖に大久保村の傍に同村枝郷東大久保村及枝郷諏訪村と記し、又戸塚村をも載す、推考するに、元來は富塚のみなりしを、一旦大久保と改め、元祿の前又各村に

せられ、田野の闢ることを問はせられ、百姓乏からんには小給の輩なれば手作にせよと仰けり、今御料所及玉藥同心等の大繩給地にして、朝夷金兵衛、都筑金三郎、若山源次郎、成田克右衛門、篠塚甚右衛門、安岡定四郎、竹内源之丞、細倉惠兵衛、池田早之丞、朝夷左内、菅野津太郎、石井吉之助、森左太夫、露木七郎次、松山太七郎、杉山藤藏、手島卯十郎、池田爲三郎、横山孫次右衛門、鈴木半次郎、三浦庄藏、内山新三郎、江波戸良助、行岡榮次郎、長谷川傳吉、柴田爲三郎、谷藤右衛門、堤官兵衛、田中孫大夫、鈴木四郎兵衛、加用留吉、藤田爲五郎、佐藤八右衛門、高野金次郎、鈴木莊左衛門、以上三十五人は出身して旗下の士に列し、或は他の職に居るものなり、されど給地は故の如し、又菅沼十藏、岩田周作、野村九兵衛、船場幸吉、服部平左衛門、齋藤禮助等の六人は元の如く玉藥組同心なり、此餘朝夷源次郎、木原忠助、小林彦十郎、高野伴次郎、今井政右衛門、川村鐵五郎、岩田勘藏等の闕地は御料に屬せり、檢地は天正の後天和年中改あり、又村の東北若干の處砂利取場御用地となり、後樂園して砂利取場跡新田と號し、享保十七年寛播磨守檢地して御料に屬す、今村の地府内に接せるを以比屋商店を開き、或は藝圃ありて庭樹を生植す、村

北に奥州の古街道あり、田畑の間を戸山の方に達す、高札場 東北の方

小名 橋場 繩手 相の家 高場臺 大笠

久左衛門坂 村の中程にあり、登〇はしこ坂

鏡の井 乾の方奥州古街道の傍田間の小流

天神社 村の鎮守なり、東の天神とも西向天神とも號す、安貞年

菅家自作の像を懐にし、下向して先當所の郷民と議し、祠を建てて鎮護神とす、其後天正の頃兵火に罹り灰燼となりし時、不思議に尊像のみ溪間の樹上にあり、郷人等奇異の思をなし、青山將監と云者と力を戮て更に經營せるもの則今の社頭なり、一年聖護院道見法親王東國經歷の時、法印元信に命じて當社の別當とし、社字を修補して頗古に復すと云、例祭は隔年六月、末社 孔雀明王 稻荷 辨天 白太夫社

石尊 神明 秋葉 淺間 寶霞塔 春日局別荘にありしすと、瑞現櫻と云、古木は枯て近き頃植つけり、別當大

聖院 本山派修驗京都聖護院末梅松山五大尊寺と號す、世々正

辨天社 童形の像なり、弘法大師の作稻荷、淡嶋を相殿とす、當所は元祿の頃犬小屋を建られし地にて、其頃よりの

小社を後村民等願 別當二尊院 新義眞言宗、愛宕圓福寺地 上て再建すと云、中金剛院の末、雨寶山と號す、本尊 大日を置、 尊阿彌陀開山茂天、寛文六年正月二日寂す、本〇專 念寺 淨土宗京都知恩院末、佛願山正定院と號す、本〇專



福寺淨土眞宗、東本願寺末白蓮山と號す、本尊阿彌陀 惠心の作と云、開山宗泉、寛文七年五月八日寂す、 樓享保十七年鑄、〇永福寺 禪宗曹洞派、牛込萬昌院末、大 慶長十五年五月十七日寂す、〇法善寺 法華宗池上本門寺末、 藥師堂藥師は慈覺大師の作、〇法善寺 春時山と號す、本尊釋 迦多寶開山日相、貞享四年八月五日寂す、中興開基松平伯 耆守綱清、正徳元年七月四日卒す、法號清源寺良宗當温、

什寶 大黒天像一軀日蓮 消息二幅同、古鏡一面四徑

七面社建立の時境内を堀て、源氏物語拔書一卷後陽成院宸 得たり、裏面の圓左の如し、尊純法親王、曼珠院良想法親王の筆蹟なり、 七面社 稻荷 社 鐘樓 延寶八年鑄造

尾張殿抱屋敷 二千八百、〇酒井采女抱屋敷 二千四百、〇新

庄鹿之助抱屋敷 三千九、〇安藤増五郎抱屋敷 七十坪餘拜

添へ、〇間瀬權右衛門抱屋敷 二千六百、〇丸山勝五郎抱屋

敷 二千二、〇木部茂十郎抱屋敷 六百八十、〇土井惣兵衛抱

屋敷 三百三、〇井上半次郎抱屋敷 二百、〇伊藤傳左衛門抱

屋敷 千二百、

舊家者 理右衛門 名主を勤む、中村を氏とし家系一卷を蔵せ

江守源氏信十二代の孫中村外記信高の二子なり、寶徳二年四 月二日死す、其子信義また七右衛門と稱し、文明三年九月二 十八日死す、其子高信、其子政信、其子政利、政利信定を生 む、信定七郎右衛門と稱し、慶長三年死せり、此時民間に下 り、九代にして今の、〇同五郎右衛門 家傳に據に、豊嶋郡 理右衛門に至れり、〇同五郎右衛門 牛込分東大久保村天 正十九年玉藥同心五十人の給地となりし時は、百姓長兵衛、 七右衛門、久左衛門、三四郎等總に四人のみなり、當時宅地 及水陸の田は今の尾張殿戸山別業の内にて、敬公彼別業を賜 はり給ひし頃四人皆砂利場に移住すと云、五郎右衛門が先祖

長兵衛子なかりしにより、養子を迎ふ、是も後に長兵衛と改 む、此人實は青山常陸介 忠成が落胤なりと系圖に載す、又家 傳に、忠成を伯耆守忠俊が嫡子と云ひ、又長兵衛を忠俊が丹 波國從山城に蟄居せし間の落胤の如く記す、系圖と合はす、 按に「寛永譜」に據れば、忠成慶長十八年二月、卒するに至る まで罪蒙りしこと見え、忠俊は元和九年御氣色を蒙て房州 大多喜城に移され、後又相摸國高座郡今泉に退居せし事を載 す、然れば忠俊が落胤と云ふの實を得たりとせん歟、後の長 兵衛が長子は小石川善仁寺の養子となり、二男五郎右衛門父 の遺跡を繼てより、數代相續して子孫今の五郎右衛門に至る まで青山を氏とす、元祖の長兵衛姓氏を知らざる 故ならん、其餘三人の子孫は今聞ゆる事なし、

〇西大久保村 西大久保村は家數百十七、分村の年歴、 江戸の行程、檢地及當村内に手作場と稱する處ある類の 由來は前村の條に辨せり、村の廣さ東西六町、南北七町 許、東南の二方は東大久保村、西は百人組の屋敷、北は 諏訪村なり、天水を待て耕植す、當村古より御鐵炮玉藥 組及同し筋より上られし者の大繩給地なり、これも詳な ることは前村に辨す、

高札場 御筆寄町 新田町

小名 諏訪村 諏訪村は村内に諏訪社あるを以て名とせり、

稻荷社 諏訪村諏訪明神の末社なりしを、萬 治年中當所へ移せしと云、大乘院持、 金龍寺 禪宗曹洞派、多磨郡中野村成願寺末、海龜 山と號す、開山鐵雙、寛永中の建立と云、白山社 閻魔堂 鐘樓の鐘をかく、〇大乘院 當山派 修驗青山風閣 寺配下、本尊不動、

土俗私に諏訪谷村と唱ふるは谷々多き故なりと云、元祿の改には大久保村の枝郷諏訪村とあり、分村の事は東大久保村に辨す、家數十七、北は下戸塚村、西は戸塚村、南は西大久保村、北は源兵衛村にて、東西四町、南北二町、此餘東大久保村の内に飛地あり、江戸の行程等前村に異ならず、當村も古より玉藥同心及その筋の者大繩給地なりしが、後木原忠助、小林彦十郎二人の給知上りしより御料入會の村となれり、

高札場 村の中程にあり、

諏訪社 八幡、辨天、天満宮、不動、藥師、觀音を相殿とす、當村及戸塚村、大久保百人町、西大久保村等の鎮守なり、例祭九月廿七日、縁起は閉會の説なれば略す、末社 上諏訪 下諏訪 神樂殿 別當玄國寺新義眞言宗、大塚護國寺末、古は多磨郡中野寶仙寺の末なりしが、元祿九年今の末に屬せり、龍池山上珠院と號す、本尊阿彌陀、長七尺許、寺寶行基作、慶長六年の起立にして延寶年中盛源中興す、寺寶玉一顆安産興樂の玉と稱す、相傳ふ、此玉始北條遠江守時龍して感得し、其加護に依て平産ありし處なり、其後庵原左衛門尉和景に授け、代々相傳せしに、遙の後享保年中遠孫上原有て此玉密々に御木丸御用としてしはし奉り、其時々白銀など賜はりしとなり、吉重の孫茂右衛門某の時、寶曆十四年檀縁の因を以て當寺へ寄附し、其後、かの故にや一旦上原方へ返りしを、寛政十年子孫遠藤備前守の家人三郎右衛門と云者再び寄納すと云、玉の寄附狀及縁起上原氏の系譜を添

飛地上落合村にあり、御入國の後より御鐵炮玉藥同心輩の大繩給地となり、其内寛延二年木原忠助、小林彦十郎、明和八年今井政右衛門、安永六年川村鐵五郎、高野伴次郎等の給知を收公せられ、御料所となり、其餘は同心より進みし輩の大繩給地なり、檢地は寛文四年野村彦太夫改む、又村の中程に青梅道係れり、こは高田邊より多磨郡田無村への脇道なり

高札場 村の南の方にあり、

小名 宮田 諏訪村諏訪社の元地、赤井屋敷古へ赤井某の屋敷なりし所ゆへ、なれば此名あり、
かき、赤井下 久保田 池田 市の澤 伊勢原 二階の上 二階の下 池田 上野臺 清水の上 清水の下 原の宿 六百免 松原 稻荷前

神明社 觀音、稻荷社、
神田上水堀 村の西北を流る、幅七八間

觀音寺 新義眞言宗、大塚護國寺末大悲山蓮花院と號す、本尊正觀音、開基はかんこう坊と云人にて、俗姓中村氏、故のりて當所に來り、草庵を營み、遂に一寺となせしと云、子孫外記は寛永の頃斷絶す、其屋敷跡は今高木伊勢守抱地の内に、東大久保村名主理右衛門も其一族なりと云、
藥師堂

高木伊勢守抱屋敷 二百四、○平岡仁右衛門抱屋敷 百五十坪、

へ、講中にも玉の傳來具に載たれと、信 鐘樓享保八年鑄造すへき事實もあらざれば、に略す、
聖天堂 地藏堂 土屋地蔵と號す、石像なり、源兵衛村に接する土屋甚助の下屋敷より堀出せしを、に安す、故に此名あり、

○戸塚村 戸塚村は日本橋よりの行程前村に同じ、下戸塚村に對し、土人は上戸塚村と唱ふ、古は近村の總名にて富塚と書して後各村に分れし頃今の字に改むと云、されど【小田原役帳】に、太田新六郎知行内寄子衆配當十一貫五百文、江戸戸塚内山分、及恒岡彈正忠五百文、江戸牛込之内富塚とのせ又【長祿江戸圖】にも牛込村の邊に富塚村及山分と云ものあれば、富戸唱同しきを以て當時互に記せしならん、かく古き村なれど、正保の改に載せず、當村あるべき邊に大久保村のみを記し、元祿の改には戸塚村、戸塚村の枝郷大久保新田、大久保新田枝郷馬場新田、大久保村、大久保村の枝郷諏訪村、大久保村の枝郷東大久保村と載す、されば中古戸塚を改めて大久保村とし、後各村となりし頃古名をこゝに残し、文字は戸の字を用ゆること、はなれり、家數三十三、東は諏訪、源兵衛の二村、西は上落合村、南は西大久保、柏木の二村、及大久保百人組屋敷、北は下落合村なり、東西八町、南北五町、天水を湛て耕し、神田上水をも引沃く、

○大久保新田 大久保新田は元祿の改に始て載せ、戸塚村の枝郷と記す、土人の傳に、當村の民戸九軒寺院共に古は今の尾張殿戸山屋敷の内五明と云る所に住せしか、寛文十一年彼構内に入し時、替地を給はり、民戸及寺院も爰に移り住し、田甫は元の如く戸塚村の内に入會ひたれば詳には辨明し難し、かの移住せし地は、東西二十間南北三十間許にて、西南の二方は源兵衛村、東北は下戸塚村なり、又【元祿圖】に大久保新田枝郷馬場新田と云を載す、是高田馬場に邊せし地なれば名とせしにや、今は此地名なし、當村古は御料所にて、寶曆五年増上寺領巢鴨村の替地に裂き賜ひ、又これより前享保五年市ヶ谷自證院領雜司ヶ谷村の替地として賜はり、今に御料寺領入會へり、檢地用水は前村に同じ、又南より西の方に板橋宿往還かゝれり、

亮朝院 法華宗、甲斐國身延久遠寺末、如意山榮亮寺と號す、縁起云、開山僧日暉は牛込和田戸山荒井山五明村に住し、七面を祀る、其頃嚴有院殿の老女近江、若君の御武運を禱奉る、同二年四月日光御參の時、懷中の御守として一部一巻の法華經、及題目を彫りし短刀、雷除の小刀を獻す、還御の後日暉に賜物あり、同四年嚴有院殿將軍宣下の時、暉か獻せし經文の表紙に南無七面大明神の七字を御染筆あり、明暦元年永く將軍の祈禱所と定め給ふ印として、御詩の字を記さる、所の御筆を賜はる 同三年命有て七面の神體を御覽に入しかば、頓て五明村にて方三十間の地を賜はりて七面の社地と

せらる、同年遂に起立して一寺となり、身延末に属し、山號寺號今の如く定む、院號は暉か舊號を用ゆと云、寛文七年三月二十二日暉寂て日純繼ぐ、同十一年境内御用地となり、尾張殿に賜はるに及て、代地を今の所に賜ふと、本尊三寶を安す、鐘樓元禄十五年造立、同年六、七面社の神體は身延七面なり、初戸山に在し頃、明暦三年此像を御覽に入しに、御信仰の餘り再び社地を舊地五明に賜はり、堂宇御建立を命ぜられ、工就て大城より神體をうつされ、御紋の戸帳水引挑灯等を賜はる、當所に遷りし後、元禄十四年三月大夫人桂昌院殿を詣り給ひ、其後二、釋迦堂釋迦は銅像なり、享保八年造度まで詣り給ひしと云、釋迦堂は同十年に至りて成、有徳院殿の御時陀羅尼萬巻の祈禱を命ぜら、祖師堂日蓮像五尺八寸、御紋の戸帳、水引挑灯を寄附せらる、朝日祖師と號す、○夾山寺 禪宗曹洞派、駒込吉祥寺末海壽又日朝師を安す、山と號す、古は眞言宗の古跡にて五明村にあり、正保の頃廢せしを慶安元年本寺十二世の僧同安洞察再興して改宗し、海壽山夾山寺と號す、故に洞察を以て開山とす萬治二年四月二十日寂す、其後寛文十一年前寺と同くこの所に替地を賜はれり、本尊釋迦、行基の作と云、御嶽社 當村の産神とす、今も戸山屋敷に御嶽社あり、稻荷社

宗傳寺跡 除地百九十三坪あり、當寺も元戸山の内にありて寛文の度こゝに移りしに、寶永五寄道地中里村へ引て今に其地に存す、

深津彌七郎抱屋敷 五畝、○武藤庄兵衛抱屋敷 六畝

源兵衛村 源兵衛村は元戸塚村の内なり、彼村民源兵衛と云もの開發せし所にて、其村内の小名たりしが、元禄以後別村となれり、源兵衛の子孫は今に村民たり、江戸

戸よりの行程二里に足らず、東西六町、南北五町許、戸數二十八、四境、東は下戸塚村、南は諏訪、西は戸塚村、北は神田上水堀を隔て下高田村なり、天水を得て耕植す、古より御鐵炮玉藥同心及其筋のもの、大繩給地なり、

神田上水堀 村の北を流る、幅七間許、

神明社 村の鎮守なり、下高田 末社 天王 稻荷 辨天 村金乘院持下持同し、

諏訪社

松平志摩守抱屋敷 一町七段六畝、○伊藤彌平太抱屋敷 一町六一畝、○富田宮内抱屋敷 二町、○松平市正抱屋敷 六段七畝、○武藤庄兵衛抱屋敷 四段五畝、○土屋甚助抱屋敷 三段五畝二十坪、

下戸塚村 下戸塚村は江戸より行程一里半、家數五十一、東は早稲田村及關口町耕地、南は尾張殿戸山屋敷、及牛込馬場下町、西は源兵衛村、北は神田上水堀を隔て下高田村、東西六町、南北九町、當村正保三年牛込濟濟寺領に賜り、今に然り、戸山屋敷より出る小流を用水とす、村の西に係る往還は、牛込邊より雜司ヶ谷への道にて、道の北界を奥州の古道と云、元禄十五年伊奈半左衛門、今井九右衛門捨地す、又町並となりし村内放生寺門

(里吹山)

前は延享二年奉行支配となる、

小名 放生寺門前御府内、石田前昔石田某、山吹里馬場の北茶店後の方を云、文明年中太田道灌狩に出し時、急雨降出しかは、農家に立寄雨具を借んとせしに、其家の小女山吹の花を折て出せり、道灌其意をさとらして歸り、後此事を近習の土に、問ふに七重八重花はさげとも山吹の、みのひとつたになきそかなしきといへる古歌にもとつき、義たにあらぬと云を諷せしならんと答へければ、道灌はしめて其意をさとり、夫より歌道に心をとめ、後彼小女が事を賞め、この所を山吹の里と名付しなと云、俗語あれとも、慥ならず、**松原 荒井山 椿山 三島上 三島下**

高田馬場 村の西にあり、東西百八十間、南北二十六間餘、越後少將忠輝卿の母公高田殿遊覽の地なりしかは、馬場となりし後少将の母公高田殿の故に負ひし名には、非ずなりといへと、詳かなることほなし、按に「寛永日記」二十三年三月五日高田に馬場を築へきよし仰ありしかは、やかに此地を擇み、幾程なく馬場成しかは、將軍家も渡御あり、旗下の諸士左右に分て鞭打ありとみゆ、こは中頃荒廢せるを更に修せられしならん、其故は或人の記せし「聞見隨筆」と云書に、蒲生下野守忠郷の家人佐野太夫が買得し音曲と號せし名馬を台徳院殿へ献して古龍と名付給ひしが、駿足にして乗得るものなりしに將軍家高田馬場へ成らせ給ひて、中山勘解由守に命じて是を乗しめ給ふ所、殊に早馬にて天下の人中山か馬の達者を譽たりとあり、照守寛永十一年に歿したれば、十三年前既に馬場ありし事明けし、又大坂御陣の頃、此馬場にて馬揃あり、是より先武田信玄小田原北條を攻し時、當所にて馬を乗りしなと云傳へたり、十三年築立以後は旗下の士弓馬を習へる地に定め置れしか、寶曆の頃より一圓に射場となり

て、馬場は騎射のさくりのみ残り、又當所にて流鏑馬の式を興行あり、こは穴八幡宮へ御奉納の爲なり、同社に藏する【流鏑馬圖】の奥書に、右流鏑馬二軸者、今茲戊午春二月初卯日爲穴八幡神事於高田馬場所行之圖也、此蓋去歲中當竹千代君御降誕前、因御願兼有御催、公事繁劇延及今春也、既而君有御降誕、遂被催報賽、其事者小笠原常春卿命、令門人若干人勤之、當日射儀岡本豐久門生等圖而所上也、元文三年歲次戊午冬十二月とあり、其後もしは其式あり、當日御名代出座ありて射儀最嚴正なり、馬場の外に埒を設け、貴賤の見物群集せり、又馬場の北側に並立る松樹は、享保年中釣命に依て植さしめ給ふと云、當所は除地にて濟松寺持、

神田上水堀 村の北界を流る、幅六間より七八間に至る、

八幡社 穴八幡と號す、正八幡なり、神功皇后仲哀天皇を合祀す、共に大橋龍慶靈瑞を得て、牛込横町の古榎樹を以て彫刻し寛永十九年四月八日多磨郡中野寶仙寺住僧秀雄開眼せる由裏銘あり、社傳に云此所古より八幡の小祠及び阿彌陀堂あり、年を経て荒廢し、神木の老松一樹残りしか、寛永十三年御持弓頭松平五郎直次に屬せし同心の輩、同心居宅は早稲田にあり、彼神木近き所に埒を築きしに、其松に鳩三羽つゝ宿りて神靈影向の瑞ありければ、相謀て同十八年石清水八幡宮を勧請し良昌をして別當たらしむ、依て草庵を造營せんとて山麓を穿ちけるに、一つの穴あり人々怪しみ燈を取て内を伺へば、銅佛の阿彌陀長三寸許なるを得たり、是八幡の本地なればとて、則神殿に安置し、今に秘佛とすと【寛永記】「江戸雀」等に載る所も社傳と大同小異あり、同年大猷院殿御放鷹の時當社へ御立寄あり、此年嚴有院殿御誕生あり、又別當良昌兼て靈夢を蒙りし次第を開召され、殊に當社を御崇敬ありて、慶安元年本社以下諸堂社に至るまで悉く御建立あり、其時當山の地形は加賀中納言利常寄進して、其餘の諸侯旗本の土も當社以下を寄附せり明る二年落成して遷

宮の式を行はる、この年嚴有院殿御參詣、其後社地に能舞臺
を作られ、大猷院殿成らせられ、能上覽有て後に神事能興行

あり、役者大藏勤む、御名代柳生俱馬守に命せらる、年
經て社頭回祿の後延寶六年御再建あり、棟札の文に、

聖主天中天爲大檀那 征夷大將軍源家綱公御武運長久

迦陵頻伽聲 御鎮守 東照宮并末社等

卍奉再興武州豊島郡牛込郷光松山放生寺八幡宮一宇
哀愍衆生者 御子孫蕃榮天下泰平五穀成就萬民豊樂所
我等今敬禮 御子孫蕃榮天下泰平五穀成就萬民豊樂所

寺社奉行 松平山城守 板倉石見守 別當放生寺住持權大僧都宗洗
太田攝津守

延寶六年戊午仲冬十五日

御大工棟梁 甲良豊前宗清 同助五郎宗員

後又大破に及び、元祿十六年
再び御修營あり棟札の文に、

聖主天中天大檀那 征夷大將軍正二位内大臣源綱吉公御武運長久御子孫蕃榮所
迦陵頻伽聲 卍奉造營武州豊島郡牛込郷戸塚村光松山放生寺八幡宮一宇華表二基
哀愍衆生者 我等今敬禮爲天下泰平萬民豊樂疆壽堅固長保徳創建

御鎮守

總營建事從五位下但馬守藤原朝臣秋元氏裔朝
東照宮并末社等護摩堂鐘樓堂神輿堂樓門舞臺寺院等
元祿十六年未年五月吉日御普請奉行 竹田藤右衛門藤原政武
伊藤新右衛門藤原政武 別當權大僧都法印本如 御大工棟梁 大谷平太夫藤原基矩

元文二年諸堂社助成のため、本所松井町にて千五百坪の町屋
敷を賜ひ、延享二年當社祭禮の時、神輿の旅所として牛込神
樂坂上にて二千七百十五坪を拜借地に成給ふ、此内九百二十
坪は返き頃御用地となり、殘地千五百九十五坪の内千四百九
十坪は廻町にて替地を給ひ、今神樂坂上には纔に三百坪殘れ
り、又元文三年二月九日竹千代君御降誕の事により、當社へ
御報賽のため高田馬場に於て流鏑馬御興行あり、それより以
來御厄年及若君様御降誕等には、必當社御祈禱として流鏑馬の
式あり、又社傳に永承中源賴義、安倍貞任征伐之後當國豊島
郡へ八幡三社鎮座の一なりとみえられたと、固より據とすへき
事なれば爰にて載せず、例祭八月十五日、昔はこの邊の三
十六ヶ町より鉾練物等を出し、牛込神樂坂所まで、神輿を渡
せしと云、今は廢して社地内のみ式あり、社寶御具足一領
嚴有院殿御召初の品なり、慶安二年當社御造營落成ありて遷
宮の時、御寄納ありと云、外に御幼時の御手遊物なりとて布
袋及胸の、準提觀音一軀寶樹院殿の、流鏑馬繪卷物
二卷與書に、右流鏑馬二軸者、今茲戊午春二月初卯日爲穴八幡
二卷神事於高田馬場所行之圖也、此蓋去歲中當竹千代君御降
誕前、因御祈禱有御催、公事繁劇延及今春也、既而君有御降
誕、遂被催報賽、其事者小笠原常春卿命令門人若干人勤之、
當日射儀同本豐久門生等圖而上也、大般若經一部慶安御造
元文三年歲次戊午冬十二月とあり、

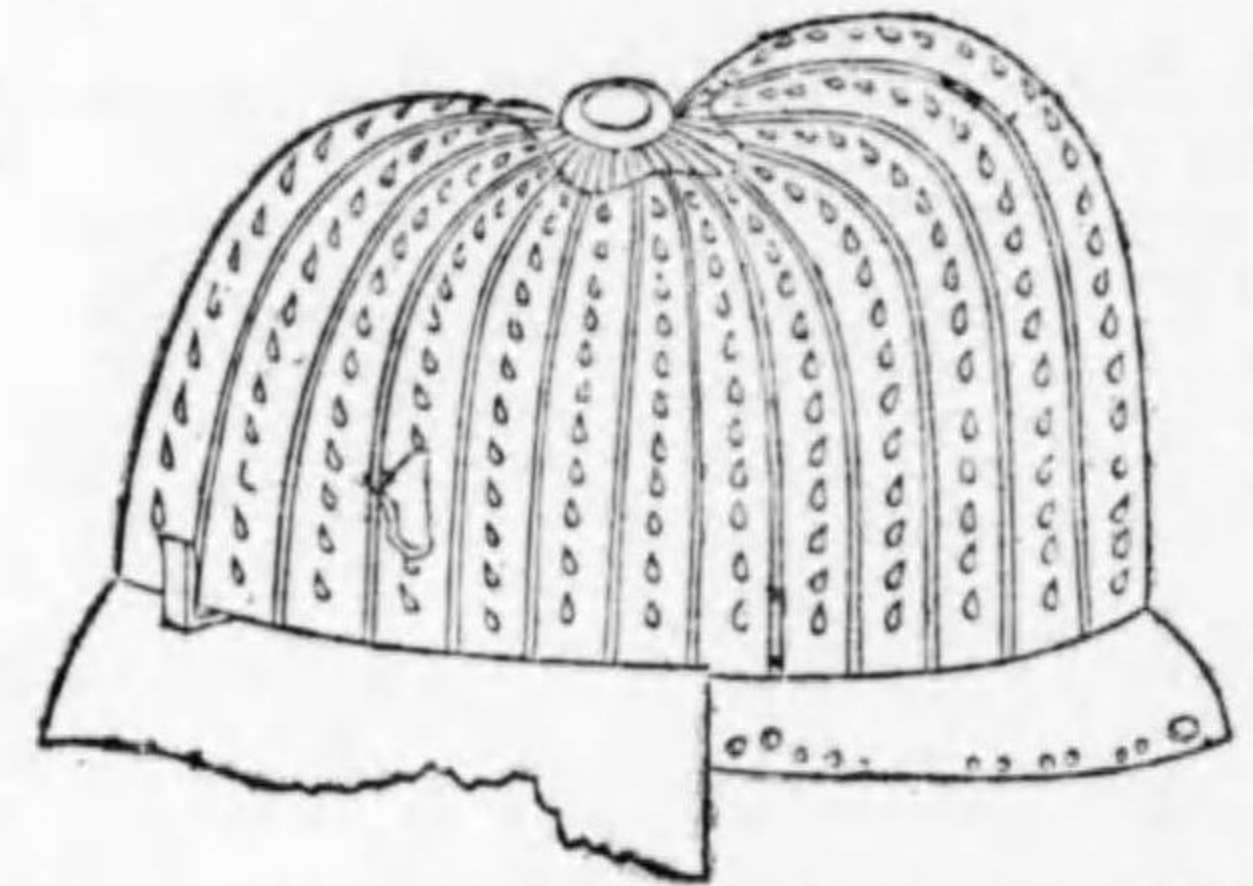
松平外記寄附する所なり、此頃松平長門守も、東照宮慶安元
祭禮旗十二旋を寄進せしか、今は損失せり、末社 氷室
御造營の時、社地の興守として御勸請あらせ
られ、延寶元祿二度の御再建にも御修營あり
明神慶安元年本社御造營の時建させらる、稻荷小社なり、
所なり、扉の金物は葵御紋を彫れり、松平新五左衛門直
立あり、若宮八幡 是も御造營の時、松平新五左衛門直
神宮 春日 天満宮 子安明神 荒神 四所明神 辨
財天 以上七社は慶安の度御造營ありし所にて、延寶、元祿の
財天二度にも御修營を加へられしに、今廢して再建に及ば
ず、觀音堂 神樂堂 以上二字は慶安の度、鐘樓 是も同時
あり、鐘に慶安元 普賢延命堂 是も慶安の度松
年の銘を彫れり、平和泉守造立す、護摩堂
神輿堂 以上二字も同時に御建立ある所に、出現堂 酒井日向
も今廢す、是 回廊 蜂須賀飛騨守、水野周防守の、石手
水鉢大森信濃、石燈籠 渡邊十郎左、銅鉤燈籠 池田勘兵
石重塔 柴田三左衛門寄附す、出現堂以下、銅燈籠 正徳
三年

御本丸奥女 放生池 此池の石垣瑞籬は、慶安御造營の時増山
中寄進す、放生池の南にあり、慶安御造營の時増山
兵部少輔寄附せし、的場本松平新五左衛門が組の者築し所に
に、今は廢せり、年松平新五左衛門が組の者築し所に
て、今に其筋の者射 神木光り 松本社の裏の方にあり、古
藝を講ずる所なり、木は枯て後に植繼しもの
なり、古松は則前に云鳩の宿りし樹なり、嚴有院殿御降誕の
時幹より光りを放ち、靈瑞を顯す、故に此名を得、光松山の
起れりとも云、石布袋手水鉢 出現堂跡の側にあり、元吹上御
り、隨身門惣門以上二字は慶安の度、裏門内慶安の
造立、別當放生會寺 古義眞言宗、高野山寶性院末、光松山
良昌は周防國の産にて、俗姓は榎本氏、高野山寶性院青山に
投じて齋染し、諸國を經歷して寛永十六年陸奥國尾上八幡に
參籠の夜、將軍家若君辛巳年夏の頃御降誕あるへき由靈夢を
得たり、其後當國に來り、しるへの僧室に暫く錫を止めし
に、同十八年松平新五左衛門が組の者請に任せ、當社の別
當職となれり、此事、つとなく、上聞に達せしかば、大猷
院殿御放鷹の時當山に御立寄ありて、良昌を召させられ、社
の由緒を聞かめされ、光松山放生會寺の號を賜はれりとも云、
是より以來此邊御遊獵の時、當寺を御膳所に命せられて、
今に然り、良昌は寛文、什寶 柳に竹の御畫一幅 台徳院
九年十月廿六日寂せり、筆と云、白贊 柳ちるかた岡への秋風に、一つふたつの
の和歌あり、扇子一握 大猷院殿の賜物にて、開山良昌
家にかくるゝ、扇子一握 拜領す、便面に御筆の詩歌あり、
左の、飛鳥去邊山侶眉、空低水潤影遲遲、上林雖好非



栖處、一任千枝與萬枝 雁かへる常世の花のいかなれ
や、月はいづくも霞む春のよ 福祿壽御畫一幅 常徳院殿
御諱あり、楊柳觀音畫像一幅 探幽の、百體大黒天畫像
一幅 當山縁起二卷 寛永十八年十二月大橋龍慶の撰、錫
杖記一卷 相傳ふ、寛永年間神體の手に持所錫杖の連環一輪
首の和歌を詠し、神前に供へしかば、日ならずし 不動愛
てかの環著に復せしなり、此卷其事を記せり、不動愛
染の畫像各幅 弘法大師 心經一卷 筆、十六善神畫像一幅
打出小槌 由来記一卷あり、其略に、此槌神家水無瀬家の山
女感得せし所也、昔聖武天皇の此の如き寶物を山
城國錢原の一字に御寄納ありしかば、彼寺を寶寺と號す、信
心の男女祈願の意趣を掌に書して、此槌もてその掌を打て、
所願成就すと云、龍圖右の如し、槌とはいへとも、其形は槌
に似す、寛永二乙酉年三月松尾院達賢と記せるものを并せ藏
せり、このこと山 佛舍利舍利記一 寺中 松濟院 光
濟院 是は廢院となりて未再建に及ばず、門前町屋間
口八十間、步數四百九十二、○天神社 往古は牛込の惣領守
ありしを、正保三年祖心禪尼の願に依、今の尾張殿戸山屋敷
の地へ移して造營し、其後延寶三年台命に因て今の地へ轉せ
らるると云、神體は座像長三尺、大橋龍慶が手刻する所也、別
に菅家自作長一寸八分蓮葉に座せる像、及び源實朝守護佛十

一面觀音、菅家自作の不動を相殿とす、菅家自作の神體は、
元大猷院殿の御守護神なりしを、大橋龍慶に賜はり、後當社
へ納むと云、社寶に菅家自筆經文、及大橋龍慶奉納せし三十
六歌仙の額あり、其裏銘に牛込天神宮寶前寄進寛永十三丙子
九月二十五日遷宮云々とあり、是天 末社 三峯 鬼子母
神 吉祥天 別當 眞



前同し、
寶泉寺 天台宗東叡山末、禪英山了心院と號す、此院號は延寶
の作と云、天慶四年藤原秀郷の開基にて始は秀郷寺と號せし
を、遙の星霜を經天文の頃比叡山寶泉坊秀寶と云僧住持とな

しより改めて寶泉寺と號すなど傳ふ、僧名と寺號と偶同かりし
も奇なりと云へし、按に境内稻荷社は上杉氏の建立なりし由
若きあらんには恐くは其頃彼社の別當寺に造立し、則秀寶
は開山たりしを古刹なるを證せんとて、秀郷の開基など、附
會なる據はなし、境内毗沙門の名を失ひしにや、とにかく定、寺寶
兜一頭 補正成著領の由、大久保某より納む、天正十四年六月
兜一頭 十八日大久保彌三郎が記せる添狀あり、其略に此星甲
者、越前國豐原住人貞生作にて、建武二年補正成其子庄五郎
正行に譲り、補滅亡の後足利家に傳へ、其後轉傳して大久保
新八郎忠俊に傳はり、忠俊次男忠政に傳ふとあり、大久保家
譜に按に、忠政少名彌三郎と稱し、叔父彌三郎忠久が養子
と成り、後年大久保三郎右衛門と稱せし人なり、 毘沙門堂
當寺へ寄附せし年月等は詳にせず其圖上にのす、 毘沙門堂
高さ二丈餘の山上にあり、毗沙門は慈覺大師の作長二尺五寸、
此像元は上野國佐野大慈寺にありしを天慶四年藤原秀郷志願
によりて、こに移すと云、當寺天正六年の記録に、此本尊者
依藤太秀郷持佛の由と見ゆ、又此所は往古中務卿宗良親王陣
取ありし所なり、稻荷社 水稲荷と號す、當寺舊記の寫なりと云
なと云傳ふ、 稻荷社 水稲荷と號す、其内に文龜元年再興大明神
上杉治部少輔入道朝良云々とあり、又〔上杉系圖〕異本に治部
少輔朝良、文龜元年辛酉年、依靈夢江北高田郷戸塚村稻荷大明神
勸請、今寶泉寺境内戸塚稻荷是也とあり、寺傳と違へり、又
當社の棟札なりとて是も其寫を藏せり、其文に天文十九年庚
戌二月二十九日、北條氏綱之時代牛込主膳時國再興、大僧都
別當寶泉坊秀寶云々とあり氏綱は天文十年の卒なり、年代も
違ひ且〔牛込系圖〕時國なし、後天和二年佐藤助右衛門信次再
ひ造營すと云、信次子孫今美濃守信顯也、神體は朝良夢中感
得の像を彫刻する所と云、長一尺五寸本地十一面觀音、淺間
長二尺五寸慈覺大師の作、及陀根尼天の像を合殿とす、淺間
社 高さ三丈餘の假山上にあり、安永八年の勸請にて山は奇石
を疊みて築立巧を極めたり、毎歲六月十五日より十八日ま

て登山を許し参詣の人にきは。念佛堂阿彌陀を置徳太子へり、里人高田富士と云へり。念佛堂阿彌陀を置徳太子、鐘樓正徳元年鑄造。千歳松古木は枯て若木を植つけり、大覽ありて名つ。旗立櫻是も古木は枯れて植つきしものなり、け給ひしと云。宗良親王旗を立てられし所なれば此名ありと云。蜷蜷力池是も寛永の頃御放鷹の古榎樹あり、水かなる早敷にもかる、ことなし、眼を患。○法輪寺法華宗、る者この水にてあらへは必ず驗ありと云。○法輪寺駿河國富士郡北山門寺末、萬年山と號す、本尊三。藏王社神體寶を安す、開山日賢寛文九年九月廿三日寂す、藏王社は坂上田村麻呂感得の像にて東夷征伐の時。○觀音寺新義眞言宗、此地に安すと云、大黒天を合殿とす。○觀音寺牛込南藏院門徒慈雲山大悲院と號す、本尊十一面觀音を安す、智、不動大師の作立像長二尺許、開山賢榮寛文十三年起立す、不動堂。○龍泉院 同宗高師郡寺馬村蓮華寺末松竹山と號す、本觀尊彌勒を安す開山乘俊寛保三年七月寂す、本觀音堂。○聖天社 古義眞言宗放生會寺末本尊千手觀音を安置す。

尾張殿抱添屋敷 六町五段 清水殿抱添地 一町三段二 八畝八歩 畝二十二歩 〇 紺川越中守内室抱屋敷 二町七段四 〇 水野出羽守抱屋敷 三畝二歩 〇 中山備前守抱屋敷 二町五段 〇 藤田權佐抱屋敷 五畝十 〇 前田對馬守抱屋敷 九畝十 〇 島彌左衛門抱屋敷 三歩 〇 増井惣八郎抱屋敷 六段八 〇 工藤佐兵衛抱屋敷 一十歩 〇 吉川藤次郎抱屋敷 一段七畝 〇 中田半藏抱屋敷 七畝九

十五 〇 松井富五郎抱屋敷 一段二畝 〇 河野左源次抱屋敷 一段三 〇 本多又左衛門抱屋敷 二段三畝 〇 勝屋能藏抱屋敷 八段五畝 〇 河野善太郎抱屋敷 一段二段 〇 放生會寺抱添地 二段三畝 二十六歩

新編武藏風土記稿卷之十一 終

新編武藏風土記稿卷之十二

豊島郡之四野方領

〇 下高田村 下高田村は日本橋より行程一里半、按に高田は當郡及多磨郡にも跨し地にて、古は上下の別なく通して高田とのみ稱せり【小田原役帳】に、赤澤千壽十五貫文江戸高田内、中村平次郎十三貫文同所内、及太田新六郎知行三貫文高田内赤澤分、七百文高田内分同所内私領内寄子衆配當一貫二百文高田内葛谷岸分等みえて殊に大村なり、其後上下二村となり及葛谷分村せし年月は詳にせざれど、正保改の國圖等には既に今の如く分ちて上村を多磨郡に屬し、下村を當郡に屬したり、四境東は關口村及武家屋敷、南は下戸塚村源兵衛村、西は下落合村北は雜司ヶ谷村、東西十町南北五町餘、家數百十軒、正保の頃は御料所にして今御料及牛込芳心院領、同濟松寺領、同宗參寺領、關口蓮華寺領交れり、蓮華寺領は元祿十三年芳心院領は同十五年、宗參寺領は寶永十年濟松寺

領は正徳三年に賜れり、檢地は延寶二年關口作左衛門中川八郎左衛門糺せり、村の北寄に目白邊より練馬村邊への往還掛れり、又南北へ貫ける一條の道は古の奥州道と云、四ヶ寺領の内段別合七段一畝十五歩の地次第に町並となり、延享二年町方の支配に屬す、

高札場 村の中程
小名 高田四谷町 高田四谷下町 共に町方支配に屬す
條に田 砂利場 入山 大原 稻荷原 大山 金窪
澤 御堂前 鷄山 五段田 宮田 後田
神田上水堀 村の南を流る 〇 面影橋 上水堀に架す長川幅七八間 〇 面影橋 十間の土橋なり
委見橋 面影橋より北の方なる用水堀に架せる小橋なり、此橋の事は【舊事考】【南河茶話】等俗書に奇怪の説あれと、今土人嘗て傳へざり、
芝野 三段許あり、御遊獵の時 〇 宿坂 此所に往古關所御場拵芝切場等に用ゆ、
氷川社 村の鎮守なり、南藏院 神樂堂 末社 稻荷 第六天 〇 稻荷富士淺間合社 金乘院持下同し、社地に水戸中納言光國卿手植の櫻ありて、木花櫻と號せしか、元木は枯稿して接木となし、今金乘院の寺内に残り、又光國卿自ら木花開耶姫五字の額を書して社前に納められしと云、
〇 神明 第六天合社
南藏院 新義眞言宗大塚護國寺末、大鏡山醫王寺と號す、開山圓成比丘と云、本尊藥師は聖徳太子の作長三尺、或云

此像ハ奥州秀衡の持佛たりしか、圓成比丘回國の夢の告ありて筑にうつして此高田の里に至るに、筑俄に重りて磐石の如し、此地有縁の地なればとて草堂をいとみな安置すと云、其後大橋龍慶佛道歸依の餘りしはらるる當寺に寄寓しければ、大猷院殿此邊御遊獵の時しは々々ならせられ、御殿なり御造營ありしとなり、其頃中根堂岐守より龍慶に與へし書狀あり、文後に出す、當寺へ御成の時四方へ出入せる門あり八ヶ所門と名付しと云、昔寺内に池あり鏡か池と呼しとなり、當時の山號も是より起れり、今寺内を流る、小溝を根川と云、

今日之儀廻へ被爲被成候而、さしまはし高田へ被爲成候儀可有之間、ゆたん仕間敷旨御意に御座候、恐惶謹言、

正月三日

中根堂岐守

御茶屋蹟

御茶屋は大猷院殿御遊獵の時御休息所として造らざられし所なり、正保の國圖にも載たり、其後廢ざられ元祿七年細井九右衛門奉りて除地となし當寺の境内に入れり、今御殿跡と稱す、昔此地に鶯宿梅と呼へる御手植の梅ありしか、後枯て今其實生、○金乘院新義眞言宗多磨郡中を移して院内の庭前にあり、○金乘院野村寶泉寺末、神靈山觀音院と號す、本堂正觀音長一寸八分、御嶽社、辨天社毗首羯摩作開山永願文祿三年六月四日寂、鐘樓寶曆八年三峯社、觀音堂荒神を合殿とす、觀音は木、鐘樓寶曆八年の鐘をかく

儀同殿抱屋敷

一萬七百一橋殿抱屋敷三千五百坪 ○松平大炊四十九坪

頭抱屋敷五百七十四坪 ○大岡主膳正抱屋敷一萬二千十○稻垣鶴之丞抱屋敷九百三十三坪 ○久貝遠江守抱屋敷千八百五○大久保甚兵衛抱屋敷、千八百五 ○井關彌左衛門抱屋敷二百七坪、○永井四郎左衛門抱屋敷二百九坪 ○伊奈熊藏抱屋敷二百坪

○市ヶ谷町在方分 市ヶ谷町は日本橋より三十町隔つ、開墾の年代を傳へず、往古島田主計、濱中太郎兵衛、宇田川利左衛門、杉山七郎兵衛、長尾庄兵衛、依田權左衛門等七人草創せりと云、【鶴岡文書】延文二年十二月廿二日足利基氏下文の文に、鶴岡八幡宮雜掌任阿申、武藏國金曾木彦三郎、市谷孫四郎等跡事、止江戸淡路守押領、任正和元年八月十一日寄進狀、可被沙汰付社家之狀如件と見ゆ、此市谷孫四郎は當所を領し在名を稱せしならん、又【小田原役帳】に、太田新六郎知行三十二貫九百十六文江戸市谷齋藤分、二十貫六百十六文江戸中里市谷源三郎分と載たり、【求涼雜記】に、往古は市買と書す、是此所に市を立て賣買ありし故の名なりと、又一説に此邊に谷四ヶ所あり、一より四まで順に呼ぶ、當所共第一なれば一谷と唱へ、二三はその所を詳にせず、四は今の四ヶ谷

なりと云、されど四ヶ谷の地名は往古人家の數より起りしと云ひ、今既に彼四家の内子孫連綿するものあれば前説是に近かるべし、又前に載する延文の文書、及役帳共に市谷に記せり、市買と書するは一時の假借なるべけれど、今も尾州藩にては多く買の字を用ゆと云、御打入の時開發人の子孫を初として、村民等川崎宿まで出迎奉りより、當村甲府筋配符御用を命ぜられしと云へど其始末は傳へず、古より御料所にて今も然り、今市谷と唱ふる地東は御堀を限、南は四ヶ谷西は大久保邊、北は牛込の地に接せり、正保の改に高四十三石七斗七升六合野村彦太夫御代官所市ヶ谷村とあり、寛文中より百姓商店を建て町並を成し、正徳三年町奉行の支配に屬し、貢は今も御代官進退に依、其町々は市谷本村町、同谷町、同片町、同三軒屋敷、同柳町以上五ヶ町總段別一町一段九畝廿一步の地なり、此餘古來村内を裂て武家の賜地町屋敷等及寺院の門前町屋許多あり、今全御代官の指揮を受くる者僅に一町七段三畝八歩の地も多くは武家の抱屋敷となり、所々に散在し又見取場とて貢を奉るもの五段五畝二十七歩あり、是を在方分と唱ふ、檢地は寛文十二年野村彦太夫糾せり、

高札場在方町方組合谷町にあり

小名 蓮池市谷片町續御先手組屋敷に傍てあり、前云見取場年貢地の内なり、堀へり、町地に多くかゝるを以て事は御府内の條に辨す、尾張殿抱屋敷 段別一段一畝二十步上屋敷に添へり ○田安殿抱屋敷 段別五段六畝十一步下屋敷の添地と ○小笠原大膳太夫抱屋敷 一段廿七步以下二所も同し ○宮崎市三郎屋敷 四畝十六坪平伯守抱屋敷 七畝廿九步前 ○宮崎市三郎屋敷 四畝十六坪續に ○佐々木三右衛門抱屋敷 五畝二十二步三右衛門は○小林六三郎抱屋敷 九畝六步六三郎は御召物仕立師なり伯守守下屋敷の西にあり

○牛込村 牛込村は古廣き地にて、今牛込の町々及早稲田中里戸塚の邊都て當村の地域なりしが、御打入の後年を追て武家及寺社の拜領地又は町屋となりしゆへ、今全く村と唱ふる所は、早稲田下戸塚の間に縦に残り、其地は東西四町南北一町許にて抱屋敷となせるもの許多あり、耕種の地は甚少し、依て民家はなく關口、早稲田兩村の民耕作す、或書に當國は往古曠野の地にして、駒込馬込など云も皆牧ありし所とみゆ、込は和字にて多く集る意なり、爰も牛の多く居りし所なれば名づけしとあれど其據を知らず、【北條役帳】に、江戸牛込六十四貫四百三十分大胡が知行なる由記せり、【牛込家譜】に、上野國大胡住人太胡彦太郎重治當國牛込に移り、北條氏康に

屬し、重治の孫宮内少輔勝行が時天文二十四年氏を牛込と改め、當村及今井櫻田其餘若干の所領ありと見えたり、役帳は永祿五年の記なるに大胡と書せしは古に因て改めざりしなるべし、又役帳に恒岡彈正忠五百文江戸牛込の内富塚、及王子領三貫百八十文牛込の内伏とのせたり、御府内牛込の條に詳なり、又天正十八年太閤秀吉の出せし制札に、武藏國荏原郡江戸の内牛込七村とあり、荏原郡と記せしは早卒の間たまゝ、誤り記せしなるべし、御打入の後大友宗五郎義乘に賜はり、其子右兵衛督義親の時繼嗣なくして家絶たり、正保の改には御料及素心尼大猷院殿知行、牛込宗參寺領、同行元寺領とあり、今は總て小石川傳通院領なり、日本橋への行程一里、

小名 原田 鳴子島

堀 戸山落と呼ぶ、或は一本橋川とも云、尾張殿戸山屋敷より流れ出、下戸塚を経て當村に入、村内へ用水とし早稲田村に達す、水野出羽守抱屋敷下戸塚村に跨り村内に幅六尺、

○牛込肴町在方分 肴町は神樂坂の上東側にあり、昔は此邊一圓に牛込七村の内なり、御打入の頃より町並となり肴町と唱ふ、其餘も年を追て武家社地の賜地或は町屋となれり、其内牛込中所々に散在して町方に屬せず、御代官の指揮を受けるもの尙若干残り、此等も今は皆抱屋

敷或は神社の域となり、其貢税は昔より肴町の名主五三郎が進退す、故に肴町分と唱へ、田圃にあらざれど在方に屬す、寛文十二年九月野村彦太夫檢地し御料所なり、武島佐門抱屋敷 原町二丁目北後あり、八畝十歩、元水次郎に譲り、文政五年十二月、天明四年上村富月六日左門の抱となれり、○水野與左衛門抱屋敷左門の北四畝二畝、安永二年三月田、○淺野圖書抱屋敷三十八町組中一畝右衛門が譲り受と云、○長谷川銀次郎抱屋敷若松町北有、三段二畝十六歩文化七年、○山口藤九郎抱屋敷西隣なり一段三畝三歩、寛政元年六月十六日永井惠守より譲り受、○服部善太夫抱屋敷西隣なり二畝八畝九歩天明二年二月、○北村定五郎抱屋敷善太夫の西隣なり二畝八畝九歩天明二年二月、○高津榮春抱屋敷市定五郎の北隣なり、八畝二十二歩、文、○高津榮春抱屋敷市化十二年八月山村喜十郎より譲り受、○森勘右衛門抱屋敷北隣なり、一段六畝十五歩、寛政十一年、○大塚孫左衛門抱屋敷勘右衛門の北隣なり、歩數、○中山清七郎抱屋敷孫左衛門の北隣及譲り受の事前に同し、○戸川壯藏抱年柳生主膳正に譲り文政四年清七郎譲り受、

屋敷 清七郎の南隣なり、八畝十歩、文政、○鈴木重兵衛抱屋敷壯藏の南隣なり、一段五畝文政七年八月廿二日近藤小八郎より譲り受、○外山彌十郎抱屋敷重兵衛の南隣なり、一段廿二歩寛政十一年八月十三日細井安藝守の譲り受、○中澤彦太夫抱屋敷彌十郎の南隣なり、二段三畝八歩、中澤彦左衛門抱屋敷彦太夫歩前と同時に安藝守より譲り受、

○佐野清太夫抱屋敷彦左衛門の南隣なり、五畝二十歩この内四畝は文化十三年青山重兵衛より譲り受、一畝廿歩は文政四年六月廿六日有田支眠より譲り受、○志水小八郎抱屋敷高田通根來組屋敷の東隣にあり、一町○石河太八郎抱屋敷小八郎の向側なり、七段三畝六歩もと寺尾土佐守抱地にて渡邊半藏に譲り、元祿四年四月太八郎、○戸川大次郎抱屋敷早稲田村の内に入り、の家に譲り、○早稲田町にあり、三畝三歩安永十年正月納島内、○正法寺抱地 二段六畝八歩、○感通寺抱地 高田通にあり、○常泉寺抱地 石川太八郎の南隣、○大龍寺抱地 前寺の南隣なり、一段四畝三歩、○専念寺抱地 前寺の東隣なり、一段六畝四歩、○長久寺抱地 前寺の西向にあり、○正光院抱地 前寺の南隣なり、○願正寺抱地 前寺の東隣なり、二〇法身寺抱地 原町二丁目北裏にあり、○清久寺抱地 前寺の東向にあり、○幸國寺抱地 原町一丁目北にあり、○宗圓寺抱地 川田久保町

四畝二〇 南藏院抱地 御簀崎町にあり、○西照院抱地 津久戸前十二歩、二畝九歩以上十五寺寛、○松源寺抱地 通寺町にあり、一段六畝九歩以上十五寺寛、

○早稲田村 早稲田村は元牛込村の地にて、小名早稲田と唱へしを何の頃よりか別村となれり、正保元祿の改にも載せず、村内の地次第に町並となりし一町五段二畝十九歩の所は、早稲田町と唱へ延享二年町方の支配となる日本橋より行程一里十町、東は中里村西は下戸塚牛込の二村、南は早稲田町同榎町北は關口村なり、東西三町南北五町、民家二十軒、村内多く菱荷を植て江戸に鬻ぐ、之を早稲田菱荷と稱せり、檢地は元祿十五年伊奈半左衛門今井九右衛門糾せり、正保三年十二月牛込濟松寺領に附せらる、

小名 桐元 赤城明神の舊地なり、當時神木に桐の一樹あり、又古は田島と呼し、此名起りて近き邊の小名となれり、牛込赤城社傳に云り、段町 金田 向田 石井後 籠鶴 元祿の頃小石川村の田圃中に鶴を放ち飼せられし、と云、其鶴當に小石川と早稲田の二所におりし由、其頃當村にも鶴番人ありし、と或書に見ゆ、鶴卷の名は恐くは是より起りしならん、猶小石川村の條併見るべし、堀 二一は戸山落なり牛込村より入中里村に達す、一は中川と堀 二一は下戸塚村より來り是も中里村に入、共に幅六尺、

神明社 神體は木の坐像にて、春日八幡の二神像を前立とす例
祭九月十六日湯立をなせり、幣殿拜殿等あり牛込赤城
社別當等覺寺持下同じ社傍、末社 稻荷 妙見 神樂堂
に地を守るもの、家居あり、
供所 地藏堂○八王子社 稻荷二座を
新村藤兵衛抱屋敷一段四〇青木忠左衛門抱屋敷六段五〇
丸毛五郎兵衛抱屋敷五段五〇筑紫佐渡守抱屋敷二段九畝
〇相馬右近抱屋敷二段九畝 〇大塚甚三郎抱屋敷一段九畝
〇内藤仁左衛門抱屋敷一段一〇皆川藤右衛門抱屋敷九畝
二〇小出熊之助抱屋敷六畝二〇深谷久圓抱屋敷五畝
〇高橋宇平次抱屋敷六畝 〇渡邊直三郎抱屋敷四畝 〇高橋
小十郎抱屋敷四畝 〇西村端庵抱屋敷四畝二〇藤井傳兵
衛抱屋敷二畝牛込赤城神明社蹟 村の東にありもと赤城森
間木立ある所なり、赤城社は正安二年九月當村の内田島とい
ふ所に始めて鎮座あり、田島は則ち禰元の古名なり、其後寛
正元年太田道灌今の社地に移せりと云、猶赤城社の條併見る
べし、今も社蹟六十坪餘は除地にて石の小祠を置銘に寛正二
年建立の由を刻す、土人元赤城
明神と云赤城社別當等覺寺持、

堀二 一は戸山落一は中川なり、共に早稲
田村より入關口村に達す、幅六尺、
宗傳寺 禪宗曹洞派牛込濟松寺末、臨川山と號す、開山別峯
もなかりしか寛文十年開山の名を撮て寺號とすと云、其頃
和田戸山の内にありしか、同十一年九月其地尾張殿屋敷とな
りし故、替地を大久保新田にて賜ひ、其後寶永五年名主市郎
兵衛なるもの頭ひ上村内己が所持の地二千五百坪を寺地に寄
附し、同年十月十八日當所へ移りしと云、元地 王子權現
は今に大久保新田に残れり、本尊正觀音を安す、
社 稻荷天神を相殿とす、社頭に天正十年の鐙口をかく、其圖
右の如し、銘に載する稻毛郷造口とあるは橋樹都稻毛領子
母口村なり、暹川兵庫助が事蹟等は未だ所見なし、按に子母
口村の民藤七なるものは小曾川を氏とし舊家なる由云へば、
兵庫助が子
孫なるべし、
吉田喜内抱屋敷 五畝 〇角田新太郎抱屋敷 三畝 〇伊藤甲
太郎抱屋敷 五畝

〇上落合村 上落合村は日本橋より二里餘の行程なり、
村名は神田上水の溝渠と井草川と當所にて落合し故かく
名付と云、【小田原役帳】に、興津加賀守知行二十貫五百
七十文江戸落合、及太田新六郎知行内寄子衆配當十貫五
百文江戸落合鈴木分長野彌六郎分とあり、是も據は上水
關けさる前既に井ノ頭より流出せる川ありしとみゆ、上
下二村に分れしも古き事にて、正保改には既に上下落合
二村とす、家數五十二、四境東は上戸塚村西は多磨郡上

牛込中里町同中里村町と云へり、日本橋より行程三十町
東は關口村西は早稲田村、南は牛込中里村町北は關口水
道町なり、東西四町南北二町、家數五、外に非人小屋三
軒なり、當村にても多く菱荷を植て生産の助とす、用水
檢地地頭等前村に同じ、
小名 櫛元村ニ辨ス ソリ町 殿ノ下 山下 道上
道下 谷ノ中 籠田 金田



高田村、南も同郡中野村北は下落合村、東西十町南北六
町、用水は井草川より引用ゆ、古より御料所なり、檢地
は寛文十年野村彦太夫、享保十八年寛播磨守紘せり、村
内に秩父道中田無村への往還かゝる道幅三間餘、又中程
に古の奥州道あり、
高札場 村の東の
方あり
小名 坂下 前下 栗ノ原 大塚
神田上水堀 村の東を流 井草川村の北を流る
幅四間程 川幅三間許
八幡社 村の鎮守なり、春日稻荷を合祀れ
末社 第六天 足尾權現○太神宮○天神社○富士淺間
社 高き二丈餘の丘上に○姥神社村民
社あり小名大塚と云 ○姥神社持

泰雲寺 禪宗黃檗派山城國宇治萬福寺末、黃龍山蓮乘院と號す、
元祿六年法雲院慈榮了然尼中興し、白翁道泰を勸請し
て第一世に居らしむ、了然尼は甲州武田支族の女にして東福
門院に仕へ奉りし人なり、本尊如意輪觀音行基の作、堂中に
常靈院殿淨光殿の尊像あり、寺寶に飯次及杓子を藏す、
飯次は朱塗にて牡丹の模様あり、杓子には葵御紋を模畫す、
其餘長持あり黒塗にて葵及五七の桐の紋あり、これは松平越
後守より寄附すと云、當寺寶曆十二年三月此邊 御放鷹のとき
御膳所となりしより、しばしば、鐘樓は近き頃鑄造の
御膳所となりしか今は中絶せり、
光徳寺 新義眞言宗多磨郡中野村寶仙寺末、
山安養院と號地蔵院と號す、本尊地藏を置、
山安養院と號地蔵院と號す、本尊地藏を置、
寺末、茶毗所なり、無縁山と

號せり本堂
釋迦を置

○下落合村 下落合村は日本橋より行程二里、家數六十
七、四境東は下高田村西は多磨郡上高田村、南は上落合
上戸塚の二村北は長崎村なり、東西二十町南北五町餘、
正保年中は御料の外太田新左衛門采地なり、後御料の地
を小石川祥雲寺領に賜ひ、今新左衛門が子孫太田内藏五
郎が知行及祥雲寺領交れり、用水は前村に同じ、
高札場 村の中程

小名 七曲 左右松林の山にて少しの坂あり、中井
周曲せし所數廻なればかく唱ふ、

神田上水堀 村の南を流る幅五間餘、土橋を○井草川 南の方
中程にて上水堀に合す、幅四間餘土
橋を架す、比丘尼橋と號す長五間餘

酒井采女下屋敷 廣さ一萬九千三百七十坪の内一
村萬六千八百七十坪は抱地なり

氷川社 村の鎮 ○諏訪社二 ○太神宮 以上四社 ○稻荷社三
一は藤稻荷と云山上に社あり、喬木生茂れり近き頃鳥居の傍
に流を設て、垢離場とす、藥王院持、二は上落合村最勝寺持
御靈社 祭神は神功皇后なり、例祭九月なり是をびし 末社稻
荷 ○第六天社二 一は藥王院持
一は最勝寺持

藥王院 新義眞言大塚護持院末、瑞晴山醫王寺と號す、本堂藥
師行基の作坐像長九寸許、外に觀音の立像あり長一
尺餘運慶の作、開山は願行上人なりと云、其後兵火に逢て荒
廢せしが、延寶年中實壽と云僧中興し、元交年中再び火災に

小名 原 本村 上

氷川社 村鎮守重 末社第六天 稻荷 十羅刹女 ○三嶽社
是も鎮守とす、雜司ヶ谷
村法明寺地中觀音院持、末社稻荷

重林寺 新義眞言宗、江戸愛宕下眞福寺末、明王山不動院と
號す、本堂不動開山秀譽慶安二年四月二十三日寂す、
觀音堂十一面觀音なり左 鐘樓 寛政七年中興九世快音再鑄
る銘 右に闕廢地蔵を置 鐘樓す本寺二十七世英範が撰せ
る銘

○中丸村 中丸村は、元祿の改に枝郷と傍記す、今は別
村となれり、日本橋より二里餘、戸數四十三、東は池袋
村西は下板橋宿、南は長崎村北は金井久保村なり、東西
四町半南北十一町、用水は仙川用水を引用ゆ、當村正保
の頃は高木半左衛門、齋藤惣左衛門、同長左衛門、阿部
勘左衛門、吉田清六郎知行と御代官所なりしが、今は私
領のみにて子孫高木長九郎、齋藤長八郎、齋藤龜五郎、
阿部勘左衛門、吉田清三郎知行す、檢地は正保四年七月
伊奈半十郎糺せり、村の飛地池袋村内に少くあり、
高札場 村の中程

熊野社 村の鎮守なり西 ○稻荷社
光院持下同じ
西光院 新義眞言宗江戸湯島根生院末、醫王山藥園寺と號す、
三尊の彌陀を本尊とす開山は覺惠とのみ云傳ふ、
藥師堂 藥師及日光月 稻荷社
光十二神を置

糺り記録を失ひて詳 神田明神社 八幡社 稻荷社 三
なることを傳へず、

案社 釋迦堂 本堂は毗首羯磨の作、立像長三尺二寸、堂中
に愛染の像を置、此堂もとは城外にありしと
云今も餘 鐘樓 寛政二年鑄造 ○金藏院 ○妙樂寺 以上二ヶ
地残れり、慶安以後廢寺と
なり、餘地は本山にて預れり、
院門徒にて、

○池袋村 池袋村は地高して東北の方のみ水田あり、其
邊地窪にして地形袋の如くなれば村名起りしならん、日
本橋より行程は前村に同じ、戸數百二十九、東は新田堀
之内村西は中丸村、南は雜司ヶ谷村異は巢鴨村少く係
り、北は金井久保村に及ぶ、東西五町南北十三町、用水
は仙川用水を引沃く、江戸大塚より板橋に通ふ路少く係
る、幅三間許、【北條役帳】に、太田新六郎知行三貫五百
文池袋と見ゆ、正保改には齋藤長左衛門、同惣左衛門、
水野孫助、阿部勘左衛門、服部助左衛門、吉田多右衛門
同清六郎、高木半左衛門知行、及び御代官所とあり、惣
左衛門に賜はりしは寛永十一年なり其餘は詳ならず、今
尙其子孫齋藤長左衛門、同龜五郎、水野遠江守、服部金
吾、吉田新兵衛、同清三郎、高木長九郎等七給と御料所
にして、阿部勘左衛門が知行はいつの頃か上りて御料に
屬す、檢地は正保四年七月伊奈半十郎糺せり、
高札場 村の中
にあり

○金井久保村 金井久保村は、日本橋よりの里數用水等
前村に同じ、民戸三十二、東は瀧野川村南は池袋村、西
北は下板橋宿、東西十二町に足らず、南北五町餘、正保
の改に御料所の外齋藤惣左衛門、水野孫助、木村久左衛
門、木村善右衛門等四給なり、今も子孫齋藤龜五郎、水
野遠江守、木村善右衛門、木村善右衛門知行所と御料所
なり、檢地は正保四年伊奈半十郎改、又御料の分を延寶
二年關口作左衛門、中川八郎左衛門等糺す、村内に大塚
并雜司ヶ谷邊より中仙道に通じ、又河越道に至るの便路
あり、村の中程に石地藏一軀を建て、上下板橋に分る、
岐路を示せり、

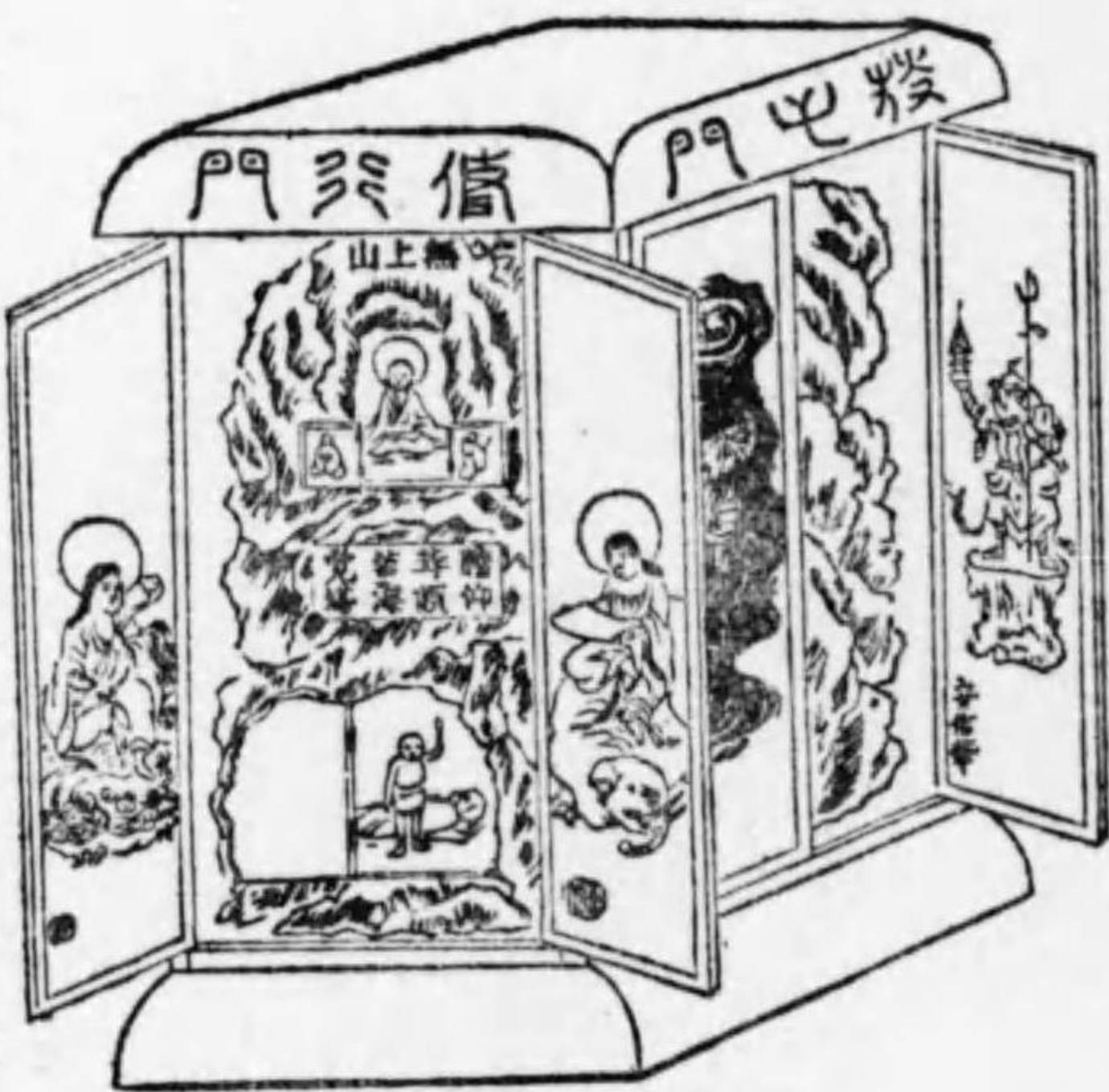
小名 中井 上之臺 茶屋前 大下 東ノ前
子安明神社 福生寺持 ○稻荷社
福生寺 新義眞言宗赤羽根村寶輪院
末來光山と號す本堂大日

○新田堀之内村 新田堀之内村は、元祿以前梶原堀之内
村より分郷す、故に元祿の國圖に始て堀之内新田村と出
たり、其後何の比よりか顛倒して今の唱となれり、日本
橋より行程二里に足らず、戸數三十、東は巢鴨村西南北
の三方共に池袋村に隣れり、東西三町半南北二町半許、
地頭は水野遠江守、齋藤龜五郎、木村鐵五郎等三給と東
叡山領交れり、檢地は寛延三年九月曲淵豊後守神尾若狭

守札せり、
高札場二中程と南
小名 南 中 北
稻荷社 村鎮守に
て村民持
○上板橋村 上板橋村は、日本橋より行程二里半、按に板橋は古き地名なり、【源平盛衰記】及【義經記】等治承四年頼朝隅田川を渡りし條に、ふと井、隅田兩河をこえて板橋に着し由みゆ、又【中古治亂記】に應安元年正月六日芳賀兵衛入道禪可か子伊賀守高貞、武州板橋原に打出とあり【松隣夜話】に、大永四年北條氏綱武州に發向板橋邊の落人を追撃せしむ云々、同書に永祿四年松山城主北條安房守板橋と云處に鷹野に越云々、【北條役帳】に、板橋又太郎七貫文江戸板橋内毛呂分、太田新六郎寄子衆配當の内拾貳貫文江戸板橋大炊助屋敷板橋分、三貫三百文同所内大谷口同人分とあり、【寛永譜】板橋系圖に、信濃守忠康、北條氏直に仕へ、没落の後舊地たりし武蔵國板橋に隱居云々ともみえたり、家數三百九十七、東は下板橋宿西は下練馬村、南は長崎村北は中臺村なり、東西二十五町南北十七町、用水は石神井川より引沃く、當所は川越道中の馬次にて日本橋へ二里半、下練馬村へ二十六町の繼立をなせり、御入國以來御料所にて、檢地は延寶二

年中川八郎左衛門札せり、
高札場の側にある
小名 毛呂(小田原役帳)に板橋内、大谷口(西光寺の邊を帳)に板橋内大谷口板橋エヒ山 向原 江古田 小竹分と記するもの是なり、根ノ上 上ノ根 小山 栗原 舟山
石神井川 村の中央にあり幅三四間、石橋を架す長六間半幅年より自昔請となり、其後水溢の備に石橋とせしと云、
神明社 村の鎮守にて長命寺持下三社持同
社○神明社 安養院持下 ○山王社○第六天社○富士淺間社二一は能滿寺一○鳴神社 西光寺持 ○稻荷社 五三三は長命寺、能滿寺、西光寺等持
安養院 新義真言宗足立郡西新井村總持寺末、武王山最明寺と至を安す、并に運慶の作と云、法流中興祐淳寶永元年七月八日寂す、當寺は北條相摸守時頼の中興なれば寺號を最明寺と云、又武德を表して山號に取ると云、正保の頃まで門徒寶珠院の傍に時頼の影堂存し、同邊に最明寺塚と云者あり、又堂坂最明寺腰掛松などもありしが、九十年前枯しと云、是皆口碑に傳るのみなれど、堂松の稱呼によれば左もあらんか、又天永貞治文明の古碑などあれ、什寶 釋迦像一龕堂中に安置を以て思首羯摩が作る處と云、四面巖石の彫刻ありて南面は華嚴說法場に擬し、巖室中に釋迦像を安し、兩扉に日蓮迦葉を

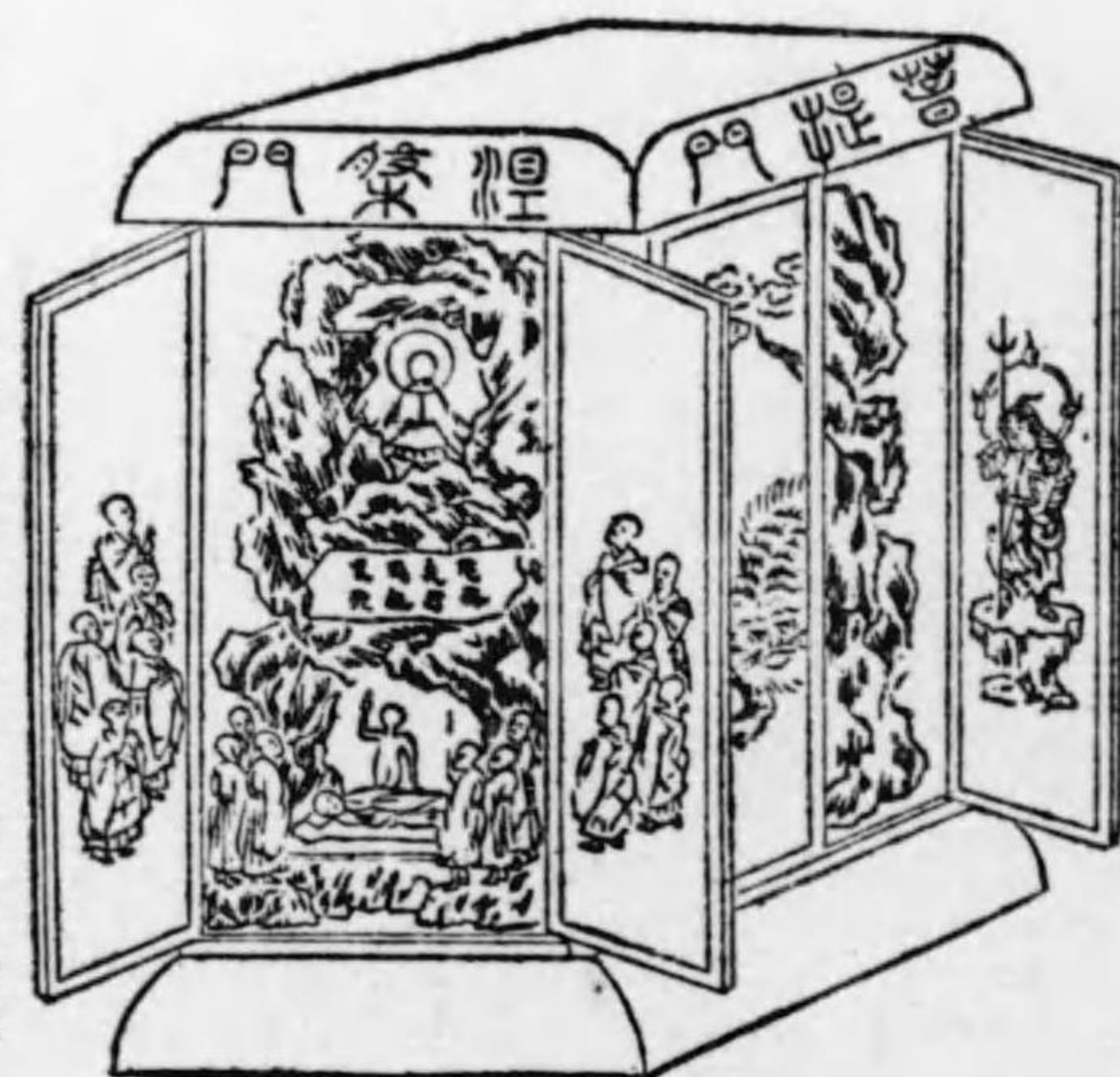
えれり、其下の窟中は釋迦降誕の像を摸し、北面は入滅の像にて是も窟中に刻し、降誕の像と表裏をなせり、此餘大阿羅漢并十大弟子其外種々の雕鏤あり、緣起に云根木開基は一千餘年の事なれば悉く記しがたし云々、中古武田信玄守本尊たりしを紀州家に轉傳し後故ありて當寺我師に寄進、且其時の添狀等ありとのす、我師とさせるは中興祐淳のことなるべし、



釋迦像南面圖

添狀は何頃、鐘樓元祿二年備 寺中 寶珠院 如意山と號にか失へり、鐘造の鐘を掛す、本尊立像の地藏を安す、長八 寶藏院 金剛山と號す、本尊藥師日光寸慈覺大師の作と云、

○長命寺 安養院末東光山醫王院と號す、本尊藥師不動正觀日寂 天神社 牛頭天王社 稻荷社 勢至堂○兩眼院 同門徒慈眼山と號す、本尊不動を安す、田 天王社 天神院 羽國秋田の僧快傳房延寶八年開基すと云、



釋迦像北面圖

社○能滿寺 同宗西新井村總持寺末、夏雲山廣原院と號す、本尊不動開山源心承應二年三月二十一日寂す、大日堂○西光寺 同宗多磨郡中野村寶仙寺末、寶樹山盛德院と號す、本尊正觀音開山宥音承應三年八月

寂 ○寶性院寶仙寺の門徒なり、如 ○萬福寺同門徒補陀
本尊樂師外に弘法大師作の地藏一軀、又大日不
動闍魔を置、開山覺雲慶安四年六月二十四日寂、 ○地藏堂
寺持

板橋城蹟

今其舊蹟詳にせず、〔鎌倉大草紙〕に板橋城と載せ、
及〔小田原記〕に板橋肥後守當城に住して、千葉次郎
に屬すとみえたり、又〔松隣夜話〕に永祿四年松山の城主北條
安房守板橋と云處に鷹野に越し逗留したりける、太田三樂三
千餘騎にて取詰、松山の副將北條玄蕃子息雅樂佐笠原新六郎
をばじめ城中の兵防戦、太田が先將高梨三右衛門間宮軍人盡
谷全久堀をおし破り亂れ入、暫時に乘取り舉めともあり、此時
廢城となれるにや、はた小田原没落の頃廢せしにや詳ならず、
舊家者 與右衛門 代々里正を勤む、河原を氏とす、家に系圖
舊記及仁王三郎の太刀等傳へたりしか、家系圖
き頃紛失すと云、今纔に脇差一振古印籠及び
今川氏眞の文書一通を藏す、其文左に載す

去廿日於吉田西手崎堤無比類之旨、大原肥前守注進
珍重候、猶朝比奈生左衛門計可申、恐々謹言、
正月廿六日 氏眞花押

鶴殿三郎殿

此文に據ば三州西郡鶴殿氏に與へし書
なり、與右衛門が手に入し故は傳へず、
酒井彌門抱屋敷七千九百 ○牛込濟松寺抱屋敷一萬十 ○伊勢
十三郎抱屋敷四千四百

○下板橋宿 下板橋宿は、正保元祿の改には村と記せ
り、民戸四百十九、東は十條瀧野川の二村、西は上板橋

村、南は長崎中丸金井久保の三村、北は前野村なり、東
西二十町南北二十五町、當所は中山道第一の宿驛にて、
人馬各五十を定額とし、日本橋迄二里、蕨宿へ二里十町
の繼立をなせり、其役を助るもの五十二ヶ村、高一萬五
千六百十三石の地なり、始て宿驛を置れし年代詳なら
ず、宿並の長十三町十五間に道幅五間、御打入以來御
料所なり、用水本田の檢地は前村に同し、其後の新田は
寶曆元年八木半三郎、村上佐五右衛門、享保十九年鈴木
平十郎、元文五年柴村藤右衛門等改む、
高札場 宿の中程
小名 平尾 江戸の方より入所なり、こゝに西の方に分れ
に、元板橋知行平尾分と載しは是なり、〔小田原役帳〕
に、其全文は既に上板橋村に云り、 中宿 上宿 根村
當所の木村 山中 茶屋
かりと云

岩ノ坂

街道にあり、古はいや 縁切榎岩の坂にあり、近藤
信濃守抱屋敷に傍へ
り圍み二丈許樹下第六天の小祠あり、則其神木なりと云、世に
男女の惡縁を離絶せんとするもの、この樹に祈て驗あらすと
云ふことなし、故に嫁娶の時其名を忌て其樹下をよこさ
す、よりにて近き年樂宮御下向の時も、他路を御通行あらせら
れしな

石神井川

上宿中宿の間 ○仙川用水堀宿の西南裏を ○板橋
か流る幅七間

長九間幅三間、中山道の ○水車村の東名主市左衛門が地内
往還、石神井川に架せり、 あり、重吉と云もの、持
なり、石神井川を引て車に漕く、車輪大さ圓徑一丈六尺五
寸、左右設くる所の杵五十三本、挽白は一組なり、水車は關
東第一にしてこれに
勝れるものなしと云、
一里塚 宿の東往還の左右に
あり塚上に榎あり

松平加賀守下屋敷 宿の東にあり、二十一萬七千五
十坪餘、寛文年中に賜ふ所と云、

氷川社 鎮守なり 末社牛頭天王 稻荷 ○氷川社 これも鎮
守也觀明
持寺 末社神明 八幡 稻荷 辨天 牛頭天王 ○竹根權

現社 東照宮此邊御經歷の時用せさせ給ひ ○權權現社是も東
乘馬の轡を祭りしとも、また御履を祭るとも云へど體ならず
社に丸の内十文字の紋を彫り、人祈れば必驗ありと云、祈
る者は社内に納る所の履の半片を借て、己が家に ○稻荷社
祠り、報賽の時一雙の履を納むとなり、村民持、
二一は智清寺 ○諏訪社文珠
院持

乘蓮寺 淨土宗芝増上寺末、孤雲山慶學院と號す、御朱印寺
無的應永十四年三月二十九日寂す、什寶古書等は回祿に逢て
鳥有となりしと云、墓所に板橋信濃守の石碑あり、本樹院前
信州空山有賢禪定門文祿二癸巳年十一月二十一日と刻す、此
碑は寛政中再建せしものにて、もとの碑石は側にあれども文
字は埋没せり、此古碑實に板橋家のものなりしや、寺僧も詳
にせずと云、又康永二年の板神あり、此地の民與左衛門が先
祖の碑な天神社渡唐の天 鐘樓享保十四年鑄 ○智清寺同末
神を安す 鐘の鐘をかく

尙以右申進候 以上

一宗之本末之儀、先年大御所様以仰出相定之、彼誰
敷違背之旨可有之候哉赴、百姓に急度斷□□□□
□□之儀有之者可及其意趣候、爲心得申候、幾度茂
可被申届候、御證文迄被下候間、大方之事無之候、
尙後日此一囑も以□□可被申候、以上、

八月十八日 増上寺源參花押

東光寺

鐘樓 寶曆五年鑄造 藥師堂 是は昔の本 〇觀明寺 新義眞言宗 村惠明寺末、如意山と號す、開山慶淨延寶五年十月二十七日...

は宿慶開基の故事を附會せしなるべし、享保中徳川右衛門督 宗武卿(田安悠然院殿)再興まし、其外所持の佛像御奉納...

薩畫像 一幅 司筆 不動畫像 師筆 同一幅 興教大 大元 師影像 一幅 極彩色筆者 辨天像 一軀 白龍玉一顆 宇賀神一體...

姫一は藤 不動三尊 一幅 不動影像 一幅 淺明院殿御養 原魚養筆 明院宮筆跡 一幅 水晶寶塔 一基 唐金寶塔 一基 高四尺...

庵是も彌陀を置
り智清寺持

近藤信濃守抱屋敷 一萬六千七百五十五坪 ○宮城三左衛門抱屋敷
千八百四十九坪 ○秋山修理抱屋敷 七千五百坪

舊家者 市左衛門 板橋氏なり、家系を問るに大祖村岡五郎良
文に出、良文が子孫に豊島因幡守康家と稱
する者あり、永久二年武州豊島郡豊島村を領す、豊島太郎太夫
清光葛西三郎清重皆同族なりと云、康家が子孫因幡守親盛板
橋の御東山と云所に在城して氏を板橋と改、是板橋氏の祖也、
其子將監親棟に二子あり、長を太郎行常と云後加賀守と改、
次を親恒と云、〔板橋英太郎家譜〕に信濃守盛安とし、寛永諸家
譜忠康に作る、其子民部某〔寛永譜〕忠正とすは召出されて子
孫旗下の士に列す、次男正重は當所に土著して、子孫今の市
左衛門に至る、又行常が子に大隅守正高と云ものあり、常州
空間に移り其子兵左衛門正吉、領主松平丹波守康永に仕ふと
云旗下の士英太郎が家譜と照しみるに甚難、齋すといへども、
姑く家傳のまゝを録す、

新編武藏風土記稿卷之十三

豊島郡之五野方領

○長崎村 長崎村は日本橋より二里半、民戸五十九、東
は池袋村、西は葛ヶ谷村、南は下落合村北は上板橋村な
り、東西南北共に十町許、雑司ヶ谷村より練馬村に通す
る往来あり、幅五間、用水は玉川の分水を引沃く〔北條
役帳〕に、太田新六郎知行十七貫三十文江戸長崎と見ゆ、
正保の頃は御料所の外太田新左衛門、大草半左衛門、木
村久左衛門知行にて、今も御料及子孫太田内藏五郎、大
草龜次郎、木村鐵之助、同善右衛門知行交れり、善右衛
門分地の年代及檢地等詳ならず、

高札場村の東南
小名 椎名町練馬村邊への往来
長崎新田 御料の地
にて民戸連住す 西原

鼠山 村の東南にて下落合村に隣れり、山とはいへと芝野なり
潤き東西二町許南北一町餘、古祠の古木ありし故或謂山
とも云、今も若干株残り、元は太田氏采地の内なりしに、
享保十二年收公せられて、春秋騎馬勢子調馬の地と定めらる

新編武藏風土記稿卷之十二終

と云、北の方に御立場跡あり、又北の方耕地 十羅刹女社 金剛院
道を御成道と云り、古此地に御發ありしか、
院持下 ○羽黒社 ○八幡社 ○辨天社 村民持 ○第六天社 ○
同し

太神宮二一は金剛院一は○稻荷社二一

金剛院 新義眞言宗多磨郡中野村寶仙寺末、蓮華山佛性
寺と號す、本尊五智如來中興僧は貞享五年寂す、鐘
樓鐘は寛文年 ○地藏堂 金剛
中鑄造なり

○葛ヶ谷村 葛ヶ谷村は、日本橋より三里餘、家數四十
一、東北の二方は長崎村南は下落合村、西は多磨郡江古
田村なり、南北九町東西七町餘、用水は前村に同し、〔小
田原役帳〕に、太田新六郎知行寄子衆配當の内一貫二百
文高田内葛ヶ谷岸分とあり、正保年中は御料所及細田加
右衛門、木村久左衛門、大草半左衛門、太田新左衛門知
る所にて、今は細田加右衛門、木村吉十郎、大草龜次郎、
太田内藏五郎等の知行にして、御料の地なし、
高札場村の中程なり、
小名 谷戸 山下 桑の木原 御靈下 塚田 五段
田原

井草川 村の中程を流
る幅四間許
御靈社 村の鎮守なり例祭正月 末社 牛頭天王 八幡 ○
十三日自性院持下同し

稻荷社二○天神社 ○辨天社

自性院 新義眞言宗多磨郡中野村寶仙寺末、觀音堂 正觀音
西光山無量寺と號す、本尊阿彌陀

○中荒井村 中荒井村は日本橋より三里許、民戸百六十
二、〔小田原役帳〕に、森新三郎買得十四貫五百文江戸廻
中新居元吉原知行と載す、正保の改には板倉周防守知行
中新井村と記せり、今は御料所なり、東は上板橋村西は
中村、北は下練馬村南は多磨郡江古田村なり、東西十六
町南北八町餘、北の方練馬村堺に河越道中掛れり、用水
は仙川上水の分水を引用す、檢地は寛永八年淺田忠右衛
門、松井半兵衛、牧野四郎右衛門、寛文六年稻垣與九郎
高野貞右衛門糾せり、
高札場 小名神明ヶ
谷戸にあり

小名 本村 徳田 神明ヶ谷戸 原 北荒井 中通
水川社 村の鎮守なり例祭九 末社 牛頭天王 天神 稻
荷 ○辨天社 二一は正覺院一 ○稻荷社 四何れも
は村民の持

正覺院 新義眞言宗多磨郡中野村寶仙寺末、天満山觀音寺と稱
す、本尊不動中興開山契裏實曆元年十月二十五日寂、
觀音堂 ○閻魔堂 村民 觀音堂 正覺
院持

○中村 中村は、永井庄と唱ふ、當村古は多磨郡に屬
し、中鷲宮村と唱へ、同郡上下鷲宮村と並たりしか、後
いつの頃か下略して今の名となり當郡に入しと、土人云

傳ふ、されと【正保國圖】寺も既に當郡に屬して中村と記し、其接界も上下鷺宮の中央にも當らされは、土人の傳る處誤れるに似たり、日本橋の行程、用水は前村に同じ、民戸六十、東は中荒井村西は田中村、北は上練馬村南は多磨郡上鷺の宮村也、東西十町餘南北八町程、御入國の後井上河内守の領地にて、正保年中は今川刑部の知る所にして、今其子孫今川刑部大輔に至る、

高札場村の中
八幡社 村の鎮守なり南
織院持下持同し ○稻荷社 ○大神社 辨天社 ○水

神社 ○三峯社 ○金毘羅社 南藏院 新義真言宗上練馬村愛と稱す、慶安二年藥師堂領十二石八斗の御朱印を賜へり、縁起を問するに、永正年中僧良辨(良辨僧正とは異なり)諸國の靈場へ法華妙典を納め、志願畢りて後當寺に錫をと、め、妙經を埋て一箇の塚とす、今村の申程に良辨塚と稱するものはなり、然してより此寺にありて修法怠らざりしかば、其功空しからざるにや、或日藥師の像を感得せり、よりて堂宇を興隆し其像を安置すと云、今の本尊是なり、秘佛とし三十三年に一度蓋を開て拜せしむ、又當寺より白龍丸と云薬を出せり、曾て良辨が夢中感得せる靈法、鐘樓門正徳五年の稲荷社閻魔堂 ○西光寺 紫雲山阿彌院と ○大日堂 號す本尊阿彌院

良辨塚 前に云經典を埋めし塚なり、古碑一基たてり、もとより其頃立しものとは思はれず、年月も彫らず、
○谷原村 谷原村は石神井郷に屬す、【北條役帳】に、太



長命寺境内圖

田新六郎知行寄子衆配當一貫七百文石神井内谷原在家岸分と載す、是に據れば古は石神井村に屬せし地ならん、日本橋より五里、民家百十、東は上練馬村西は下石神井村、南は田中村北は土支田村、東西十二町南北十町許、用水は石神井川を沃けり、檢地は寛永十六年興津角左衛門、曾根與五左衛門、淺田次左衛門、豊田甚右衛門、延寶二年中川八郎左衛門、關口作左衛門糾せり、御打入り後増島左内に賜り、慶長年中收公せられて後御料所となり今に然、

高札場村の北
小名 箕輪 西原 北原 中通り 蕪ヶ谷戸 七子

石神井川 村の北を流 ○千川上水堀 あり幅二間許
氷川社 村の鎮守なり長 ○稻荷社 三一は國廣稻荷一は命寺の持下同 ○稻荷社 金山稻荷と稱す
長命寺 新義真言宗大和國初瀬小池坊末、谷原山妙樂院と稱す、本尊不動古は藥師を安すと云、境内大師堂の縁起に據に、增嶋助解由重明なるもの當村に住し、佛心深く兄重國が第四子重俊に家を譲り、剃髮染衣して慶算と號し紀伊國高野山に登り木食勤行すること年あり、或日大師の夢想に因て讚岐國彌谷寺に至り、師自作の木像を感得し連に當村に歸り、高野山に擬して一院を營む、かの像を安置す、今の大師堂是也、又云、慶算元和二年六月十二日寂し、重俊其志を繼諸堂及大猷院殿御石塔等を建立す、其規制一に高野山に倣ふ、因て東高野山と呼、又新高野とも云、寛永十七年小池坊住僧

正秀推舉して長命寺と名つけ一寺となせり、是より佛燈彌興降す、因て正秀を請て開山とす、正秀は同き十八年十月十六日寂せり、其後慶安元年境内觀音、金堂十一面觀音を安す立堂領九石五斗の御朱印を賜はれり、像長三寸許行基の作なり、兩脇に大神宮春日明神を安す、此堂 大師堂奥の院とは重俊大和國初瀬に倣て建立する所と云、 三社宮 大神宮八幡春法大師は木の坐像長二尺餘、建 三社宮 日三神を安す、鐘樓立の意趣は既に上に辨せり、 慶安三年の 大猷院殿御寶塔 此御代當時御朱印を賜し長鐘をかき、 命寺碑 實曆年中立る所なり 増島氏 碑 金峨井純卿が製文也、當時の來由を記せり、 仁王門 隨身も 寺中東光院、觀照院二院共中古廢し、坊蹟のみ ○南光院 長命寺末、天神山菅原 天神社 慶安四年殘れり、寺と號す、本尊彌陀 天神社 起立なり、 舊家者 傳左衛門 氏を増嶋と稱す、家系一卷を藏せり、其略しか、天正十八年没落の後東照宮に謁し奉り、當村及田中の兩邑を賜ひ、後又加恩ありて六百石を領し、慶長年中近江國御代官たりし時職に坐して改易せらる、寛永十七年九月二十三日(異本系圖慶長十六年三月廿一日に作る)江州に於て死す、歳六十九、時に其子重俊未だ幼年なりしかば其弟助解由重明(長命寺增嶋氏の碑名には重國の兄とす)當村に住して重俊を扶養し、成人の後家を譲りて遂に僧となり、長命寺を開基す、重俊八郎右衛門と稱し、再び長命寺を修營し、後出て江戸に住し、寛文二年正月十八日死す、法名心月道傳、寛文の子を平太夫重光(增嶋氏の碑には重辰に作る)と稱す、寛文十年館林御館へ召出され、延寶八年御勘定となり、天和二年五月九日死す、其子六右衛門小十人組に召出され、子孫今御備者金之丞是なり、六右衛門の弟を傳左衛門と稱す、村内に住し専ら耕作を事とし、五代を経て今の傳左衛門に至る、長

命寺増島氏神の名に據に、増嶋重胤は北條氏の支族にて重興を生めり、重興重明重國等を生とあり、
 ○田中村 田中村は江戸より四里、民家七十二、西は下石神井村東北は谷原村、南は多磨郡井草村なり、東西一町餘南北一町許の小村なり、御打入の後前村と同く増島左内に賜はり、慶長以後御料所となり今に然り、用水及び延寶の檢地も前村に同じ、谷原村の北に飛地あり田中新田と云、

高札場 村の西にあり

小名 薬師堂昔し堂あり 供養塚 塚越 上久保

石神井川 村の北を流る幅二間半

稻荷社 村の鎮守なり寶藏院持

寶藏院 新義眞言宗上石神井村三寶寺 稻荷社 薬師堂 門徒慈雲山と號す本尊不動

○上石神井村 上石神井村は石神井郷牛込庄に屬す、元は下石神井村と一村なりしと云、正保の改には既に二村に出せり、往古村内三寶寺池より石劍出しかは、里人一社を營みそれを神體とし石神井社と崇め祀れるより、神號をもて村名とせしと云、社は今下石神井村にあり、【鎌倉大草紙】及村内三寶寺の縁起等に據に、當所は豊島氏累世居住の地なりしか、文明年中太田道灌の爲に亡ひ上

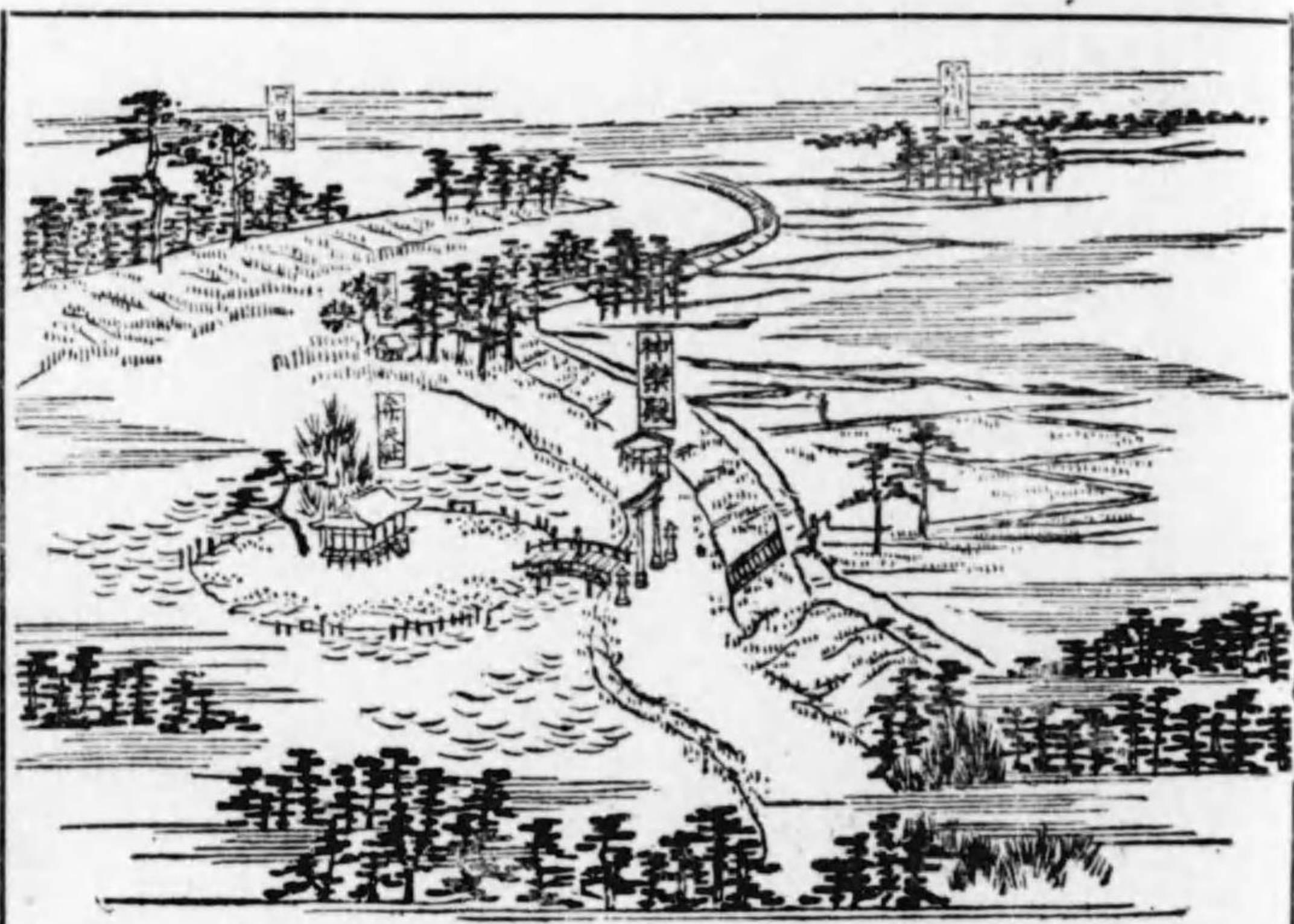
杉氏の領地に屬せり、其後太田新六郎の所領となれり、
 【小田原役帳】に、太田新六郎知行十七貫五百文江戸石神井と見ゆ、其後此邊戰爭の衝となり、田宅荒廢せしを御入國の頃、高橋加賀守、同主水、尾崎出羽守、田中外記櫻井伊織、元橋主水等來て開墾せりと云、是より御料所となり今に然り、加賀守は名主平藏か元祖にて、外五人も今に子孫存せり、用水及檢地は前の谷原村に同じ、日本橋より五里、民戸二百十、東は下石神井西は關村、北は土支田村南は竹下新田及多磨郡遅野井村なり、東西十八町餘南北十六町許青梅道村の南方を貫けり、
 高札場 小名沼邊にあり

小名 城山説城跡の下に辨す

野 觀音山 池淵 出店 石神井川 水元は村内三寶寺條の川となり、下石神井に達す、幅二間

池 三寶寺の側にあるを三寶寺池と稱す、石神井川の水元なり、古は大さ方四五町餘もありしか漸く狭まりて今は東西六十町餘南北五十町餘となれり、水面清冷にして、かなる久旱にも水減ることなし、多磨郡遅野井村善福寺池と水脈通せりと云、池中多く蓴菜を生ず、生ずる所の魚は頭に鳥居の形ありと傳へ、捕ものは必崇を蒙るとて釣網すること禁す、

氷川社 上下石神井、關田、中谷、原五ヶ村の鎮守なり、例祭九月二十三日三寶寺の持下三社同じ、末社



三寶寺池之圖

天神 辨天 天王 第六天 稻荷 ○辨天社 三寶寺池の神樂堂 ○水天宮 池ノ側 ○愛宕社 小名城山にあり、略縁起豊島氏を攻るの時、當社を、○稻荷社 一は火消稻荷と稱す、勸請して勝利を祈しと云、一は火消稻荷と稱す、寶寺火難を遁れし事あり故に名づく、同寺持、一は村民の持にて雷斧を神體とす長二尺五寸許

○三寶寺 新義眞言宗龜頂山密乘院と號す、無本寺なり、古は鎌倉の正觀音を安す、又將軍地蔵を置り、是は村内愛宕社の本地にして世に希なる古佛なり、年を追て朽損せしかは慶長十一年檀越尾崎出羽守資忠住僧頼融と謀り修理を加へしと云、其後賊にあひて全體は失へり、寺傳を闕するに當時は應永元年權大僧都幸章下石神井村に草創する所にして、同き五年三月九日寂す、後屢戰爭の災に罹て頗衰たりしに、文明九年太田道灌豊島氏を滅せし後、その城跡へ當寺を移せりと云、かゝる舊刹なりしかは天文十六年元の如く勸願所たるへきの免狀を賜ひ、永祿十年現住尊海を大僧正に任ぜらる、又北條氏より寺田を寄附し、制札等を與へて歸依淺からざりしかは、御當代に至りても先規に任ぜられ、天正十九年寺領十石の御朱印を賜はれり、寛永二年正保元年大猷院殿御放鷹の序に常樂會を執行す、近郷の末寺配役して是を勤むと云、寺寶古文書九通

武州三寶寺事、從往古爲御祈願所上者、彌專法流宜奉祈國土安全寶祚延長者、天氣如此悉之以狀
 天文十六年八月十五日 右中辨花押

當寺衆徒中

上卿 源中納言

永祿拾年七月廿七日 宣旨

法印尊海 宣轉任大僧正

藏人右少辨 宣教奉

上卿 勸修寺大納言

天正四年六月四日 宣旨

法印賢珍 宣任權僧正

藏人頭右大辨藤原光宣奉

賢珍は第八世の僧なり、此年當寺の住持職となれり、其時の宣旨及移轉以前永祿七年 四月權大僧都に任し、同年六月法印に移り、同九年八月權律師に轉せし等の宣旨ありと、に略す、

石神井三寶寺御遠行に付而、後地御相續之儀、先師

□□旨落着申候、衆中并御門葉不可有相違候、如此上彌々寺中御衆僧肝要に存候、仍如件

天正貳年甲戌二月廿六日 氏秀花押

三寶寺御同宿中

三寶寺内法度事

一 殺生禁斷之事

一 竹木剪取事

一 狼藉之事

右三ヶ條背者有之者、注按名急度可蒙仰候、就中郷中百性等、無□汰沙可走廻者也、如件

天正貳年六月七日 氏秀花押

石神井三寶寺

禁制

一 於寺内剪取竹木、成横合非分、企殺生事

已上

右於違犯之輩者、搦捕可承候、若又權門之者思慮之儀至于有之者、記其交名可有披露候、仍如件、

天正十二年甲申十月十三日 乙松印

石神井三寶寺

禁制

右於當寺横合非分狼藉等堅令停止畢、若違犯之輩有之者、可有披露旨被仰出者也、仍如件

天正十五年丁亥

十月廿日 江雪奉之

三寶寺

一 六百四拾文 自前々爲年貢被納辻、但者未年以

來以横合田地共領主相押由糺明事、

一 八百文 無年貢之田島

已上都合壹貫四百四拾文田島

右於當寺久被拘來由候條、改而寄進候、此内自前々領主納所之六百四拾文者、毎年可有進納候仍狀如件

天正十五年丁亥

丁亥十月廿一日

三寶寺

糺明之使 江雪奉之

任蒙仰大途御證文申調遣候、就中年來早川相押候御寺領田島之事、昨廿一於御隱居様終日御裁許、

被任道理、如前々件之地證文を以、改而付被遣候條、早々被召返可有御手作候、委曲御使僧泉福寺

可被申述候由、可得尊意候、恐々謹言

追啓先御證文此度返遣申候

板部岡入道

十月廿二日

江雪花押

三寶寺御同宿中

八幡社 稻荷社 地藏堂 千體地藏 經堂 正觀音 鐘樓 延寶の鐘をかく、江戸増上寺の大鐘、正覺院 三寶寺の門徒愛宕を鑄し餘銅を以て作れりと云、



三寶寺境内圖

安 観音堂○閻魔堂正覺 観音堂六共の村○祖師堂も
す 村民の持なり

照日塚 三寶寺池の北丘上にあり、同寺第六世定宥故ありて
て、月はなし照日のまの今宵かな、といへる發句を獻せし
かは、事寂開に達し照日上人と勅號を賜ひしと云、遷化の後
こ、に葬れり、よりてかく
名付塚上に松一株立り、

石神井城跡 村の東の方木川社及三寶寺境内の邊是なり、廣
さ東西六七丁南北三丁許、太田豊島兩系譜及三
寶寺縁起等を閱するに、豊島權守清光が子を右馬允朝經と云、
朝經が四代の孫を三郎兵衛泰景と稱す、是當城の主たり、泰
景卒し其子朝泰幼なりしかば、泰景の弟左近大夫景村元弘年
中遺跡を繼、在城して朝泰を守立、成長の後所領を返し當城
を譲れり、朝泰が八代の孫を勘解由左衛門泰經と稱す、文明
九年四月泰經弟平左衛門泰明と長尾景春に一味し、管領上杉
修理大夫定正に背き、江戸河越の通路を塞ぎけるにより、太
田道灌江戸より打て出平左衛門が平塚の城を取巻、城外を放
火し手痛く攻けるゆへ、泰經平塚を救はん爲當城を出て、多
磨郡古田原沼袋に於て、道灌と接戦し、泰經泰明敗績して
一族みな戦死し、殘兵力つきて同十八日城邊に陥れり、
倉大草紙には、文明九年正月豊島勘解由左衛門弟平左衛
門景春に一味し、當城及び練馬城を取立、四月十三日道灌と
合戦し、泰明は敗死し、泰經は當城を去て、平塚城に籠りし由
を載せ、又(天正中年代記)には文明八年四月二十二日石神井
城陥ると記せり、前に載る所と年月たかへり、且(大草紙)に
據れば此時始めて當城を築しにや、文明落去の後當城終に廢跡
となりしなるへし、今城地の様を見るに山城と云程にはあら
ざれど、自然地高にて前はかの三寶寺池に臨み、廻りに堀あ
りてこの池水を引沃かんにには堅固の城郭となるへし、櫓のあ

りし跡にや所々に築山残り、此より北の方に城山と唱ふる
地あり、道灌當城を攻めんとし、に岩を築き軍卒を置し所と云、
尚平塚城跡豊島
村等併せ考へし、

○下石神井村 下石神井村は、郷庄及日本橋の里數、用
水、檢地の年代等前村に同じ、民戸百六十二、東は田中
村西は上石神井村、北は土支田村南は多磨郡遅野井村な
り、東西十町餘南北十八町餘、古より御料なり、
高札場小名坂下

石神井川 井の餘流と合す、川幅二間餘
石神井社 是村名の由て起りし社なり、神體は則上石神井村
三寶寺池より出現せし石劔なり、事は同村に辨す
寺持○神明社持前に同し村○諏訪社持前○稻荷社三一は
寺持○稲荷社持前

道場寺 禪宗曹洞派在郡世田ヶ谷村勝光寺末、豊島山無量院
堂にありしものなり、當寺は石神井城主豊島左近大夫景村の
養子、豊島兵部大輔時應安五年四月十日此地におひて菩提
寺を起立し、豊島山道場寺と號し、僧大岳を延て開山とし、
練馬郷の内六十二貫五百文の地を寄附す、其頃には濟家なりと
云、輝時は北條高時の子相摸次郎時行の長子なり、其家滅亡
の後景村養ひて豊島の家を繼しめしとなり、事は過去帳に詳
なり、輝時永和元年七月七日卒す、勇明院正道一心と諡す、
中興開山觀堂慶長六年五月二十六日寂す、此時今の派に改む

ツ家新田 札野 二ツ塚 小額
溜井 村の西北の方にあり、廣さ六十間もしくは百間程の處あ
り、上下石神井田中谷原及當村合五ヶ村組合て修理を加
へ用水とす、是を石神井用水と云、餘
流下石神井村にて石神井川に合す、

三十番社 村の鎮守なり ○稻荷社最勝 ○辨天社當村多年水災
き頃御勅定武島菅右衛門遠見の頃深く是を憐み、己か尊崇せ
し辨天の木像を與へけるにより、かの溜井の側に安置し水難
を祈りければ、其擁護にやよりけ
ん今は其患にかゝること稀なり、

本立寺 法華宗新座郡小樽村妙福寺末、法耀山と號す、本尊三
寶祖師を安す、開山日譽寛永二年寂す、當時名主を勤
めし政右衛門と云ひ ○最勝寺新義眞言宗上石神井村三寶
觀音開山弘印、寮三二は日蓮の像を安し、一は○石地藏像
寛永二年寂す、寮三二は日蓮の像を安し、共に村民の持、本尊
坐像長六尺青梅道の北側に立り、關の地藏と云、祈願をなす
もの石にて打は、かれの音あるをもてかんく地藏とも云、
傍に圍三尺許なる
柳一株たてり、

舊家者 彌兵衛 名主を勤む、井口を氏とす、先祖某は伊豆國
遠の後伊藤八右衛門某の時松平越後守光長に仕へ、元和九年
越後國にて三百石を領せしか、後又浪士となりて當村に歸り
住、武蔵野新田開發の頃は野守のこと奉れりと云、其後故
ありて今の氏に改む、元和中越後守光長が興へし知行書出し
の文左
宛行領知之事

一三拾石武斗 黒島鮎清水村内

時の開基德翁宗隣は小田原北條氏に仕へし石塚某の子にて、
幼より佛心深く遂に剃髮して僧となり、觀堂と力を戰せ堂宇
を再建せり、慶長十年八月朔日寂す、白山社○禪定院新義眞言宗上石神井村
號す、願行上人の開きし寺にて、本寺よりは古跡なりと云、
本尊不動側に閻魔を安す、是は元は別堂にあり、境内に明應
四年二月八日妙慶禪
尼と彫る古碑あり、
鐘樓 元禄十六年 八幡社○阿彌陀堂三一は道場寺一は禪定
鐘樓の鐘を掛 院一は三寶寺の持
○観音堂二一は道場寺一
は村民の持

○關村 關村は郷庄、及び日本橋よりの行程前村に同
じ、當所は多磨新座兩郡の接界にて、古へ京都より奥州
筋への街道掛り、豊島氏石神井に在城せし頃關を構へし
所なり、今も大關小關等の小名あるは其遺跡なりと云、
古道は定かならず、青梅道村内を貫けり、民家九十三、
東は上石神井村及竹下新田、西も竹下新田及新座郡保谷
村、北は同郡小樽村、南は多磨郡吉祥寺西久保の兩村な
り、東西南北各十二町餘、用水は村内の溜井より引沃け
り、古へより御料にして今も替らず、檢地は寛永十六年
寛文四年糺し、其餘享保二十年鈴木平十郎杉庄右衛門粕
屋金太夫が改めし新田あり、
高札場村の中程
あり

小名 大關 小關 木村 關原 葛原 鏡炮塚 三

- 一四拾七石五斗四升七合 魚沼郡下口之西 小橋岸村
- 一七拾貳石六斗七升 北代石新田本田村
- 一四拾八石八斗五升三合 長嶺村之内
- 一三拾一石八斗四升 信濃坂村
- 一六拾八石八斗九升 大口村之内
- 高合三百石也 右全可令知行者也依如件
- 元和九癸亥年六月 日印

伊藤八右衛門とのへ

○竹下新田 竹下新田は、關上下石神井三村の秣場なりしを、天明四年竹下忠左衛門と云浪士來り、願ひ上て新墾せし地なればかく名付くと云、同年飯塚伊兵衛檢地して貢數を定む、日本橋よりの行程前村に同じ、民戸十九西は關村北は上下石神井村、東南は多磨郡遅野井村なり、東西十町南北三町許此餘關村を越て新座郡の堺に東西四町南北二町の飛地あり、青梅道村内を貫けり新墾以來御料所なり、

高札場 村の中程
小名 久保 千川付 前野 淵崎
仙川上水堀 村の中程を通す幅二間許
辨天社 村の鎮守なり谷 稻荷社村民 原村長明寺の持

大學院當山修驗江戸青山風
關寺配下本尊不動

○土支田村 土支田村は日本橋より五里餘【小田原役帳】に太田新六郎知行寄子衆配當の内六貫五百文江戸土支田源七郎分と載す、民家二百十九、東西三十二町南北十一町餘、東は上練馬上下赤塚の三村、南は田中上下石神井の三村、西北は白子川を隔新座郡小樽村及白子村なり、古より御料所にて、寛文三年稻葉美濃守同六年伊奈半十郎檢地す、土人私に村内を二區に分ち上組下組と唱ふ、高札場 村の中程

小名 井ノ頭 甫村 下屋敷 前原以上上組 三丁
目 依久保 八丁堀 土橋以上下組
白子川 新座郡の堺を流る川幅二間許
三十番神 村の鎮守なり ○天神社 妙安寺 妙延寺 法華宗下總國中山法華經寺の末、信光山と號す、本尊釋迦、開山日宜慶長三年七月寂す、開基豈性院日安は今の名主彌四郎が本家の祖にて、加藤 大鐘年號を彫らす客作右衛門と稱し寛永十五年二月終る、

○妙安寺 同宗駿河國蓮永寺末長久山と號す、本尊釋迦、開先祖四郎兵衛と云もの、開基なり、此人寛永二年八月卒し法名洪山源英と號すと云、按に【板倉家譜】に、伊賀守勝重少名四郎左衛門と稱す、寛永元年四月二十九日卒し、法名慈光院傑三源英と見ゆ、是年月法號とも異同あれと略年代等相似た

れは、若くは勝重かことにし、○本覺寺同宗維司ヶ谷村法明寺傳たま々誤れるにや、○開山日圓元和三年十月化す、開基法光院常蓮俗稱を小島兵庫と云、慶長元年八月十一日死す本尊釋迦、

○上練馬村 上練馬村は松川庄と唱ふ、相傳ふ往昔此地原野なりし頃後某と云浪士來り住み、近國の牧場の馬を盜み來り、こゝにて訓練し他に驚く事を業とし、後浪游の士を呼集め此地を開墾す、よりに練馬の名起れりと云、其馬を訓練せし地は今の下練馬村金乘院門前並木のあたりなりと云傳ふ、【北條役帳】に、中村平次左衛門三十八貫六百八十文江戸練馬豊前方、及び金曾木百貫文江戸練間島津孫四郎十四貫文豊島之内清光寺分練間とも有之志村にも有之と見ゆ、正保の改には上下二村とす、日本橋より四里、戸數四百八十軒、東は下練馬村西は下谷原村、南は中村北は上下赤塚の二村なり、東西南北各二十五町許、用水は石神井川を引沃けり、此地蕪蘿菊を名産とす、當村に多磨郡青梅への間道係れり、御入國以來御料所なり、檢地は寛永十六年永田八兵衛、宇野八郎兵衛、高橋與左衛門、延寶元年中川八郎左衛門、竹村與兵衛糺せり、其後寶曆十一年伊奈半左衛門新田を改む、高札場村の東

小名 海老ヶ谷 説城跡の辨す 中ノ宮 高松 貫井 田柄

石神井川 村の南を流る川幅二三間

八幡社 村の鎮守なり、社領八石の御朱印は慶安二年十一月十七日附せらる、神明春日合殿とす愛染院持、

○稻荷社六 一は圓光院、一は愛染院、一は高松寺、一は養福寺二は成就院の持、

○金山權現社 ○神明稻荷合社 已上村 ○子權現社 圓光院の持 ○六所權現社 壽福寺持 ○飯綱權現社 養福寺持

○神明社 泉藏寺持

愛染院 新義真言宗京都御室仁和寺末、練月山觀音寺と號す、本尊愛染を安す、中興尊智正保三年三月二十四日寂す、寺領十二石一斗の御朱印は慶安二年十一月十七日附せらる、鐘樓元祿十四年開山南池山貫井寺と號す、本尊不動、天神社 觀音堂 ○壽福寺 同院門徒下四ヶ寺並に同じ、大林山寂勝院と號す、福寺 藥師を本尊とす開山秀信萬治二年十二月寂す、十羅刹女社 ○高松寺 雙林山と號す、本尊藥師を安す、開養福寺 寶樹山知光院と號す、本尊彌陀の石像を安、泉藏寺長松山地藏院と號す、本尊阿彌陀、成就院 不動を本開山宥海慶安五年四月十六日寂す、

練馬城址 村の南にあり、土人或は矢の山と云【鎌倉大草紙】に鳥勘解由左衛門（按に泰經）同弟平左衛門（按に泰明）石神城練馬城を取立、江戸川越の通路を取切、四月十三日太田道灌江戸より打て出て平左衛門が平塚城を取巻、城外を放火し歸る所に、勘解由左衛門石神城練馬城より攻來り、道灌と江古田

原沼袋と云所にて合戦し、平左衛門を始として一族百五十人打死すと載たり、又或説に海老名左近と云者の居城なりと、こは豊島氏落去の後又こゝに居りしにや、是より北の方三丁許に海老谷と唱る地は、則左近の居跡なりと云、寛永年中開墾して平地となれり、故に其廣狹等今より計るべからず、

○下練馬村 下練馬村は庄名及用水等前村に同じ、日本橋より三里許、民戸四百二十六、東は上板橋村西は上練馬村、南は中荒井村北は徳丸本村及脇村なり、東西二十八町南北一里程、こゝも蘿蔔を名産とす、當所は河越道中の馬次にして、上板橋村へ二十六町、新座郡下白子村へ一里十町を繼送れり、道幅五間、此道より北に分る、道は下板橋宿へ達し、南へ折るれば相州大道への往來なり、御打入以來御料所にて今も然り、捨地は延寶元年十一月竹村與兵衛中川八郎左衛門改め、其後開きし新田は寶曆十一年伊奈半左衛門改む、

高札場 河越道の傍にあり
小名 今神 濕化味 三軒在家 早淵 田柄 宮ヶ
谷戸 宿 本村
石神井川 村南を流る幅五間石橋を架す、正久保橋と呼、河越往來なり長五間、
神明社 清性 末社 稻荷 ○白山社 穢多住居の寺持
金乘院 新義眞言宗大和國初瀬小池坊末、如意山萬徳寺と號す、本尊愛染を安す、又不動を置りこは古の本尊と

等の小名あり、礎石など掘出す事ま、ありと云、

新編武藏風土記稿卷之十三終

云、寺領十八石九斗餘の御朱印は慶安二年十一月十七日賜へり、開山行榮元和三年五月廿七日寂す、開基を木下大炊介と云、慶長十七年八月二十四日死し、法名光明院臺法道嚴と號す、子孫世々當村の農民なりしか、後年廢家となり、今其分家作者残り、八幡社 牛頭天王社 閻魔堂 鐘樓元祿十一年七月鐘造の鐘をかき、側 ○清性寺 金乘院末下三ヶ寺並に同じ、に椎木あり三圍許、神明山觀音院と號す、本尊不動は弘法の作長一尺二寸立像なり、法 天神社 ○圓明院 惠日流開山快通寶曆八年二月廿七日化す、二月廿七日化す、光寺と號す本尊不動 稻荷社 辨才天社 鐘樓 寛延二年十月開山行眞と云
鐘を ○莊嚴寺 醫王山不動院と號す、本尊不動、神明社 牛頭天王社 鐘樓 天和二年二月三日寂、神明社 牛頭寶曆十年十二月 天神社 閻魔堂 地藏堂 鐘樓 享保十月十二日化す、
造の鐘 ○威徳院 同寺の門徒なり下三ヶ寺並に、天神社 ○松林寺 明王山と號 氷川社 村の鎮 稻荷社 疱瘡神社 ○高德寺 瑞晴山と號 天神社 ○東林寺 藥王山と號 辨天社 體は秘佛にして、天長七年七月七日弘法大師江島辨才 觀音堂天へ參籠し、二萬座の護摩を修し其灰燼をもて作と云、觀音堂坂東札所の宮にて三十 ○阿彌陀堂 二一は金乘院持、一は清三體を安す光傳寺持
の作、 ○地藏堂 金乘院持
屋舖跡 村の南にあり、右馬頭と稱せるもの住すといふ、其姓氏及何人たる事を傳へず、今陸田となり御殿表門裏門

新編武藏風土記稿卷之十四

豊島郡之六 峽田領

○上赤塚村 上赤塚村は江戸より四里の行程なり、下赤塚村泉福寺曆應三年の鐘銘に豊島郡赤塚云々と載せ、其後郷名にも唱へし事は高麗郡新堀村應安元年の文書を證とすべし、其文は下の成増村に出す【鎌倉大草紙】康正二年千葉自胤武州赤塚に移るの事あり、又【北條役帳】に八年貫文江戸赤塚六ヶ村千葉殿と見ゆ、此村は今の上・下赤塚及び徳丸本村・徳丸脇村・徳丸・四ツ葉・成増の村々なり、然るに後年自ら赤塚中の小名の如くなれり、正保のものには未だ赤塚村・徳丸村の二村のみを出し、元祿の改には古に復し今の如く出たり、又地名の起りは下赤塚村松月院の門前に塚あり、土人土跡と唱へ、塚上に神明白山を祀る、近き頃までも鳥居に赤塚と記せる古額ありしなど云へば、此塚若くは赤塚と呼び、村名の因て起れるものによと云へり、民戸九十三外に穢多十一軒あり、

東は下赤塚村、南は上下練馬村、西は矢川を隔て新座郡下白子村、北は荒川を界て足立郡早瀬村なり、東西十五町餘南北二十六町許、矢川を分水して耕種せり、村の南に河越道中係れり、幅五六間、御打入より以來御料所なり、檢地は延寶二年中川八郎左衛門關口作左衛門改め、新開の地は元祿五年細井九郎左衛門、享保二十年松波筑後守糺せり、

高札場村の中程

小名 成増今別に成増村あり、分村の後少しく、大門

藪 新田 堂坐下 溜下 大羽根 伊勢前 原 塚

越 向臺 早瀬前

荒川 北の方足立郡界にあり、幅二十五間、○矢川村の西界

白子川 作場渡あり、對岸早瀬村にて司れり、○矢川を流る、

徳丸原 村の北に係れり、上下赤塚・徳丸本村・同脇村・同四つ

永川御靈合社 村の鎮守なり、事は徳丸本村に辨せり、

山社 穢多村にあり

清涼寺 新義眞言宗上石神井村三寶寺末石成山と號す、本尊不動

て、元當村に屬せり、○阿彌陀堂 清涼寺持、○觀音堂 下赤塚村松月

し故此山號あり、○阿彌陀堂 清涼寺持、○觀音堂 院の持下同じ

○藥師堂

○下赤塚村 下赤塚村は民戸二百七、東は徳丸四葉村及び徳丸本村、西は上赤塚村、南は上練馬村、北は荒川を隔て足立郡早瀬村なり、東西十三町南北二十八町餘、村の南に川越道中係れり、御打入の後より御料所なりしが何の頃か安井平十郎が先祖に裂賜ひ、今に御料私領入會へり、江戸の行程用水檢地の年代等は上村に同じ、

高札場 村の巽の方

小名 上寺家 下寺家 村内阿彌陀堂、古へ七堂伽藍なり

深町 柳坪 流 池下 梅木 新橋 大門 番匠免

堂丁目 篠ヶ谷戸 梶山 新町 上谷ツ 中島 大

荒川 村の北郡界を流

徳丸原 村の北に

十羅利諏訪合社 村の鎮守なり、常福村の持、例祭正月十三

日、夜田遊の祭禮と號し、村民集り時入よ

り苜取まで農業四時のさまを次、○稻荷社 村民

第になし、いと古雅の祭なり、○稻荷社 村民

松月院 禪宗曹洞派、上野國群馬郡白井村雙林寺の末、萬吉山

九年十一月御朱印を賜へり、開山曇英慧翁永正元年十月十四

日寂す、開基千葉介自秀永正三年六月廿三日卒す、法名松月

院南州玄參、境内に其墓あり、後年建立しものなるべし、按に

自秀と云へるは千葉系圖等に所見なし、恐くは自胤の誤なら

武之豊郡 州之重鎮 崇崇福山 哀我彦俊

龜氏范鏞 以落以斃 大扣大鳴 鯨吼震震

啓昏迪迷 遐邇感進 劫石有消 洪音無盡

曆應三年 辰四月八日筆執三位親慶

八幡社 側に古木一株あり、永祿兵火の時本尊、觀音堂常福

持、の阿彌陀火中より出現して止る處と云、

千葉氏城址 村の西北にあり、荒川より十四五丁を隔つ、今

山と呼ぶ〔鎌倉大草紙〕に、千葉介實胤市川の城に籠籠り、成

氏と數度合戦して康正二年正月十九日没落し、實胤武州石濱

へ落行、自胤武州赤塚へ移る、兩總州の兵とも大半成氏へ降

參すと見ゆ、是より世々千葉氏 居住し〔小田原役帳〕にも當所

居り、千葉次郎の指揮を請く、〔小田原記〕天正元年關宿城降

參の條に、千葉次郎幼少なればとて、與力の侍并石濱の城を

木内上野に預らる、上野討死の後、息木内宮内少輔支配を

り、彼與力兼は板橋肥後守、板橋城主、松戸越前守赤塚の

城主と號す、其廢城となりしは天正十八年の頃なるべし、

○成増村 成増村は、元赤塚村の内なり、後分村して石

成村といへり、高麗郡新堀村農家に藏する應安元年五月

の文書に、高麗四郎左衛門入道が領地武藏國赤塚郷内石

成村半分と記せし是なり、今上赤塚村清涼寺の山號を、

石成山と唱ふるも古名の残れるなり、後年又赤塚一村に

合せし時小名となり、改めて成増と號せり、明曆三年十月

(原注)

ん、自胤は當所に住せし人なり、鐘樓延寶五年鑄造 禪堂

事は下の城跡の條に詳なり、

神明白山合社 門前の塚上に立り、土人は土跡と呼ぶ、是村

り、○増福寺 開山大寶順高、寛永八年寂す、○泉福寺

新義眞言宗、上石神井村三寶寺末崇福山と號す、本尊不動、

村内彌陀堂大伽藍たりし頃は、當寺眞福寺と兩別當たりと云

今かの堂にかゝる曆應の鐘銘に、彼兩、○常福寺 同末萬吉

寺前朝全盛之時所建古招提と見えたり、

不動を本尊とす、按に前寺に云へる眞福寺、○阿彌陀堂 俗

若くは當寺の事にて、後年寺號を改しにや、

大堂と稱す、阿彌陀は聖德太子の作、坐像長三尺、緣起の文

に據に、此堂の起立は建武延元の頃七堂伽藍の莊嚴あり、故

に大堂と號す、其頃泉福、眞福の兩寺大別當たり、上六坊下

六坊と稱して十二の脇坊あり、夫より星霜を経て永祿四年上

杉輝虎小田原へ亂入の時、此邊兵火の衝となり、堂宇こと、

く鳥有となりしより今の如く衰微せしと云、今村内に上寺

家下寺家の小名残れるは、彼脇坊の遺名なりと、鐘樓 曆應の

云、眞福寺は廢して今泉福寺此堂を進退せり、

かく、大さ長五尺口の渡り、

二尺二寸許、銘文左の如し、

武藏州豊島郡赤塚 眞福寺 兩寺鐘銘

驚沉潜之幽蛩、破衆生之大夢、莫先於鐘也、武州豊

島彼兩寺者、前朝全盛之時所建、具體古招提也、獨

十一日今の地頭大屋甲之丞が先祖權八に賜ひし時、分村して一村に復せしと云、成増の名今も上赤塚村の小名にあるは、分村の時其地の少く残りしならん、猶上赤塚村と合せ見るべし、日本橋より四里半、東は下赤塚村、南は土支田村、西は矢川を隔新座郡下白子村、北も同川に限り同郡下新座村なり、戸數六十九、東西六町南北十二町餘、用水は前村に同じ、村の南に川越道中係れり、高札場村の中程

小名 金藏山 山王山

矢川 村の西北を流る幅二間半

德丸原 村の東北に係れり

山王社 青蓮寺持

青蓮寺 新義眞言宗上石神井村三寶寺末本尊藥師 ○阿彌陀堂 新座郡下白子村地福寺持 ○地藏堂 村民持 ○不動堂 下同

○德丸本村 德丸脇村 德丸本村同脇村の二村も往昔赤塚の内なりしことは前條に辨せり、正保の改には德丸村とのみ載せ、其後三分して今の如く本村・脇村・四葉の三村となれり、四葉村地境おのづから別なれど、此二村は犬牙して辨し難し、故に合てこゝに云へり、大抵東西七

町程南北二十八町許、東は西臺村、西は德丸四葉村、南は下練馬村、北は荒川を隔て、足立郡新曾村なり、江戸の行程四里、村内に少の溜井を設て耕植す、古より本村脇村とも御料所たり、脇村の内には東叡山領も少く交れり、檢地は延寶二年中川八郎左衛門關口作左衛門改む、又新田あり元祿五年細川九左衛門糺せり、戸數本村百四十六、脇村三十五、高札場四方の辻にあり

小名 石川 丸山 窪下 坂下 辻山 中尾

是は脇村に屬す

荒川 北の方足立郡の界を流る幅三十間計

德丸原 荒川に傍へり、東西十三丁程南北八丁餘、上下赤塚・成増・德丸本村・同脇村・同四葉の六村入會の持にて、東の方志村の原に續けり、古は一圓赤塚地中のものなれど、今多く德丸の地に接するを以て德丸原と唱へり、烽火の術を學ぶもの願上げ、この原にて其業を試む、○塚二 德丸原入會の地にあり、一は離塚一は姥塚と云、少許を隔て、相並べり、由来詳ならず共に小塚なり、

天神社 村の鎮守なり、毎歲正月十日田遊祭と云神事あり、末社妙義 疱瘡神 神職 大野攝津吉出家の配下なり ○稻荷社二 村民の持 ○神明社

○第六天社 以上五社本村にあり

安樂寺 本村の内なり、新義眞言宗、上石神井村三寶寺末、紅梅山來迎院と號す、本尊彌陀聖德太子の作、長二尺許の立像なり、開山尊榮 鐘樓 享保三年の稻荷社 三峯社 應永三年の起立と云、

金毗羅社 阿彌陀堂 地藏堂 ○觀音堂 脇村にあり同末福壽山慈眼院と號す

本尊 觀音堂 正觀音 大日 觀音堂 正觀音 大日

○德丸四葉村 德丸四葉村は、民戸四十七、分村の事及江戸の行程は前村に同じ、東は德丸本村、西は下赤塚村、南は下練馬村、北荒川を隔て足立郡新曾村なり、東西南北共に三町餘、古は御料にして、何の頃よりか東叡山領となれり、少許の新田あり寛延二年神尾若狭守曲淵豊後守等檢地す、高札場中程に

小名 稻荷前 沖口 雜魚谷 向ヒ口 前谷津

荻山下 茨蕪 蟹作り 横手 新橋

荒川 北の方足立郡の界を流る幅三十間

德丸原 北の方に係れり

稻荷社 鎮守なり村持下同

觀音堂 正觀音 藥師堂 左置

○西臺村 西臺村は志村庄に屬す、昔志村に城ありしが

當所城西に當るをもて村名とすと云、江戸より三里半餘、戸數百七十六、東は中臺根葉の二村、西は德丸本村、南は下練馬上板橋の二村、北は荒川を隔て足立郡上戸田新曾の二村なり、東西五町南北二十八町程、古より御料所にて、檢地は延寶二年中川八郎左衛門關口作左衛門改め、又元祿五年少許の新田を細井九左衛門糺せり、高札場村の南

小名 門前 田端下 五段田 田端 堀下 西耕地

久保 榎島 サイカチ土 中道 東

荒川 北の方流る幅凡四十間餘

第六天社 ○飛鳥社 以上京 神明社二村持 ○天王社二

稻荷社 ○七社明神社 ○第六天社

圓福寺 禪宗曹洞派、入間郡越生龍程寺末、西臺山と號す、本尊拈華釋迦、慶安二年十月寺領二十石の御朱印を賜へり、開山雲崗俊徳、永正鐘樓 延寶四年鐘 白山社 稻荷社 十三年五月十五日寂す、鐘樓 鐘造の鐘なり

○善長寺 圓福寺末福壽山と號す、本尊釋迦 ○京徳寺 新義眞磨郡中野村寶仙寺末水 ○阿彌陀堂 ○不動堂 以上圓福寺持

○中臺村 中臺村も志村庄に屬す、昔時志村城と西臺村との中間に在るを以此村名ありと云、江戸より三里、戸

數九十八、東は前野志村の二村、西は西臺村、南は上板橋、北は蓮沼根葉の二村なり、東西七町南北十二町許、正保の頃は板倉周防守領分なり、後御料に屬し、寶永六年東叡山領となれり、檢地は寛永八年新見角兵衛・圓城寺瀨兵衛・寛文六年稻垣與九郎・高野貞右衛門改め、新開の地は寛延二年神尾若狹守曲淵豊後守紮せり、此餘村の飛地志村の内に入り大善寺のある所なり、

高札場 村の西にあり
小名 本村 島中 西原 東原 後案 向臺
稻荷社二 一は村の鎮守なり、共、○三島社○第六天社○辨天社○石神井社

大善寺 志村内當村の飛地にあり、神宗曹洞派、江戸芝青松寺末、醫王山藥師院と號す、本尊藥師、聖德太子の作坐像長二尺許、是を清水の藥師と呼ぶ、享保の頃有徳院殿御放鷹の時、境内に清水あり、其流いと清冷なれば、清水の藥師と唱へよとの仰あり、夫より以來近郷に其名高しと云、開基は青雲大善庵主、永正十年二月歿す、俗稱を善左衛門と云ひ當村に住せし者なりと傳ふるのみ、或は千葉氏の支、○延命寺 新義眞言宗、上練馬村愛染院末、雙林山日月院と號す、本尊如意輪觀音立像長二尺五寸許、運慶の作、鐘樓の鐘をかく、阿彌陀堂○正福寺 同宗多磨郡中野村寶仙千手○阿彌陀堂○天狗堂已上延命寺持○釋迦堂持

○根葉村 根葉村は江戸より三里餘、民戸三十、東北は荒川に界て、對岸足立郡浮間上戸田の二村、西南は郡中西臺村、巽は志村及び中臺村なり、東西二町餘南北四町程、村内中山道係れり、古より御料所たりしが寶永六年東叡山領となれり、檢地は延寶二年關口作左衛門・中川八郎左衛門改め、又寛延三年九月本田及少計の新田を神尾若狹守曲淵豊後守紮す、

高札場 村の西にあり
小名 柵木下 五段田 長五町 三枚目 別當免
久保田 西川 マノクロサイカナド

荒川 村の東北足立郡界を流る、幅五十間餘、渡船場あり、中の村にて、足立郡下戸田村に達す、渡船の事は彼預れり、
原 村の東に添て南の方志村に及び、西は西臺村に界ひ、北は荒川に邊す、廣さ凡東西一里南北二十丁許、當村蓮沼二村入會の持なり、世に志村の原といへるは其村落に續けるを以てなり、近き比迄も雉子道、鳥狩の御遊ありし地なり、
丸池 原の内に入り、是も當村蓮沼二村入會の持なり、古は荒川此所を流れしが、水流變じて後池となれり、其形丸き故此名あり、魚獵の禁札を建置る、○稻荷社 村民れば水禽及鯉鮒鱈の屬多しと云、
○志村 志村は江戸より三里、相傳ふ古は堀之内村と唱へしか、寛延二年今の村名に改むと云、されと【北條役帳】に、太田新六郎知行百三十三貫二百文江戸志村二十一

給衆、又同人寄子衆配當の内十四貫文江戸志村内本分同人火炊助なりと見ゆ、又島津孫四郎知行十四貫文、豊島之内清光寺分練間にも有之、志村にも有之とあり、かた々々寛延に始りし地名にはあらず、既に正保の國圖に志村と記したれと、元祿の改却て堀之内村と載たるは、小名を以て村名の如く唱へしにや、殊に城址ある村多く堀の内小名あるを以てもしらる、寛延中改むと云は古名に復せしなるへし、四隣西は中臺村、南は前野村、東は小豆澤村、北は蓮沼根葉の二村なり、東西四町程南北十二町餘、家數五十一、用水は近村より出る清水を引沃けり、村の中間を中山道の往還南北へ貫く、當村古の領主は前村に同じ、正保の頃は板倉周防守領分たりしか、後上りて御料となり、寶永六年より東叡山領に附せらる、檢地は寛延寛文の二度に糺あり、後新墾の地寛延二年三月神尾若狹守曲淵豊後守檢せり、

御鳥見屋敷 村の東にあり、享保二年新造なり、御鳥見坂部に居住り、廣さ間口廿一間餘、奥行二十九間、
隠岐坂 中山道の内にあり、登り一丁一名地藏坂と云、路傍に石地藏の立るを以てなり、
道生沼 村の西北蓮沼村と入會へる地にあり、長四十間横三十三間、古へ荒川此所を流れしが水流變じて後沼となれり、沼中に三つ井戸と云あり、因よりの井にて其深幾許と云事を知らず、度々の水溢に埋るべきに古來替らざるは奇とすべしと、ものに見えたり、道○後沼 是も入會地にあり、今は芝生の名の起る故は知らず、○後沼 原にて沼の狀もなし、東西十二丁南北五六丁、享保年中追鳥狩の時此所に御立場を置れしと云、
一里塚 中山道往還の左右にあり、
熊野社 社後丘上石祠に彌陀藥師觀音の像を彫る、是を奥の院と唱ふ、古は當村及び小豆澤・根葉・前野・中臺・西臺・蓮沼等七ヶ村の鎮守なりしが、今は當村と中臺村のみ、末社の鎮守となれり、社地は則城蹟なりと云、延命寺持、
八幡○稻荷社二 一は延命寺○天神社○石神社以上上村持、
延命寺 新義眞言宗、多磨郡中野村寶仙寺末、見次山松壽院と號す、本尊三尊の彌陀なり、又毘沙門聖德太子弘法大師の三尊を置、何れも弘法大師の作と云、寺傳に據に、往昔篠田五郎と云者當所に在城の頃、家臣見次權兵衛此寺北に居住す、其後宅地を捨て當寺を、に建立し、己が氏を以て山號銘すと云、鐘銘にも彼が建立由見ゆ、草創の年代詳ならず、世代の内頼眞慶長十八年歿せしを舊しとす、享保年中此邊放鷹の頃、當寺へ成せられし故に御腰掛御成門等を設られしか、安永の頃御取掃となれり、されど此邊御放鷹、鐘樓の頃は今も御膳所となれり、門前に老槻樹あり四圍許、鐘樓



延命寺境内圖

天明八年正月 見次權現社開基見次權兵衛 稻荷社 第六天の再鑄なり

社○地藏堂延命寺持
古城蹟 村の西境にあり、廣さ方一町半、高き處にて古松數株繁茂し、熊野權現鎮坐す、東方から堀の蹟少く残り、延命寺の傳へに據れば、往昔藤田五郎と云者住せし所なり、或は千葉氏支族の居りし所とも云へり、其詳なること傳へ、襄善者傳左衛門村民なり、幼なる時父に後れ其後養父を患ひし頃も、奉養の勞愈厚かりしかば、寛政二年東叡山より青銅一貫文を賜へり、

○小豆澤村 附持添新田 小豆澤村は、往昔荒川の入江に傍て七々子崎と唱へし纒の湊なり、平將門東國を押領せし頃、貢物の小豆を積來りし船、この江に沈みしかば此名は起れりと、【龍福寺薬師縁起】に見えたり、民戸六十五、南は蓮沼村、西は志村、東は袋村、北は荒川を隔て足立郡浮間村なり、東西六町南北十二町、村内に中山道係れり、江戸の行程は前村に同く、檢地は寛文二年南條金左衛門糺す、【寛永譜】に高田小次郎直政文祿元年二月、當村及前野の兩村にて食邑を賜ひしことを載す、今に其子孫斧吉知行す、此餘持添の新田あり、延寶二年野村彦太夫檢せし以來今に御料所なり、高札場村の東方

小名 輪の内 宮之前 四牧畑 舟渡山 中原 東

原 かに山 天神前

荒川 村の北を流る、幅四十間、對岸は足立郡浮間村なり、農民往來の爲に渡船を設く、

龍福寺 新義眞言宗、袋村眞頂院の末、薬王山東光院と號す、本尊大日、別に不動を安す、共に運慶の作、世代の内看尊正保四年十二月廿四日寂すと云ひ、この外のこと傳へず、客殿の軒に明和四年鑄造の大鐘をかき、什寶に乗鞍一掛あり、境内薬師佛と同時水中より得しと破損せる薬師堂寺記に「さまいと古色なり、鏡もありし由今は失へり、薬師堂寺記に長年中當所は七々子崎と云入江なり、江中夜々光を放つ依て此像を得て安置せり、其出現せし池と云は境内の後背にて今は御手洗、十二天社村内の鎮守なり、これも此所七々子崎となれり、十二天社と號し、十二の入江ありしとて後年十二天に配祀せしなど傳へり、○興隆寺南照山と號 閻魔堂○教性院以上龍福寺の門徒なり、慈劍、○地藏堂教性院の持、堂側に古山と號す不動を本尊とす、

○前野村 附持添新田 前野村は、江戸より二里半、民戸百十、外に長吏二四、隣東は稻付村、西は中臺村、南は下板橋宿、北は蓮沼村なり、東西二十五町南北六町餘、村の東に中山道かゝれり幅四間許、土地蘿蔔を産す、世に清水夏大根と稱して珍重す、地頭及檢地等持添新田共前村に同し、高札場側往還の東

建長七年三月十六日孝子敬白、一は慶己酉三月十五日とあり、上缺據せり干支に據に延慶二年己酉なるべし、一は嘉暦三年七月日、一は光運建武三、一は永正、五年七月十五日逆修性本禪門とあり、○觀音堂教性院の持

(崎子々七)

小名 清水 此邊清泉湧出し溝をなすこと五ヶ所あり、依て此名あり、用水にも引沃けり、一夜塚 村の中程にあり二間四方、往昔志村の城を攻んとて寄手一夜の内に此塚を築き、遂に彼の城を攻落せし故の名なり、

能野社二 共に村の鎮守なり ○稻荷社

常樂院 新義眞言宗、多磨郡中野村寶仙寺 鐘樓 鐘に享保十一年、熊野山法界寺と號す、本尊不動、鐘樓の鐘をたたく

○長徳寺 同末、舉一山通照院と、鐘樓 寛保三年鑄造、飛鳥明神社 ○稻荷社

○蓮沼村 蓮沼村は志村庄に屬す、昔新井三郎盛久、日下部將監・山田六郎・石井九郎及原福田中村等三氏亂を避て爰に土着し、此地を墾開せりと云、今村の年寄役三郎右衛門は盛久か裔なり、其他の子孫は詳ならず、江戸より三里の行程なり、民戸百三十八、東は稻付村、西南は前野村、北は小豆澤村なり、東西十町南北八町許、用水は前野中臺二村より出る清水を引來る、土性蘿蔔に宜し、中山道村の中程を貫く幅四間、この往還の中の小流に石橋二を架す、一は小袋橋、一は新橋と云、正保の頃は御料所にして、後東叡山領となりしより今に替らず、檢地は寛永九年南條金左衛門、延寶二年關口作左衛門・中川八郎左衛門、新墾の地は寛延三年九月神尾若狹守

曲淵豊後守糺せり、本村を離れて西の方に他村入會の飛地あり、
高札場 中山道の
内あり

小名 根原 下ノ原 舟渡 三軒家 蛭田
原 是も根葉村と入會の持なり
事は、已に根葉村に辨す、

丸池 前に○荒川根葉村と入會の飛地に、○道生沼當村志村
にあり、事は、○後沼前に
志村に辨す、

氷川社三 一は村の鎮守、一は蓮沼根葉二村の鎮守、共に南
藏院持、一は金剛院持にて古へ村内西南の方にあ
りしが、數度の洪水に押し流され今の處に流寄ること十度なりし
かば、爰に塚を築て社を移す、土人今も十度の宮とも
稱せ、○藏王權現社 南藏院 ○御嶽權現社 ○羽黒稻荷合社
蓮華 ○稻荷社四 二は南藏院持一は蓮華 ○第六天社 金剛院の
寺持一は金剛院の持

南藏院 新義眞言宗、足立郡横曾根村吉祥院末、寶勝山蓮光寺
と號す、本尊十一面觀音傍に弘法大師自作の坐像を安
す、開山有照、開基は村民三郎右衛門が先祖新井三郎盛久なり
と云、享保七年十一月二十五日有徳院殿此邊御遊獵の時、始て
御膳所に命せられ時の住 阿彌陀堂行基の作坐 ○蓮華寺同
僧拜謁して白銀を賜ふ、本尊藥師を安す、稻荷社 天神社
寶永二年有賢の時堂宇再建の棟札あり、稻荷社 天神社
抱瘡神社 觀音堂 ○金剛院 同門徒命玉山と觀音堂 金剛院
號す本尊不動

尾若狭守、曲淵豊後守改む、此餘荒川の端に持添の新田
あり、享保十六年四月寛播磨守捨地し御料所なり、
高札場 村の東方
にあり

小名 十三坊 西馬場 山谷 川間 片落 下長
町 高畑 久保田 石神 高木 宿森田 八ツ代
荒川 北の方郡界を流る、幅八十間餘、爰に作場渡あり、舟子
二人船二艘を出す、尾久の渡と呼ぶ、又對岸足立郡小臺
村なれば小臺の渡とも云、船
の進退は當村にて掌れり、

八幡社 上下尾久舟方三村の鎮守なり、神 末社抱瘡神 稻
荷 天神 諏訪 辨天 ○稻荷社 華藏院の持 ○熊野社 ○第
六天社

寶藏院 新義眞言宗、田端村與樂寺末、金 閻魔堂 ○願勝寺
本山に同じ、幅弓山淨光院と號す、本 地藏寺 眞言律
尊阿彌陀、中興僧海圓元祿の頃の人なり、
戸湯島靈雲寺末、金光山寶珠院と號す、本尊地藏立像長二尺
許聖德太子の作、脇土浪切不動坐像長一尺三寸良辨僧都の作、
阿彌陀は立像長一尺、
三寸惠心の作なり、
○華藏院 下尾久村阿遮院門徒大慈山
藥師堂華藏院 法受寺跡 當寺は村民清右衛門が先祖鈴木永人
元年八月廿三日死せしと云へば、起立の年代も大抵推て知ら
る、蓋の後に和尙淺草幡隨院住職たりし頃、寶曆三年當寺
が谷中三崎へ移して、普賢山新幡隨院、
法住寺と改號せし由、彼寺記に載たり、
○十三坊塚 當村に
あり、高各 五尺許
○外記屋敷跡 寛永の頃鈴木外記と云人住せし蹟な
り、

○上尾久村 附持添新田 上尾久村は日本橋の行程二里、按
に尾久は古き地名にや、相州鎌倉八幡宮神主大伴某所藏
應永六年の文書に、武藏國豊島郡小具郷内江戸金曾木三
郎跡事云と載たり、金曾木、近郷下谷金杉なるへけれ
は、小具は當所なる事明けし、又【長祿江戸繪圖】と稱せる
古圖に、當所と覺しき邊に尾久と記し、【小田原役帳】に
太田新六郎知行の内八貫文江戸尾久伏舟方とみえたり、
舟方は今も隣村の名なれば尾久の當村たる事益明なり、
上下二村となりし年代は傳へされと、正保の改既に上下
尾久あれば、それより古く分れし事論なし、村名の起は
當郡の奥の義にやなと云説あれと、奥とせんには唱の清
濁違へるのみならず、假名も亦異にして穩ならず、戸數
百三十四、東は下尾久村、西は舟方村、南は田端村、北
は荒川を隔て、足立郡小臺村なり、東西三十二町南北十
町、石神井用水を引沃く、【北條役帳】に、島津孫四郎百
六十貫文尾久と見ゆ、今地頭は阿部新右衛門・阿部勘左
衛門・齋藤長八郎・羽田鏡之助等知行す、是正保以前に賜
る所なり、此餘東叡山領及大屋早の丞安井平十郎か知行
もあり、是は古御料所及加藤助右衛門知行なりしか、い
つの頃か東叡山領及二人か知行となれり、檢地私領は正
保四年七月伊奈半十郎糺し、東叡山領は寛延三年九月神

松平但馬守抱屋敷七百五十坪

○下尾久村 附持添新田 下尾久村は江戸への行程、用水、
寛延の捨地、及持添新田等は上村に同じ、戸數八十二東
は町屋村、西は上尾久村、南は新堀村、北は荒川を隔て
、足立郡本木村なり、東西十一町餘南北は二十二町、正
保の頃は御料所にて上村と同時に東叡山領となれり、
高札場 村の中程
にあり

小名 南 中門 西
荒川 村の北を流る
石尊 深からざる由をいへば、先年堀んとせしに堀出し得ず、
由て權現に崇め祭れりと云、近年傍 ○石神社 神體は石鏡な
に石尊と彫し碑を立阿遮院持下同じ、
淨土宗芝増上寺末、二葉山尾久院と號す、本 稻荷
社 閻魔堂 ○阿遮院 新義眞言宗、田端村與樂寺の末、稻
荷社

十三坊塚 村北にあり、高さ五尺、廻り七八尺、八ヶ所程あり、
ものを堀出せし
ことありと云、
○町屋村 町屋村は江戸よりの行程、捨地、用水等前村
に同じ、戸數七十二、西は下尾久村、南は三河島村、北
は荒川を隔て、足立郡本木村、東も同川に限り同郡千住

河原町なり、東西三町南北四町許、正保の頃は御料所たりしか後東叡山領となれり、

高札場 村の北方にあり

小名 東 入 中

荒川 村の東北に掛る幅六十四五間

原 村の東方にあり千八百坪荒木田原の積なり

稻荷社二 共に慈眼寺の持

慈眼寺 新義眞言宗、下尾久村阿遮院の末、醫王山普門院と號す、本尊十一面觀音

○三河島村 三河島村は御入國頃の三州供奉の諸士、當所にて知行を賜はりし故此名ありしなと傳れと、當村東叡山に寄附せられざる前は御料所なり、且【長祿江戸圖】に三河島村と載せ、又【北條役帳】に細谷三河守十七貫五百文三河ヶ島、太田信濃入道時御味方に參患節故諸役御免と載せ、又蔭山大膳亮十七貫五百文江戸三河ヶ島六所分と見えたり、江戸よりの行程一里半、民戸百八十一、東は三之輪小塚原の兩町にて、西は新堀村南は金杉村、北は町屋村及び荒川を隔て足立郡千住河原町なり、東西七町南北九町、天和元年より東叡山領となれり、用水檢地は前村に同じ、高札場 村の東方にあり

山明譽善海、寛永二年二月二十四日化、稻荷社 薬師堂

地藏堂 觀音堂村

塚五 二は村の北の方に並へり、妻夫塚と唱ふ其餘は北の方に三つ塚と呼ぶ、

○三之輪村 三之輪村は、江戸古圖に箕輪高屋と記し、正保の改に三輪原宿と載す、往古此邊すべて曠野にて三ノ輪原と唱へしと云、元祿の改には今の如く記せり、延享二年村内を裂て三之輪町を建られしより、地形一變して村落六所に分れ、段別合て九町三段十四歩あり、故に四境の接地概して辨じがたし、其一小塚原中村町耕地の内小名天神前にあり、一は小塚原橋場今戸入會小名大曲にあり、一は同所小名曲元にあり、一は日本堤西南の方小名蓮田にあり、一は淺草山谷町西の方小名道久塚にあり、一は日本堤東の方小名河原崎にあり、民戸三軒、正保の頃は御料所なりしが、後東叡山領となれり、日本橋よりの行程用水檢地は前村に同じ、高札場 三之輪町にあり

小名 天神前 曲元 大曲 蓮田 道久塚 河原崎 淨閑寺 淨土宗芝増上寺末、祭法山清光院と號す、開山時譽、寛文元年二月二十九日寂す、本尊彌陀の坐像を安す、惠心 〇梅林寺 禪宗曹洞派、常陸國新治郡宇治會村源然寺の作、花嶽山と號す、古は龍源寺と號し、小

小名 荒川 中通次 宮地 荒木田 花ノ木 正庭

蓮田 釜ヶ坪 前沼 中畔 沼

荒川 東北郡界を流る幅六十間

原 荒木田原と號す、荒川付にあり東叡山附の芝地なり、段別八段八畝餘、道灌山上より此原の春草を遠望す、土地うち開け共さま青海原とも云へし、

稻荷社 例祭二月十五日、神體は木像にていと古色なり、社記座の年歴も推て知へし、元 神寶 神鏡一面 圓徑五寸、裏祿二年再造の棟札あり、

とも思はれす、寶珠石二顆 大き五分許、色薄黒くして横に小筋あり、奇石なり、

三光石一顆 二寸四方許、色黒くして、劍一振 長一尺二寸、末社天神 槻神木なり廻り 神主岩井權頭、吉田家の配下なり

社縁起卷末に岩、〇神明社 觀音井權頭の名見ゆ、

觀音寺 新義眞言宗、足立郡西新井村惣持寺末、清瀧山龍光院と號す、本尊十一面觀音、天文年中長偏僧都開基す、

寛政十年此邊御放鷹の時御膳所と 鐘樓 貞享三年の 聖天なりしより今も御膳所となれり、

社 〇仙光院 同宗田端村興樂寺の末、阿照山阿彌陀寺と號す、鎌倉鶴ヶ岡莊嚴院より當院に安置すと云、

中興僧頼延寶五年二月十三日化す、

觀音寺末、瑞光山如意寺 〇淨正寺 淨土宗芝増上寺末、清國と號す、本尊如意輪觀音

彌陀開山鏡 稻荷社 〇法界寺 同宗小塚原町誓願寺末、長盛譽存圓と云

遠山左衛門尉抱屋敷 千百七

塚原邊にあり、寺記に承應三年の起立といへと、開山天室修悦は文祿三年二月廿日寂せしなれば、承應は當所に移りし時の年歴なるへし、網鋪天滿宮 神體は比叡山法性坊尊意の本尊釋迦を安す、

遠山左衛門尉抱屋敷 千百七

新編武藏風土記稿卷之十五

豊島郡之七 峽田領

○山谷町在方分 山谷の地は昔山谷村と唱ふ、新島越町山谷淺草町邊なへて山谷と唱へ、或は三谷とも記すと云既に新島越町の南に傍たる大川よりの入堀を里俗今も山谷堀と呼り、元より平衍の地なれば山谷など名つくべき所にあらず、或云此邊は古廣野にて、淺草淺茅カ原などの末野なれば、三野と云しを谷に記せしにや、又昔此邊は民戸僅に三軒ありし故に、三家又は三屋など云しを假借して山谷と書せしも知べからずと、他所にも三軒町三軒屋四家町などいへる類多し、正保の改に山谷町と載せ、元祿の改には山谷村と記せり、正徳三年閏五月段別七町八段七畝二十五歩の内、三町餘の地は家作免許ありて御府内町並となり、町奉行の支配に屬し、則山谷町と唱ふ、されど其地の貢は元の如く御代官進退す、此餘一町餘は寺社の域内となり、貢を奉れと町並に列りたれば

町方の條に載す、又淺草北寺町に飛地あり、日蓮宗本然寺域内にて八段一畝餘たり、殘地三町七畝餘は全く在方に屬し、町並之西に續き、所々に水田を闢けり、其地は今戸町橋場町三ヶ町の田圃に犬牙す、依て四隣及廣狹は分ちかたし、日本橋より一里餘、民戸十一、石神井用水を引沃く、御打入の後より御料所となれり、
高札場小塚原繩手の内にあり

小名 一ツ家 玉姫前
石橋 日本堤の下小溝に架す、長五尺きらす橋と呼ふ、

玉姫稻荷社 神體は狐に乗たる翁の像なり、例祭は隔年四月十五日獅子の頭を出し町内を渡せり、或書に社傳を引て云、當社は新田義貞鎌倉追討の時祈願により、襟掛の御影弘法の筆なるを瑠璃寶塔に收め、此處に祀る故に玉姫稻荷と號すとあれと、今此末社 稻荷三 釋迦堂 田山の傳なし、橋場町不動院持、

○橋場町在方分 橋場の地は昔橋場村と唱へ、總て石濱庄と唱ふ、江戸古圖に此邊石濱千束の二村のみを記して橋場を載せず、當所總泉寺所藏天文二十三年永祿三年の文書に、石濱總泉寺と記し、天文十九年の御朱印に始めて橋場之内とみゆ、正保及元祿の改に橋場村と載す、此唱は古へ荒川に架せし橋の邊なれば起りし名なりと云ふ、

按に【義經記】に、治承四年九月十一日、頼朝が多勢大雨にあひ水にせかれて渡しかね、四五日滯留し水の渡に浮橋を組て、頼朝か勢を王子板橋に著よと云れければ、海士の釣舟を數千艘上せて石濱と申所は江戸の太郎が知行所なり、折節西國の船の著たるを數千艘集め三日の内に隅田川に浮橋を疊て、江戸太郎に合力す云々、【源平盛衰記】にも此事を載す、【夫木集】光俊の歌に

隅田川昔はきかず今社は、身を浮橋のある世なりけり、註曰、此歌は康元元年鹿島の社に詣でけるに、角田川の渡をみればかの渡今は浮橋を渡しける云々、是等に依れば、其頃常に浮橋を渡せしこと知らる、又板橋を架せしことは一遍聖の繪巻物弘安の條に、武藏國石濱にて時衆四五人病ふしたりけるを見給ひて、

残り居て昔を今と語るべき、心のはては知る人のなき、畫に一條の板橋左右に欄干あるを架す、こは正安元年聖戒の撰る詞書にて、畫は法眼圓伊の筆なり、又僧萬里が【梅花無盡藏】江上春望詩の註に、隅田在武藏下總兩國之間、路傍小塚有柳、道灌公爲攻下總之千葉、構長橋三條とあり、是等にも弘安文明の頃橋ありし證とすべし、近き頃も當所の町方の渡場より一町程川上にて古木を掘出せしと云、又此地の異名を砂尾とも呼ふ、往古砂

尾長者と云し者領せし故なりと云、今町分の寺不動院を砂尾山と號す、砂尾長者天平寶字四年開基すといへど、上古のことなれば其眞偽を知らず、【南向茶話】曰、此所往昔砂尾修理大夫と云ふ人あり、太田道灌と合戦有し由と砂尾氏は不動院の中興開基なるにや、寺の條見合すべし、當村段別七十七町一段餘の内、三町六段餘の地正徳三年閏五月家作の免許ありしより、今戸町に續て御府内の町並となり、町奉行の支配に屬す、されど貢の物は元の如く御代官進退す、殘れる七十三町五段餘は水陸の田打交り全くの一村落なり、四境東は荒川を隔て葛飾郡寺島隅田の二村、南は當村の町分及び今戸町の田圃、西は小塚原中村三之輪山谷等の四ヶ町に屬せる水陸の田に接し、北は又荒川に限り足立郡千住宿三町目分なり、東西六町南北二十一町餘、山ノ宿町花川戸町材木町の三ヶ所及今戸小塚原中村三之輪の四町を合せ七ヶ町等の田地に入會へり、日本橋より一里十五町、民戸五十六、石神井用水を田間に引き、又荒川に傍たる地は川水を沃けり、村の西に千住宿への街道係れり、幅四間餘、當所及び前に云七ヶ町の持にて小塚原繩手と唱ふ、【小田原役帳】に、木内宮内少輔十二貫四百八十文江戸石濱今津と載す、今津は則此地に續く今戸を云へり、又太田大膳亮六貫六百

八十五文千東石濱惣領分とあり、千東の事は總説郷名の條に辨せり、又同書に江戸石濱會下領と記すこれ皆當所の事なり、御打入の後は御料所にて今に然り、正保二年野村彦太夫小名千東分のみ檢地し、寛文十年同じ一人村を改む、其後次第に開きし地あり、享保十八年寛播磨守、寶曆十一年伊奈半左衛門、明和五年伊奈備前守等紀せり、又荒川に傍て一町餘の段高場あり、

小名

眞先神明攝社稻荷の地を、錢座神明社の東北裏面に銅氣残りて不毛の地なり、按に「古今泉貨鑑」といへる書に、寛永十三年丙子五月、武州淺草橋場に於て寛永通寶錢を鑄と見ゆ、又或書に明曆二年於江戸淺草新 汐入北の方錢座を仰付らるとあるも、當所の事なるへし、荒川付を云、此所に、經塚 總泉寺の北裏にあり、高一丈許、塚上民戸連住せり、經塚に稻荷の小祠をたつ、「南向茶話」云、鎌倉將軍頼朝田川合戦の刻、討死者を埋し首塚は、只今總泉寺後ろ田の中に有よし、後に誤りて蛇塚と呼よしなりとあれば、今其名を唱るものなく、又、皂角戸 大黒此餘に塚もなければ此塚のことなるへし、

荒川

村の北より屈曲して東流す、幅百三十間許、一名隅田川又淺草川大川と唱ふ、堤川端より隔て千東堤と呼ふ、高一丈餘、是日本、橋千住街道の内小塚堤外の小堤にて又荒川の水溢に備ふ、原細手の小溝に架



神明社圖

新編武蔵風土記稿卷之十五 豊島郡之七

す、土俗渡橋と呼へり、當所小塚原の刑場に近し、罪人大路を渡さるもの、死に切近するを哀み、涙落る故かく唱ふと云、石橋に

神明社

村の鎮守なり、石濱神社朝日皇太神宮と稱す、祭神は天照太神月讀の尊なり、社地の外十石一斗の地を社領に免除せらる、當社は神龜元年九月十一日此地に鎮座すと云、例祭九月十六日社地にて生花の市あり故に生花祭と云、末社天満宮 社地の内にあり、隨身門を構へ別に一區をなせり、明和四年六月五日高辻大納言家長勸請す、則同人の、妙義 御靈二 力明神以上天神社地にあり、願あり、麩香す、工匠を司とる神なり、又手彦明神とも號し、棟梁溝口内匠か勸請なり、以下、牛頭天王町分の鎮守なり、十三字共に神明社の左右にあり、日神與を船に乗て町中を渡す、稻荷九 疱瘡神 淡島 大黒 水神 智庸靈社 社主山城が祖父鈴木智庸社頭再弘禱靈社是も神主鈴木、攝社眞先稻荷社神明社、一區をなせりと神明除地の内なり、幣殿拜殿建續て頗る莊嚴をなせり、社傳に據に、昔千葉介平兼胤が家に傳へし神靈あり、此奇瑞により數の戦場先懸の高名を得ることなし、其子季胤に至り神靈を常に膚に着ること恐ありとて、稻倉魂の神像を鑄させ戦場に出ることに草摺の内にこめしと云、天文年中千葉守胤石濱の城主たりし時、此地に宮柱を建か神靈を祀り季胤か鑄させし像を前立として眞先稻荷と崇祀ると云、其後往々祈願をなす者ありしか、延享の頃より殊に渴仰の輩多く、其頃一橋宗尹卿信仰ありて社頭を再建し祈願所とせらる、御子豐之助君儀同三司治濟公御幼名仙之助君抱齋の時酒湯、當

(荷稻先眞)

所より捧しと云、今幣殿に掲たる鶴鷹の額は、宗尹卿浮田邊放鷹の時當社に祈念し鶴二羽まで得られし時、納られしものなりとなり、又將軍家、また豊千代君と稱し奉りし頃御參詣の時神符を捧げ後御養君に立せ給ふに及びて、御懷中の御守及ひ神符を奉りしと云、此社前荒川の岸にて毎年、社費夏越の祓をなす、其式京加茂の社に異ならずと云、



八形の鏡の圖

白狐玉一顆 八形の鏡一面 鏡は天明六年五月酒井たつ傳れと、其文字も定かならず、もし忠次ならんには年代違り、加之後世酒井氏にしてたつくと明るもいかに、はあらん、とにかく傳る儘を記せり、隨身門 額殿 榎一株 稻

社前にあり、神木なり、神主鈴木山城京吉田家の配下なり、老樹にて大さ三圍許、眞光稻荷の側に住す、本社攝社共、○第六天社、小塚原野、○三王社、山谷町福壽院、別當圓藏院持、當社は正和五年勸請と云、鳥居の前に碑一基あり、是を土俗山王清兵衛と呼ぶ、商痛を祈願するに靈驗あり、當社除地の飛地中村町の内町並をなせる處にあり、村民連住す世に百姓古門前と云もの也、

石濱城蹟 安積覺云、淺草觀音堂の北金龍山は石濱の城蹟形はかり残りたるなりと、されど今其舊蹟詳ならず、且始めて築し年代を記せしものなし、【太平記】小手差原合戦の條に、尊氏近習の者とも二十餘騎、河中へかへし合せ支戦ひし、其間に、將軍急を遣れ石濱入道か宿所へそ入せ給ひけると見ゆ、同書に石濱上野介と云人見ゆ、此人にや、關東古戦録に云、千葉介常胤十四世、五郎宣胤、享徳四年八月十二日早世し、家中の面々據を失ふ、此弊に乗て五代以前の千葉大助満胤の庶子陸奥守康胤總州馬加城にありしか、異母弟次郎惟胤と家督を争ひ、當家譜代の所領等二分に分れて、既一戦に及び、康胤打勝て終に惣領を保てり、是に依て家老圓城寺左馬助惟胤を誘ひ、本國を離散して武州江戸の城に趣き、太田道灌に頼みければ、道灌葉か高家にして微力なるを憐み、石濱の砦を授て是を守らしめ、連々總州の地を略して木居せしむへき意なり、後年道灌卒し息男源六郎資康上州へ奔り、山内顯定に屬しける故、惟胤還住の宿意も遂かたく身まかりければ、遺骸を石濱禪林寺に葬る、今以て古墳を千葉塚と號すとあり、按ずるに、禪林寺は今の總泉寺なり、【梅花無盡藏】便面の詩自註に、八景或需贊賦千葉、蓋上總下總千葉所管也、今寓武州者與上下總之千葉矛盾、一門分爲二、灌公救在賣花市、其詩曰、雪月碧湖烟雨後、漁歌鐘磬送飛鴻、片帆千里惟種は惟胤の誤也、又【鎌倉大草紙】總州合戦の條に云、馬加陸奥守原越後守は、野州常縁に度々打負ければ、千葉介宣胤

を取立本領を安堵させんと、市川の城に橋籠て大勢有由開えければ、公方成氏より南圖書助、築田田羽守其外大勢指遣し、數度合戦して康正二年正月十九日、終に城を責落され、宣胤は武州石濱へ落行、自胤は武州赤塚へ移ると、此文申宣胤と書しは前に云惟胤の誤なるへし、此等に依れば當時道灌の持城なりしを、康正二年惟胤に與て文明の末まで見在城せしこと知らる、又【關東古戦録】云、惟胤の子次郎胤利、暫く上杉朝興に仕へけるか、是も南方の爲に追はれて江戸城を退去ありし程に、胤利氏康の閣下に從ひ、石濱近邊の所領を安堵し、いまの胤宗討死し合嗣なかりしと、氏政哀惜甚しく、北條常陸介氏繁の三男を葉か幼少の女子に妻合せ、千葉次郎胤村と名のらせ遺跡相續なきしめられしか、幾程なく夫婦とも夭亡して終に斷絶したりける云々、【小田原記】關宿城降參の條に、天正元年十月下旬小田原方武州石濱城主千葉次郎殿、黄色の陣羽織を著て一番にかり、城方の物頭菊間圖書と云者と組て落、千葉殿爰にて討死なりと記せり、是胤宗なるへし、又同書に云、天正二年の頃石濱の千葉殿に女子ありて男子なし、氏政の御下知にて北條常陸守氏繁の三男を養子して彼息女に合せ、千葉の一跡相續あり、然とも此千葉次郎幼少なればとて、奥力の侍并石濱の城を木内上野に預ら板橋肥後守板橋城主、松戸越前守赤塚の城主なり、彼奥力衆は領は四千貫の所なり、然るに千葉次郎成人の間石濱を返給るへきと度々申上らる、木内か家老字月内藏助と申者申上るは、宮内少輔も已に石濱居住の後父は討死す、其後數度高名軍忠不可勝計、石濱の御改易ありかたき事なるへしと頻に申間、此事延引しける間、千葉次郎の内須藤と云もの主の所望むなしき事を無念に思て、石濱の惣泉寺と云會下の寺の中にて行會さしちかへて死にける、此由小田原に聞えける間、千葉二郎の所行なりとて本領をば終に返されすと云々【北條役帳】に木内宮内少輔此邊を領せしことは已に前に出せり、按に【北條系圖】に、左衛門大夫氏繁か二男北條善九郎胤村、千葉次

郎胤宗が養ひとなり小次郎と改む、武州石濱の住人なりと云、是に據は【大草紙】【小田原記】等に胤村を氏繁と記せしは誤なり、以上記載の所を見るに當城は康正中千葉惟胤が住せしより、連絡して天正の末廢せしなり、町家抱地二 一は淺草陸尺屋敷文藏抱地なり、坪數二百九十六、一は吉原町江戸町新藏か抱地なり、坪數百七十八、橋跡 隅田川の古橋は、或は船橋を架し、或は長橋ありしなりと云、今の渡より川上に今も水中に巨木立り、是古の橋杭ならんといへと、今より考へからず、古橋の大概は村名の條に辨せし如し、

○今戸町在方分 今戸は古へ今津と書し、後今の字に改む、【北條役帳】に、木内宮内少輔知行十二貫四百八十文江戸石濱今津とのす、石濱は隣町橋場なり、今村の西新町の界を流る、小流を今津川と號するは古名の遺れるなり、正保及び元祿の改には今戸村とあり、其後正徳三年閏五月、段別十五町餘の内三町九段餘の地官許を得て家作せしより、御府内町並なり町奉行の支配に屬し今戸町と唱ふ、されど地所は元の如く年貢を御代官所に納む、其餘十一町一段餘は全く水陸の田にして、町の西裏と日本堤下の二區の處々にあり、其餘は橋場町、山谷町三ヶ町、三之輪町等の田畑に犬牙したれば、四隣及廣狹は辨しがたし、日本橋より一里八町、家數五、石神井用水を引沃けり、御入國以來御料所なり、檢地は寛文十年野村彦太夫改む、これより先寛文元年村内千束分といふ地及

新田地を彦太夫檢す、延寶二年日本堤外の田を同人改む、以後の新墾は享保十八年寛播磨守、明和七年伊奈備前守等糺して高入とす、此餘神社等は御府内の部に出せり、
小名 大黒面 道久塚 一ヶ家 日本堤外
今津川 西の方新町(磯多町なり)の境を流る、川幅一間、町方にて山谷堀へ落合り、今津の名は總説に辨す、
日本堤 荒川の堤なり、南の方聖天町より北の方三之輪町に入道なり、爰より南聖天町まで長二百四十間、馬踏及新吉原町附のなれとも、彼町にて修理す、東の方今戸の田畑に傍しなれば今戸町の持なり、又衣紋坂より北の方三之輪町に至るまで長二百四十間、馬踏雨なれとも、御普請所にて同町にて預れり、馬踏四間高一丈、【紫一本】に云、日本國の諸大名集りて築給ふ江戸水除の土手なれば、かく名付しと、【洞房語園】に、元和六年台命ありて在府の諸侯家々の旌幟を建、前後六十餘日にて成就したれば名付と、里談には六十六日にて築終りし故此名ありと、是等の數説孰か是なるを知らず、正保年中の江戸圖に日本堤の名見ゆれば、其前築しに論なし、堤下の小渠山谷堀の上流に架する石橋を紙洗橋と云、長六尺古へす返紙を橋邊にて製せしゆへ此名有り、
鶴御場 山谷町裏にあり、よしと唱ふ、廣二畝許霞堂、
○山之宿町在方分 花川戸町在方分 材木町在方分 此三箇町の在方分の地は、本町を離れ淺草寺の後にあり、山ノ宿町名主三郎左衛門、材木町名主權左衛門、花川戸町年寄清左衛門等が草創の地にて、今に彼等支配する所なり、其地所入會て一村の如く、通して三百十石の地、

里俗是を三町分と唱ふ、四隣の大様東は淺草田町淺草寺中、北谷邊淺草寺境内、南も淺草寺境内同寺火除地、西は淺草日輪寺門前幸龍寺萬隆寺慶印寺加藤山城守屋敷立花左近將監下屋敷關肥前守屋敷、北は下谷龍泉寺町新吉原町なり、廣狹東西五町南北七町許、此地を内千東と唱ふ、水陸の田合て廿六町餘、其中山之宿町分水田九町六段餘陸田一町八段餘、花川戸町の分は水田八町八段餘陸田は三町三段餘、材木町の分水田二町餘陸田二段餘、別に日本堤外に飛地あり外千東といふ、爰は水陸の田十二町四段餘、其中山之宿町分水田三町八段餘陸田四段餘、花川戸町分は水田五町六段餘陸田わづかに一段餘、材木町の地は水田二町四段餘の三所、いづれも橋場今戸山谷等の田圃に入會り、御入國以來淺草寺領となれり、彼寺にては概して千東町と唱へり、用水前村に同じ、民戸一、日本橋より一里餘、

小名 奴地藏村の中程慶印寺より龍泉寺町に通

梅枝 車ヶ前

○山之宿六軒町在方分 山之宿六軒町の在方分は、本町を離れ三ヶ町分田圃の中に包まれたり、民戸五、東西一町南北五十間、其内日本堤外千東の内に三段餘の飛地あり、天水を湛て耕種す、御入國以來御料所なり、日本

橋よりの行程は前村に同じ、

○龍泉寺村 龍泉寺村は、日本橋の行程前村に同じ、按に此邊吉原の地を始め元は龍泉寺村と唱へ龍泉寺領たりし由、古は彼寺領にして村も廣かりしことしらる、郷名は傳へされど當所町分に屬せし地に千東稻荷と稱せるあれば、古へ千東郷なりしならんと、猶郡の總説に辨せり、御打入已來御料にして、正保以後東叡山領となれり、延享二年村の西南を町屋に起立ありし處は龍泉寺と唱へり、残れる村分の地凡東は三之輪村西北は金杉町南は三ヶ町の田間及龍泉寺町なれど、境界交錯したれば廣狹の町數は辨し難し、又町分の西隅に少許の飛地あり、石神井用水を分水す、捨地は寛延三年神尾若狹守・曲淵豊後守糾せり、戸數十八、高札は町分に建り、

小名 蓮田 第六天前 笹堤

日本堤 村の良の方にあり高さ一丈

藏春庵 眞言律宗、湯島靈雲寺末、比丘覺惠享保十年起立す、本尊地藏左右に不動準提佛母を配置す、

正寶院 本山修驗、赤坂水川別當大乘院配下、觀音堂石像の尺五寸 稻荷社 辨天社

松前志摩守抱屋敷 二町九畝六歩 ○戸田采女正抱屋敷 下屋敷に續地なり、

○金杉村 金杉村は、民戸二百三十、按に當所は古き地名なり、相摸國鶴岡八幡宮神主大伴氏所藏應永六年の文書に、武藏國豊島郡小具郷内江戶金曾木三郎跡事云々とあり、小具は近郷今の尾久村なるべければ、金曾木は當所の在名を氏に稱せしならん、果して然らんに、是より前正和元年延文二年等の鶴岡八幡宮寄進狀に、武藏國金曾木彦三郎重定所領云云など記せしも、三郎が同族なるべし、又【北條役帳】に、飯倉彈正忠十一貫二百八十文千

東内金杉分と載たり、千東は今も近郷に其名あれば、當時は全く彼郷に隸せし事知らる、御打入の後は御料所なりしが、正保三年東叡山領となり、次第に町地出來て金杉上町下町と唱ふ、然りしより東邊にては村地自然に二區に分る、其東方四境東は日本堤、南は龍泉寺村、西は金杉下町、北は三之輪町なりこゝを千東耕地と唱ふ、又西方四境東は金杉上町下町、南は下谷御簞笥町坂本裏町坂本町東叡山溝内なり、西は谷中本村及上野御隠殿なり、この御隠殿地は元村内字杉崎と唱へ、四段一畝二十歩の畑地なりしが、寶曆三年七月申御買上げ今の如く上野の内御隠殿地となれり、北は三河島村なり、東西凡十八町南北十二町程、日本橋よりの行程用水捨地等は前村に同じ、又龍泉寺村を越て日本堤の際に飛地あり、又村

内に淺草三島明神社領四石餘あり、慶安二年附せらるゝ所なり、彼社寶永六年迄は小名根岸にありし故なり、今も元の如く彼社を當所の鎮守とす、高札は金杉上町にあるを兼用ゆ、

小名 根岸 當所昔は別に一村なりしにや、今も著名にして別村の如し、東叡山の根きしなるをもて名

付しならん、世に傳ふる【長祿江戶圖】にも、根岸村と載せ、又【北條役帳】に太田新六郎知行二十貫文江戶廣澤内

代山根岸源七郎分と載す、これ太田源七郎なり、貝塚此邊

に彌敷多あり、往古彌敷を積て丘陵の如く、遠望すれば

雪の堆か見えしとなり、享保の頃までも此彌敷を堀て馬

に負せ、日々淺草に運ひて胡粉の料とせり、其事止

むといへとも、今もこの邊畑中に彌敷多く存せり、火除

了源院火除観 千東 中村 大塚 八長

石稻荷社 神體は石像なり、又本地十一面觀 龍野社 里俗に

と呼ぶ、前にいへる三島社地、寶永年中御用地となり替地を

賜はらさる間は、神體を假に此社内に移置けり、故に其比よ

り當社を元三島 ○三嶽社 本地佛石像の ○第六天社 ○五

十鈴稻荷社 寺持 ○庚申社 持

圓光寺 禪宗京師妙心寺末、寶鏡山と號す、世に藤寺と云へ

基周足院月相一圓元祿四年七月寂すと、辨天社 神體長四寸

へは追福の爲に建しならん、本尊釋迦 弘法大師四

十二歳の厄除の爲に彫刻せし四十二體の一なり、藤樹社の側

と云、相殿に觀音を安す長一尺許舶來の像と云、

○樂人東儀越中守抱屋敷二百六十 ○福生院抱屋敷三十
坂昌成抱屋敷七百六十五 ○町人抱地二一は吉原町半左衛門抱
一は同町長兵衛か抱
なり坪數四百三十八、
なり坪數四百三十九、

○坂本村 坂本村は東叡山の東北にあり、世には東叡山
御建立の時、比叡山の十津坂本に擬して名付られしと云
へと、名主傳次郎が所藏天正十九年の水帳に、坂本、坂
本前、坂本屋敷前などの名見ゆ、且上野郷と記したれば、
當村寛永御創建前よりの名なることしらる、又坂本町の
傳へ元龜の頃この邊を二葉郷廣澤村と唱へし由、今村内
正洞院の山號を廣澤山と號し、又【北條役帳】太田新六郎
知行廿貫文、江戸廣澤内代山根岸源七郎分と載す、源七
郎は太田源七郎なるべし、又役帳太田新六郎知行百六十
七貫文江戸廣澤三ヶ村ともあり、廣澤は則此邊のことに
して、根岸は金杉村の小名に残れり、代山の名は今其所
を詳にせず、長祿年中江戸古圖と云ものに、金杉村の
傍に續て根岸・代山・廣澤の三村を載す、寛永年間より村
内西方を次第に町屋を起立ありしより、其地は町奉行支
配に屬して坂本町と稱す、又南の方山崎町に邊する地町
屋になりし處は新坂本町と稱へ、東叡山の麓にありし地
は御用地となりしより、淺草及深川にて代地を賜はり、

器を造る、御打入の後には御料所にて東叡山草創の後御宮
領となり、殘地は寛文の頃迄は尙御料たりしが、後次第
に東叡山領となれり、檢地は天正十九年、慶安及明暦の
度に改あり、後又前村と同じ、高札は當所の町分に建り、
よりの里程も前村と同じ、高札は當所の町分に建り、
小名 小沼 前田 芝田 向う田 前沼 かなひば
し

日の出稻荷社 村民勝五郎か地内にあり、
り、別に一郭なせり、
正覺寺 禪宗曹洞派下谷天龍寺末台徳山と號す、本尊釋迦元和
二年台徳院殿の仰に依て創建すと云、開山養山嚴朗寛
永五年六月廿三日行年、辨天社俗に金杉辨天と唱ふ、社地金杉
百二十二にして寂す、辨天社村に近きをもつて、此稱あるなら
ん、行基の作にて長 釋迦堂丈六の釋迦を安す、開山の作な
三尺八寸立像なり、堂は廢して未再建に及はず
○正洞院 同宗常陸國久慈郡澤山耕山寺末、廣澤山と號す、
こと知らる、本尊釋迦の三尊を安す、共に運慶の作と云、開
山天州吞虎元和元年五月廿七日寂す、開基は佐竹右京大夫義
宣室那須壹岐守政資の女なり、法名正洞院明室珠光尼天正十
九年四月卒すと、されと佐竹家譜右京大夫義宣室常州館林城
主多賀谷修理亮女と見え、(那須家譜)には、那須壹岐守政資
子那須次郎資胤女佐竹義宣室と見え、又家譜義宣は寛永十年
正月廿五日卒すと記す、寺傳義宣の室天正に卒すと云ひ、加
之法證尼の字を加ふることを昔年代編に似たり、又當寺
寛文八年の由緒書を、里正傳次郎か家に傳へり、當寺は元出
羽國秋田に於て佐竹修理大夫建立、寺領百五十石を寄附あり
しに、後故ありて彼地に居ること能はず當村に來り小庵を結
ひ、同宗の林泉寺の地を賣得して別に正洞院とす、林泉寺も

淺草坂本町・深川坂本代地町と號す、又傳次郎が所藏せ
る古御代官永田九郎兵衛中里平右衛門より出せし明暦二
年の割付に、村内若干の地町屋敷となり、又依田肥前同
心屋敷水谷伊勢守等の屋敷に渡しことを載せ、又野村彦
太夫より出せし萬治二年の割付に、明暦三年西萬治二年
亥の二度に、松平主殿頭・本多能登守・藏福寺・新知恩寺
橋崎院・白泉寺・天龍寺・長光寺其外新寺町等の地に渡りし
ことを載せ、又寛文中同人の割付に寛文元年關兵部が屋
敷前往遷となり、同二年立花飛騨守・松平備後守、同三
年善養寺、同五年加藤織部正、同十二年松平淡路守等の
屋敷に賜りしことを載せたり、これより後この地は淺草
及下谷の地に屬せり、然りしより今村内四境東は淺草東
光院持添地の御鷹場及小笠原兵庫・加藤山城守屋敷、立
花左近將監下屋敷、關肥前守屋敷、水谷兵庫下屋敷、南
は下谷御切手町同山崎町、同新坂本町及松平淡路守中屋
敷、淺草海禪寺、西は坂本町、北は下谷龍泉寺町同金杉
村なり、東西六町餘南北五町許、民戸六十二、餘は悉く
借地のもの住せり、土俗村内を槩して入谷と唱へり、農
隙に専ら土器を造る是を入谷土器と唱へ土地の産物と
す、村内に土器の御用を勤る松井新左衛門と云もの住
し、又日光御門主の職人仁右衛門と云もの居りて専ら土

元は同宗正覺寺といへる寺地なりしと傳へりと記す、これに
據は當寺元は秋田に草創し、後當所に來れるにて廣澤山と稱
するは、直ちに林泉寺の山號を用ひしなるべし、堂内に正觀
音を安す、坂東二十八番の寫にて、元は境内に別堂ありしか
安永年中燒失して 鐘樓 貞享二年八月鐘 ○全得寺 同宗淺
未再建に及はず、鐘樓の鐘をかく ○全得寺 同宗淺
寺末、金峯山と號す、本尊釋迦長八寸惠心の作、開山高山全
得寛永十六年正月三日寂す、瀧野遊軒の木像を置、其墳墓も
あり、遊軒は寛政年間の人にて ○法清寺 同宗久野山と號
武術に長きを以て世に聞ゆ、 ○宗慶寺 同宗上野國邑
す、寛文十一年十一月廿一日化す、 ○宗慶寺 同宗上野國邑
寺末、喜翁山と號す、開山快州正悅慶安二年創建し、寛
文元年二月十九日寂す、開基は喜翁宗慶と云本尊釋迦、○長
松寺 淨土宗京都知恩院末、月圓山清光院と號す、本尊彌陀開
山實譽明暦二年十二月廿六日寂す、文化十年より常念佛
を執行 寺寶 月の丸御影一幅 貞享年中記せし縁起の畧
を執行 寺寶 月の丸御影一幅 貞享年中記せし縁起の畧
太神宮へ參籠し、日輪を拜せしに日輪の内に六字の名號分明
にあらはれしかば、上人自是を寫し今の世に日の丸の名號と
號す、月讀の本體也、其夜神前にて持誦法樂に心を碎き、深
更に及て月輪を拜せしに、月輪の内に勢至の眞影并上人の姿
天童子左右より天蓋を捧る像映現せしかば、上人末世衆生の
ため此形相を寫し、月の丸御影と稱す、是伊勢月宮の本體な
り、故有て當寺に安すと云、故 ○最上寺 同末、極善山智
に世に月の丸の長松寺と呼へり、 ○最上寺 同末、極善山智
山高譽(傳燈總系譜)に據に、武州久良岐郡大角豆村人、剃髮
江戸牛籠大信寺嗣法於觀智國師、寛文六年十月十一日寂す、
本尊 ○泰壽院 同末、行春山大圓寺と號す、正保四年旗下の
彌陀 建立す、新兵衛は同年十一月三日卒す、法名行春院遺屋
徽心、妹は則泰壽院と號す、本尊彌陀開山專譽團龍延寶七年

五月廿 地藏堂○良感寺 同宗淺草幡隨院末、安國山和順
 日寂、地蔵或は延命地藏と稱す、立像にて弘法大師の作、前立の像
 は小野篁の作と云、開山良感寛永十八年十月十日化す、寺寶
 と云もの一類あり、能野社 稻荷社 秋葉社○東運寺
 同末、道見山長盛院と號す、開山茂錢慶安四年起立し延寶二
 年十月十五日寂す、本尊彌陀及延命菩薩を安す、弘法大師の
 作長三寸の坐像なり、相傳ふ此像は正西と云僧の念持佛な
 り、明曆回祿の時臥鉦と共に塗籠に收め置しに、塗籠災に罹
 り鉦は沸解しかと、此像は小しも損せず正西愈湯仰
 して鉦冠藥師と號し、死期に及て當寺に寄附すと云、○靜
 蓮寺 同宗紫金山引接院と號す、本尊彌陀、開山運察、○嶺
 松院 天台宗東叡山末、小野山禪林寺と號す、坂本町小野照崎
 りて草創せり、元は禪定寺と號せしか、延寶○法昌寺 法華
 四年十月今の院號に改む、本尊藥師を安す、○法昌寺 法華
 河國岡之宮光長寺末、日照山と號す、開山日留慶安元年下谷
 御切手町邊に草創し、元祿三年七月四日寂す、後元文二年當
 所に遷せり、本 毗沙門堂 稻荷社○眞源寺 同末佛立山
 尊三寶を安す、○眞源寺 同末佛立山 尊三寶を安す、開
 山日融萬治二年起立し、延寶 鬼子母神堂 中老日法の作、
 九年三月二日寂、本尊三寶 鬼子母神堂 日蓮開眼の像也、
 本寺より傳來と云、世 ○感應寺 同末寶塔山と號す、本尊
 に入谷鬼子母神と稱す、○感應寺 三寶を安す、開山日純元
 和六年九月八日化す、當寺初は相州小田原に起立せしか、同
 年今の淺草西福寺の寺地に移り、寛永十一年再下谷に移しか、
 又其地を小泉源右衛門拜領せしかは、慶安三年此に轉せしと
 云、境内に番神堂大黒堂ありしか回祿に逢し後未再建に及は
 ず、大黒は傳 ○隨德寺 淨土眞宗東本願寺末、光雲山自然
 教大師の作也、○隨德寺 淨土眞宗東本願寺末、光雲山自然

作也、又舊像の三尊彌陀を安す、是も惠心の筆と云、開基永
 順明曆二年四月廿二日寂す、始は湯嶋に在、元祿十二年此地
 に移、○喜寶院 本山修驗京都聖護院末、帝釋山宗盛寺と號す
 る、○喜寶院 本山不動は弘法大師の作、開山玄空寂年を失
 ふ、小野照崎明神の社傳に、昔廻國の修驗快然と云もの、參
 籠して病に侵されしに神徳により平癒しければ、報賽の爲止
 りて明神に給仕し、喜寶院と號す、今尙入谷に、庚申堂 木像
 ありと載たり、想ふに快然當院を開基せしにや、庚申堂 聖徳
 太子の作秘佛なり、京都八坂大坂天王寺に安する庚申を合せ
 て世に三庚申と云、日光御門主公辨法親王の染筆、青面金剛
 童子の六字一幅を
 此堂の什寶とす、
 藤堂和泉守抱屋敷 八段二畝 ○石川中務少輔抱屋敷金杉
 跡れり村の地 ○水谷兵庫抱屋敷九段七畝十二歩 ○菊池五
 六段七畝三歩 ○抱屋敷 七畝
 平抱屋敷 四段
 舊家者 傳次郎 二葉氏なり、當所に住して村町の名主を兼務
 む、先祖二葉丹後には東叡山御草創以前上野の
 地に居しと云、今藏する天正十九年武州豊島郡上野郷水帳に
 も、丹後及二代目監物か名を載たれと、家系は失へり、又古
 佛具の花瓶其外古記録の類多藏せり、
 其内近里の考證に引しもの多し、
 ○下谷分 下谷分は、往古下谷村の内なり、後年其地推
 なべて町地となりて、在方分邊に残れる地なれば、村と
 は云すして下谷分とのみ稱す、按に下谷は古き地名な
 り、當國風土記殘編豊島郡の條に、下谷岡貢鹿・狐・兎・
 狸・山鶴・雉・雀等、亦貢藪積松脂と見ゆ、又【北條役帳】
 に大谷十郎左衛門三十五貫九百文江戸廻下谷、菅野分、

及原田某七貫三百四十文江戸下谷五分一とも載せ、又【松
 隣夜話】に、永祿七年太田三樂武州下屋と云處に砦をこ
 しらへて、松山近邊へ働などもみえたり、又【事蹟考】に
 大猷院殿御代の後まで淺草寺雷神門の邊より東叡山の岸
 まで葦一面に茂りし谷にて、一目に見渡されしとあり、
 林道春下谷耕田の詩に、雨餘鉦艾不魚鱗、便是井田恒産
 民、滿畝始疑移嶺谷、一聲村笛一犁春、又堀正意の詩
 に、千村東作事西疇、下谷膏腴百頃伴、春雨一犁無價
 寶、明珠萬斛稻梁秋、是等にても當時村落のみなりし事
 推て知べし、正保の郷帳に高百石七升三合、野村彦太
 夫御代官所下谷町と載たれば、此頃既に町並となりしな
 り、元祿改には十三石六斗八合と出て、今の下谷分の高
 に合すれば當今の如く市街武家地となりしも、古くより
 の事なり、往昔下谷と稱せし地域は定かならず、大抵南
 は神田川、北は坂本村、東は鳥越淺草に接し、西は上野
 湯島に限りしならん、今下谷分とて残れる地六ヶ所に分
 る、共に抱地寺地となれり、日本橋よりの行程一里許、
 古の捨地は詳ならず、寛文十二年九月二十八日御代官野
 村彦太夫今の下谷分の地を改しとみえて、捨地帳に下谷
 町屋敷改水帳と記せり、今も御代官支配す、寺の事は御
 府内の部に出ず、

松平主税抱屋敷 三畝十二歩、主税は一橋儀同殿の小姓な
 り、此餘百姓抱地二ヶ所合六畝八歩あり、
 ○谷中本村 谷中本村は、古へ谷中町を合せ都て谷中村
 と稱せり、江戸古圖に谷中村と見え、又【北條役帳】に三
 十九貫文江戸屋中遠山彌九郎と載す、正保の改にも谷中
 村とのみ載せ、元祿の改に始て今の如く二村に分てり、
 地名の起りは上野駒込二所中間の谷なれば名くと、又下
 谷に對せし名なりとも云へり、戸數四十四、東は金杉村
 西は新堀村、南は谷中町、北は三河島村なり、東西十一
 町許南北五町半、正保の改に御料所及常性寺領天神領交
 れり、常性寺領は何の頃か上りて今は東叡山領、谷中感
 應寺領、湯島天神社領、及牧野中務知行入合へり、日本
 橋より一里十五町、石神井用水を引沃く、捨地は延享二
 年神尾若狭守、曲淵豊後守改む、飛地四石七斗餘下板橋
 宿にあり、
 高札場 村の南
 小名 貝塚 古は此邊多く貝殻積て丘陵の如く、蛇塚少し
 なりし故名とせり今は名のみなり、
 りあ 根岸 五段田 柳谷戸 道下 折戸 新堀塚
 稻荷社二 一は善性寺持 一は長善寺持
 善性寺 法華宗甲斐國身延久遠寺末、四妙山と號す、開山尊
 重院日嘉長享元年八月起立し、永正三年七月三日寂

す、十四世常知院日性の時、文昭院殿の御母公長昌院大夫夫人〔始は専光院殿と號す〕寛文四年二月二十八日卒去の時遺言に任せて當寺に送葬せらる、故を以て寶永二年五月當國足立郡の内にて寺領百石を賜はり、又境内年貢地たりしを同き六月拜領地に改らる、依て日性を中興と稱す、同年十月十二日東叡山中林光院へ御改葬ありし時、阿部備中守正喬其事を掌れり、抑大夫人は於保良方と號す、田中清兵衛某女なり、清陽院殿贈太政大臣に侍して文昭院殿を産し奉り、後越智與右衛門清重に賜りて妻女となり、難産に逢て卒せらる、此時設る所の子松平右近將監清武是なり、中興日性は享保十六年九月二十七日寂す、中興開基妙城院日義俗稱關善左衛門、三十番とて村の小民なり、今猶子孫あり、本章三寶祖師

神堂 當村の鎮守なり、毎 鐘樓 寶永七年鑄造 ○長善寺 同安房國小湊誕生寺末、如法山と號す、開山圓立院日義、天正八年起立慶長十九年二月十九日化す、本章三寶祖師立像の鬼子母神及三光天子石像の祖師を、三十番神堂是も村内の鎮安す、鬼子母神は傳教の作と云、正月十五日、堂内に鬼子母神十羅刹女及毘沙門を置、

佐野肥前守抱屋敷 五百十 ○林大學頭抱屋敷 三十四坪

○谷中町在方分 谷中町は、古へ谷中村の内にして、元祿以前谷中町と分れ、次第に町場となり、延享二年町奉行の支配に屬し、御府内町並となりしより其殘地を畑地と唱へ、六ヶ所に散在せり、一は感應寺中門前町の西にあり九畝三步、一は七面前町の後にあり二段一畝二十四歩、一は瑞林寺の前にあり三畝六歩、一は三崎町の南に續けり一段六畝十八歩、一は下駒込村の接地にあり九畝

二十七歩、一は池の端松平伊豆守下屋敷の側にあり一段二畝十二歩、此餘寺院境内となりて谷中町の内に散在せるもの二十ヶ所、御入國後御料所なりしが後年東叡山領となりしを、元祿年間改めて中堂領に附せらる、所なり、日本橋より行程、捨地等は前村に同じ、民戸四軒、當所今岩淵領と唱ふれど、地形の次第に據て姑くこゝに入、此餘谷中村の内善光寺上地と唱へて高二石九斗餘の地あり、昔善光寺領五石の地なりしが、元祿年間回祿に罹りし後青山の内にて替地を賜はり、善光寺の傳には、其地に引しかば當所は御料所となり、寛永三年二石餘を裂て感應寺に賜はり、餘は御料所なり、其地二區に分れ一は二段三畝二十五歩、谷中善光寺前町の向にあり、名主仁右衛門が持地にして家數七軒、及金輪寺の境内となれり、寺のことは御府内の部に出す、一は松平伊豆守下屋敷の南にて東叡山の下にあり、段別一町二十七歩又外に飛地下板橋宿の内に入り四畝二十四歩、

小名 矢田 下駒込村の 鶯谷内藤豊後守抱屋敷の後通り門主此邊へ鶯を放たれし故此名ありと云ふ、

庵 可竹庵と號す、爰染を置、村民吟藏の地内に建り、谷中長久院現住密雲安永七年起立して隱栖の所と爲せり、其後組合七箇寺の内隱居せる者の住庵とす、

内藤豊後守抱屋敷 二千五百 ○三浦備後守抱屋敷 下屋敷に添坪 百四坪 ○秋元但馬守抱屋敷 善光寺跡地の内にあり、一町 二十七歩下屋敷に添へり、○大久寺抱屋敷 三段六畝二十七歩下谷車坂下にあり、

○小石川村 小石川は日本橋より一里八町許、古は廣き地にて江戸古圖にも載せ、『又回國雜記』に、小石川と云る所にまかりて、

我かたを思ひ深めて小石川、いつこを瀬とか懸渡らむ、とみへ【北條役帳】に五貫四百八十文、島津孫四郎知行小石川内法林院分松月分、又櫻井買得五十六貫五百八十一文小石川本所方元有瀧知行と載たり、然るに後年次第に武家屋敷寺社の拜領地及び町屋等に、起立ありしより、今村地に屬するものは纔に百四十四石餘の地なり、其四界東は御藥園及び松平隠岐守・三浦備後守下屋敷、池田甲斐守屋敷、又武家屋敷、南は小石川橋戸町宗慶寺、西は松平播磨守松平大學頭屋敷、及武家屋敷小石川大塚上町等にて、北は巢鴨村小石川新田なり、其餘大塚上町を隔て護國寺の北に若干の新田地あり、又抱屋敷は所々に散在せり、民戸二十四、元和九年傳通院殿御供料となり、殘る地は正保四年木村善右衛門に賜はり今に

然り、捨地は正保四年伊奈半十郎糺せり、飛地一町二段餘雜司ヶ谷村の内にあり、此餘三段六畝餘武家上り地ありしを、駒込片町名主八郎左衛門預り奉り、貢は公に收む、外に六藏分と稱する地あり、こは六藏といへるもの奇特の行ありしかば、元祿九年六月千駄ヶ谷村にて十四石七斗九升の地を給ひしが、同年十一月賜地の内御用地となりし其替地を村内にて給はれり、是も貢は公に奉れり、其子孫は今小石川火之番町に住すれば詳なる事は其條に出せり、此餘村内を割て武家屋敷寺地等に賜し所若干あり、小石川原町名主安右衛門が藏する享保元年の記録に、其年代石高等を載たれば則爰に記す、承應元年七十四石一斗五升四合餘徳松君御屋敷に進せられ、同二年四石六斗九升三合餘築地御用地となり、明曆二年二石九斗三升六合中根大隅守組同心等居地、同三年十石五斗五升七合餘無量院、四石九斗一升九合喜雲寺、四斗一升五合餘法傳寺、一石五斗七升餘密藏寺、四斗七升六合龍雲院、萬治元年六石六斗一升戸田久助組御鷹餌差居地、三石五斗六升餘御鷹匠及御鷹餌差、同二年六石一斗六升七合餘松平將監、四石一斗一升一合餘三宅隼人、七石五斗四升二合上野阿波守組與力同心、八石九斗一合餘松平刑部、同三年三石五斗一升六合眞田伊賀守、四石七斗一

合餘石川土佐守、寛文二年三十四石八合餘館林殿、三石二斗八升四合戸田淡路守、六石九斗二升九合餘小堀備中守、二石四斗一升七合池田帶刀、十石八斗七合餘松平播磨守、三斗三升五合無量院、同三年三石二斗九升六合中坊美作守、八石四斗八升九合餘大久保八郎左衛門・寛三郎左衛門兩組同心、一石八斗六升六合餘傳通院、同四年一石六斗九升六合餘大慈寺、五斗六升一合宗慶寺、二石七斗三升九合餘御鷹御差、同五年九石五斗三合餘本多中務大輔、八石六斗九合餘酒井雅樂頭、同六年三斗二升一合傳通院、同七年一石八斗七升三合酒井頼母、同九年四石七斗九升八合餘館林殿、四石九斗六升四合傳通院、同十年八升二合野村彦太夫、同十一年五石三升九合餘小笠原山城守、延寶三年五石二斗七合餘松平刑部大輔、同三年四石一斗一合餘酒井日向守、元禄五年一石二斗餘護國寺門前御用地、同六年十石八合餘砂利取場御用地、同十六年三石四升五合護國寺、三石三斗二升五合餘水野勘八郎に賜しとあり、又町地となり町奉行支配に屬する所も許多あり、何も御府内の條に辨す、

小名 鶴場 東方の田間二町に一町程の地を云、元禄の頃を嘉瑞なりとて取せられ、直に、へ放たれしに、其鶴此地と早稻田の二所のみに棲り、其棲る所を日々言上せしと

寶永四年岡田甚右衛門・河原喜兵衛、小石川鶴定番人早稻田鶴登番人等の俸金を公に請ひ、同五年佐原十右衛門・山本五十郎小石川鶴香所修造を言上せしこととなり、故に、こゝを鶴場と云へり、或は小石川放鶴場と記せしもあり、初音ノ里 村の東御薬園の下 太郎兵衛山村の西に在、元住居邊 源兵衛山 音羽町二町目の西裏丘上 清戸兵衛山を云、村内の飛地なり、清戸兵衛山邊にあり 新田 御立場 新田にあり、廣さ七十坪許、文政四年始、湯坂村内戸崎町へ出る道なり、登り二十間ばかり、小石川 村の中程にあり、幅三四間集鴨村より入て橋戸町へ長二間、一は板橋にて水川橋と唱へ、一は石橋にて猫侍橋と稱す、稻荷社 清戸にあるをもて清戸稻荷と稱す、則清戸及小石川四本に御腰を掛給ひしかば、其樹下へ當社を勧請せしにより土人腰掛稻荷と稱せり、彼榎もいつしか枯槁せり下高田村金乗持院、一橋殿抱屋敷大原町及七軒町の裏にあ、松平播磨守抱屋敷六千九百九十九坪餘、松平大學頭抱屋敷一萬千七百坪是も居宅の地に添り

○酒井雅樂頭抱屋敷三千五百六十五坪餘下屋 ○石川數馬抱屋敷二百四十一坪餘拜領 ○松平越中守抱屋敷一萬三千坪以下瑞見抱屋敷に至るまで ○久永相模守抱屋敷千六百八十坪並に大塚によりてあり ○栗本瑞見抱屋敷千四百九 ○三宅備前守抱屋敷二千五百八坪水川の ○松平織部正抱屋敷六百七十坪下屋敷にあり下屋敷に添い ○松平織部正抱屋敷六百七十坪下屋敷にあり ○高山織部抱屋敷八百二十坪餘拜領り小石川築地にあり ○水野壹岐守抱屋敷二百七十六坪餘下屋敷に添い小石川なり ○水野壹岐守抱屋敷川新田にそへり以下甲斐守抱屋敷並に至るまで ○平岡石見守抱屋敷九百八十三坪餘小石川新に添い同し ○井上靱負抱屋敷六百池田甲斐守抱屋敷三千八百八十坪 ○井上靱負抱屋敷六百二十三坪湯坂 ○前田大和守抱屋敷五千六百坪小石川 ○美濃部十右衛門抱屋敷千五百坪餘 ○内藤繁次郎抱屋敷四百二十八坪大塚久保町の ○永井大之丞抱屋敷千八百六 ○行方六左衛門抱屋敷千三百 ○成瀬因幡守抱屋敷千五百四十四坪御堂崎町裏にあり以下同 ○中津川半左衛門抱屋敷六百四 ○土田井郡大夫まで同 ○岡井郡太夫抱屋敷三百 ○齋藤彌茂左衛門抱屋敷六十 ○古坂辨藏抱屋敷三百十九右衛門抱屋敷三百十六坪指ヶ谷町 ○古坂辨藏抱屋敷三百十九坪南片町の裏にあり

坪同所 ○碓井源太郎抱屋敷九百四十坪戸崎町 ○上原次左衛門抱屋敷七百九 ○森宗竹抱地二百坪大塚に ○堀本一甫抱地三百 ○荻原主水抱地五百五 ○岡田源藏抱地二百三十一坪 ○柴野新左衛門抱地三百八 ○尾藤高藏抱地四百二坪 ○人見又玄抱地三百二十五坪 ○小石川新田 小石川新田は、日本橋より一里十五町もと傳通院領なりしが、護國寺御造營の時砂利取場として上ヶ地となりし後、荒地となり三十餘年を経、享保年中元地主等より願ひ上て元の如く其地を返し賜り、開墾して新田と云、爾來御料所に屬して今に然り、東西一町南北二町程、民戸一、東は小石川村及武家屋敷、西南の二方も小石川村及び武家屋敷、北は集鴨村なり、檢地は享保十七年寛播磨守糺せり、小名 前澤 住吉下 砂利場 砂利場坂 村の裏にあり 登り二十間許 小石川 村の東を流る、幅二三間、集鴨村より小石川村に達す、土橋を架す、砂利場橋と唱ふ、幅三間、平岡石見守抱屋敷 千二百六十四坪餘 小石川村に板けり 舊家者 四郎右衛門 高橋氏なり、先祖高橋左近太夫は日向國白杵城主七萬石を領し、慶長年中切支丹

宗門に坐して改易せらる、按に、左近は元種と稱し、其先西州の人使て西國衆と稱す、嶋津氏の爲に舊領を失ひ、天正十五年太閤秀吉嶋津を攻るの時元種是に隨ひしかば、秀吉舊領日向國延岡城五萬三千石に封す、家傳白杵城七萬石を領すと云ものは誤なり、白杵は豊後の國にあり、其後慶長十八年宇喜田左門の事に坐して領地を沒收せられ、立花飛騨守宗茂に預らる、家傳に切支丹宗の答に據て改易せらるると云は誤なり、元種の子右近某浪遊して當國に來り、小石川村の里正安右衛門が先祖高橋圖書が許をたより來り、當村に土着して農民となり、晩年小石川指ヶ谷町に屏居し元和二年彼宅地の内廿八間に五十間の所を墳墓の地となし、其内へ草庵を營み、己れ剃髮して名を淨雲と改め、に住り、寛永五年傳通院第八世頼譽に一寺となさん事を請ひければ、直に其名を以て寺號となし、淨雲寺と號す、明曆四年傳通院より寺地を除地となし、同寺の末に屬せしより今に彼の地に存す、淨雲の子孫連綿して今の四郎右衛門に至る、淨

○小石川大塚村 小石川大塚村は小石川庄と稱す、大塚は元小石川村の小名なりしが、元祿十年巢鴨、雜司ヶ谷、小石川三村の内を裂き護國寺領に附せられし時、特に一村となし大塚の地多きを以て其名を負せしと云、すべて大塚と稱する地域はいと廣くして、今町分及武家屋敷等に屬する處多し、其町分の地は大塚町・大塚窪町・同上町・同仲町・同下町等の唱ありて、正徳三年町方支配に屬し、御府内の町並に加へらる、されど實は舊の如し、此餘龍門高源二寺の門前町屋あり、地名の由て起る塚なども皆御府内に入たり、日本橋より行程一里十町許、民戸一、東は大塚上町巢鴨辻町、西は小石川村及び武家屋敷

南は護持院大塚坂下町、北は巢鴨村、東西凡二町南北三町許、此餘西北の方に飛地あり、雜司ヶ谷村に接す、川村西雜司ヶ谷の方より流れ來り、村内にて南に折れ、青柳町の間に達す、川幅九尺、○青柳町在方分 音羽町在方分 櫻木町在方分 此三町の地は護國寺領なり、元祿十年八月寺域に續きたる所にて百石の寺領を加へ賜ふ、其時御代官細井九右衛門指揮して巢鴨小石川雜司ヶ谷小日向關口五村、及安藤對馬守上地等の内を裂て彼寺領とす、其内當所の高合六十七石五斗九升一合八夕、其頃南北往還の左右に町屋を建しめられ、九右衛門尙進退し、正徳三年閏五月より町奉行支配に屬す、享保八年五月故ありて町屋を停止せらる、同七月より寺社奉行支配となり、御家人牢人醫師出家山伏の借地住居のみ殘されしが、同八月村民の家作を免され、新地奉行の改を受同十五年寺社奉行黒田豊前守直邦命を傳て元の如く町並となり、延享二年町奉行の支配に復せしより、殘る耕地は今も東西町裏に存し、其内東青柳町音羽町一丁目裏は水田にて、餘は陸田なり、中古音羽町六丁目より八丁目迄の東裏畑地等を開きて町屋を増加し、文化六年九町目裏畑地の内をも又町並とす、堀二一は東の方耕地を流る、水元巢鴨雜司ヶ谷接地の田間川に入、一は西の方如地際を流る、雜司ヶ谷村丸池の下流法卷川より流れ來り、是も櫻木町に至て前流と同く江戸川に合

新編武藏風土記稿卷之十六

豊島郡之八戸田領

ふ、幅一間より九尺程に及ぶ、二流共音羽町二町目の邊より九町目迄を鼠ヶ谷下水と號す、昔此邊耕地なりし頃よりの小名な、○石橋二一は松屋橋と號す、長九尺弦巻川下流に架す、一は唐申橋と呼ぶ、長一間小流に架す、共に西音柳町の西にあり、○板橋二一は音羽六町目東裏鼠坂下に護國寺持下同、鐵炮坂下あり、共に長七尺、金森藤三郎抱屋敷音羽五六町目の西裏にあり、○小石川關口村抱地の添地とす、桂林寺抱地同四五兩町の西裏○關口蓮光寺抱地同六町目内の添○同洞雲寺抱地同八町目の西裏境地とす○同洞雲寺抱地境内に續けり

新編武藏風土記稿卷之十五終

○雜司ヶ谷村 雜司ヶ谷村は古へ村内法明寺の雜司料なりしゆへ村名起りしとも、又小日向金剛寺の雜司料なりしとも云、又土人の説に元弘建武の禁中の雜士柳下若狭・長島内匠・戸帳平次左衛門など云もの、故有て當村に土着しければ、雜士ヶ谷と唱し由、其子孫今も村民に残れりと、其後藏主ヶ谷、僧司ヶ谷、曹子ヶ谷など區々に書しが、有徳院殿御放鷹の時雜司ヶ谷村と書へきよし命ありしより、今の字を用ひしも古き事にて【小田原役帳】に、太田新六郎知行の内十二貫五百文江戸雜司ヶ谷中村二郎右衛門と載す、されど本書は草體なれば字畫分ちがたく、二郎分とも見ゆ、正保元祿改の國圖等にも今の文字を記せり、巢鴨庄に屬す、日本橋より行程一里半、四境東は西青柳町護國寺境内及小石川新田、南は武家屋敷下高田村、西は巢鴨村飛地及び池袋村、北は巢鴨なり、民家百三十五、東西十五町南北十町許、御入國の後は御

料及村内法明寺領なりしが、寛永十八年御料の地を裂て市ヶ谷自證院領、元禄十年小石川傳通院領、同十四年牛込芳心院領に附られ、其後享保四年御鷹部屋御用地となり、同十八年犬小屋御用地に定められしより、御料の地は盡たりしが、寶曆二年犬小屋廢せられて其跡御料所に復せり、檢地は寛永十年九月篠原多左衛門・長尾五郎右衛門等糺し、延寶二年三月中川八郎左衛門・關口作左衛門改む。村の中程に古の奥州道係れり、當村の内段別七段一畝二十六歩餘の地町並となり、延享三年町奉行の支配となる、實は元の如く御代官進退す、

小名 雜司ヶ谷町 鬼子母神門前 本淨寺門前 本

染寺門前以上御府内 古木多 原 水久保 中島 西

原 向原 車門 檢校島 淺井原 龜田久保 弦卷

星谷 龜甲島 向山 池谷 清土 柳下

御嶽坂 村の中程御嶽社

池 丸池と云、方五間餘 ○弦卷川丸池の下流なり、幅、

跡の清水 村の北にあり、鬼子母神出現の時光明此邊 星の井

御鷹部屋 村の中程にあり、享保四年起立 ○御鷹方組屋敷

村の北にあり、前と同時に起立せらる、廣さ凡一萬四千五百三十坪餘

鬼子母神社 村の鎮守なり、圓満具足神大黒天を祀り、相傳ふ當社建立の由來は、永祿四年五月村民丹右衛門と云もの、村内小名清土の畑中より一の佛像を掘出し、佛像は法明寺々々中東陽坊へ納め然へしとて彼坊に安置せり、其後安房國の旅僧來て彼像を奪去しに、歸國の後狂亂して云、我は是雜司ヶ谷の鬼子母神なり、いかてか此地に移るへき、急き舊地に復せしとなり、よつて其由を懺悔して東陽坊へ返せしより、僧俗ともに參詣するもの夥し、斯て天正六年四月今本地堂と唱ふる稻荷の社地へ假初の社を營み安置せり、其時の棟札今に藏す

寺務分金目録 法明寺日録 寺務分金目録 法明寺日録 寺務分金目録 法明寺日録

其後寛文六年、松平安藝守光晟の室法名自昌院英心日妙が寄進にて、今の如く宮殿拜殿等新に造營ありしより世に聞ふる靈地となれり、毎年正月十六日奉射祭の式あり、又近年より六月草薙の祭と云もありしが今は廢せり、十月八日より十

法明寺

法華宗甲斐國身延久遠寺末、威光山と號す、弘仁元年の草創にて始は眞言宗なり、或は天台宗にて慈覺大師開基とも云、〔東鑑〕に威光山と載るは即ち當寺なり、改て山號とす、〔東鑑〕治承四年十一月十五日の條に、武藏國威光寺依爲源家數代御祈禱所、院主僧增圓相承之、僧坊寺領如元被奉免之、又元曆二年四月十三日の條に、武藏國威光寺院主長榮新日夜不怠、然平家滅亡果、有御感沙汰之處、爲小山太郎被經沙汰帶御下文之上、失其功成派妨非能治之計、如仍可返付之由、因幡守廣元加下知、又文治元年九月五日、小山太郎有高押妨威光寺領之由寺僧捧解狀、仍令停止其妨任例可經寺用、若有由緒者令參上政所可言上子細之旨、被仰下、又承元二年七月十五日、武藏國威光寺院主僧圓海參訴云、柏江入道增西去月二十六日、率五十餘人惡黨亂入寺領、及劫田仍可停止派妨之由被仰出之、と見えたり、正嘉元年の頃時の住僧嚴律師駿州岩本にて日蓮の法義に歸伏し、直に弟子となりて名を日源と改め、當寺を法華宗門の道場とせしかば、今日源を以て開山とす、日源は日蓮高足の弟子にして、後に中老僧となれり、正和四年九月十三日寂す、寺領十石の御朱印は天正十九年賜ふ所なり、大猷院殿御放鷹の時當寺へ成せられしより、打續てはは々々御成あり、御茶屋なども設けられし事正しきものにもみえなれと、其跡詳ならず、今も此邊御放鷹の時御膳所となれり、本尊釋迦及び千體佛を安す、祖師堂安國祖師と號す、開山日源の作なり、毎年十月、石像釋迦上屋 鐘樓寛永二十一年鑄 仁王門仁王は運慶の作とは異なり、寺中 大行院古は東陽坊と號して小庵なりし古色にみゆ、寺中 大行院が、鬼子母神の繁榮に隨ひて次第に寺格も進めり、開基東陽坊日蓮、文安二年六月二十日寂、本尊三寶祖師を安し六老僧の像を置、毎年會式には當院を始

八日迄は日蓮影供の會式なれば參詣の人群 末社稻荷社 弘治集しいと賑はへり、法明寺中 大行院持、年中 末社稻荷社 弘治の勸請にて別に餘地を附す、天正年中始て鬼子母神を此社地へ祀る故に、當社を土人は本地堂と唱ふ、因て有徳院殿御成の時必當社へ成らせられ、夫よ 鷲明神社 痘瘡守護神なり、り鬼子母神へ御立寄ありしと云、 鷲明神社 痘瘡守護神なり、正徳年中の勸請と云、神體は一、妙見社 石像仁王 銀杏五分許の白茶色の小石なり、 樹の銀杏のみ残ると雖、幹は枯れて葉なりと寺傳に記せり、 樹の銀杏のみ残ると雖、幹は枯れて葉なりと寺傳に記せり、 門前町屋 間口六十四間、歩數七百五十七、 ○鬼子母神社 小名清土にあり、前に云鬼子母神出現の古跡なり、古 七本は陸田なりしか今は雜木繁茂せし小丘なり、大行院持、 杉一株にて七本に分れしか、三角井 鬼子母神出、 ○御嶽社 往古は當村の惣鎮守 末社痘瘡守稻荷 日親堂 日朝石像 にて古社なりしと云 上屋を 別當清立院 法花宗法明寺末、本尊三寶祖師を安す、 世人の知る所なり、今 金山稻荷社 土人鐵液稻荷ととなふ、 刀鍛冶居住の地にて、守護神に勸請する所なり、今も社邊より鐵屑を掘出すことま、あり、村民持、又この社の西の方なる解元文の頃崩れしに大なる横穴あり、穴中二段となり上の段に散及ひ國光の短刀あり、今名主平治左衛門の家藏とす、下段には骸のみありしと云、 ○三光稻荷社 古は小塚原町に何人の古墳なるや詳ならず、 ○稻荷社 七共小社一は蓮成久遠寺三十二世遠活院日亭當 ○稻荷社 七共小社一は蓮成所へ勸請すと云、大行院持

め一山の坊中日蓮一代の行狀を造りものとし、凡俗を教化す、當院に小幡勘兵衛景憲及弟子杉山八藏盛政像あり、景憲は幼弱の時台徳院殿に近侍し奉り、一旦去て松平安藝守に依頼す、世に甲州流軍學中興の祖と稱する人なり、此人大坂の役に忠節ありて召出さる、盛政は九州の産にて小早川氏に仕へ、大坂二度の役に師景憲に従て功あり、晩に入道して日鑑と改め、寛文元年五月三日死す、景憲は寛文三年二月廿五日九十二歳にして卒す、此境内に葬る、眞乗院日蓮及び五老僧の像を置、開基、觀靜院、本尊三寶を置、下同日勝、正保五年閏二月十三日寂、法仙坊開基寶藏院日會弘治梅園天満宮、知足院開基、法仙坊開基寶藏院日會弘治、摩利支天社、善住坊開基圓壽院日長延寶、信領坊開基清淨顯性坊今廢寺と、本淨寺同末、眞要山と號す、本尊三寶祖込邊に起立し、明曆三年三月十一日寂す、其後根津權、七面社相傳ふ此像は甲州身延山七面の像を造立せる頃試に造りし現御建立の時御用地となり、寶永四年此地に引しと云、年紫衣勅許の時、當寺五世正行院日保勤勞あるを以て授與すと云、今の社は松平右近將監の寄進なり、大黒の像を淨香を以て煉摸し、其後宗門弘通の上弘安三年正月三日再び開眼す、運命守護、稻荷社、門前町屋、間口二十間歩數八十、元限りて町屋を建、町、本染寺同宗京都妙満寺末、東經山と號す、本尊三寶祖込、開山受證院日安慶長十、三十番神、稻荷社、安田稻荷、門前町屋、間口五十五間、歩數五百五十、元文三年より十、寶城寺同宗々々年季が限りて町屋を建、町奉行支配に屬す、寶城寺同宗

玉澤妙法華寺末、不動山と號す、本尊日蓮は天拜勅賜雨祈の祖師と號す、又鬼子母神の像を置、開山寶城院日道天正年中今の尾張殿戸山屋敷の邊に起立し、○本納寺法明寺末、下元祿十四年當村へ引移すと云、○妙永山と號す、本尊三寶祖師及び三光天子九老僧、三十番神の像を置、開山寶藏院日相延寶六年五月二日寂、蓮成寺常慶山と號す、本尊三寶祖師、堂元祿九年九月二日、○蓮成寺開山は本寺十世蓮成院日延、寛文二年十一月、祖師堂中老僧十八人、○本立寺清慶山と號す、月十七日寂、祖師堂の像をも置り、○本立寺清慶山と號す、善了院日、詠と云、

舊家者文右衛門 柳下氏なり、名主を勤む先祖柳下若狭は禁後、に村民となれり、鬼子母神は此家の持地より堀出せり、鬼子母神社天正六年棟札に柳下三郎左衛門と記せり、家に古き釜を藏す、鬼子母神出現の時其像を浴せし釜なる由、依て土人産湯の釜と稱す、天満本六右衛門と銘あり、又先祖が帶せしと云長光の刀及肥前國伊、○舊家者平治左衛門先祖田口賀守と銘せる脇差を藏せり、○舊家者平治左衛門氏は、禁中雜士の一なり、建武年中江州堅田浦の合戦に功ありて、瓜の紋付たる錦の褌を賜しより氏を褌と號す、後戸張の字に改む、二世の祖戸張平司左衛門基賢の時當村に土着すと云、基賢は安文元年五月二日寂し、法名後榮祥瑞と號す、是より子孫連綿して居住し、寛永十年より名主役を勤む、鬼子母神天正六年の棟札に境那田口新左衛門内方と見えしは、此家の祖なりしと云へは、此頃、○舊家者文左衛門村の年寄を勤一且田口に復せしにや、○舊家者文左衛門村、長島氏に勤て是も禁中雜士の一なりしと云、祖長島民部大輔政宗の時關東に來り、後當村に土着すと云、

大久保彦左衛門抱屋敷 七百五 ○長田十之丞抱屋敷千七百七十九坪

○鈴木石見守抱屋敷千七百七坪 ○小林權太夫抱屋敷六百

○關口町在方分 關口の地は正保の頃まで關口村と云り、土人の傳に昔此邊奥州街道にして關ありし地なれば名とすと云へど、當所は神田上水江戸川へ分派の爲堰を設けられし地なればこの名は起りしならん、日本橋より行程一里餘、御打入の後細田加右衛門佐々與右衛門縫山市左衛門三人の采地なりしか、正保の頃御料所となり、神田上水の課役を命せられしより町年寄進退す、正保の改に樽屋藤左衛門・奈良屋市左衛門・喜多村彦右衛門御代官所とあり、其後寛文十二年町年寄の支配を止られ御代官野村彦太夫支配となれり、是より先貞享二年村内を裂て御府内町並となりし地は關口水道町と唱ふ、其後町並地増加し元文二年駒井町大宗寺門前・長谷寺門前の三町、享保五年臺町共に町方支配に屬す、されど其地の貢は元の如く御代官進退す、然るに村地の残り左方分と唱る地は、纔に三町二段一畝餘あり、四隣東は關口水道町・中里村・早稻田村・南も早稻田村、西は下戸塚・高田の二村北は松平下總守下屋敷及び、武家屋敷なり、其餘抱屋敷は所々に散在す、元祿五年御料所を裂て牛込濟松寺領に

附せられしより今に然り、

神田上水堀 北寄にあり、幅五間餘東の方に至り中間に堤を堰を設て江戸川に注けり、上水の流分派より五十間許を經て、餘水江戸川へ沃くもの二あり、一は里俗關口の流と稱す、幅九尺、一は水幅五尺程濶壺いと深き故、俗に摺鉢の瀧と稱す、此上水は御打入の後幾程もなく堀通せられし事(武徳編年集成)等にも載たり、其頃は村の中程を流て、小日向古川町の方へ沃きしとなり、今も纔に小渠残り、古川町は則川跡を埋立し所と云、今の如く直流とな、○江戸川分派なりしは、承應二年よりのことなりと云り、○堰神田上水と江戸小日向水道町を歴て末は神田川に合す、○堰川の分水口にあり、大洗堰と號し、御普請所なり、石にて築壘み、大さ長、十間幅七間の内水口八尺餘、側に水番人の住せる小屋あり、○橋神田上水堀に架せり、長九間駒家橋と號す、相傳ふ古へせしか、後松も枯しより駒家橋と呼誤れりと云、又駒家の名義に付て異説あれと、虚誕の傳にして取がたし、

水神社 本地妙見を安す辨天、八幡橋山八幡と號す、末社稻荷二 庵、龍隱庵と稱す、俗に芭蕉庵とも云、講人芭蕉の塚水の流を帶田間を越て早稻田赤城の邊まで打開け、少しく景勝をなせり、

一橋殿抱屋敷 一段七畝九步下高、○松平下總守抱屋敷九畝五步下屋敷、○松平大炊頭抱屋敷二段四畝四步、○室賀山城守抱屋敷一畝二、○藪去膳抱屋敷一段十、○曾我主水抱屋敷

二畝十五步下 ○秋元忠右衛門抱屋敷一段六畝 ○山岡十兵衛抱屋敷七畝 ○齋藤彌三郎抱屋敷四畝十步 ○清水正助抱屋敷二畝十步 ○金森藤三郎抱屋敷二畝七畝九步香羽 ○黒田源左衛門抱屋敷二畝二步 ○小野常右衛門抱屋敷三畝

○小日向町在方分 小日向の地は古へ小日向村と號す、【北條役帳】に、恒岡彈正忠十六貫五百七十文小日向之内、太田彌三郎二十二貫八百四十文、小日向彈正屋敷、興津加賀守十二貫九百四十六文小日向分元太田源十郎知行、本住坊寺領二十一貫四百四十文、小日向屋敷分太田大膳知行之内と記せり、【江戸砂子】に昔は鶴高日向と云人の領地たり、彼家絶し後古日向跡といへるを、何の頃よりかこびなたと唱へ來る由記したれど其據を知らず、御入國以後は御料にして正保年間には御代官及び町年寄三人の支配たり、明暦二年村内へ町屋を起立せられ、寛文十二年より御代官のみの支配に屬し、元祿改には小日向町と記せり、其後次第に町屋増加して、正徳三年町方支配に屬し、十一ヶ町に分れて御府内町並となれり、されど其地の貢物は元の如く御代官進退す、然りしより残れる在方分の地五町六段四畝十五步となれり、四隣東は小日向松ヶ枝町同西古川町牛込改代町、南は中里村、西は

關口村の耕地、北は小日向水道町なり、東西一町半南北二町許、用水は神田上水を引沃く、檢地は寛文十二年野村彦太夫紀せり、

久世長門守抱屋敷 二町三段四畝十七步 ○成瀬因幡守抱屋敷 四畝五步拜領屋敷に添へり ○服部與左衛門抱屋敷 三畝八畝 ○小石川村に跨れり ○服部與左衛門抱屋敷 二十一歩

高井主水抱屋敷七步 ○岩本市太郎抱屋敷一段 ○木村甚右衛門抱屋敷五畝 ○馬場六之助抱屋敷一段八畝 ○堀田彦三郎抱屋敷一段三畝 ○三宅惣太郎抱屋敷二畝 ○蜂屋楠五郎抱屋敷二畝三畝 ○佐々布與兵衛抱屋敷一段十步 ○中川喜藏抱屋敷一段二畝 ○有田彦作抱屋敷六畝 ○平田彌兵衛抱屋敷一段九畝 ○根來金彌抱屋敷四段九畝 ○藤木彌太夫抱屋敷三畝 ○長野内藏抱屋敷二畝二步 ○猪飼五左衛門抱屋敷六畝 ○内山七五郎抱屋敷五畝 ○關十次郎抱屋敷五畝四步 ○小川利右衛門抱屋敷六畝二步 ○丸山善太郎抱屋敷一段二步 ○小川利右衛門抱屋敷六畝二步 ○丸山善太郎抱屋敷一段二步 ○長壽寺抱屋敷八畝四步餘餘境内 ○徳雲寺抱屋敷一段二步 ○杉島桃三郎抱屋敷六畝 ○小泉利兵衛抱屋敷五畝 ○長壽寺抱屋敷八畝四步餘餘境内 ○徳雲寺抱屋敷一段二步 ○桂林寺抱屋敷一段八畝三畝、桂林寺は小石川にあり、十六步 ○桂林寺抱屋敷一段八畝三畝、桂林寺は小石川にあり、この地は飛地となりて彼寺の傍にあり

故に添地とす、

○巢鴨村 巢鴨村は、日本橋より行程一里半、東は巢鴨町巽は小石川五軒町同宮下町、南は小石川大塚町巢鴨辻町坤は小石川大塚村、西は小石川雜司ヶ谷池袋の三村、北は新田堀之内瀧野川の二村、長は上駒込村にて東西凡二十町南北凡十五町、民戸百十三、按に巢鴨は古き地名にて【中興治亂記】に、應安元年正月六日芳賀伊賀守高貞武州板橋原に打出ければ、上杉兵庫頭憲將・同兵部少輔能憲大將として、千葉介直胤等二千騎も武州巢鴨に陣取云々、村内長の方に中山道係る幅五六間、又上板橋村に達する道あり、中間辻町より分て西ヶ原村の方に往く路を王子道と云、天正十九年増上寺領となり今に然り、白山御殿御造營の頃村内九町五段六畝十六步御用地となり、武家屋敷等の替地に賜ひ、其代地は雜司ヶ谷村にて賜はれり、又慶長寛永頃開きし新田あり、又駒込片町名主八左衛門、同町三左衛門利兵衛御預地二段八畝一步餘村内にあり、此餘村内巢鴨町辻町は元文二年百姓町家作の御免ありて、其後延享二年町奉行の支配に屬し、又原町仲町御駕籠町等は天和より元祿に至て御中間御駕籠の者等の拜領町屋敷に賜ひしかば、村内の高を除かる、高札場 村の東の方にあり

小名 巢鴨町 辻町以上二ヶ所御府 大根原 寛永年間よの江戸巢鴨の邊に大根原村と載す、【北條分限帳】太田新六郎知行二貫五百文江戸大根原と見ゆるものところなるに、辻裏 宮下 平松 五軒家 熊野窪 上清戸 下清戸 上新田 中新田 下新田 寂法 清水 水久保

谷端川 石川の方瀧野川村より入、南の方小石川村に達す、是小橋にて王子道にあり藤橋と云長五間、橋四を架す、一は板橋にて上橋、寂法橋、東福寺橋の唱あり、何れも長四間、庚申塚 中山道の東側にあり、碑に明暦三年三月吉祥日、鐫れり、當所は中山道の建場なれば庚申塚の名高くして、此邊地名の如く土人唱へり、○御立場 村の北中山道の西にあり、高七尺門承りて新に築立らる、

御薬園 村の長にあり、一萬二千六百十坪餘、御醫師澁江長伯寶曆四年御用地となり、伊奈半左衛門御預りの御林となり、代地を大久保新田にて賜ひ、寛政年中御薬園に御取立あり、稻荷社 貞享年中村民所左衛門と云者永く社地の貢を寄末社妙正明神 神籠守護の神にて、中山法 鐘樓 鐘銘に寶曆五年日通十二辰を報する爲に鑄造、別當靈感院 稻荷山と號す、せる山を銷す、今に至て然り、

華寺末、開山玄收院日開、元祿九年起立し享保六年三月十七日寂す、本尊三寶四天王日蓮を安す、日蓮は六老僧日向の作

と云、○天神社子安天満宮と稱す、○稻荷社三十一は眞性寺一は
 集鴨町眞性寺持、○稻荷社三十一は眞性寺一は村民
 持、○熊野社福藏寺持、○水川社村民
 東福寺 新義眞言宗、田端村興樂寺末、觀光山慈眼院と號す、
 弘法大師、永祿五年良賢と云僧中興す、本尊十一面觀音及び不動
 の像を置、地藏堂本像の地蔵を安す、堂内に十王阿彌陀の
 像を、三尊社、稻荷社、福藏寺、山藥王院と號す、本尊藥
 師、十羅刹社鬼子母神を合祀す、辨財天社、稻荷社二〇
 大日堂湯島天神下寶性院持、相傳ふ此堂は台徳院殿御新葬の
 し故、其厚恩に報し奉ん爲當所に於て當地を買取り、湯殿山
 なる大日の寫を安置し、御尊牌を安置し永く御追福を修し奉
 ると云、大日石像の臺石の銘に爲奉台徳院殿御善提奉建立大
 日如來尊像、爲奉崇源院殿御善提奉應三癸巳曆二月二十八日
 願主御臺所町春海敬白と刻す、春海は寶性院の
 世代にて御臺所町は彼が始めの住居なりと云、
 松平播磨守抱屋敷 九千七百六十七坪 ○松平大學頭抱屋敷
 千六百九坪居屋敷に添 下屋敷に添へり ○水野堂岐守抱屋敷 九千五百八十八
 坪餘下屋敷に添 〇小石川村に跨れり ○平岡石見守抱屋敷 千四百二十二坪餘下屋敷に添
 〇八木丹波守抱屋敷 千四百〇二坪 ○本田佐渡守抱屋敷 千二百
 〇松平傳兵衛抱屋敷 一萬二千〇〇坪餘 ○町人抱屋敷 一ヶ所 七百
 八十二坪餘

舊家者 徳右衛門 先祖を仁平三河守と稱し、元龜二年六月二
 日死す、其子某慶長年中氏を保坂と改め、
 其子徳右衛門某村内の新田を開發し、其功に依て地頭より除
 地一町八段一畝十歩の地を與へ世々名主役たりしか、享保年
 中より今の名主彌惣右衛門が家にて其職に代りしと云、彌惣
 右衛門は則徳右衛門が分家なり、又昔は武器古文書等も所持
 せしか寶曆四年災ひに罹、○植木屋彌三郎 寛政四年王子筋御
 りしより、今に至りてし、○植木屋四郎左衛門 寛政十二年御通
 り、其後彌三郎と同くしは々々そ
 の樹木を御覽のことなどあり、

新編武藏風土記稿卷之十六終

新編武藏風土記稿卷之十七

豊島郡之九岩淵領

○岩淵宿附持添新田 岩淵宿は、岩淵郷の本村にて元祿
 の改には岩淵本宿と記せり、正保の改には岩淵町と載す
 又【北條役帳】に、太田新六郎知行百八十五貫文江戸岩淵
 五ヶ村と見えしは、當宿及袋村・下村・赤羽根村・稻付村
 等を指て云る也、今も皆郷中に屬す、日本橋への行程三
 里八町、日光御成道一の宿驛にして、荒川の對岸足立郡
 川口宿と半月宛其役を勤め、鳩ヶ谷宿迄一里十五町を繼
 送り、其餘最寄の宿驛板橋迄廿八町、千住へ三里、蕨
 へ一里半の行程を繼り、宿の長四町廿一間、道幅四間、
 又古街道と唱る者宿中程より横に貫き、小名權十郎と稱
 する荒川の河岸に達す、古宿とも云り、四隣東は下村、
 西は袋村、南は赤羽根村、北は荒川を限として、足立郡
 川口宿にて東西の徑五町餘、南北八町許、家數百軒、石
 神井用水を沃く、御入國後より御料所也、檢地は延寶元

新編武藏風土記稿卷之十七 豊島郡之九

年近山五左衛門改め、新開の地は享保十六年寛播磨守、
 延享元年神尾若狭守、寶曆八年辻源五郎等改めしと云、
 此餘宿の北荒川の對岸に持添新田あり、柳野原新田と
 呼、四方七町許、畑萱野等にて當宿及下村入會の地也、
 高札場 北にあり

小名 片町 中宿町 川端町 作田 將監田 八合
 堀 川口袋 西前 古屋敷 熊野木 吉原
 荒川 宿の北界を流る、幅六十間、日光往還の渡船場あり、船
 間幅三間の假橋を設けらる、渡船の事は當宿と川口宿にて司
 る、此渡口より兩國橋まで川路六里許、昔は今の川筋より五
 十間程南の方を流れしに、洪水の時川瀬移りしとて今も古川
 の蹟溜井となりて残れり、されば川より此方に川口宿の飛地
 あり、近き頃境論の事公裁あり
 牛頭天王社 宿の鎮守とす正 末社稻荷 辨天 白山社
 正光寺 浄土宗芝増上寺末、天王山淵宮院と號す、本尊彌陀長
 少輔保親と云、延慶二年四月朔日卒し、西光院禪覺道春と追
 號す、開山は記主禪師良忠、中興は了譽上人なりしか、後に
 衰廢したるを眞譽龍湛と云僧、名主嘉右衛門の祖小田切將監
 重好といへるものと同意して、慶長七年今の地へ移し建立し
 て正光寺と改號す、正光は則重好の法諱なり、寛永元年十一
 月十八日死す、龍湛は元和三年十月十五日化す、墓所に記主
 了譽龍湛の碑石、並ひ建、又昔は岩淵山と稱せし由は西光
 寺といひし時の山號なるへし、西光寺蹟は明和五年九月伊奈
 備前守檢地して年貢地となし當寺の持とす、堂内に行基作の

正観音を置、頼朝子育観音とも世
 繼観音とも稱す、由来詳ならず、
 稻荷社 天神社 ○大満
 寺新義眞言宗、赤羽根村寶幢院門徒
 藥師堂藥師は行
 梅翁庵 正光寺中興の開基、小田切將監が墓所の庵な
 〇十王
 堂正光
 寺持

舊家者 仁右衛門 年寄を勤む、石渡氏なり、其祖の出處は詳
 ならず、延慶二年四月朔日卒せし由今正光寺にて傳ふれ
 是、古當所に住居せし事知らる、又名主嘉右衛門が先祖小田
 切將監も慶長年中村内正光寺を開基せし由
 傳ふれば、是も古き土着の家とみたり、

〇袋村 袋村は岩淵郷に屬す、日本橋より行程三里半、
 家數四十七、東西凡十六町南北六町許、東は岩淵宿、西
 は小豆澤村、南は赤羽根、北は荒川に限りて對岸足立郡飯
 塚村、古より御料所なりしが、後小石川傳通院領に裂賜
 はり、今に然り、延寶享保延享の檢地は前村に同じ、

高札場 村の中程
 あり
 荒川 村の北方を流
 る幅凡六十間
 諏訪社 村の鎮守とす眞
 末社 丸山權現 古は當社を鎮守と
 頂院持下同し せしに後今の如な
 れり ○山王社 社邊に石標を建、建久五年勸請と刻す、さ
 と云 新義眞言宗足立郡川口宿鶴杖寺末、廣照山平等寺と
 眞頂院 號す、本尊大日、中興僧宥深寛正五年八月十五日寂

す、境内に元徳二年庚午六月七日岩淵幸如
 法名惠觀と彫たる古碑及文明中の碑あり、○安養寺 羽根村
 寶幢院門徒西岸山と、○滿藏院 同宗同末佛護山光照寺と號
 云、不動を本尊とす、本尊地藏中興僧源承天正五
 年示 ○新福寺 眞頂院門徒瑞晴光山 ○秋田院 同門徒聖谷山號
 寂、○阿彌陀堂 行基作の彌陀にて若狭八百比丘尼の看經佛と云
 〇阿彌陀堂 傳ふ、今は別の像を作て其腹籠とす、近き年ま
 て堂の前に彼比丘尼が植たる
 古松ありしとなり、安養寺持、
 〇赤羽根村附持添新田 赤羽根村も岩淵郷に屬す、日本
 橋への里程三里三町餘、家數八十一、東は下村西は袋
 村、南は稻付村、北は岩淵宿にて、東西八町南北六町半
 許、石神井用水を引沃けとも不足なれば別に溜井を設て
 助水とす、正保の改には傳通院領とのみ載せられたり、今
 は東叡山及傳通院、村内寶幢院八幡社領入會の村なり、
 寛延三年神尾若狹守、曲淵豊後守東叡山領のみを檢地す
 と云、此餘流作新田あり、延享元年神尾若狹守糺して當
 村の持添とす、御料に屬す、村内日光御成道六町二十間
 餘掛れり、
 高札場二ヶ所 村の中程と南
 方あり
 淺間塚 村の西南の
 八幡社 當村及下村、袋村、稻付村、岩淵宿等の惣鎮守とす、社
 中の鎮座との傳へて詳ならず、天文二十年
 太田新六郎康資が領寄附の狀あり、其文左の如し

岩淵之内赤場根八幡領之事

合壹貫文之所者

右爲社領如前々闕之候、且々私之修理おも加可申、
 萬一自分を爲本無沙汰に付而は、可放取者也、仍而
 如件、
 天文廿年辛亥十二月廿八日 太田新六郎康資花押

八幡 額朝日與五右衛門殿
 是に據ても古き鎮坐なること知へし、社地
 に東照宮を勸請し奉れり、其年代詳ならず、
 社寶 古鏡一面 白河法皇の御鏡なりと云、
 の御鏡と云裏面 傳ふ裏面の圖左の如し、
 古鏡一面 羽島
 の圖左の如し



古面一枚 大山祇命の面と稱す、春日の作、獅子頭一箇 是も
 の作と云傳ふ、鉢一本 木にて作る長五 末社神明 春日
 其圖左の如し、 尺許古物とみゆ 稻荷 第六天 香取 熊野 牛頭天王 諏訪 妙儀權
 現 湯殿權現 頼政明神 神主朝日安房 京都吉田家の
 文二十年の神領寄附狀に、朝日與五右衛門と見えたるは、
 古き家なる事論なし、此與五右衛門を中興の神職也と稱す、
 是より第二代を大藏常永と云、寛永五年九
 月五日卒す、今の安房まで九代に及へり、



寶幢院 新義眞言宗、足立郡川口宿錫杖寺末、豐玉山東光寺と號す、慶安二年寺領十石餘の御朱印を附らる、草創の年代は傳へされず、住僧の内秀永と云もの天文九年十一月二十一日寂せしといへば、其以前草創なりし事知らる、本尊藥師を安、大日堂○置す、圓性寺 寶幢院門徒本尊藥師 ○彌陀堂 寶幢院持寛文二年の棟札あり

○下村附持添新田 下村は郷名用水檢地等前村に同じ、日本橋より行程三里許、家數七十八、東西凡六町南北十三町許、東は荒川を限として足立郡元郷村、西は當郡稻付村、南は神谷村、北は岩淵村なり、正保の頃は御料所なりしが、後小石川傳通院・淺草幡隨院・谷中南泉寺等に分ち賜ひ、今も御料寺領入會の地なり、其餘荒川に邊し

て八官新田と唱る持添あり、こは御代官手代たりし八官七兵衛と云もの、後浪人して當所に来り、開發せしを以延寶三年近山五左衛門檢地し、直に彼か苗字を取て呼名とすと云、又荒川の向に岩淵宿と入會の榎野原新田と號する飛地あり、是も持添とす、共に御料所に屬す、高札場 村の中程

小名 上下 大荒久 石橋 河原 荒川 東の方郡界を流る、幅六十間、此川に作場渡二ヶ所ありて對岸元郷村に達す、熊野社 村の鎮 ○第六天社 ○稻荷社 以上西

西蓮寺 新義眞言宗、足立郡川口宿錫杖 ○滿願寺 西蓮寺門徒寺末歸命山と號す、本尊阿彌陀 ○地藏院 摩尼山藥師を本尊とす、○觀音寺 普照山と號す、○地藏院 摩尼山藥師を本尊とす、○觀音寺 普照山と號す、○地藏院 摩尼山藥師を本尊とす

○稻付村附持添新田 稻付村も郷名及日本橋の里程、用水等前村に異ならず、民戸八十五、外に長吏三家あり、東西十八町南北七町、東は下村南は十條村、西は蓮沼村北は赤羽根村、正保の頃より東叡山領にて今も然り、檢地は明曆三年伊奈半左衛門、寛延三年神尾若狹守曲淵豊後守改む、此餘荒川に添て持添新田あり、延享元年堀江荒四郎・吉田源之助・廣木三郎兵衛檢地

す、村内日光御成道六町半許かゝる幅二間半より四間に及べり、

高札場 往還の側

小名 道女喜 小山 臺 鶴ヶ堀 靜勝寺の西脇にて昔し堀跡なりと云

香取社 村の鎮守とす、長二尺六寸許の石末社稻荷 疱瘡

神○諏訪社 禪宗曹洞派、入間郡越生龍燈寺末、自得山と號す、本

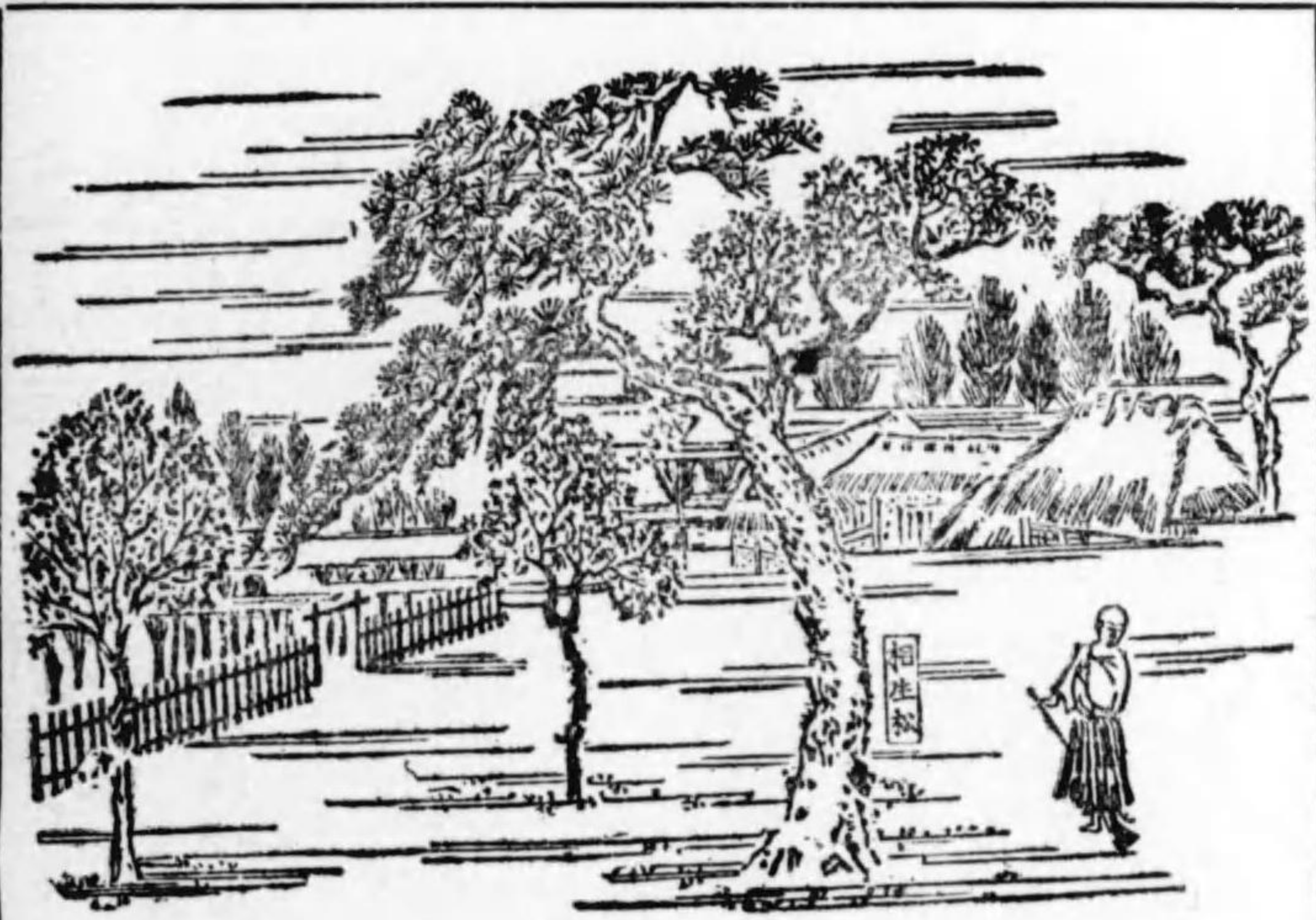
靜勝寺 尊釋迦外に辨財天を安す、是は境外龜ヶ池より出現せしと云長五寸許、開山雲綱永正十三年五月十五日寂す、寺傳に云、當所は太田左衛門大夫資長城壘を築きし舊址なりしを滅亡の後雲綱禪利を草創して道灌寺と號す、其後道灌六世の孫備中守資宗城蹟の地を皆寺に附し、道灌及其父備中守資清の法説に取て自得山靜勝寺と改む、今も境内地形高して門前に石階四十八級あり、又境外西の方は低くして龜ヶ池鶴ヶ堀など唱ふる所は、當時堀跡なりと云、又鐘銘に資長此地に於て城郭を築き城中池に臨て臺あり靜勝軒と名付たと記せしは皆妄誕なり、殊に靜勝軒は江戸城中の設なりし事、諸書に歴然たれば其餘の説の附會なるも推て知へし、姑く傳のまゝを録す、寺寶 竹杖一本 太田道灌所持のものなりと云、二股の



其圖上に載す此餘道灌自筆の暮景集及び太田家譜等もありしか何頃にか失ひしと云、開基堂開基道灌安す、長二尺許、觀音堂の作にて道灌が守佛なりしと云、其圖左の如し、樓門 正徳五年鑄造の鐘をかき當寺草創の始末、及資清、資長の法號太田源六郎資康以下九人の名氏を鐫す、五葉松 道灌手植の松といへり、根より五六尺上に、○鳳生寺 宗葉松て八方に枝葉茂りいとめつらしき形なり、○鳳生寺 宗



江戸芝青松寺末、岩淵山と號す、本尊釋迦開山玄欣文、五年九月二十三日寂、當寺も太田道灌の開基といへと據とすへき事な ○普門院 新義眞言宗、足立郡川口宿錫杖寺末、妙覺山蓮華寺と號す、慶安二年寺領十四石二斗餘の御朱印を賜ふ、本尊正觀音外に阿彌陀の銅像を安す、彌陀は何の年にや村内香取社の後なる岩窟中より出現すと云、徳治



相生松之圖

二年の開基といへど明據なし、境内に建武、徳治、嘉暦等の古碑あれはもしくは是等に元つきて云ひ出せる説にや、中興僧宥銀文明十八年五月二十一日寂す、庭鐘樓延享五年鑄造中に垂枝の櫻あり其枝數畝に庇蔭せり、鐘樓の鐘を掛く
○法眞寺 法華宗江戸本所法恩寺末、稻付山と號す、寺領十日壽天正七年八月十九、三十番神堂 鐘樓寶曆七年新鑄日寂本尊三寶を安置す、相生松の鐘をかく
相生松 圍み一丈餘、地上一丈許にして楓樹寄生し、年を経たは土人の、一樹の如くみゆ、其岡上の如し今相生の松と記す唱に從ふ、○眞性寺 普門院門徒東曜山 ○榮昌院 風生寺末神山僧徳陽 ○五智堂 普門本尊藥師 ○五智堂 院持

○神谷村 神谷村は江戸より二里半餘を隔つ、家數七十、東は荒川に限り對岸足立郡鹿濱新田、西は本郡十條稻付の二村、南は豊島村北は下村東西五町半餘、南北十町許、正保の頃は中川助十郎・大草半左衛門・木村善右衛門・伊藤喜左衛門四人の知行にて、今も其子孫中川有五郎・大草龜次郎・木村善右衛門・伊藤彌兵衛の知る所なり、用水は前に同じ、
高札場 村の中
小名 前芝原 三谷 塚原 川端
荒川 東の郡界を流る幅八十間
柏木明神社 村の鎮守なり 末社天神 第六天



十條村西音寺眺望之圖

自性院 新義眞言宗袋村眞眞院門徒、下稻荷社二〇泉福寺
同し常住山と號す、本尊不動神谷山と號す、弘法大師の像を安す、里す本尊藥師 ○堂 弘法大師の像を安す、里
○十條村 十條村は古へ王子村と通じて一村なりしに、豊島左衛門清光紀州熊野權現を王子村へ祝ひ祀る時、彼地に王子村十條峠等の名あるを以て、其名を負せて村名となせしと云傳ふ。日本橋より里數用水等前に同じ、民家二百十三、南は王子瀧野川の二村、北は稻付村西は下板橋宿、東は豊島神谷の二村、東西十五町餘南北十七町許、村の南より北へ貫て鎌倉より奥州への古海道跡あり、又日光御成道係れり【北條役帳】に太田新六郎知行八貫三百文江戸十條内田野分岸分、七貫文江戸廻十條内篠田分と載せ、正保の頃は御料所及大屋小右衛門・安部新右衛門・遠藤角左衛門・羽田源之丞・安井九郎左衛門・西村庄三郎知行幸龍寺領入會の地なり、其後御料及大屋・安部・遠藤・羽田・安井の知行を東叡山領に附せられ、今は東叡山領、淺草幸龍寺領、西村又兵衛が知行入會へり、檢地は天正十九年改めありしのうち、正保四年伊奈半十郎、明暦三年伊奈半左衛門糾せり、また東叡山領は寛延二年神尾若狹守曲淵豊後守改む、
高札場 村の西の方あり

小名 高本 大通 久保 大塚町 中原町 割子澤
地藏坂 往還より東二町程にあり

牛頭天王社 西音○稻荷社村民持

地福寺 新義真言宗、袋村眞頂院末、下二ヶ寺 ○西音寺 無量

谷院と云、開山は玄仲と稱し、文明頃の僧なりと云、不動を

本尊とす、本尊の後小阜の上に松の老樹あり樹下より東の方

を望めば近郷の田園を見わたし又遠くは、虚空藏堂

筑波日光の山々を望みて最佳景と云へし、

○文珠院 桂昌山勝寶寺と號す、本尊 ○眞光寺 同宗稻付

末、隆照山桂徳院毗沙門堂村 ○觀音堂 西音 ○地藏堂 地福

と號す、本尊勢至 ○觀音堂 西音 ○地藏堂 地福

下同 ○阿彌陀堂

長泉寺蹟 廢せし年代詳ならず天正

塚二 往還の西にあり、共に由来は傳へず「江戸志」に當村に

遠藤塚と云ものありと載しは、此二つの内なるへし、

○豊島村附持添新田 豊島村は郡名の因て起る所の地な

り、按に「續日本紀」神護景雲二年二月乙巳の條に、武藏

國乘瀧豊島二驛と載せ、及「延喜式」兵部式に武藏國豊島

驛とあり、國史等に載し驛家の名を見るに、皆郡名にか

はらず、多く其地名を以て稱すれば、此豊島の驛は當

所にありしならん、猶郡の總説の條並せみるべし、【小

田原役帳】に島津孫四郎十四貫文豊島内清光寺分、太田

昔元亨年中豊嶋氏、紀伊國熊野權現を寫して、王子村に社

を造立し若一王子と崇め、又同國名草郡五十太郎の神社をも

同村に勧請して紀州明神と稱ふ、是當社なり、其後天正年中

當村と王子村争論のことありしに、己か村の産神を王子村に

置ん、本意ならずとて、村内小名宮の前へ引移せしが、又小

名馬場へ移し、後今の社地へ移せり、其舊蹟は今も餘地と成

てありと云、去と元亨年中王子權現を勧請せしと云は、神主

誤なり、彼社は其以前に造立ありしことは考證あり、

鈴木權頭光景 紀伊國熊野冷木氏の苗裔にして、元亨年中二

相謀て當社を造營す、重尙十二世の孫彌三郎の時天文七年

當村に移住せり、夫より五世八左衛門と云者兄大太郎が家を

繼、其孫右近常表京都吉田家の配下となり、伊賀 飛鳥社 ○

守と稱す常表より今の光景まで五代に及ふと云、

若宮八幡社 豊島清光の子清泰を

祀れりと云、村民持、

西福寺 新義真言宗、足立郡沼田村惠明寺末、三條山無量壽院

と稱す、本尊阿彌陀を置、是世に所謂六阿彌院の一なり

り、緣起を聞するに、聖武帝御宇當國の住人豊嶋左衛門清

光、紀伊國熊野權現を信し、其靈夢に因て一社を王子村に建

立し、王子權現と崇め祀れり、然るに清光子なきを憂ひ彼社

に祈願せしに、一人の女子を産す、成長の後足立少輔某に嫁

せしか、産具の備はらざるを以少輔に辱しめられしかは、彼

女私に逃れ出荒川に身を投て死す、父清光悲に堪ず是より佛

教に心を委れしか、或夜靈夢に因て異木を得たり、折しも行

基當國に來りし故、清光其事を告しに行基即ちかの異木を以

て六體の阿彌陀を彫刻し、近郷六ヶ所に安置して彼女の追福

新六郎五十貫二百文江戸豊島と載す、御入國の後大草龜
次郎・伊東彌兵衛・木村鉄之助・中川有五郎・齋藤龜五郎・
吉田新兵衛・水野遠江守・阿部勘左衛門・服部金吾・吉田清
三郎・齋藤長八郎・高木長九郎・大屋甲之丞・羽田鐵之助・
安井平十郎等が先祖に賜り、其餘御料の分を寛文十年東
叡山及小石川白山社領に附せられて今に替らず、江戸よ
り行程二里許、民家百廿軒、南は梶原堀の内王子の二村、
西は神谷十條の兩村、東は荒川に限り、對岸は足立郡宮
城村、北も川を隔て同郡堀の内鹿濱新田の二村なり、東
西十三町南北十町許、用水は前村に同じ、檢地正保四年
伊奈半十郎承り東叡山領の分は寛延三年神尾若狹守曲淵
豊後守紀し、享保十二年寛播磨守荒川に沿し新田を檢
す、爰は御料所にて持添とす、

小名 築地 領家 須賀 宮の前 中豊島 馬場

臺坐

荒川 村の東北の堺を流る、川幅九十間許、當村より葛飾郡小

梅村邊までの間漁獵することを禁せられ、村内に高札を

建つ、渡船場二ヶ所あり、一は谷新田渡と呼ぶ、是立郡鹿濱

新田の内小名谷新田への渡なればかく唱ふ、一は同郡沼田村

に達す、此邊古は橋を架せしと見 ○石神井川村の南を流

れて今も水底に橋杭残りりと云、

水程村内の用

に引沃く、

紀州明神社 村の鎮守なり、祭神は素戔鳴尊、五十猛命、大

屋津姫命、菟津姫命の四神なり、社傳を聞るに

世人の口碑に傳る所なれば、其略を記しおきめ、且清光は權

頭と稱し、治承の頃の人なれば行基とは時代遙に後たり、

中興の僧宥海延享三年六月八日寂 鐘樓 寶曆七年鑄造 地藏

堂 寛永年中江戸駒込に住する向西と云者、相摸國鎌倉延命寺

の裸地蔵に志願ありて參禮せしに、既に願望成就し且夢想

を蒙りて歸國の後、彼像を ○清光寺 同宗同末醫王山と號す

模刻して安に安置すと云、

開基なり、因て其實名を寺號とせり、【小田原役帳】に、島津

孫四郎拾四貫文豊嶋之内清光寺分とあれば、其頃は大やう津

と稱する其一なり、七佛の由来は專稱院の條に詳なり、境内

に古碑四基あり、正安三、文治二、文 釋迦堂 釋迦は行基の

佛の内な 辨天社 稻荷社 ○觀音寺 同宗同門徒本尊觀音は

り云、境内に古松一株あり、其下に古碑二基 ○專稱院 淨土宗

立り、一は元應元年一は長祿の年號あり、

傳通院末、龜嶋山地蔵寺と號す、本尊阿彌陀外に行基の作れ

る地藏を安す、緣起の略に、豊嶋左衛門清光志願のことあり

て安置す、此地蔵は其一なり、外六體は西福寺阿彌陀、清光

寺不動、同じ境内釋迦、觀音寺觀音、其餘二體は今堂宇廢す

此寺當時は地藏堂にて專稱庵と號せしを、寶永二年村民四郎

左衛門と云者、祐天僧正を歸依し當庵を興隆せんことを願ひ

しに、祐天其志を感じ遂に一寺となし、山號等を命して傳通

院末となせり、故に祐天を開基とす、其頃の住僧を正參順應

といへり、清光と行基年代離隔せしことは既に西福寺の條に

辨せり、本堂に祐天開眼の地藏を置、又祐天の與へし百萬遍

の珠數を藏す、其魁首の珠に祐天自ら彌陀の名號を鐫す

(陀羅阿六)

衛門二十貫文江戸平塚之内西原とも載たり、田端西ヶ原共に今近隣の村名なれば、是等皆當時平塚郷中なりしと論なし、又當村昔宮谷戸村と稱せしものは全く平塚明神立る地なればなるべし、岩淵庄に屬し、日本橋より二里を隔つ、東は中里村西南は西ヶ原村、北は梶原堀の内村、東西四町南北五町半許、石神井用水を引沃く、日光御成道北の方に係れり、豊臣氏治世の頃は平塚因幡守と云人平塚郷三千町を領せしなど土人云傳ふ、正保の頃平塚明神領五十石、及山川市十郎知行の由其時の郷帳に載たり、今も市十郎が子孫左兵衛が知行平塚明神領なり、檢地は延寶二年關口作左衛門中川八郎左衛門糾す、民戸四十軒、

高札所 村の裏にあり

小名 鬼島 川間 横手 揚戸 藤の木 市の坪

平塚 平塚明神の傍にあり

御用屋敷 坪の地なり、内宮村に係る事七千七百四十五坪、

近き年御遊獵の時兎狩をなさしめられしより、兎御用屋敷とも號す、構内に御立場あり、又御鳥見の者御役宅あり、此地は元酒井雅樂頭の屋敷なりしが、享保十年御用屋敷に定めらるると云、

平塚神社 源義家義綱義光靈を合祀す、神體三軀は豊嶋太郎近義の作なり、今は移して扉を開かず、別

に畫像を置り、縁起云、義家兄弟奥州凱陣の時當所平塚城に滞留有しに、城主豊嶋某厚く饗しけるに、其忠誠を賞せられて鑑一領と守本尊十一面觀音の像一軀を與へらる、其後元永年中豊嶋氏城の鎮護の爲として彼鑑を城内に埋め、其上に塚を築きしが、塚の形高からざるを以て平塚と唱へ、又具足塚とも號せり、是地名の由て起る處也、又義家義光の武功をたひて一社を建て、影像を安置するもの今の三所明神なり、夫より邊の星霜を過ぎ寛永年中大猷院殿御病惱のとき、山川城官當社へ祈禱して御平愈有しかば、報賽として自己の力を以て本社以下再建せしに、其事公の御聽に達し、同十八年九月廿七日社領五十石、末社豊島明神永室明神天神合社、石神 稻荷二 別當城官寺 新義眞言宗、大塚護國寺末、平塚山安樂院と號す、本尊阿彌陀は赤梅檀にて坐身長一尺許、毘首扇摩の作と云、臺座は瑠璃にて造る、是昔筑紫安樂寺の本尊なりしが、彼寺の僧回國の時當寺に旅宿し故有て是を附屬せしより安樂寺と稱す、其頃迄は淨土宗たりしか寛永十一年社領修理ありし時、金剛佛子を請して別當ならしめしより、今の宗門に改むと云、同十七年九月廿三日大猷院殿社頭へ渡らせ給ひて、誰か斯まで造營せらるやと御尋ありし頃、村長等山川城官なるもの公の御病惱の時、當社は己か鎮守なるを以て御平癒あらん事を祈禱せしに、立所に驗ありしゆへかくものせしと御請まふせしかば、御感な、めならず即城官を御前へ召、社領五十石を附られ賜ひ、且忠賞として城官に知行二百石を賜ひ、寺號を改め平塚山城官寺安樂院と稱すべきの台命ありしよし、元禄五年現住眞惠が記せる縁起に載たり、この城官は當村の産なる由「江戸砂子」にいへり、今境内に城官が遊修の碑あり、銘に施主山川檢校城官没後戒名玉法院殿心譽高、什岸春郭上坐、寛永十五年戊寅六月二十四日歿言と彫れり、什物 假面一枚 義家手澤の物と云 縁起三卷卷末に元禄五年傳ふ其圖左に載す 夏五月現住城官

法印眞惠謹 寺中光明院十一面觀音を本尊とす、こは義家の記とあり、豊嶋近義の作にて、豊嶋近義に與ふる所の像なりと云、立身長二尺

平塚城跡 今其所在定かならず、城官寺の邊とも、又西ヶ原神の後背はいと高き地にて、其南の方に龜坂と云あり、或は云坂の轉誤なりと、又小名角橋と唱る地、及小渠に架ゆる橋を外輪橋と呼へは、此邊推なへて城蹟にして廣き構とみへたり、「豊嶋系圖」に秩父六郎將恒の二男豊嶋二郎武常と稱す、其子太郎近義豊嶋の城主たりと載す、此豊嶋城の名は外に聞所なれば、恐くは此人始て當城を築き豊嶋城とも唱へしならん、「鎌倉大草紙」に、文明九年或記に八年とす、正月長尾景春一味に



弟平右衛門按稱泰明石神井城練馬城を取り立、江戸川越の通路を取る、四月十三日或書二十四日とす、太田道灌江戶より打て出、豊島平右衛門が平塚の城を取まき、城外を放火し歸りける所に、豊嶋が兄勘解由左衛門を頼みける間、石神井城練馬城より出て賣來りければ、太田道灌上杉刑部少輔千葉胤胤以下古田沼袋と云所にて合戦、平右衛門を始め板橋赤塚以下百五十討死云々、是平塚城の名古書に出たる始なるべし、又「管領記」に、文明十年五月五日太田道灌出馬、武州平塚城を攻一日の内に落城し、城主大森伊豆守憲頼城を落て宮根山に隠る、憲頼は大森信濃守氏頼奇栖庵か見なりとみえたり此後當城の事を記せし者なし恐くは憲頼落去の後此城は毀ちならん、

○中里村 中里村は【北條役帳】に、案獨齋江戸平塚の内中里太田新六郎知行寄子衆配當の内二十貫六百十六文江戸中里市谷源三郎分と載す、平塚の事は前村に辨せり、日本橋より行程一里二十六町、民戸二十四、東は田端村西は西ヶ原上中里の二村、南は上下駒込の二村、北は上尾久村、東西三町南北十町許、寛永中東叡山領となりしより今も替らず、寛延三年神尾若狭守曲淵豊後守檢地す、庄名用水は前村に同じ

高札場 村の東にあり

小名 峽上通り 西峽通り 廣町 東川間 西川間

熊野社 圓勝寺持

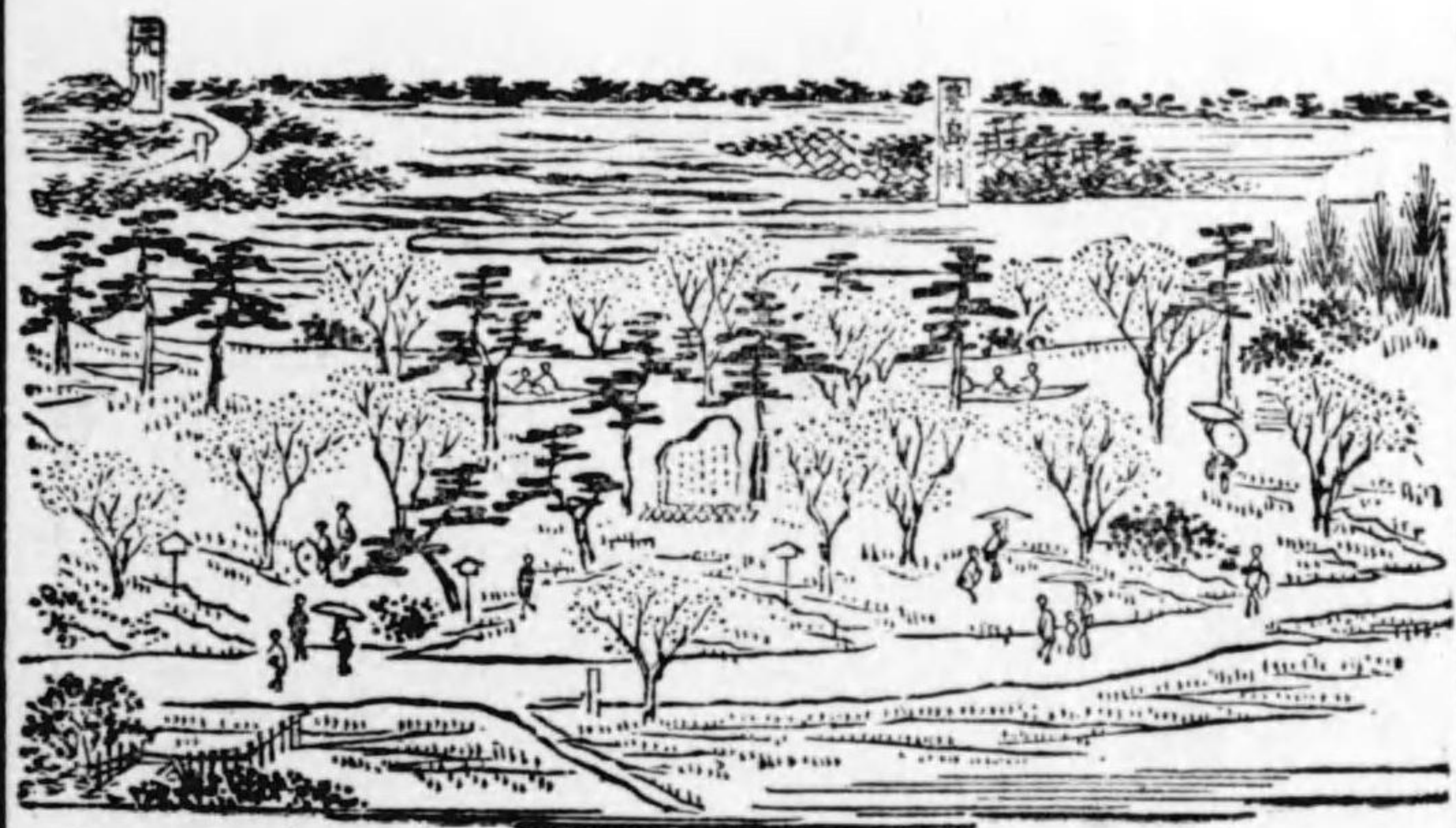
圓勝寺 淨土宗芝塔上寺末、光明山照徳院と號す、本尊彌陀は立像長二尺許慈覺大師の作と云、開山僧信阿聖法弘安九年二月十五日寂、御入國の頃は、勢至堂佛師春日の作れる御曲輪内龍の口邊にありしと云、勢至堂佛師春日の作れるとし、故あつて三尊、鐘樓正徳二年新鑄、御腰掛松古木は彌陀を内佛に安す、鐘樓の鐘をかく、御腰掛松古木は繼しものなり、相傳ふ慶長の頃此邊御遊獵の時、當寺へ成らせられ此松に御腰を掛させられし故此名あり、又此時寺領五石の御朱印を賜ひしかば、五石松とも稱すといへり、其御朱印は後年回祿にかかり烏有となり地所は今に領せり、

新編武藏風土記稿卷之十七終

新編武藏風土記稿卷之十八

豊島郡之十岩淵領

○王子村 五子村は往古岸村と唱ふ、荒川の岸に臨みし地なればなるべし、其後紀伊國牟婁郡熊野若一王子を勸請せしより、王子村と改め唱へりと云【王子社傳】に、康平年中源義家奥州征伐の時社頭にて金輪佛頂の法を修せしと云、又【義經記】に、頼朝が勢を武藏國王子板橋につけよと見ゆ、又彼寶物大般若經の奥書に、文保二年施入すと記す、村名を改し年代大抵推て知べし、日本橋より行程二里十三町、戸數八十六、東は王子川を隔て梶原堀之内村、南も同川を境として瀧野川村、西より北へ廻りて十條村なれど、良の方に至ては豊島村も少くかゝり、又巽の方に西ヶ原村も僅に接す、東西十町南北十三町餘、日光御成道係れり幅四間、石神井用水を引沃く、正保の改に王子權現江戸愛宕權現社領及び幸龍寺領と載す、今に然り、幸龍寺は淺草にあり、檢地は天正十九年正保四



飛鳥山全圖

年萬治二年の三度に改めあり、

高札場 日光御成道の内にあり

小名 一ノ坪 森下 梅ノ木 五段田 前原 北宿

龜井塚 岸ノ上 岸稻荷社の邊を唱ふ、是往古

飛鳥山 飛鳥明神社ありしを以て此名あり、其社は寛永十年王子權現の社地に移さる、今山中に地主山と稱せる小高

【野間系圖】に、藤市郎政成寛永正保の間瀧野川村に續きし飛鳥山の林を賜ふ、子孫藤右衛門武正か時元文二年三月晦日飛鳥山の林を植る、是によりて其地は上りて替地を賜り

しと云、又或書に、元文二年飛鳥山に櫻を植る、により野間藤右衛門か采地を召上られ、同年三月晦日橋ヶ谷中新井兩村にて替地を賜ふとも見ゆ、然るに權現別當金輪寺記録の内

元文二年三月六日大岡越前守に答へしものに、飛鳥山の櫻は享保五年二百七十本植付られ、翌丑年又千本を植添らるとあり、是に據は野間か知行たりし頃より既に櫻樹の御植付あり

しこと知らる、又同寺の記に、元文二年三月十日此山を權現社地に附させられ、同年十一月成嶋道筑に仰せて碑石を建らる、其文下に出す、同き四年冷泉爲久卿當所櫻の詠あり、又

同し頃冷泉爲村卿・油小路高前卿等の詠歌及當所十二景の詩歌採有て一時其名の稱せられし事も推て知らる、其和歌詩集

はともに金輪寺に藏す、十二景詩の序文は享保十八年林信充の撰なり、其畧云、飛鳥山在武州豊嶋郡瀧野川、其爲境也、

其南則遠之東嶺、近之築井西原、其東則遠之房總、近之平塚、其南則遠之東嶺、近之築井西原、其西則遠之富士秩父、其

近之板橋練間、其北則遠之二荒筑波、近之王子及豊嶋川、其

餘則鶴臺中里隅田川、瀧野川梶原郡、歴然在目下也、是唯舉

千之一二而已、其左右則爲官家遊豫之地尙矣、六七年前有命茲

夷其荆棘、削平其草莽、更栽櫻木千株、既而其木長茂峯巒如

新編武藏風土記稿卷之十八 豊島郡之十



飛鳥山全圖

雲、今茲癸丑之春、千株花木一時而開、又有命凡百官僚日往而見之、各莫不荷恩而既醉也、且夫庶人農工賈販之徒、亦相往來而樂也、各莫不蒙周文之澤也、孟夏之月、余與二三子偕往而遊之、則綠陰連雲平蕪似烟、諸景萬狀在一瞬之間、於是乎取其可稱述者十二景、而賦詩亦畧而推之而已、恐未盡其善者也、是是にても權現社地とならざる前櫻樹のありしこと明けし、元文三年二月飛鳥山下假その水茶店五十四ヶ所、楊弓場三ヶ所音無川兩土手水茶屋九ヶ所を許さると云〔江戸志〕に、此山舊くは櫻樹のみ多かりしか、享保の末公より命せられて櫻樹を數千本植しめらる、春毎に其花爛熳として誠に壯觀なりしかは、遊客數多つとへり、元文の頃藤原勝行といへる老翁ありて、こゝに短冊を寫し遊客のよめる和歌をこひ集めしを、寛保の頃合覽に備り白銀を賜はりしと、又金輪寺の記に寛保二年延享元年此山へ松を植付られ、同三年金輪寺より松三十本、楓百五十本櫻十三本、鷹躑十三株を植へ、天明二年金輪寺の願に依て櫻の御植足ありしと云、此山惣段別四町五段にして、眺望打開け東の方筑波日光の山々、及下總國府臺を望み、又近郷の村落荒川の流など眼下に見ゆ、

飛鳥山碑銘

惟南國之鎮、曰熊野之山、有神曰熊野之神、實伊弉册尊也、配祀伊弉諾尊、事解王子、或稱之三神、事解別爲飛鳥之祠、三狐神副焉、語有神史中、別錄藏焉、誌曰、在昔元亨中、武之豊島郡豊島氏、辨兆豊島郡、爲熊野神座、地之曰王子、山之曰飛鳥、蓋自此始也、熊野之川曰音無、川流象焉、爾來四百有祀、土人以時祀之如一日矣、祀典曰、熊野之神、春以花祀、鼓之吹之、旗之歌之舞之、今之王子祀日、

鼓吹旋歌舞者、其來也尙矣、而世之逸、祠宇荒壞、風日不蔽、越賢寬永中、有司奉 命祇飭祠事、乃因故兆新之、遂遷飛鳥祠於本祠、飛鳥之山、有名無祠者由焉、三狐祠僻在北叢云、今茲丁巳春三月己亥、我 后省俳之次、規土封飛鳥之山、獨給祠無所與、永屬奉祀者、衛等恭奉祠、乃踏舞捧手稽首、敬祝之曰、於穆我 后、事神以誠、治人以明、措則正施則行、以詭樂郊爲神之鄉、神其不歆、明德惟馨、初飛鳥之山、蓬顆疏壤、雉兔徑焉、車駕之肇從紀蕃來也、有司行邑、吏容谿谷道泉瀑礫磬礮洞而旋、乃植花木數千株、內成游觀、外便芻蕘、雇役數千人、二紀之久、猥大爲美土、花木亦爲林、每春時爛熳焉、豈惟種善種乎、祀典所謂春以花祀者、冥契會之奇非邪、抑亦國家之符也、遂鑿于石以爲表經、銘曰、
縣邊洪荒、有神開國、垂跡南紀、東土是祀、明明我后、來封其域、神之眷祐、豐稷薦至、本支繁衍、其麗豈億、八埏懷仁、神祇饗德、千歲靈範、之石是勒、
元文丁巳之秋 奉祠金輪寺住持權大僧都宥衛立 東都圖書府主事鳴鳳卿代撰并書 神石の鑿六尺八寸幅六尺餘、神陰に飛鳥山四至傍 示自長至坤七十三步自巽至乾二百二步とあり、



一其圖之地社現權子王

ウツリ坂 或は大坂又宇都布坂とも云、日光御成道にて王子麓に三本杉と號するあり、今二株は枯たり、

王子川 石神井川の下流なれと權現の社前を流る、故、當村に或は音無川とも呼り、幅五六間より十二間に至、○石堰王子

内金輪寺峽下に設く、長十二間高一丈許、始は五間許も水上に置しか、水勢に逆ふて、不便なれば、明曆二年今の處へ移す、御普請所にて用 ○石神井川 王子川石堰より十間許上

水組合二十六ヶ村持、○石神井川 流にて南へ分派し、夫より飛鳥山下を流れて西ヶ原村に達し、流末淺草橋場に至て淺草川に注ぐ、幅二間或は一間の處もあり、二十三ヶ村組合

の用水 ○石神井用水 前方へ引分ち、村内及豊嶋十條三ヶ村の用水とす、幅九尺許、此二條の用水王子川より分派なる

を、石神井用水と稱せるものは王子川と呼名、當村内に限り上流下流とも石神井 ○堰梓二兩用水分派 ○大橋長十二間

川と號せるゆへなり、○堰梓二兩用水分派 ○大橋長十二間に架す ○飛鳥橋 長五間の板橋にて飛鳥 ○三本杉橋 長三間に架す、○須賀溝橋 石橋なり長一間横二間、

王子権現社 渡殿幣殿拜殿あり、縁起云、紀伊國牟婁郡熊野

非冊尊、事解之男是なり、其年歴は詳にせされと康平年中八幡太郎義家奥州征伐の時、當山にて金輪佛頂の法を修せしめ、凱旋の日社頭に甲冑奉納云とあれば、其より以前の勸請なること知へし、文保元弘年中豊嶋氏修造の事あり、其後小田原北條家にて尊信淺からず、上平川内三貫六文下平川村内二十二貫八十文半込内三貫百八十文の地を社領として



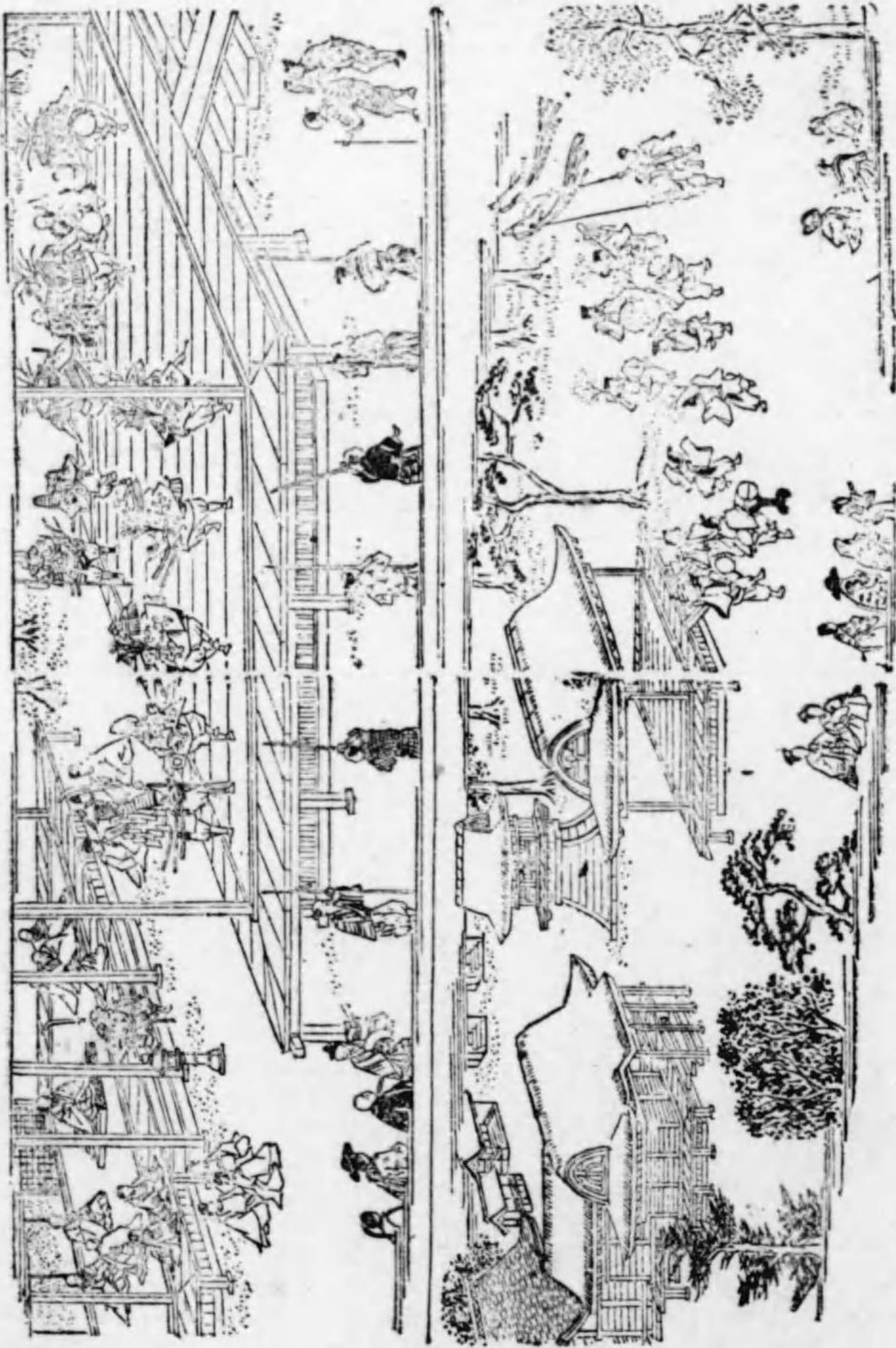
王子權現社之地圖二

寄附せしこと、〔小田原役帳〕に見えたり、又天正三年同十一年同十六年等寺中不入の禁制を與へり、同十九年北條氏の寄附に任せて神領二百石の御朱印を賜はり、又寛永十一年社頭中根七左衛門友次の兩人奉行して造替し、松平加賀右衛門正次・しかは遷宮料として金五十兩をたまへり、同年十月當社縁起新撰の事林道春に命ぜられ、八ヶ年を歴て同十八年脱稿す、極彩色の繪巻物にて筆者は鈴木權兵衛某、畫工は狩野主馬尚信なり、其後延寶三年修理料として金五百兩榊木二萬本を賜ひ、元文二年三月熊野花鎖祭の事に擬て飛鳥山を當社へ御寄附あり、天明二年文政三年の兩度修理を加へらる、其度々の棟札今に存せり、祭禮は花鎖祭として三月十日に行ひしか何の頃よりか廢せり、又七月十三日の祭禮には田樂羅と云式あり、別當總供僧承事、彌宜神子及び兒四人、田樂法師八人、武者三人其式を勤む、此時着する裝束及武具は寛永十一年、元禄十六年の兩度に賜りしと云、又正月十三日十八講式あり、總て年中大小の、神樂殿 護摩堂 本地佛藥師阿彌陀祭禮七十餘度執行ふ、動を安し、又弘 鎮樓 寛永十五年鑄造の鐘 法大師の像を置、なかく文左の如し 伏惟源大君左僕射征夷大將軍家光公也、撫運之日宣化於四海、震威於八挺、外施仁政、内崇佛神、彌久矣、以故德化之餘、朝中之神社佛閣、使再興者處處不可勝記、當社亦其一也、因而本社拜殿、左右末社護摩處御供處鳥居鐘樓、並至稻荷社境、而寛永曆甲戌之歲、營構悉成矣、幸甚幸甚、然猶神前之洪鐘、別當之住坊、未及修造、是残念之至也、爰當社別當職禪夷山金輪寺住持法印有存、頻發中興之素願、而丙子之歲建興寺院焉、戊寅之歲鑄造鐘鐘焉、時本寺南山門主無量壽院澄榮、見于幕下旅于武江之日、隨末葉之乞而爲之銘、曰

武州豐島郡王子宮殿、供基物舊再興已成、時鑄寶器、新掛華鯨、爾音殷殷、其響錚錚、晨鐘夕梵、夜撞畫鳴、聽

田樂羅之圖

花鎖祭圖 御寄附 寛永十一年起



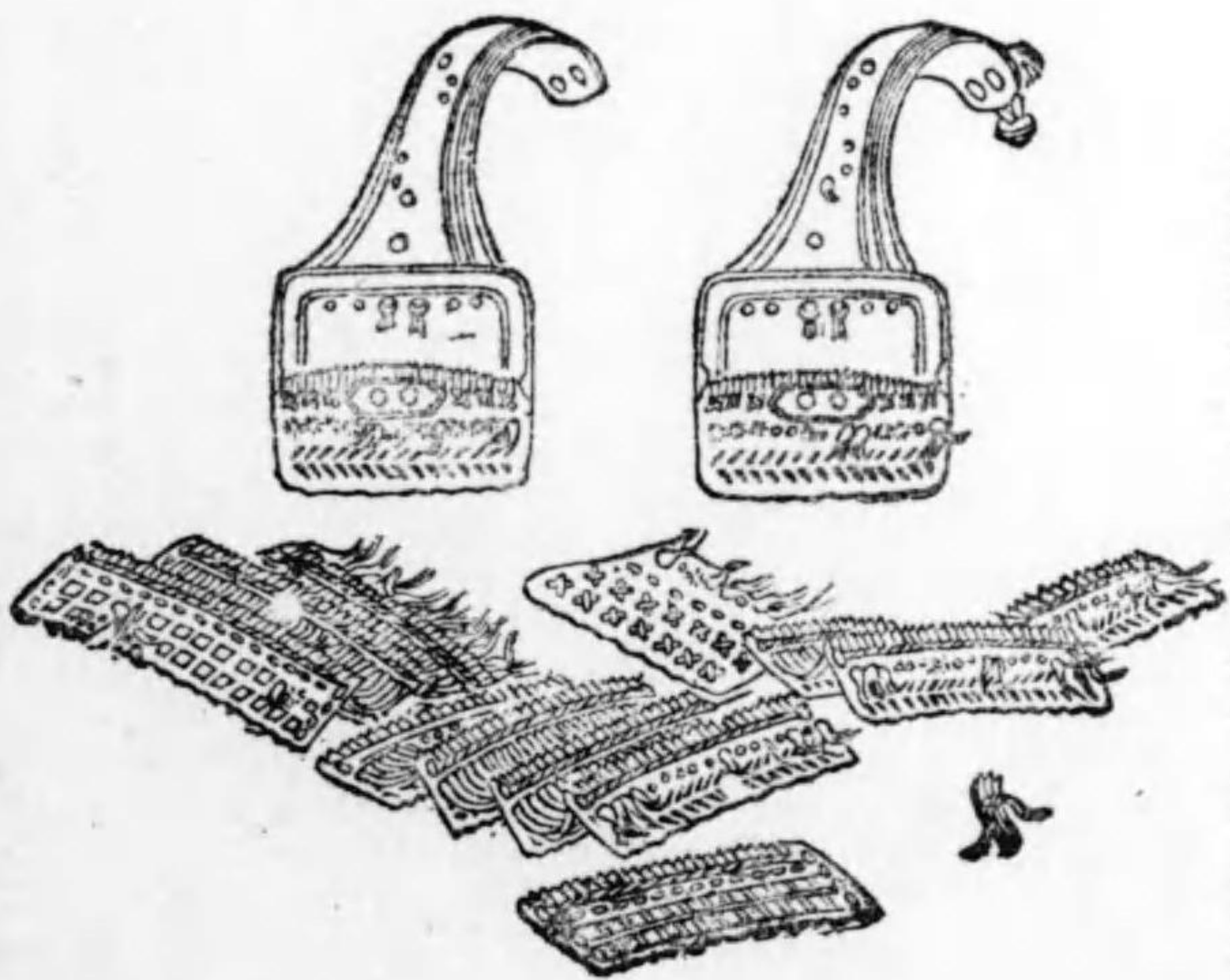
應遠近人宜送迎、四惡意類、三界衆生、苦盡樂至、夢醒
睡驚、唐帝脱械、龍神退兵、功德是重、利益不輕、所庶幾
者、國家泰平、萬邦風聲、四海波澄、普天雲收、幸土月
清、庄内豐樂、城中貞正、社壇安靜、寺院繁榮、掛鐘之

小札革金交



徳、位、劫廣、

時寛永十五年庚寅十月吉祥日 壇主 金輪寺別當宥存



仁王門若一王子の額をか、寛永年 供所 智明庵 神寶

若一王子縁起三卷 寛永十一年鈞命に依て林道春撰する處な
の極彩色なり、其後久く御文庫に置れしを、承應三年
十二月廿五日御納ありしと云、卷末の文左の如し、

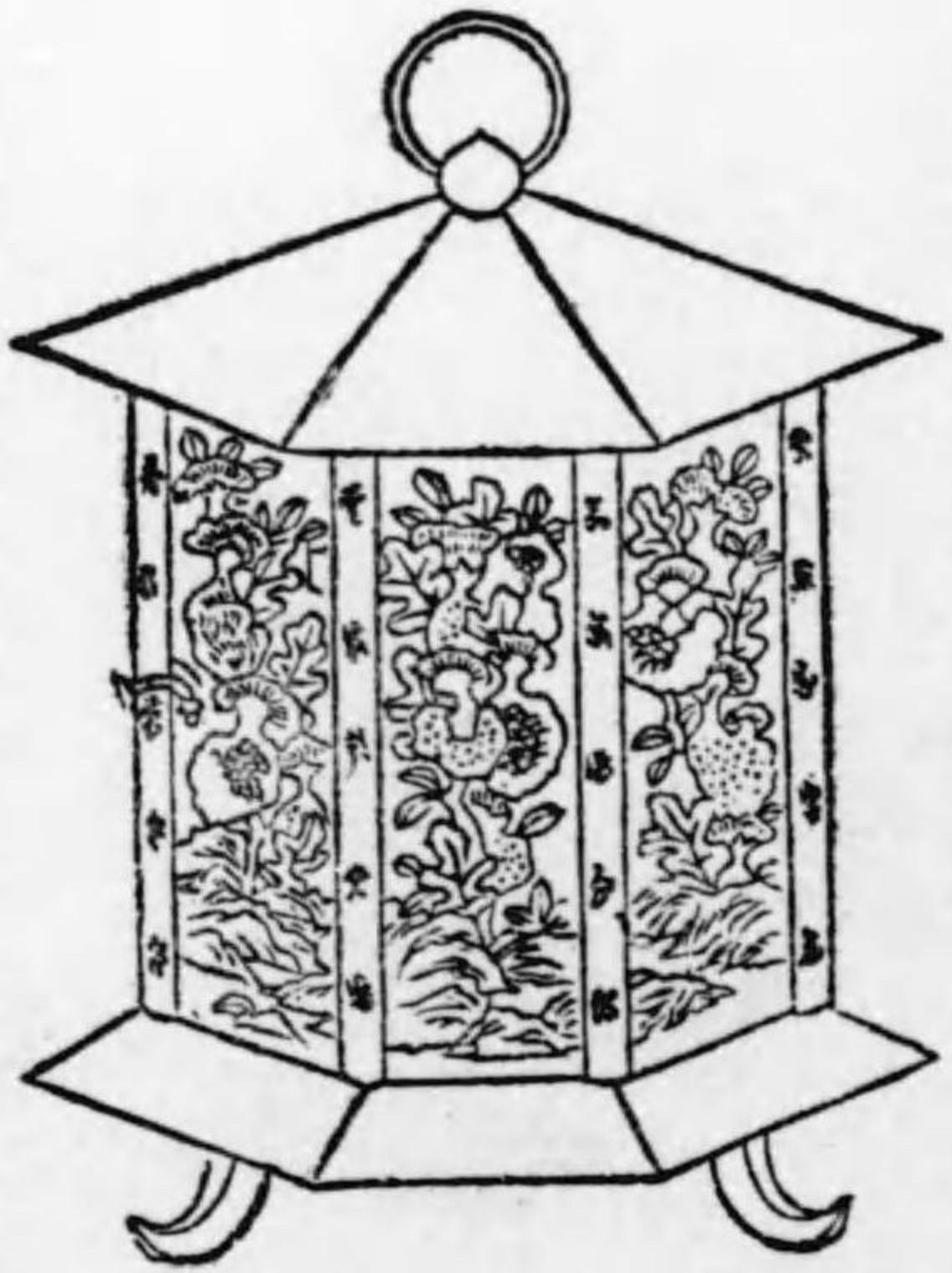
武州豊嶋郡若一王子社者、所勸請熊野權現也、寛永年中、
征夷大將軍左大臣從一位源大君治世理國之暇、敬神務民之
餘、造替當社、新賜縁起、從四位下侍從兼加賀守紀朝臣正
盛謹奉鈞命、乃令愚拙撰其詞、於是筆者、揮行草之勢、畫
工畫丹青之美、正盛偶有不遑、而齋藤攝津守三友傳旨、而
後其功已成、裝爲三軸、以納社内、誠是神寶之最也、須遺
芳於萬世、而輝神威鎮邦國者、不在茲乎、
寛永十八年七月十七日 民部卿法印道春敬書



熊野三神傳記一枚 元文三年有徳院殿の内命に依成嶋道筑記
裏より進せられ し御紙と云傳ふ 腹卷一箇 康平年中源義家東征の時寄納あ
のものなり、鎌倉権五郎景政鎌一枚 寄附の由來詳な、古制
圖前に載す

新編武藏風土記稿卷之十八 豊島郡之十

太刀二振 一は長四尺二寸八分、中心二尺五寸、銘に國次と
尺二寸餘、内一尺許は後に打添しものなり、一は長四尺三寸中心二
尺は銘なし、共に鎌倉北條家より寄附すと云、古刀一腰 近き
鳥山より掘得たりと云、古代の制なり若くは、大般若經一
明器に埋みしものにやといへり、圖上の如し、



卷 活字版にて大般若第三百四十九卷日なり、奥書に奉施入武
州豊嶋熊野權現御寶、文保二年戊午初秋大施主右衛門尉
白と記す、王子宮本地三尊三幅紺紙に金泥の梵字を以て佛
和泉守高陸納る處と云、表装の裏に武州豊島郡若一王子權現
之本地者彌陀藥師千手之尊影也、別當金輪寺宥相法印所望新
圖焉、故使家土赤尾加兵衛清繼隨舊圖以金泥梵文莊嚴之附于
寶庫、而永冀家門榮全者也、元祿十五年姑洗上弦從四位

下高陸誌 銅燈籠一 武州豊嶋之郡若一王子宮殿燈籠寄進王子、とあり、銅燈籠一 東光院第十代住僧權大僧都法印朝宗慶長九年甲辰正月吉日と銘す、圖右の如し、北條家文書三通 文左の如し

掟

- 一 於營中竹木伐取事
- 一 供僧中横合非分之事
- 一 只今被相拘社領不可有異儀事
- 右三ヶ條於違犯之輩者、不及用捨可遂披露狀如件、
- 天正三年乙二月六日 花押北條氏政
- 王子別當坊

掟

- 一 於宮中竹木伐取事
- 一 供僧中へ横合非分之事
- 一 只今被相拘社領不可有異儀事
- 以上
- 右三ヶ條、於違犯之輩者、不及用捨可遂披露狀如件、
- 天正十一年癸卯月十八日 花押北條氏直
- 王子別當坊

王子社中之杉、此度被載虎之印判被仰出處者、奉行

之者無届を以申上付而不及御糺明、惣並之御下知之由候、大途遂披露候條、右之杉不可剪、於自今以後も横合妄之儀有之者、何時も爲先證文可遂披露候仍如件

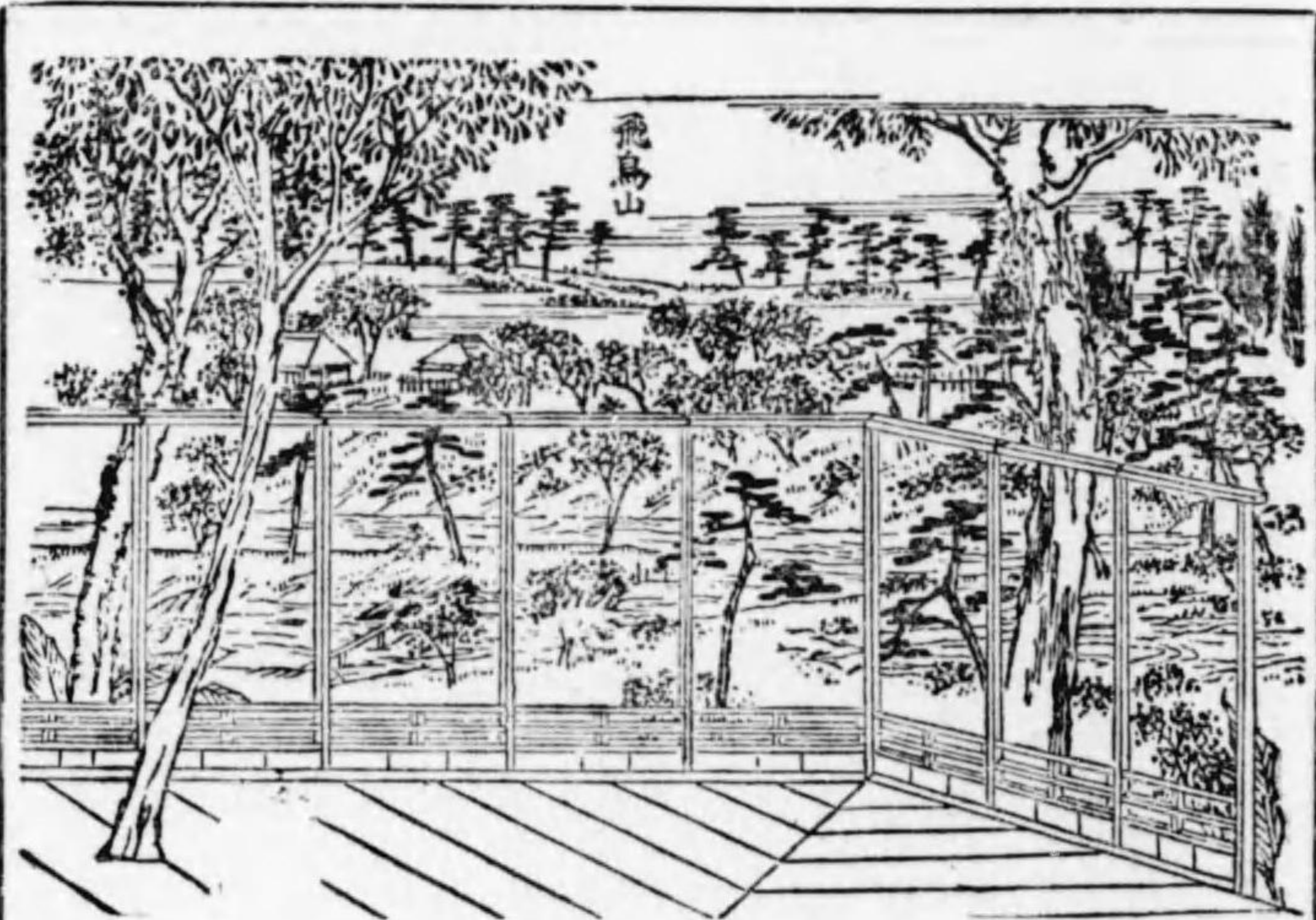
戊子 此戊子は天正十六年なり

十月七日

王子別當

東照宮 寛永十一年社頭御造營の時勅請し奉と云、御東帯の御像にて日光山大樂院の御畫像を摸し奉れりと云傳ふ、末社 天照太神 飛鳥明神 古は飛鳥山にありしを寛永十年に、に移せり、祭神は事解男命、聖宮 天神 三十番神 山王 關明神 荒神

十二所氷川淺間合社 八幡藏王白山合社 康家清光合社 豊嶋康家清光の靈を祀れり、康家は豊島三郎と號し、源義家に仕へし太郎近義の子なり、清光は權頭と稱し治承の頃の人、別當金輪寺 古義眞言宗紀伊國高野山無量壽院末、禪院を兼帶せり、相傳ふ康平年中源義家東征の時當所に於て金輪佛頂の法を修せしめ、凱旋の日甲冑を社頭に奉納し、且誅罰せる處の夷賊の魂魄の冥福を修せられ、遂に禪樂に獲得せしめられしゆへ、山を禪夷と號し、寺を金輪と稱すと云、古は新義なりしか、慶長十四年僧宥養台命によりて王子兩社の別當に補せられしより今の宗に改む、其頃關東にて古義眞言宗の棟梁五ヶ寺を定められ、御黒印を賜ふ、常寺其一なり、故に宥養を中興開山とす、此僧はもと相模國大磯宿地福寺の住僧たりしか、天正年中東照宮へ謁し奉り、慶長十三年十一月淨土法華宗論の時證人として論席へ出ることを命ぜらる、



金輪寺舞臺之圖

明る十四年伊余備前守をもて江戸邊の古刹御尋ありしに、金輪寺は古き草創にて今無住なる由を答奉りしかは頓て命ありて、こゝに住職す、其後紫衣を勅許せられ、又時々御城へ召れて御祈禱を命ぜられ、或は法義など御尋あり、同き十九年大坂御陣の時御祈禱札を彼地へ持参し奉りしかは、御感ありて伏見城に於て酒食を給はれりと云、是より先權大僧都朝宗當寺に住職せしこと、慶長九年社頭にかけし燈籠の銘に見えたり、本尊金輪佛頂は行基の作、又現の本地佛藥師阿闍梨千手觀音を客殿に安置す、慶長の頃東照宮此邊御放鷹の時當寺へ成らせられ、つひて台徳院殿大猷院殿にも御立寄あり、寛永十一年宮社別當坊御造營の時、金輪寺佛殿の西續へ上段御座所をも建させられしより、御膳所となり、其後享保五年修理を加へられし頃、南の方帷の端へ別に御座所を建續けられ且其前に舞臺を設けられしとなり、此御舞臺より咫尺に飛鳥山を眺み眼下には王子川漲り流れて石堰に激せる水聲潺湲として響き、溪間の茂樹春花秋楓の觀美を具し最絶勝なり、其圖上に出す、安永五年淺明院日光御社參の時御小休所に命ぜらると云、當寺御膳所の節年初度には五香散と稱せる、神樂及野菜一臺を獻上すること恒例に、寺寶 屏風一雙狩野洞雲筆にて西王母を畫く、卓圍一鋪 文昭院殿御能裝束、有徳院殿賜ひしものと云、

月光院殿より御寄附ありしと云、裏書に從三位月光 金色佛舍利一粒 寶篋塔中に納む、扉 鹽山指出磯圖屏風一雙 古法信の筆と云、千鳥 茶銚一口 高五寸共蓋にて五七桐の模様の屏風とも稱す、 鉄付は松子なり、口の直径三寸九分 蘆屋 五大尊畫像一幅 幅四尺許僧文覺の筆と云、の蓋と云傳ふ、 以上四は北條氏直より住持宥養へ寄贈、 兩部大曼茶羅二幅 弘法の筆と云、能登國能すと云傳ふ、 登郡石動山天平寺より寄

附なり、裏書に奉修護金子共寄進于時天正二年甲、冷泉爲
戊九月吉日石動山天平權大僧都玄秀修善院と記す、
久卿和歌一幅

飛鳥山といへる所の花とて、人のみせけるわか木
の枝のことにうるはしき、色香も世にすそおほ
えし、江戸よりは陰ふむはかりの近さなれと、行
て見ぬおもひを、霞の關にとむるはかりになん
折枝の色香をみすはあすか山、はなのところの春も
しられし

爲久

箱の裏に元文己未年春、冷泉前大納言殿關東下向之次、宥衛
上人以飛鳥山櫻花進彼卿、源信通奉請彼卿和歌仍所賜也、即
經上覽藏之金輪寺者也、
源信通奉記とあり、
同一幅

春の御下向に奉らはやとかまへたる花の折しも、
ゆへありて秋なむ御くたりまし／＼けるほどに、
かの花を押花といふものになしおきて、奉りしつ
ゐてに

横大僧都宥衛上

あすか山越し昨日の春の色を、この一ふさの花にみ
そなへ
一ふさの色香も春の後見よと、おもひをきける花そ

えならぬ

爲久

押花の和歌と稱す、元文四年爲久卿下向の時、金輪寺住
持宥衛櫻花に歌を添て送し頃の贈答なり、合て一幅とす、同
一幅

さきぬとも告ぬあすかの山櫻、去年のこと葉の色や
わすれし

右

冷泉前大納言殿御歸洛を催されし日、品河驛にて
石筆に書せられて、宥衛大徳の許へ申つとふへき
のむね、佳孝おほせを蒙り侍し

桑山佳孝の筆にて 油小路高前卿和歌一幅
同人の寄附なり

とふとりの山のさくらをいかてみむ、おりつるひと
の情ならずは

たか前

奥書に此一軸は油小路前大納言殿、へ飛鳥山のさくらにつけ
て、みせはやと手折あすかの山さくら、た、ひとえたのいろ
かなるしも、右愚詠の御返しに、冷泉爲村卿和歌一幅
みて賜りし御歌也よし直とあり、
折あたのむかしをそおもふあすか山、花はかはらぬ
春の色香に

自筆の短冊は失ひて、寺記の内に傳へ残りしを、近き年展代
弘賢か書して一軸とす、こは寛保三年の春飛鳥山の櫻花を押
花と云ものにして、住僧宥衛より、飛鳥山十二景詩一卷
奉りし時讀て贈られしものと云、飛鳥山十二景詩一卷
保享

十八年林信充の作なり、自序 飛鳥山十二景和歌十二葉文
あり其文飛鳥山の條に録す、
四年の詠歌にて共に短冊なり、別、狩野友甫畫一幅 田家月
紙に眞字の跋を書して一箱に入る、
なり、冷泉爲久卿住持宥衛に寄贈せらる、西三條大納言公福
卿の筆にて、秋の田の露しくとこのいなむしる、月のやとと
ももるいほりか、
無量壽佛像一幅 明人の畫彩色あり、拓
など、云誤より、
狩野尙信墨畫十二幅 牧黄牛柳鶯雉、以上三幅對、夾山葦
荷蕪翠、以上三幅對、善化禪師竹雀梅鴨、以上三幅對、箱蓋の
裏に此兩所藏之僧者狩野主馬筆也、昔時寛永十一年、有大猷
院殿台命、令造替王子權現稻荷及末社等且賜緣起三軸也、乃
其文林道春、其書鈴木權兵衛、其書狩野主馬、各承命而皆振
其才以可知焉、昔狩野主馬、歷覽王子權現稻荷社頭之攝、畫
境地之風景、而親爲圖之、適來此地止宿當寺也、依之別當宥
存、詩屏風之繪、即應需而所畫者、此十二枚押繪也、予師宥
相恐其損壞爲掛物、三幅對四通、今願盡壞、故修補而以傳後
代者也、主馬尙信筆、世太珍襲、必須容易無所爲之記耳、宋板
寶曆九星次己卯仲秋望、金輪寺第八世宥仙識とあり、
大日經一部 大永中北條氏綱相州鎌倉極樂寺に寄附せしもの
寺眞言院と云印を押し、又氏綱寄
納の時押した印文あり左の如し、

斯一藏眞爲先婦養珠院宗榮
莊嚴報土 大永戊子孟秋日平氏綱花押

宋板一切經零本二冊 豆州走湯山般若院の藏なりしを、文化
年中院主周道より當寺に寄附すと云、

釋迦像一軀 山城國山崎觀音寺住持大僧正以空、赤梅 藥師
像一軀 藥王樹にて彫す坐身 正觀音像一軀 長九分許弘法作
念せし、青色舍利一粒 金梨子地菊桐の紋を時繪せる箱に納
像と云、
蜀錦にて東福門院以空、十六觀音畫像十六幅 贊あり畫贊共
手筆の舍利記文添へり、
當時敬覽に入しに御感ありし由、梵字佛號二幅 一はしつや
高辻大納言豐政卿の文書添り、
字、一はいたてん四字 弘法大師畫像一幅 弘法一頂
を書す、共に以空筆、
古筆手鑑一帖 右二品以空所 以空肖像一幅 聖德太子
高辻大納言長卿の贊あり、
正親町大納言公通卿筆、
未に元祿十五年壬午四月十六日權大納言藤原敦親書、觀音塑
像一軀、地藏塑像一軀 共に立像長二寸五分弘法大師幼稚の
年代等詳にせざる往 時造る處と云、此以下の品は寄附の
古よりの寺寶と云、五大尊五軀弘法 炎胎地藏一體 惠心
愛染畫像一幅 不動并八大童子畫像一幅 此二幅 不動
畫像一幅 惠心 不動及二童子畫像三幅 僧妙 閻魔曼荼
羅一幅 巨勢金 啓書記畫三幅 對中央福祿壽 山水畫一幅
元人見 圓頓者一幅 尊圓親 後奈良院宸筆和歌一幅 龜
洲筆 山院宸筆和歌一幅 王閩州詩一幅 古筆手鑑一帖 高

野大師行狀記】五軸土佐繪入の巻な 卓圍一舖と云傳ふ、古世の物、繡字賀文一幅明人英公祖壽筵に用たるものなり、と見ゆ、繡字賀文一幅六尺一寸横九尺、文字大き一寸二分許、大幅淡青色の純子を五布綴り合て一枚とし、白糸をもて文字を縫出せしものなり、唐通辭某より打鐘の爲に寄納せしといと雅物なれ、【小田原北條分限帳】寫一冊本書は表装して寺寶とせり、野山高室院の所蔵なり、小田原落城の後氏直彼院に寓居せる時の遺物と云、此寫は元祿五年正月當寺第五世宿相高野登山の目手自から謄寫せる處なり、然るに後年高室院に傳ふる本書焼失せしとて、再び彼院より是を請て寫し傳ふる由なれば最珍とすべき書なり、標題には「小田原北條家分限帳」とありと、巻中には「小田原衆役帳」と記せり、享保七年寺社奉行土井伊豫守利意命を傳へて此帳を本城へ呈せし事、北條氏照文あり、其時利意より書狀等合て一箱に納む、北條氏照文書一通昔より當寺に蔵すれと其傳來を詳にせず文左の如し

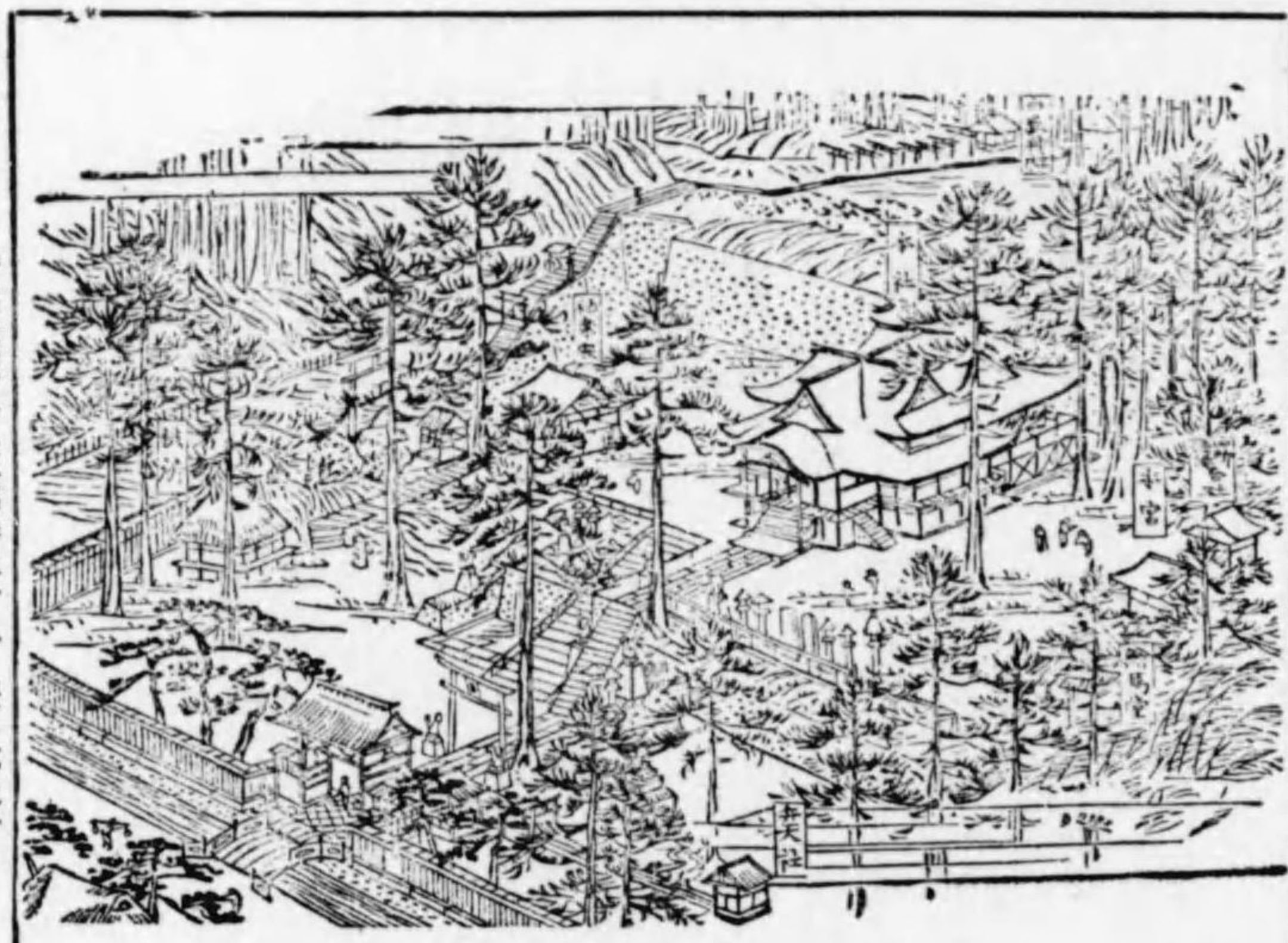
態預御狀本望候、如蒙仰先日は平野之儀に付而、從御隱居退事入御覽候間、御得心之由、令得其意候、何分にも馳走可申可御心易候、次宇治茶共袋贈賜候、御志與之旁々賞味可申候、委曲期後音候恐々謹言

六月七日 奥州 氏照花押
右衛門佐殿 御報

築田政助文書一通三島六郎政行寄附文左の如し
禪興寺領武州平沼之郷事、自何方改兎角申候、固守寺家不可存疎儀之段 上意候、恐々謹言
十一月三日 政助花押

金子左京亮殿

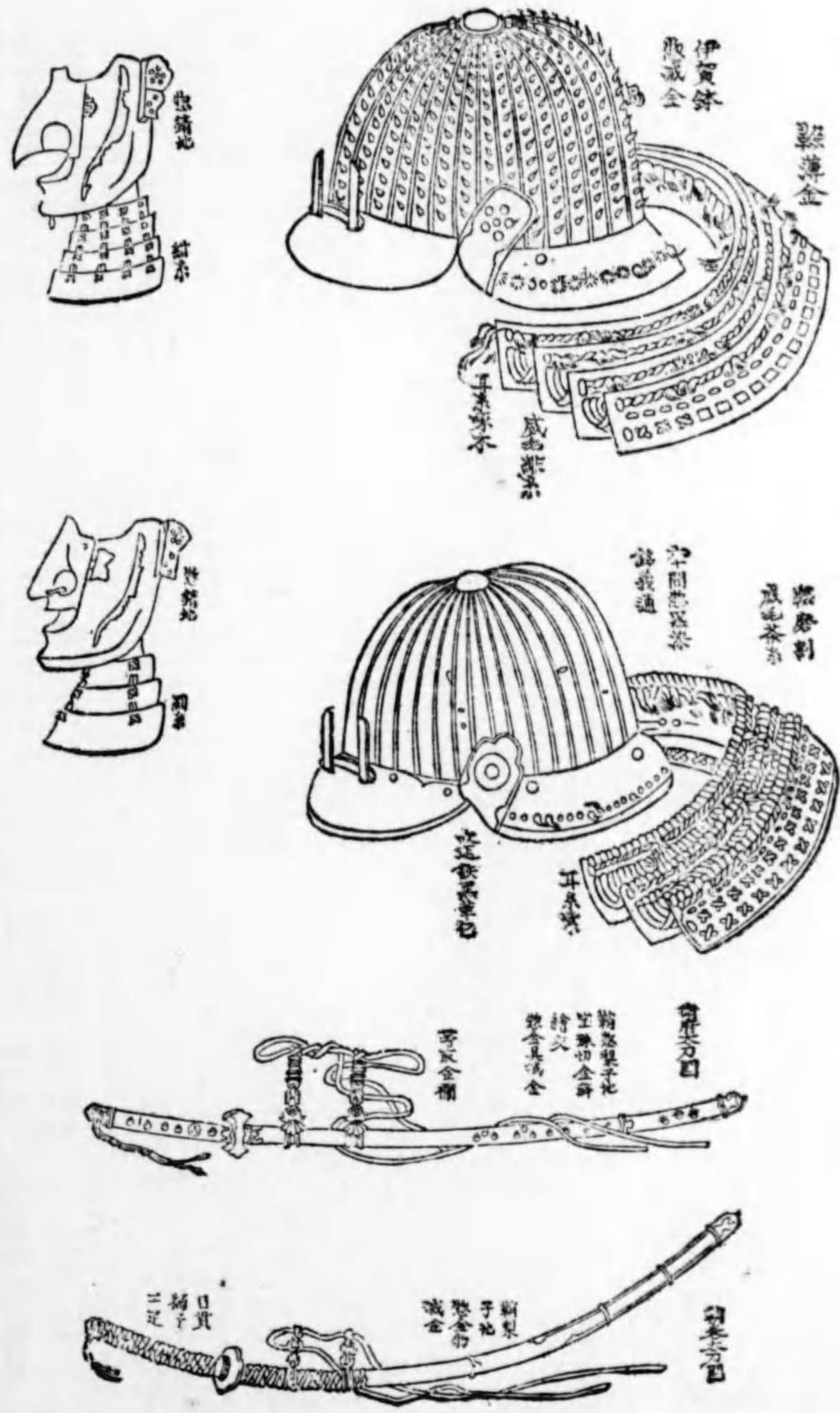
按に政助は古河公方の家老にて大炊頭と稱し、關宿の城主たり、且左馬頭政氏より一字を與へて政助と名乗し人なれば、其年歴大抵推して知へし、然るに文中武州平沼之郷と記せしは今の葛飾郡二郷半領平沼村なれば、彼郡の古より當國に屬せし證と、宋板一切經零本一卷 京都東福寺中三聖寺の藏書すへし、紺紙金泥十輪經一卷 序品第一軸なり、高野山荒川と云、中將姫蓮糸三尊一幅 後陽成院宸筆國字一年中得たり、烏丸光廣卿墨蹟二幅 明益王幅蹟一幅 四季富士山圖一幅 信筆 兒文珠蝦蟇鐵拐墨畫三幅 對狩野探幽品は後年購 御成門寛永年中設 御膳水近き頃新に堀せ得所なり、池上坊 月藏坊 寶珠坊 藤本坊 稻荷社 舊くは岸稻荷と號す、こは村名の條にも云る如く荒川と、祭神倉保命稚産靈尊倉稻魂命にて本地は正觀音樂師院根尼天なり、祭禮二月初午及十二月晦日狐火會あり、道春所撰の權現緣起に、末社多かる中に何れの世にかありけん此社の傍に稻荷明神を遷し祝ひければ、毎年臘晦の夜諸方の命婦此社へ参り來る、其ともせる火の山中に連り續けること許多の松明を並るか如く、數石の燈を放ち飛しむるに似たり、其



稻荷社地圖

道の山を通ひ河邊を通へる不同を見て、明年の豊凶を知ると聞ゆ云々、是に據は當社は權現の末社の如く聞えたと左にはあらず、金輪寺中興宿養を王子兩社の別當に補せらると云に據ても知らる、道春偶誤記せしならん、當社へ御成ある時は其日一日開帳す、又十年に一度御 社費 兜二 面類二長刀二振 納ありしと云、享保五年八月十一日有徳院殿金輪寺へ御立寄の時上覽ありしより、御代々 衛府太刀一振傳の台覽に供ふと云、兜面の圖左に載す、 寶曆年中松平右京太と銘す、圖後に載す、 鞘卷太刀一振 寶曆年中松平右京太と銘す、圖後に載す、 夫人人宮部孫八寄附、 銘に奉納王子子村稻荷大明神寶藏、宮部孫八藤原、 宗近刀一義正再拜、東都青龍子敬造とあり、圖次の如し、 宗近刀一振長二尺三寸七分、宗近の二字を銘したれと漫思して詳なら振す、箱の上に奉納王子子村稻荷大明神宮、三條小鍛治宗近雄劍一振、享保二十歳次乙卯年二月中七日、越後國新發田城、刀主溝口出雲守臣下源五左衛門尉藤原姓江口氏榮明と記す、一振 紅葉狩太刀と稱す、長二尺三寸五分不動利劍の種あり、中心の表に國字にてもみちかり、裏に中嶋石右衛門と銘す、寛政九年窪田助左衛門勝英と云者重病に罹りし時、當社に祈誓して、平愈せる報賽に納むと云、由來書を一軸として副たり、 其文に、

物見之役勤功之賞刀壹腰送之、追恩賞可令汰沙也、
文祿二年二月十八日
清正花押
唯茂右衛門へ
もみちかり中嶋石右衛門 傳書寫



朝鮮征伐之時石右衛門加藤清正にしたかひ、立花宗茂明勢かこまれしをすくわんとて、キコル山と云深山に入、石右衛門物見を勤むに、異形之唐人八打てかゝる、即時に三人切殺し、貳人深手を負ひ、三人逃失たり、清正來りて大にしよふびし、往古平のこれもち戸隠山にて鬼神をたいしけしに似たりとて、感狀にこれもち石右衛門と書、此刀をそへ給るゆへより、此刀を紅葉狩と名付、中島家に重寶と成、愚祖父主水申島作太夫娘を妻とす、引出物にして送之、畧す

不審の傳書にして殊に清正の花押他に見えたるとは異形なれば、うけかたきものなれと姑くそのまゝを記せり、刀一振青江下坂の作と云、無銘なり延享、曲玉丸顆文化年中五年池田甚十郎寄附の由籍に記す、吒積尼天腹より堀得、馬頭觀音銅像一幅坐身長一寸八分弘法作と云、書幅一軸狩野永真筆の、鳥居二基、神樂殿、供所享保十丁に福りし後井上河、寶篋塔明和四年田安殿、鐘樓寛永十七内守承りて再建す、鐘成萬斤焉、野山門首澄榮爲之銘曰、鐘をかく、銘

新編武藏風土記稿卷之十八 豊島郡之十

鳴鐘新掛 其功大哉 神德彌重 威光倍雄 音告長回
 響報往來 撞者拔苦 聽者免災 近同壽福 遠離輪回
 萌種甲折 心運華開 社壇不朽 遠離輪回
 恒阜民財 鐘用無盡 永莊樓臺
 寛永十七年辰九月吉祥日

水屋 表門 寛政年中 本宮今の本社後年造替ありし後、其せり、神體箱を荷ふ老翁の像なり、本地十一面觀音を末社も安す、こは本社遷座の後別に安置せるものといふ、辨財天弘法大師の作、元宇都布坂の上にあり、白狐神四所清瀧明 裝束榎社地より東の方田間にあり、もとは二株あり神合社 裝束榎社地より東の方田間にあり、もとは二株あり本の方は圍み二抱餘、土人の説に毎年十二月晦日の夜此板に狐聚りて衣裳を改むるゆへ斯唱ふと云、藥師堂 名主善右衛門が宅地にありて同人持、藥師は立像村の西南の方にあり、長六間幅四間許、塚上に松一株妙觀塚 ありしか今は枯てなし、昔追鳥狩の時御立場となりしゆへ、松山の、龜井塚 稻荷社の後畑中に四ヶ所あり、共御立場と稱す、○龜井塚 稻荷社の後畑中に四ヶ所あり、共唱る者一、無名の塚一あり前の妙觀塚を合せて其數七なれば、通して七曜塚と呼ぶ、舊家者 善左衛門 飯田を氏と、名主を勤む、往昔王子權現鈴木・須藤・榎本等を氏とする、六人の村民隨ひ來りて爰に居住す、是を王子の六人衆と呼ぶ、善左衛門は則其一にして祖先を飯田大膳と稱す宅地の内墓所に正和・正安・觀應等の年號を彫れる古碑あれば、舊家なることは論なし、彼六人の内金子氏の子孫と云ふもの村内にあれと是も證とすへき事なし、

三四七

○瀧野川村 瀧野川村は古き地名なり【源平盛衰記】頼朝
 隅田川を渡り府中へ趣し條に、武藤國豊島郡上瀧の川松
 橋と云處に陣取山を載せ、及【豊島系圖】に、宮城八郎重
 中か次男瀧野川太夫五郎信久、信久子瀧野川次郎信川、
 信川子同五郎久吉、久吉子同小五郎久道、久道子同長門
 守豊明とみゆ、是等皆當所に住して在名を氏に唱へしな
 らん、【北條役帳】に、太田新六郎か知行二十一貫五百文
 江戸瀧野川源三郎分、二十一貫文江戸瀧之川梶原堀之内
 瀧江分とも載たり、村名の起りは村の北王子村境を流る
 、石神井川、急流にして水聲四方に響く事瀧にひとしと
 て瀧の川と唱へ始めしより村名ともなせりと、村内金剛
 寺松橋辨天の縁起にいへり、日本橋への行程二里、戸數
 百十八、東は西ヶ原村西は下板橋宿、南は巢鴨村北は石
 神井川を隔て王子村、東西廿町餘南北十二町、用水は仙
 川分水の下流を引沃く、村の東の方日光御成道南の方中
 山道係れり、又金剛寺より南の方石神井川の對岸小高き
 處鎌倉古街道の跡と云、今其所は村民の宅地なり、【南
 向茶話】鎌倉古街道のことをいへる條に、高田馬場より
 雜司ヶ谷法明寺脇通り中山道を横きり、谷村瀧の川村
 を經て豊島より千住の方へ古の道筋なりとあり、谷村は
 村の小名、谷津といへる所なるへし、檢地は寛永十六年

長谷川五郎左衛門、阿出川惣兵衛・小崎庄兵衛・牛込五郎
 兵衛糾す、
 高札場 村の中程
 小名 谷津 北山 押外戸 馬場 宮ノ下 谷畑
 石神井川 村の北境を流る幅五間程、是を瀧の、○逆川村の
 川とも唱ふる事は村名の條に辨せり、○逆川東の
 方西ヶ原境の細流落合て一條の流となり、北流して王子川に
 入る、北流は水の逆なれば呼名とすと云、幅一間より九尺に
 至、○源五郎淵村の南巢鴨村界に
 八幡社 村の鎮守なり、金剛寺持にて羽
 金剛寺 新義眞言宗田端村與樂寺門徒、瀧河山松橋院と號す、
 本尊不動は坐像にて長一尺餘弘法大師の作と云、縁起
 の畧に、當所は弘法大師遊歴の古蹟にして、其頃手つから此
 像を彫刻ありて假に石上に安ず、今其石を不動影向石と稱し
 て境内に現存す、疾病のもの此石に水をそそぎて其水を服す
 れば立所に平愈すと云、又治承年中右大將頼朝境内辨財天信
 仰の餘り堂舎建立、及び田圃をも寄附ありしに、其後兵火に
 燒れ強盜に田圃を掠め奪はれ、宗門たに定かならざりしに、
 天文の頃阿闍梨有印と云僧是を敷き、北 影向石三箇の石
 條氏康へ訴へ永く眞言の道場に復すと云、 辨財天を重置、
 是縁起に云へる不動の 辨財天社弘法大師作坐身長七寸の像
 像を安置せる處なり、 辨財天を安し、別に護摩の灰にて
 作れる像、 地藏堂 大黒天本堂の後の方岩、 辨財天の峽下
 にも置り、 地蔵堂 大黒天窟の中に安置す、 辨財天の峽下
 中に安ず長一尺の石像にて松橋辨天と號す、弘法大師の作、
 當時此地に松橋と云橋ありし故地名をおはせて唱といへり、
 松橋の名は前に云る如く【源平盛衰記】に見えて舊き地名な
 り、治承の頃頼朝此辨天を歸依の餘り太刀を寄附ありし由縁



瀧の川の圖

起に載たれと今是を失なへり、洞中に、惠比須昆沙門石像
 文保三年三月と彫たる古牌一基あり、○正受院 淨土宗芝増上寺末、思惟
 紫の楓紅葉の秋時紫色なり、○不動即我の密法を修する事年あり、靈夢を得て當國に來りて
 中大和國宇多郡龍門の奥功曾久と云所に、學仙房と云僧住し、
 當寺を草創せり、其年たまたま洪水ありて砌の川中より弘法
 大師作の不動を得たり、其後又旅僧來て一軀の不動を授けし
 もの今堂中に安置する處なり、學仙房は弘治三年三月四日寂
 す、其墳墓庭の小山の上におりて五輪塔なり、其後寂阿了山
 と云僧堂舎を再建す、文祿三年九月三日圓覺光道本堂再建の
 棟札あり、本尊阿彌陀は行基の作にて坐身長二尺五分此餘惠
 心作の彌陀像撞鐘古鐘なりしか文政、不動堂弘法大師作觀
 一軀を置、三年改鑄すと云、
 音堂 西國札所第四番 瀧本堂の脇峽下にあり病、○壽福寺 新
 眞言宗田端村東覺寺門徒、南照、者つとい來て浴せり、○壽福寺 新
 山觀音院と號す、本尊子安觀音、○塚 五仁王塚・鷹番塚・新塚・
 あり、共に僅の塚
 にて由來詳ならず、
 ○西ヶ原村 西ヶ原村は昔平塚に屬せしと見ゆ【北條役
 帳】に平塚藤右衛門二十貫文江戸平塚之内西原と載たり、
 平塚の事は上中里村に辨す、日本橋の行程用水等前村に
 同し、家數七十餘、東は中里村西は瀧野川巢鴨の二村、南
 は上駒込村北は上中里梶原堀之内の二村なり、東西十町
 餘南北八町許、日光御成道係れり、正保年中は御料の外
 木村善右衛門・山川市十郎知行、及雲光院法恩寺領入會
 の地なりし由ものに載たり、今も以上の領地にして其餘

隣村平塚明神社領及野間忠五郎知行加はれり、木村の子孫は今も善右衛門と稱し、山川の子孫は左兵衛と云、檢地は延寶二年中川八郎右衛門關口作左衛門糺せり、高札場村の中程

小名 貝塚 橋戸 上の臺 殿の上 一本木 御殿

前原 原久保 西谷戸 向ヒ原 前谷津 池ノ尻

そや形 廣町 原下 茶ノ木田 穴田 一町目 塙

田 峽ヶ下

立會橋

上駒込村境の小渠に架す、長二間、

熊野坂

村の中程熊野社の脇の小坂を云、大炊介坂 御用屋敷邊の小坂なり、

し地と云、名主文右衛門も保坂氏にて先祖を仁左衛門と稱す、有徳院殿此邊御放鷹の時文右衛門が家に御立寄有て、大炊が事蹟を御尋ありしに、此頃はや詳かならざる由御請申上しとなり、又今村の年寄を勤むる忠兵衛も保坂氏にて、元は兜鉢巻等の武具、○御殿山附大追物蹟、村の北日光道の右を所持せしと云、○御殿山附大追物蹟、昔は舟山と稱せしか、御殿を建てさせられてより斯號すと云、此御殿を古く設られしにや【正保國圖】に、既に御殿と云者あり、今は松杉雜木の御林となり、四町六段六畝二十七歩の地御林奉行支配、御林番居住して預り、御殿を毀れし年月等は詳ならず、按に慶安三年林道春仰を蒙て撰せし舟山茶亭記

と云もの【羅山文集】に載たり、其文に

舟山茶亭記

武州原野之廣遠也、古今稱其名、就中本州豊島郡中里村者、當金城之西、最爲勝地、遠近之郊、疎密之林、

誠是蒐苗獮狩之場也、大君講武之時、相此攸、擇其勝以爲爰憩之所、舊號舟山、乃命吏誅茅經營、周回數百千步、立柵衛之、當其遊獵、俊鷹數十聯、檢獵驕若干頭、列卒成隊、扈從如雲、於是飛者走者、或被擄擊、或中鳥銃、頗有去者不追之義歟、先是、於此地、使騎射者定其耦、放犬於藩內、射之若干番、中者記其名、俗曰犬御覽之時、使國牧守及太夫士、同陪侍焉、誠是本邦射馭之禮也、頃開就其坳處、浚之高其堤、洌泉自湧、乃爲池沼、其激灑也、萬鏡空明、其漣漪也、風行成紋、鸞鷺浮而游魚躍、觀於鞞於此、見在渚於此、嘉木欣榮于此堤、名花開敷于其岸、池側有亭、頽之曰壽寧軒、春則花靄如錦青草如茵、夏則新綠陰陰、薰風吹物、秋則佳月丹楓、夕氣相輝、冬則河漢雖近、松篁增色、四美具矣、池中有島、新架橋而自壽寧渡之、過島經閣道數階登高處、有亭曰達觀、四顧則神風肅然、遠來自乾方日光山乎、簾外四時雪、招坤維富士峯之景乎、其長則望筑波山之茂陰、而千萬畝之甫田、在莽蒼中、因思稼穡之艱難、則與宋帝之麥苑、殆彷彿乎、覲々麋鹿、紛紛羽族、氍毛羣尾、皆得其時乎、長虹曳曳者、非千壽橋乎、飛翬隊隊者非江府之千萬戶乎、其餘壯觀不可歷

舉也、相攸擇勝誠宜哉、薄于震巽間有叢祠、曰平塚、偶辱枉躡、遂賜供田以表之、亦非神之幸乎、惟夫曰壽寧、則延算引年、而凡臣民奉祝之禮也、無不慶焉、昔周公有事于達觀、其大聖而壽考、人皆知之、今取焉歟、其監臨之廣而明也、四海之安泰、百世之本枝、舉在掌內、嗚呼盛哉美哉、

慶安三年之冬奉台命而作、

按に文中舟山を中里村と書せしは誤れり、昔より中里と當村とは別村なる事村名の條に記す如し、又文中壽寧軒達觀亭などと稱せし御設ありし由みゆれと、今其所を詳にせず、た、五段許の池及嶋嶺の跡存せるのみなり、又按に當所に於て大追物ありし事は林春齋が撰せし「大追物御覽記」に載たれば左に抄録す、

正保四年亥十一月十三日、將軍武州王子村へ渡御ありて大追物を御覽せらる、是は松平薩摩守光久(本氏嶋津)其家に傳習はす由緒有により、上覽に備へ奉らんと連々執事の者を以望申ければ、御許容ありて此村に新に棧鋪を構へ、馬場を築しむ、幾程なく土木の功終りければ今日出御あるへきに定りぬ、諸大名并御譜代の御家人各供奉すへしと仰出され、旗本近習以下の輩も各豫參す、此所は江戸城を去事二里許平原曠野の地にて、元より放鷹の御狩場なれば御茶亭もこれ有により、この所を擇はれけるにや、棧鋪は御茶亭の南にあり、東西四十六間南北十一間、南面の中央に上境を構へ御座所とす、棧敷の南十二間を隔て馬場あり、其廣さ東西四十二間南北十間なり、四方皆竹を以て埒を結ぶ、埒の高さ四尺五寸、地の高下によりて五尺も有けるとなん、埒の中央十八間二色の砂を蒔て馬を立る所とす、是を勝示と云、其廻りを勝示際と云、其中央に長さ十八尋餘の繩を以て方四五間許の圍をなす、是を大繩と云、其圍の中央に

長さ五尋餘の繩を以て方一間許の圍をなす、是を小繩と申す、其内に砂を入滿る事繩とひとし、埒の坤の方に戸あり是を大塚の口と云、巽の方に戸有是をものかけの口と云、皆輦門にかたとる成るへし、又南と東と西との埒の上にかさりの墓目の矢を挟む、一方に十二桁なり、一桁毎に四つ結にして四品に掛れば、十六筋なり、十二桁は一桁合て百九十二筋成へし、三方合て矢五百七十六筋なり、是三手の大追物の矢數となん、三手の内に上手次下手の名あり、又埒の外の良の方に添て假の役所を構へて日記の座とす、舊例には御座の次の席にて日記を沙汰する由なれと、此度は御座に近付し事を懼りて所侍となん、此役所の内に器物一對を並へ置き、金殿の箱を以て是をだみ其上には青黄赤白黒の餅を二重に高くもり一重毎にいくらかも積重て作花を挟む、其下には五色の素を備ふ、其器の縁を金紙にて飾る、又木を以て瓶子一雙を作り設く、是も全銀の箔にてだみ松と鶴とを畫き、蝶花形を以其中を包む、但酒を盛に及はす、此外硯紙并幣等をも此内に納置けるとなん、此役所の前の傍の埒に又一つの戸有り、是は貴人出入の爲に設くる事なり、今日は開くに及ばす、又埒の外の西南の方に假屋を構ふ、是は射手裝束を調る所なり、已刻將軍家着御有て棧鋪の上境に入らせ給ふ、云云、

是にても其時のさま推て知へし、翁式 ○御用屋敷 兎御用の次第は春齋記文の本書に就て見へし、○御用屋敷 兎御用と稱す、上中里村に跨り一萬二千五百三十二坪の地にて當村にかゝること四千七百八十七坪、事は上中里村の條に辨す、一里塚 村の北日光御成道にあり、日 ○鎌段塚 或は庵段塚と稱す、本橋より爰に至る迄二里、○順禮塚 村の北日光道の西にあり、豊島氏代々居城の跡に ○順禮塚 村の北日光道の西にありし所と云へり詳ならず、○順禮塚 村の北日光地蔵塚 同邊 ○道音塚 瀧野川境にあり 名義詳ならず

神明社 無量寺持 ○第六天社 ○熊野社 不動院持 ○稻荷社
下同じし ○新義眞言宗佛寶山西光院と號す、慶安元年寺領八石五

無量寺 斗餘の御朱印を附らる、古は田端村與樂寺の末なりし
か、常靈院殿命を以て大塚護持院の末となれり、又昔は長
福寺と稱せしを、傳信院殿の御幼名を遊て今の寺號に改むと
云、本尊不動外に正觀音の立像を置長三尺五寸許惠心の作に
て、雷除の本尊といへり、中興眞惠孝保三年閏正月廿三日化
す、今の堂は昔村内に建置れし御殿御取拂となりしを賜りて
建しものなりと云、元境内に母衣櫻と名つけし櫻樹ありしか
今は枯たり、母衣の名は寛永の頃御 寺寶紅顔梨色彌陀像
成ありし時名つけ給ひしと云傳ふ、

一幅 八祖大師像八幅 妙澤像一幅 不動像一幅 六
字名號一幅 以上弘法大師の筆と云、其内名 菅家自畫像一
幅 七所明神社村の鐵守とす、紀伊國高野山四社明神を寫し
七所明神と號す、末 辨天社 阿彌陀堂行基の作坐像長三
社に天神稻荷あり、

三番なり、六阿彌陀の由來は、觀音堂西國三十三所 鐘樓
豐嶋村西福寺の條に詳なり、 觀音堂西國三十三所 鐘樓
安永九年鑄 寺中勝藏院不動を本 ○不動院 同宗田端村與樂
造の鐘を掛 號す、本尊不動開山僧海 阿彌陀堂西國二十三番攝州勝尾
善元和六年六月六日寂、 阿彌陀堂西國二十三番攝州勝尾
○昌林寺 禪宗曹洞派橋場總泉寺末、補陀山と號す、古は補
陀落壽院と號せしを應永十八年足利持氏再營して、
祥林寺と改め、文永十一年太田道灌田園二十四町を寄附せり、
其後大永五年丙丁に罹りし後本山四世勝庵庵宗最中興して今の
文字に改む、此僧は天文十三年七月十五日寂す、本尊正觀音
は行基の作にて、六阿彌陀彫刻の時同木の末木を以てこの像

を作りしゆへ、末木の觀音と號と云、昔は本堂の造りも壯嚴
を盡せしにや、今の堂に用る所の屏獅子牡丹桐鳳凰等の彫刻
の作にて先年火災の時僅に残りしものと云、 大鐘寛政七年
禪堂

○田端村 田端村は【小田原役帳】に太田新六郎知行寄子
衆配當の内十五貫文江戸平塚内田端在家岸分と載たり、
平塚の事は上中里村に辨す、日本橋よりの行程一里半、
民家百十四、東は新堀村西は中里村、南は下駒込村北は
上下尾久村にて東西十一町許南北十四町、正保年間は御
料及東叡山領なり、後年御料の地も東叡山領に合せられ
今に然り、檢地は寛延二年神尾若狹守曲淵豊後守紀せ
り、石神井用水を引沃く飛地下駒込村にあり、
高札場 村の南
小名 上田端 下田端 村内を二分し カキカラ 神木
三谷前 根通り 井堀 三百九十免 マガツト 原
臺通り 西谷田 東谷田 峽山
谷戸川 下駒込村より入新堀村
塚五 四坪つゝあり
白鬚社 傳教大師の作にて長五 争の杉當社の神木にて社
寸の神體なり光明院持、 高二丈五尺許周圍八九尺程、遠くより望めは其木ふり松
に彷彿として見る者松と云、杉と云て争ふ故此名あり、○稻

荷社二十 共に村民持にて、一を東漢森稻荷と唱ふ、是恐ら
しならん、このみならず稻荷の立る
地をとうかん森と呼ぶことあり、

與樂寺 新義眞言宗京都仁和寺末、寶珠山地藏院と號す、慶安
元年八月二十四日寺領二十石の御朱印を賜ふ、本尊地
藏は弘法大師の作なり、昔當寺へ或夜賊押入し時いつくとも
なく數多の僧出で賊を防ぎ遂に追退たり、翌朝本尊の足泥に
汚れありしかは、是より賊除の地、鐘樓寶曆元年鑄造、阿彌
陀堂本尊は行基の作にて六阿彌陀の第四番なり、六 九品佛
陀堂阿彌陀の由來は豊島村西福寺の條に詳なり、

堂是も近郷九品阿彌陀佛 稻荷社 ○東覺寺 興樂寺末白龍山
堂の内第三番なりと云、 稻荷社 ○東覺寺 壽命院と號す、
寺領七石の御朱印を附せらる、 八幡社 村の鐵守なり、
本尊不動は弘法大師の作なり、 八幡社 志 等に文治五年頼
朝の勸請なる由記したれと今社傳に存せず、社前に石像仁王
あり背銘に施主道如宗海上人東岳寺賢盛代、寛永十八年辛巳
天八月二十 九品佛堂 惠心の作の三尊彌陀を安 觀音堂 ○
一日と彫る、 置す、第二番の堂と云、

光明院 同宗西ヶ原村無量寺末藥王 藥師堂 聖德太子の作の
山通照寺と號す本尊大日、 藥師堂 藥師を置く立像
長一尺、觀音堂 ○普門寺 東覺寺門徒西方山阿彌陀院と號す、
五寸、觀音堂 ○普門寺 本尊彌陀近き頃下谷茅町にすめる町
人善右衛門と云者當院に隠棲し、自つから西行法師の像を陶
器に造りて好事の人に多く與へしより、世人西行庵とも號せ
り、觀音堂 千手觀音 堂 福祿壽の ○仲臺寺 淨土宗芝増上寺
を安す 像を置、 末、稱念山一心
院と號す、本尊阿彌陀開山三蓮社縁譽吟翁、天文二十三年七
月十九日化す、【傳燈總系譜】に、縁譽稱念初名吟翁、武州江
戸品川人、父名藤田道昭久侍親譽増上寺第七世、後天智庵、觀
今稱天德寺を建云と載て當寺を開きし事はもせり、

音堂 千手觀音 ○上台寺 日蓮宗越後國蒲原郡薄曾根村本成寺
を安置す ○上台寺 日蓮宗越後國蒲原郡薄曾根村本成寺
開山上台院日靈寛永元年當寺を 山王社 ○大龍寺 眞言律宗
創し寛文七年二月十六日寂す、 寺末、和光山興源院と號す、古は不動院淨仙寺と號せしに、
天明の頃僧觀鏡光顯中興して今の如く改む、本尊大日を置、
八幡社 村の鐵 稻荷社

酒井善左衛門抱屋敷七百 ○茶道岡田常阿彌屋敷六百六
○新堀村 新堀村は日本橋より行程一里五町、家數六十
三、東は三河島村南は谷中感應寺古門前町、西は下駒込
村北は田端村、東西十町餘南北八町餘【北條役帳】に、遠
山彌九郎知行三十九貫文江戸屋中三十六貫文、同駒込四
十五貫文、新堀以上百二十貫文、人數着到出錢者如高辻
知行役者葛西在城付而御免と、今按ずるに、谷中感應寺
に遠山石見守墓石あり、此人慶長中に死すと彫る、想ふ
に彌九郎後に石見守と改めしが、又は彌九郎が子などに
や、此所新堀と號すること彼人の居住の地にて、新に壘
渠などありし地なるにや、【紫一本】に、新堀を道灌山よ
り臨めば、春秋の景色日の暮るをも忘るゝ心にて日暮の
里と云ならはせりとあれど、信じがたき説なり、又後世
此地をひぐらしの里と呼り、こは新堀を假借して日暮の
里と書せしより、其字訓につきて唱ふるならん、正保三
年東叡山領となり今に替らず、飛地下板橋宿にあり檢地

用水等は前村に同じ、

高札場村の中程

小名 上中道 南中道 下中道 辻 壹町目 廣町

木ノ下 蛇塚 片瀬 久保 木ノ免

道灌山 谷中の臺より北に續ける山なり、昔は一町五段三畝三
太夫か抱屋敷となり、今其地東の方崖際二段餘あり、こ
を上覽場と云、眺望殊に勝れ遠くは日光筑波、及下總國府臺、
近くは淺草三河島尾久等の村落を見渡さる、又南の方に一段
九畝十二歩の地残る、そこは雜木生茂りて名主權四郎の持山
なり、按に「江戸志」等の書に、此山太田持資入道道灌か碧蹟
せる「落穂集追加」に、當所は關道開と云者の屋敷蹟なる由、
北條安房守開傳へありしといひ、又谷中感應寺及根岸村善性
寺は關小次郎長羅入道道開の開基にして、此人此邊を領せし
など傳ふれば、關道開の居蹟なる事明けし、太田氏は當國の
名家なれば、近郷や、もすれば彼か事蹟に附會して古道灌か
とす、然るに當所たま々道灌かんの名あるを以て太田道灌か
碧蹟なといひ始めしにあらすや、○地藏坂 谷中の臺より道
此山側の岨に探藥者多く遊ぶ、○地蔵坂 谷中の臺より道
坂なり、登り、谷戸川 田端村より來て谷中三崎の方
三十間ばかり、幅二間橋二を設く、

蛇塚 陸田の内

諏訪社 村内及谷中の惣領守とす、一寸許なる薄黒き圓石を神
體とす、社領五石の御朱印は慶安二年附らる、元亨年

中豊嶋左衛門尉經泰信州の諏訪を勸請せる由縁起に載たり、
例祭七月廿六日社邊東の方を諏訪と號し、眺望勝景の地な
り、林信光か淨光寺八景詩歌は則此處にての作なり、所謂八
景は筑波茂陰、黒髮晴雪、前吐落鹿、後岳夜鹿、隅田秋月、

利根遠帆、暮莊烟雨、神祠老
末社山王 稻荷 別當淨光

寺新義眞言宗田端村與樂寺末、法輪山法幢院と號す、本尊藥
師元文二年四月十四日有徳院殿御遊獵の時始て當寺へ成せ
給ひ、同五年正月廿五日御膳所に命せられし、御腰掛石庭
にあり、今も此邊御放鷹の節は御膳所となれり、御腰掛石庭
にあり、有徳院殿始て渡御あり、人麿社 頼阿作の像を安す、
時憩せ給ふ石なりと云傳ふ、

地藏銅像にて近郷六 ○七面社 當社は嚴有院殿に仕へ奉りし
地蔵地蔵の一なり ○七面社 當社は嚴有院殿に仕へ奉りし
遠山七面を勸請すと云、神體は身延山貫主三十三代寂、別當
遠院日通與ふる所なり、例祭九月十八九の兩日なり、

延命院 法華宗京都妙顯寺末、寶珠
山と號す、開山日長貞亨二
年十一月二十九日寂、開基は則三
澤局なり、法名淨心院妙秀日求と
す、寺寶 日蓮眞骨一 七面

明神鱗 一大き一寸四方、此鱗は開
して感得す 釋迦堂 稻荷社
の所と云、

養福寺 新義眞言宗田端村東覺寺門徒、補院山觀王院と號す、
中興は湯嶋圓滿寺住職木食義高なり、本尊彌陀寺寶に
傳來詳ならず、右の如し、

天神社 諏訪社 觀音堂 春日
如意輪觀音、弘法大師作の十一面、鐘樓享保二年鑄、仁王門
觀音慈覺大師作の正觀音を安置す、鐘樓享保二年鑄、仁王門
○經王寺 法華宗身延久遠寺末、大黒山と號す、開山日慶明
曆四年二月廿三日寂す、開基は名主權四郎か先祖

奉り、化粧料三百石を賜り延寶四年七月十三日歳七十三にて
死し、遺言の願に由り地内三十三石を當寺へ附せられ、
貞享三年御朱 寺寶嚴有院殿御畫一軸 達磨を畫 朝鮮國
印を賜はれり、象牙の平骨にて人物山水等を彫刻す、小骨十
王所持扇一本 本は伽羅木なり、地紙惣金表面に山水裏面に梅
鳥を墨にて畫く、以上二品延寶、天神辨天合社 鐘樓寛文
年中住持定水拜領せし由傳ふ、

鑄造の鐘 寺中息心院 ○正覺寺 同宗曹洞派橋場總泉寺末、
嚴萬治二年八、天龍山と號す、開山肅州嶺
月寂本尊釋迦、稻荷社 ○宗福寺 淨土宗芝増上寺末、來迎
陀開山淨譽慶長六、天明社
年十月七日寂す、

佐竹右京大夫抱屋敷 一段別三 ○天野勘兵衛抱屋敷 三段 ○
鳥居耀藏抱屋敷 二段 ○淺草稱念寺抱屋敷 一段

冠權四郎と云者の由、寛文九年 大黒堂 日蓮作の像を安置し
正月二十七日死す本尊三寶

稻荷社 ○妙隆寺 同宗下總國中山法華經寺末、日蓮山と號す
小町村妙隆寺中興日蓮此地に來て草創すと云、或云始の起立
は今の地にあらす谷中玉林寺の境内を借地してありしが、元

祿七年こ、に移轉せりと、寛延元年の頃より境内東の方なる
丘を開きて巧に庭を作り、櫻籬籬を數多栽たりしより春こと
に遊歴の人つとひて賞玩し、春の永き日の暮るをも知らざる
に至るとて世に日暮の里と號すといへり、されど日暮里は既
に「紫一本」にも載て此園開かざる前、太神宮 日暮里神明と唱
よりの唱なり、猶村名の條に云り、太神宮 日暮里神明と唱

相殿とす、寛文、○修性院 同宗同末運啓山純光寺と號す、
の頃の勸請と云、天正元年郡中田村に草創あり
しを寛文三年當所へ移轉すと云、又昔は谷中感應寺の末なり
しに、元祿十一年被寺改宗に因て身延の直末となれり、開山

日蓮慶長六年五月六日寂す、本尊三寶、當寺も寶曆年 三十
中より庭前に假山等を造りて都人遊觀の地となれり、三十
番神堂 聖德太子及毘沙門の像をも安置、○青雲寺 禪宗臨濟
心寺末、淨居山と號す、開山智光禪師なり寶曆年中堀田相摸
守正亮中興す、本尊觀音を安す、元は妙隆寺修性院等と同く

庭中を巧みに造りて遊歴の人つとへ、金毘羅社 境内の鎮と
る寺なりしか、今は廢園となれり、

は觀音堂、秋葉、熊野、稻荷、淺間、辨天、大黒、惠比須、船繫松
布袋堂等ありしか、文化四年燒失して再建ならず、

境内東北の崖にあり、古木は枯て植續しものとみゆ、往昔こ
の崖下まで入海なりし時船を繫きしゆへかく名付と云傳ふれ
と、もとより憶なる據なし、樹下 ○南泉寺 同宗同末瑞應山

に船繫松の碑を建て銘文を刻す、○南泉寺 同宗同末瑞應山
年の起立にして、開山大恩寛文九年七月十六日寂、本尊釋迦
中興開基は岡野と云老女なり、こは大猷院殿嚴有院殿に仕へ

新編武藏風土記稿卷之十八終

新編武藏風土記稿卷之十九

豊島郡之十一 岩淵領

○上駒込村 上駒込村は、日本橋の北凡一里二十町にあり、【小田原役帳】に、遠山彌九郎が知行三十六貫文江戸駒込と記す、正保の改に駒込村御料所の外天澤寺傳通院領入會の由を載す、天澤寺領と云るは今下村にあり、元祿改にも尙一村になしたれば上下二村に分れしは近年の事なり、されば其地境犬牙して四隣廣狭各村に分ちかたし、故に姑く二村を合云に、東は中里田端新堀三村及び谷中、南西の二方は都て當所の町方にて乾より北に徑りては巢鴨西ヶ原の二村なり、東西二十町南北十一町、家數百七、此邊は薄土なれば樹木に宜く穀物に宜からず、たゞ茄子土地に宜を以世にも駒込茄子と稱す、又庭樹及盆栽等の草木を作りて産業とするもの多し、檢地は寛永十年九月とのみ傳へて奉行等の姓名は知らず、寛文五年御料所内も多く小石川傳通院領となり、残る御領所段

別四町の地は駒込片町名主八左衛門預り奉り、今藤堂大學の抱添地なり、村西に日光御成道かゝれり、下駒込村より入西ヶ原村に達す幅五間或二間、當村の代地二段三畝餘下板橋村にあり、こは寶永三年二月神原式部大輔が下屋敷に賜ひし故、同四月其代地に賜れり、この下屋敷享保二年上地となり、明る三年御鷹匠同心居地となる、又村の飛地本郷丸山の邊にあり、今は淨心寺の境内となる、又上下駒込二村の内町方に屬せし地は、片町・三ツ家町・肴町・四軒寺町・富士前町・上富士前町・七軒町・三軒屋町・妙義坂町・千駄木町・千駄木坂下町・千駄木下町等に皆駒込を冠り唱ふ、其内片町と號する地は二ヶ所あり一は南寄にあり、御料所にて舊くより村民の商店ありしかば、正徳三年町奉行の支配に屬す、一は北寄にあり、この片町以下十一ヶ町傳通院麟祥院の領にて、元文二年百姓町となり、延享二年町奉行支配に屬す、此餘駒込追分町・九軒屋敷・淺嘉町等も元村内の地なりしが、元和の頃より天和年中迄追々武家拜領町屋敷となりて、村高を除かる、其外寺院の門前町八ヶ所あり、高札場北境に

小名 染井 西北の方を云、元一村落なり、元祿の改に駒込せり、依て上駒込村染井と載す、何の頃よりか當村に號せり、東西六町南北八町、新屋敷 本村 稻葉谷

妙義坂

北の方往還にあり傍に妙義社あり。

谷戸川

北境西ヶ原村の接地に流る、或は境川とも呼ぶ、染井の内長池と云池より西ヶ原村へ沃く、

妙義社

祭神日本武尊、左は高産靈神、右は神功皇后・應神天皇、凡四座皆白幣を神體とす、社傳曰、日本武尊東征の時此所陣營となる、後社を建て白鳥社と號す、白鳥二年官人日本奉部年雄下向して祀を奉せしと云、按に【武藏風土記】豊嶋郡日頭白鳥神社、白雉二年辛亥五月所祭日本武尊也、神貞五十三東三毛田と載す、白鳳は白雉の誤にて、此風土記に據て設し説ならん、殊に鳥越明神・妻戀稻荷も祭神日本武尊にて、白鳥神社の由傳ふれば、何れを是とも定かたし、又云文明三年五月足利成氏古河より葛西に出張して、上杉と對陣、然に上杉は鎌倉に退て長尾太田等同六月古河を攻落し、成氏千葉に奔走す、此田陣の前太田道灌當社に神馬寶劍を捧て祈念し、

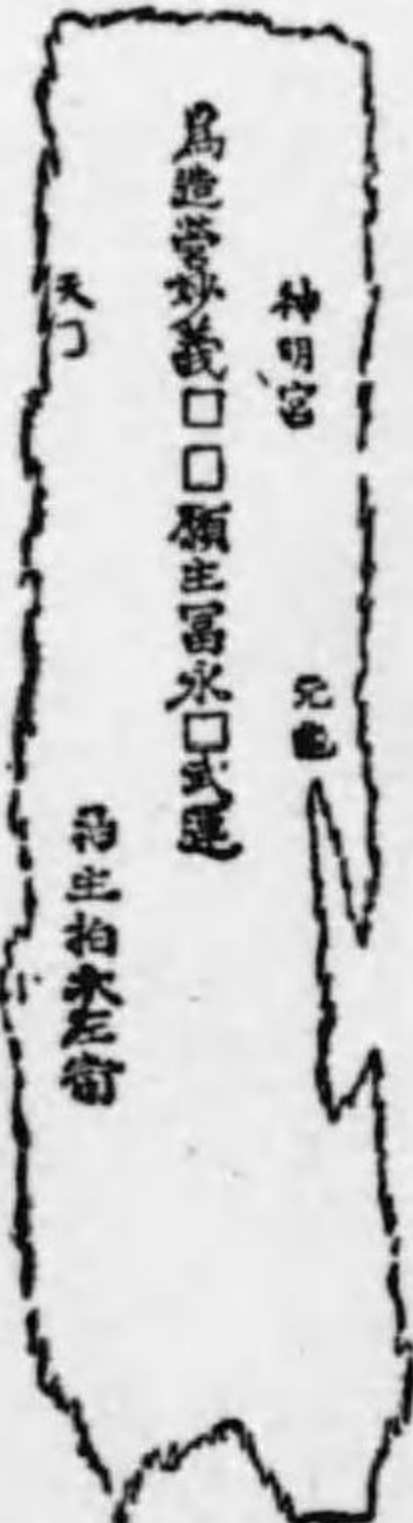
雲拂ふ此神垣の風の音
道灌 兼信
草をも木をも吹しほり行

兼信は道灌か近臣樋口與三郎なり、凱旋の後社領十五貫文を寄附す其時の詩云、

秋風塵雲社前庭、一皇戎衣凶賊平、
月光不徹陣神武、千齒赦乎奉威明、

文明九年春道灌豊嶋勸解由左衛門と戦ひ、同十一年春千葉孝胤を攻るの時、當社にて半込赤城の僧圓勸稻附普門院開山宥齋等、怨敵降伏の法を修して合戦勝利あり、其後大入中江戸城代遠山丹波守修補す、永祿十二年武田信玄當國亂入の時守護富永神四郎村を棄て修補す、天正年中松田尾張守康秀が計として社領悉沒收す、其後衰廢せしを寛永中代官野村彦太夫再建す、相殿神明宮昔の地頭今井綱平四郎茂義と云人の記る所なり、茂義は上野の人なり、永享中に忠功ありて上杉憲

實此地を興ふ、同十一年八月本國新田郷神明村の神明宮を當所新恩の地に移し祀ると云、神體天照太神荒御魂木の立像長一尺二寸八分、左に寶珠右に寶劍を持、又別に相殿一座天満宮一尺六寸富永神四郎も崇信し、永祿中に社修造の時神明を左とし天満宮を右として祀ると云、又太田道灌の木像あり、長二寸八分束帶の姿なり元龜年中の棟札存す其圖左の如し、



神明宮 元龜

鳥越靈寶口額主富永口武運

鳥止拍水左衛

社寶 刀一腰 菊一文字の作と云、鑄て銘字讀へからず、菖木印一顆 八角面徑一寸五分松蔭印と云傳ふ、印文滅して讀護國は宗良親王の御事にて、歲徳神木像一軀長八寸一分手守邦親王にばあらすと云、尊意僧正像一軀運慶の作と云長二寸八分、右教大師の作、尊意僧正像一軀運慶の作と云長二寸八分、右なりと云、尊意僧正像一軀運慶の作と云長二寸八分、右は、延暦寺十三代の座主にて普公祈の師なりと、千手觀音像木像なり長二寸、文明年中太田道灌戦陣に臨まんとして、僧圓勸宥齋二人に修法を命ぜし時の本尊なりと云作しらす、曲玉十六顆 鏡一面 圓鏡徑三寸六分、和歌を刻す、増鏡掛も、三樂齋と雖る、さ、板碑一枚 長八寸餘の斷碑なり、曆應せる古物ともみえず、

是恐らくは後人の、幣殿 拜殿 勝軍宮の三 末社 稻荷庚申あり是を神體とす、天王 天曲津日神を祀る、相殿に健日社と號す、俗には二座を卷成、月社 太田氏家人十二社と呼て一神を二座に祀るとも云り、神社 名月待の碑を神體とす、神主若林熊王、神職昔は日奈氏小藤太郎とて、西黨の族なり、戦争の世姓名を變して稻葉左衛門と改む、寛永年間熊王が先祖若林大膳相州川村より來て神職となる、寛永年間と云、京都吉田家支配、○神明社 社地七百七十五坪は昔林園にて、其内に當社鎮座、其年代は傳へず、神體雨寶童子聖德太子の作と云、固く鎮て開扉せず、前立像長一尺八寸又一軀長一尺五寸近藤某寄附すと云、刊本縁起には鎌倉將軍頼朝勸請する所に於て、後正和二年九月異僧より神體を授くと云然れとも年歴久ければ傳來する所の説とも思はれず、本社瑞籬を設け幣殿拜殿を備へり、社前に櫻の老株あり例祭九月十六日、神木 松樹あり、末社 熱田戸隠合祠 諏訪八幡稻荷合社 天王 稻荷 妙義金毗羅秋葉合社 三峯地藏堂 別當大泉院 松光山千壽寺と號す、本山修驗水川別當所に移る、百年前村民將監が計にて別、○山王社 社地東方旭日羅故朝日山王と號す、慶長以前帶する所なりと云、祭神大祖命大己貴命大山咋命三柱の神にて玉璽を神體とす、小名新屋敷の鎮守なり、例祭六月十日、末社 北辰妙見祭神は天稻五日同晦日十一月南至に行ふ、末社 北辰妙見祭神は天稻荷二 神主澤田近江、先祖大江免毛治三年より社司とな

伯白川家の○三峯社 染井にあり配下なり、○藤林山散喜院と號す、新義真言宗西ヶ原村無量寺末、西福寺 本尊彌陀の三尊を安す、開基の年代を知らず現住まで十三世に、稻荷社 神體石像なり、秘して開扉せず、前立稻荷伊弉册尊共に石像聖天一軀皆相殿とす、末社 八幡稻荷神大黒染井一區の鎮守神なり祭禮九月十一日、末社 惠比須稻荷五座合 稻荷三 地藏堂 開慶の像 ○庚申堂 西福 ○地藏堂 石像又觀音の像をも安せり

藤堂大學抱屋敷 三萬二千坪下 ○松平左衛門尉抱屋敷 五千坪 ○建部内匠頭抱屋敷 三十坪下屋敷に添へり以 ○丸山淨心寺抱地 二百九 ○深川長慶寺抱屋敷 二百坪

舊家者 今井五郎兵衛 文明年中より當所に住して村内を開き稱す、夫より世々相續し今の五郎兵衛に至る、其父某御鷹場肝煎役の勤勞により、文化二年七月苗字を名乗事を免され、府君新堀筋御遊の時、この家に御休息ありて銀子を賜へり、○舊家者 五平治 先祖を高木將監と云、慶長の頃村を開きて此所に世々住す、將監寛文十二年十月二十日、○藝家 伊兵衛 二十二名附 先祖伊藤伊兵衛此處に住死す、○藝家 伊兵衛 二十二名附 先祖伊藤伊兵衛此處に住死す、兵衛政武が時享保十二年三月廿一日有徳院殿經過せらる、松平能登守松下專助等從ひ奉る、已刻將軍東門より成らせられ花壇植溜を御覽せられ、午刻後西門より還御なり、此時御用木を命せられしもの二十九種、霧嶋二阿蘭陀獨一接分楓三

草花龍植十七野田藤二白山吹一山香二櫻川路躑一又政武賦物三星岩蘭一野田藤一唐橋一、明る廿二日政武に銀三枚を賜はり且命を蒙りて、四月廿五日御養所口に參りければ、松下專助命を合て舶來の樹を示し、この樹他にも亦有所なりと問はれる時、未見の由申ければ近似たるものはなきやと問はれるはける、俗に深山楓と稱するもの近しと申ければ、折枝を呈せよとの事にて一朶を獻しけり、同廿九日又命ありて一本を召され、又實の形狀をも書て奉るへしとなり、五月二日一本の深山楓を盆に移し、別に實の付たる折枝を添て吹上の御庭に至て獻す、其年九月二十二日松下專助が宅にて内命を傳へ奇珍なり生育して種を世上に廣めよと命せらる、此樹今廻り一丈二尺餘の大木となる、また今人の庭際に栽ゆる所の紅躑躅の俗に霧嶋と稱するものは、もと薩州霧嶋山の産なり、正保中に始て其五種の木を浪華に輸す、土山崎角面尚無三唐松と號す、内二種を京師に留め而尚無三唐松の三種は江戸に送り、依て政武が父祖是を傳て今猶園中に古木残り、江戸の人家に植戸に培するものはこれによりと云、政武は天性奇異の老圃にて、翻紅軒と號せり、自畫の三軸あり、中は神農の像にて、左右には草木の形狀を數多寫す、筆意古雅に見ゆ、中の裏書に曰、木者陽而有形、四時枝間茂林而滿花枝、年舊成大木者、可隱象、良材爲屋寶、一之寶也、器財之具爲萬寶、薪炭用爲長寶、鉢木微少而成薪、而代三國不宜乎、花詠玉外復寶也、雖高山遠樹、花開無隱、是近詠、樂界之花木、七重寶樹法尾之視曼陀羅、今衆愛植、段接云者、有一木七七種數、開百花、苦界而樂界之秀寶樹、今是一百五十有餘之花木、盡圖而以曰花木曼陀羅、按或禽鳥知山林樂、不知人之樂、人從薩埵之教、知樂而不知薩埵之樂其樂、垢界之樂萬花、樂界之七重之不知美成、而吐井蛙之口、擡拔舌之罪、再拜、左幅の裏書に草者隱而無形常、陽春萌出、而夏秋爲榮花、而以冬枯凋、根強土乎、而其種生生不盡事、爲天地共三皇之草、今其葉葉不皆而以開花、人有詠程而後之又詠、古曰珍花

者曰舊、前人古云花、今人曰珍花、今舊云拾花後人新見而以曰珍花、萬治文來、花中絶而令出者、如棠舉珍、珍舊詠歌、五十年後、人復可歌、止而不言、蓋中將法尼曼陀羅華、曼珠沙華寶蓮華等、靈花品色、染井殿の法水、以清染、而視垢界者不宜乎、今是萬花出生、染井水以濁、我染掛筆而以曰草花曼陀羅、政武所著草木の書多し、(地錦抄)草花繪百圖等は既に梓に上て世に行はる、又大學頭林信充の詩、佐々木玄龍が翻紅軒の額字并添書あり、此餘御遊の時經歷せらる、もの、享保十三年三月花屋紋三郎、七郎右衛門、次郎兵衛、寶曆四年二月小右衛門、重兵衛中にも、小右衛門が亭には近年御腰を掛らる、事もあり、寶曆六年二月源右衛門、安永八年五月八日、天明三年二月清五郎、三月忠五郎、七年五三郎、此後此地御遊の時御腰を掛せらる、を定例とす、八年次郎兵衛、寛政五年二月茂右衛門等なり、文化十二年五月十六日近衛左府基前公此地遊覽の時憩息あり、物を捧て公より賜物あり、享和二年久米藏是も左府遊覽せらる、文化三年三月三次郎其餘植木屋と稱するもの庄八、寶曆年間より遊歴せられ御腰を掛られし事も度々に及ぶ、寛政十年正月七郎左衛門十一年興兵衛、文化元年九月太郎吉、七年太右衛門次郎左衛門、文政二年九月喜八、七年九月庄次郎等なり、○下駒込村附千駄木御林蹟地 下駒込村は日本橋より行程一里十町、村の四隣廣狭等合て前村に辨ず、家數百十軒、村民植木を作りて商ふもの多し、村の西に寄て南北に貫き日光御成道係れり、幅三四間、御入國の後御料所にて正保四年正月湯島鱗祥院領に附せらる、正保の郷帳に天澤寺領とあり、これ鱗祥院の舊號にて今も彼院の領なり、檢地は寶永四年雨宮勘兵衛清野與左衛門等糺す、村の代地二町七步四畝餘下板橋宿にあり、及村内町並となりし

等の事は上村に辨す、

小名 笹原 山中 川向 本村 向原 富士裏
御立場 村の北にあり、安永七年築せらる。○御鷹部屋村の中

り、廣さ凡三千八百二十五坪、此所とは麟祥院領にて近藤
三次郎が抱屋敷なりしを、享保三年十二月御用地となり御鷹
部屋を立る、又五十坪の所御鷹部屋通行の道となりし故、
是等の替として麟祥院へは角管村にて代地を賜へり、

御鷹匠屋敷 御鷹部屋の南にあり凡五千三百六十坪、安も麟祥
院領の内なりしを延寶八年千八百坪北條安房守下
屋敷となり、下板橋宿にて替地を賜ひ、又元禄十一年三千五
百六十坪板倉甲斐守下屋敷に賜り、代地は角管村にて賜ふ、
其後兩屋敷共上りて前と同、○御鷹匠同心組屋敷 是も御鷹部
時に御鷹匠屋敷となり、廣さ都て一萬六百坪の内、彼村の十分
の一に居れり、元は傳通麟祥院領なりしに寶永三年榎原式
部大輔下屋敷に賜ひしか、是、○御鷹仕込場 村の西にあり
も前と同時に組屋敷となり、○御鷹仕込場 凡二千七百五
十坪の芝地なり、此邊に村民高麗芝を
裁て生産の助とするも許多の地なり、

坂二 一は村の中間にあり、不動坂と呼ふ、よりに此近き邊の
呼名とす、傍に不動堂あるを以てなり、一は團子坂と
云、昔より坂の側に團子を露く茶店ありしゆ、名とす、又坂
上より佃の海上見えし故古くは汐見坂とも呼へり、今も坂上
民家の庭前より樹間に
海上見えし風景よし、

(坂子欄)

谷戸川 上駒込村より入田端村に沃く、
幅六七尺石橋あり藍染橋と云、

富士淺間社 秘て開扉せず、梵天帝釋天の二像を前立とす、本
地佛三尊御院を置、寛文の頃記せる縁起に、天正元年五月木
村戸右衛門牛久保半人と云民、淺間の靈夢によりて本郷の内

野社村民持 ○神明社 八幡春日を合祀す、神體の臺座に高麗
幡春日の臺座にも日寛とのみあり、長元寺
は駒込町にあり元禄七年再建せしと云、○不動堂 傍にあり、
石像にて安永元
年建立すと刻す、

根津權現社 村の東南にあり、九百十五坪餘、按に根津權現
始は千駄木今の太田攝津守の下屋敷中にあり
しを、萬治年中彼屋敷に賜ひし時、同所東の方今植木屋六三郎
が構の處に移され、其後當所へ轉し寶永三年今の社地へ移さ
れしより、當所を元根津と唱ふと云、當所に鎮坐の頃は村民
八左衛門六左衛門次郎右衛門三左衛門 利兵衛等五人の持に
て、祭事の時本郷にありし昌泉院の住僧を請して法樂せり、
よりにて寶永三年御建立の頃昌泉院を移されて別當職に補せら
れしとなり、故を以て當所も彼院の持なり、稻荷の小社あり、
社前に延寶三年の石燈籠及び寛永九年の庚申塔を立、
○寺蹟 御鷹部屋の邊なり、海蔵寺・大林寺・顯本寺・専西寺の
繩手へ、○御犬部屋蹟 御鷹匠同心組屋敷の南に續けり、四
移さる、○御鷹匠同心組屋敷の南に續けり、四
にや、享保十八年雜司ヶ谷御鷹部屋の邊へ移さ
れしより明地となり、御鷹匠同心の預りなり、

小笠原大膳太夫抱屋敷 一萬八百坪 ○藤堂大學抱屋敷 六千
駒込村に跨り下 ○酒井大和守抱屋敷 五千九百坪 ○小笠原信
濃守抱屋敷 千四百九坪 ○木村庄次郎抱屋敷 二百九坪 ○藝家
長左衛門 寛政十一年三月、王子邊御放鷹の時園中御通技ありし
者、寛政中より又兵衛・宇平次・又吉、文化元年より金三郎・平次
郎、文政中新之助・次郎兵衛・六三郎・伊之助・和吉以上十人に

新編武蔵風土記稿卷之十九 豊島郡之十一

にありし古塚より、行基平刻の牛玉板及銀一振幣帛等を得た
り、故に其所に一社を建立し富士淺間を勧請す、同き六月朔
日社邊に市を立近郷の者群集せり、其後松平筑前守邸中に入
しなもて寛永六年今の所に移れりと云、按に慶長十九年記せ
し(見附集)に、神田山の近所本郷といふ所、昔より小塚の上
に小祠一つ有て富士淺間立せ給ふといへとも、信敬せされは
他人是を知らず、然る所に近隣駒込と云里に人有て淺間駒込へ
飛來り給ふといひて、塚を築き其上に草の菴を結び御幣を立
おきつれば、まうての袖群集せり、本郷の里人を見えて我玉
神を降へ取られ羨む許なり、今見れば駒込の社立置し朱の玉
垣前に大鳥居立ちしやう、殊勝に有て皆人これへ參る、神は
人の敬ふに依て成を増と云事おもひ知れたり、靈驗あらたに
おはしますと云ならはし近國他國の老若貴賤みな悉く駒込の
富士淺間へ參詣し、六月一日大市立て繁昌すること前代未聞
なりとあれば、慶長の頃既に當所へ移りしこと明けし、今も
松平加賀守邸中に舊跡ありと云、例祭毎年六月朔日前日より
參詣の人群集す、此日小兒の輩物に麥藁をもて作りし、蛇を
賣る、是は寶永の頃上駒込村の民三左衛門なるもの賣はしむ、
或書に寶永年中近郷大に疫病流行せしに、此蛇を買もてるも
のは其一家疫病の患なかりし故、彌もてはやされ今は當所の
名物となれりと、又五色の絹及麥藁細工の唐團扇をも賣しか、
團扇は今廢れたり、社寶に富士石奇妙石など云石二顆あれと
させるものに非ず、縁起に載し牛玉板銀 幣殿 拜殿 供所
などは失へりと云、本郷眞光寺持なり、幣殿 拜殿 供所
下淺間社 蘆高何丈の二神を相殿とす、末社小御嶽 會我
社身祿御食行身祿御と唱り、是は富士行者六世にて俗稱は
り、天和三年十三歳にて江戸に來り油を賣を業とす、貞享四
年富士行者月行なるもの、弟子となりしより、駿河國富士山
に登ること四十五度及ふ、享保十八年七月十 不動堂○熊

て何れも植木屋
と號する者なり、
○千駄木御林蹟地 此地は本村の南に續き古は駒込村に
屬せり、土俗千駄木山とも唱ふ、昔此邊すべて雜木の林
にて薪を伐出し、一日に凡千駄にも及べるを以て稱する
と土人いへり、或説に此林は太田道灌が植し所にて梅檀
の木多かりし故、梅檀木林といへるを後文字を改めしな
りと、又一説に東叡山へ護摩の木を千駄納るによつて名
づくとも云、此二説正しとも思はれず、土人の傳ふる所
も信じがたし、たゞ木立の多きを稱め唱へしならん、東
叡山建立の後御宮及大猷院殿御靈屋の御薪林として附せ
らるゝ所なり、其後延享三年開發して段高場となり、六
町八段四畝は寒松院、四町八段は東漸院にて預り奉り今
に替らず、廣さ東西二町餘南北四町餘、東は松平備後守
下屋敷南は駒込村千駄木町、西は駒込大法福寺養源寺北
は則下駒込村にて、境に昔御林なりし頃の構の土手あり、
もとは長百五十間許残りしが次第に潰崩し今三十間許あ
り、家數四十軒餘地は延享五年東叡山より糺す、
稻荷社二 村民持

名主役を勤む、大井氏なり、祖先兵藤太良直は
京師の人にて多田新發意滿伸に仕へ、後美濃國
大井に退隱して在名を名乗る、子孫に至て甲州武田の家人内
藤大和守某が三男を養子とし、大井左馬助高政と名乗て武田

入道信玄に仕ふ、勝頼滅亡の後高政浪々し後に水戸殿に仕ふ、按ずるに下文に辨する如く「寛永系譜」に見えたる左馬允満實も高政と同人ならんには、水戸殿に仕ふと云ふこと年代頗るず、萬千代殿の水戸に轉封せられしは慶長七年なれば、左馬允後數年あり、況や萬千代殿の封せられ給ひしは慶長十一年なるをや、其子小兵衛兼直も曾て甲州に仕へて河内守と稱す、此父子に信玄勝頼二代の間與へし文書數通あり、兼直召出されて旗下に列し、當時當所にて宅地を賜はる、後故有て家祿を除かれ川越城下大井村に盤居す、寛永年間東叡山御草創の時上野に已か所持の地ありければ、江戸に出て東叡山に仕ふ、千駄木に林木を植らる、に及びて東叡山の命を受けて當所に徙り子孫相續すと云、「寛永譜」に據は、大井氏は甲斐源氏小笠原庶流なり、天正の頃左馬助滿實或忠成に作、入道道賢の子河内守滿實武田に仕へ、甲州滅亡の後小田原北條氏に仕へ、小田原陣の後松平右衛門太夫康虎に上州藤岡に仕へしか、彼家除封の後召出され東叡宮及台徳院殿に奉仕し、上州高崎城番を勤め、後寛永四年六月四日駿府にて死す、其養子小兵衛滿實は實は依田右馬助か子なり、台徳院殿に仕へ奉て大坂兩度の御陣に供奉し、元和九年大番士となり覺御の後寛永九年十月大猷院殿月俵を賜ひ奥方御番を命せられ、西上總に采邑す、其子を三郎右衛門滿實と云、按ずるに今旗下の大井氏に此子孫なれば、家となりは論なけれと、其事跡を傳へず、今此に系圖を校合するに家傳に左馬助高政と見えしは「寛永譜」に載たる左馬允満實入道道賢の事にて、天正二年遠州高天神にて殺せし人なり、家傳に小兵衛兼直後河内守とあるは、譜に記せる小兵衛滿實依田氏の子を養子とする者とは自から別人にして、先世の名なれば譜に載たるは養子の流にて、官七が先祖は實子養子共に小兵衛と名乗しならん、猶下の文書と、家藏文書十三通

不出馬間之普請并番手之事、令免許畢、以爰小諸之

定普請并如今度此口出陣之時分、從小諸之兵糧運送等、堅可被相勤候、但以夫丸受用之時者無用者也、依如件、

庚申 十月二十二日

大井左馬允殿

其方被官、今度從陣中欠落之族、并軍役退屈に付て捨私領、分國令徘徊者、雖何之人許容可加成敗者也、依如件、

永祿五年二月一日

大井左馬頭入道殿

定(同龍印)

四十五人 具足此内信國刀差添

一鎧 三十本付此内五本就在府教免

一弓 五張 一持鎧 二丁

一鐵放 壹丁 一甲持 一人

一小幡持 一人 一差物持 一人

一手明 四人 已上四十五人

右如此召連可被勤軍役者也、仍如件、

壬戌 十月十日

大井左馬允殿

定(同龍印)

四十五人此内四十人具足 右之内

一持道具 貳本 一弓 五張

一鐵放 壹挺 一持手旗 壹本

一乘馬 五騎 一長柄 三十一本

以上 此内五本就于在府教免

右如此召連可被勤軍役候者也、

壬戌 十月十九日

大井左馬允殿

定(同龍印)

三十八人此内三十四人具足 右之内

一持道具 參本 一弓 四張

一鐵炮 一挺 一乘馬 四騎

一持小旗 一本 一差物持 一人

一甲持 一人 一手明 五人

一長柄 十八本此内就在府五本御免 以上

甲子五月二十四日

大井左馬允入道

就于箕輪在城爲信州之知行之替地、來春遣檢使如本領之所務於于上州可相渡候、然ば不斷以甲十六人可爲在城、出馬之砌又は敵至上州出張之時節者、知行役之人數悉召寄尤に候、猶可有跡部大炊助口上候者也、仍如件、

追而上州之知行悉所務之上者、以甲四十人可爲在城以上

永祿十年卯十二月二日 信玄(花押)

大井左馬允入道殿

同小兵衛尉殿

從三島直に向大宮出張、諸虎口取破詰陣候之處、對于穴山左衛門太夫城主富士兵部少輔惇望候之間令赦免、城請取當表悉達本意候、此上城内仕置等成下知、三日之内に可納候事可被存心易候、恐々謹言、

自備場遣一筆候之間取亂故用印判候

七月三日

大井左馬允入道殿

當陣之様子無心許之旨、跡部大炊助所へ態飛脚、祝着候、其城用心等無由斷之由肝要至極候、當城之儀自去十二日取詰、諸口相糺候故、昨日號塔尾隨分之曲輪乘取候、本二兩曲輪斗指措候、但三日之内に可責

破候可心安候、城主今日者種々雖惘望候、不能許容候、恐々謹言、

六月十一日 勝頼(花押) 大井左馬允入道殿

於于上州本郷八郎左衛門尉出候知行、渡于其方候、同寄子足輕十人申付候、然則箕輪令在城、向後者知行相當に別而可被勉軍役者也、仍如件、

永祿十二年巳八月十日 信玄花押 大井小兵衛尉殿

定(武田印)

一今度計策之儀、矢島方抽忠節候、去本領之百性之義不可有相違、其上矢島者事者望月以先忠知行候條、以別所可充行之事、
一雖何之被官今度罷出可致奉公、然則當主人異儀候共不可信用候事
一時宜入恨之上、當座之引物並所帶依于戰功之淺深聊無偽可相渡之事

右具在前 十月四日 大井民部丞殿

大井左馬允入道殿

依田新九郎殿 小林與一助殿

上州白河之郷爲知行被下置之上者、郷中之屋敷分可爲其方計、但自舊規拘來御家人并百姓等之屋敷、被執放無意趣儀は、可被致用捨之由、被仰出者也、仍如件、

天正五年丁三月二十四日 武田氏九郎印アリ 跡部大炊助奉之 大井小兵衛尉殿

定

於私領白河松原同所屋敷、猥剪採竹木條、堅被停止之訖、若有違背之輩者、可被處嚴科之由、所被仰出也、依如件、

天正八年正月十二日 内藤大和守奉之 大井河内守殿

三百貫文 甲州松尾分 百貫文 同 島上條
百貫文 同 酒寄 二百貫文 同 大藏
合七百貫文

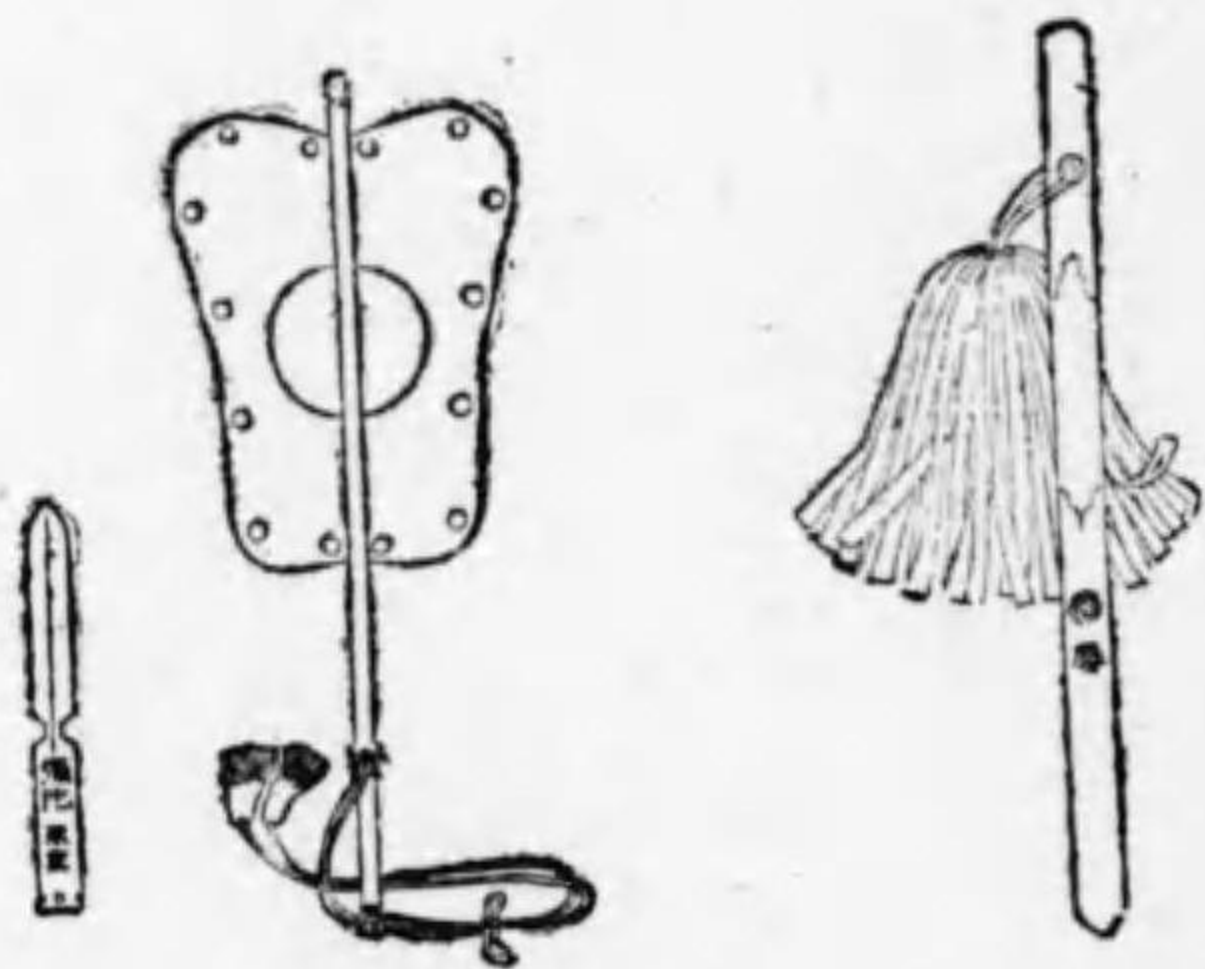
右之地任望出置候、彌可走廻旨被仰出者也、仍如件、

天正十年壬九月二十日 北條氏印アリ

大井河内守殿

安房守奉之

此餘古器物古書等數 太刀一振 銘信國、裏に從信玄拜領朝露品を藏す左の如し、



串の頭に丸龍を彫り腕貫通し、下に勝の文字を彫たり、腕貫緒紅長二尺四寸、以て製し總て金箔を貼す、柄長一尺四寸八分上下の金物銀腕貫緒黒平組なり、

安房守奉之 此餘古器物古書等數 太刀一振 銘信國、裏に從信玄拜領朝露品を藏す左の如し、
短刀一腰 銘國次 長七寸 五 同一腰 無銘、分 同一腰 僧袈 鬘所持龍ヶ谷劍と名づく長四寸九分、同一腰 僧教持無銘なり、藤四郎長光作と云傳ふ寸、刀一腰 銘宗長七寸、腰近、裏に勢至とあり、銘の下に明久院殿より拜領と彫れり、來由詳かならず、采幣一握 白采幣 長一尺八分、金物 眞鍮に唐草あり、軍配團扇一握 革 鎖鉢卷一筋 長四尺 五寸程

幅廣き所にて五寸四分、裏は白麻なり以上の三品は武田勝頼所持と云傳ふ、又武田家所持法性兜の飾に用ひしものとて、白き毛數百筋を藏す、白無より、鎗穂一本 分銘來國次とありはすこし太し長一尺一寸餘、
又編上人の墨蹟を彫し由二字の鎗と稱す、
法然上人の墨蹟を彫し由二字の鎗と稱す、
山合戦の時顯如の衣袖に中りし矢の根にて俊香作と云、中心に數字あり、其内田村丸或は信長の文字のみ見ゆ、其餘は銘讀難し、
短冊名號一枚 法然の筆長一尺一寸幅二寸三分、下父時國妙淨孝、名號一幅 親鸞の筆川越、蓮系名號十字名號、義寫之とあり、名號一幅 名號と稱す、
鬘の下に書にて其女彌女と云者近江、名號二十二幅 十八檀國本部にて蓮系を以て織れりと云、
良興福東大の兩寺信濃國、名號一幅 僧蓮如の筆、机名號と善光寺等の住僧の筆なり、
り、天正二年三月顯如、紺紙金泥阿彌陀經一卷 親鸞、金剛より左馬允へ授與す、
樹念珠一連 親鸞所持の物と云傳ふ、又親鸞甲斐國龍ヶ谷龍ある小石を藏せり、
燈籠佛一枚 武田信玄襟掛の本尊と云、表は三尊彌陀裏は涅槃像なり、
濃國善光寺の燈籠佛と同作と云、
武田家二十四將畫像一幅 同備立圖一枚 鬼女面一枚 左甚五郎の作と云

○小塚原町 小塚原町は古へ小岩原古塚原などともいへり、正保の改には小塚原村と載せ、元祿の改より今の如く記し千住町組と傍注す、荒木田庄に屬す、領は峽田と

唱へしが、中村町と同く是立郡千住宿に属し、宿驛の事を奉りしより淵江領となれり、按に【今村家譜】に、彦兵衛勝長御入國の時隠居料として武州小塚原に於て領地を賜はり、慶長五年死すと見ゆ、又【永井譜】に、惣六郎台徳院殿に仕へ奉り、小州小塚原を領すと見ゆ、正保年間御料所にて今に然り、家數二百五十九、中村町と地形犬牙して境界辨別しがたければ姑く兩町を合せて云に、東は橋場町耕地西は三河島村及下谷通新町、南は山谷町耕地北は荒川を隔て、千住掃部宿の内橋戸町に對せり、東西凡二十町南北十二町許、石神井用水を用ゆ、當所二條の往還懸れり、一條は南方通新町より三町許を経て千住大橋に至る、これを下谷通と云、一條は奥州日光道にて南方山谷町より千住大橋に至る、檢地は元和の後元祿十年大關大助改め、新墾の地は享保十八年明和五年等に糺せり、

小名 小塚原繩手日光道中の 諏訪耕地五町程の地を訪の面降りし地 往還を云、昔鎮守職故名とせりと云、トウキヤウ塚
荒川 北の方郡界を流る川幅七十間許
熊野社 永承五年源義家奥州安倍貞任征伐の時此地を過れり、おりしも荒川漲て渡るに術なし、義家鎧櫃に納れりし紀州熊野の神幣を取り出して祈念しければ、神人忽然とあらはれて淺瀬を渡り示せり、よみて軍兵恙なく渡川しければ、彼

神幣を爰に崇め當社を草創せしと、末社稻荷 水神 別當云傳ふ、文祿三年九月の棟札あり、
圓藏院 本山修驗京都聖護院末、龍王山大藏坊新宮寺と、本尊不動八寸許の立像興教大師の作なり、
飛鳥權現牛頭天王合社 小塚原町箕輪町通新町三河島村町屋に出現せしを黒珍法印此所に勧請せりと云、祭禮六月三日より九月迄なり、繩引と云祭事ありしか今は絶たり飛鳥權現は毎年九月十五日、神寶 諏訪面一枚昔に天文十年六月三日に湯立あり、
稻荷二 三峯 天神 地藏堂 塚 本社に向て右の方にあり、高一丈徑り三間許、塚上に榎樹三株生し、其中に瑞光荆石と稱する獅子の鼻に似たる石あり、小笹生茂りて石僅に出、古へ此塚上に牛頭天王飛鳥權現出現せしゆへ瑞光の名あり、又此塚 御手洗 社地向小塚と號せしより地名にも推及ひしと云、
段一畝一歩、別當能圓坊 本山修驗京都聖護院末、荆石山神にあり廣き一、別當能圓坊 本山修驗京都聖護院末、荆石山神にあり廣き一、別當能圓坊 本山修驗京都聖護院末、荆石山神にあり廣き一、
○若宮八幡社 杉苗八幡とも云、能圓坊の持下同じ、源義家奥州陣の時渡川の日當に旗を立し所なりと云、

誓願寺 淨土宗芝増上寺末、豊徳山惠心院と號す、開山は本山像長五尺餘聖徳太子の作と云、又惠心僧都船板へ彫刻せし彌陀の立像あり、長二尺六寸許、同作厄除地藏立像長二寸三分、前立は六寸許にて小野篁の作と云、葵御紋の戸帳水引打掃挑灯等は寶曆九年七月常憲院殿の御養女竹姫君より御寄附と云境内に天正十九年東照宮御巡覽の時御腰を掛させら、稻荷社れし板なりとて二本ありし由、今は一本となれり、
豐徳稻荷 閻魔堂○圓通寺 禪宗曹洞派坂本宗慶寺末、補陀山通則院と號す、木尊釋迦開山

僧觀月正徳 觀音堂 本尊正觀坐像長一丈日堂古佛堂鐘樓三年に葺す、尺許慈覺大師の作、大日堂 古佛堂鐘樓享保元年 ○火葬地 四方一丁程なり左の寺々元は各本寺内にの鐘を掛、故有て寛文十九年安に移り一區をなして左 乘蓮寺 下谷末 宗源寺 同所善立寺末元 高雲寺 淺草長 寶林寺 同所本 惠長坊 同所龍寺末末五寺法寺と 廣樂寺 敬傳寺 嚴念寺 以上三ヶ寺は東 西秀寺元は了知坊と稱 教受坊下谷唯 隨圓寺 同所報恩寺末末古はせり西本願寺末 稱名寺 淺草正 正行院 同所稱 惠日院六ヶ寺は淨土眞宗 稱名寺 淺草正 正行院 同所稱 惠日院同所天 秀保院 同所雲 淨泉寺 下谷永昌寺末以上五ヶ寺嶽院末 雲寺の末本尊釋迦 淨光院 新義眞言宗同所吉 安樂盛光院 禪宗曹洞派淺草海 淨光院 新義眞言宗同所吉 安樂院 天台宗淺草寺地中 遍照院末本尊彌陀
池田徹之助抱屋敷 三段五畝三步同人 ○大關美作守抱屋敷一畝 ○石川日向守抱屋敷 三段三畝九歩
○中村町 中村町は正保の改に中村と記し、元祿の改には千住町組中村町と載す、庄名及び領名の變ぜし事、用水四隣廣狭等前村に同じ、家數七十三檢地は前と同じ、元祿改の後寶曆五年明和五年等新田を糺せり、又橋場町山王社地の飛地あり、四百三十五坪山王門前と唱へ寺社

奉行支配の町屋にて俗に百姓古門前と唱るものなり、堤 東にあり荒川の水除堤にて、砂原堤又、日慶寺 法華宗甲斐國身延久遠寺末圓心山と號す、本尊三寶をて日慶寺を草創す、後廢して寺號のみ残りし、しかるに大猷院殿に任奉りし圓心院日相尼、志願によりて當所に竹露庵妙應堂といへるを造立して閑居せしに、常憲院殿の御時寶永元年十二月願上へ彼の谷中日慶寺の遺號を引て當寺を爰に造立すと云り、故に、寺寶 開運日蓮木像一軀 緣起の略に云、是を閑山とす、
是を閑山とす、寺寶 開運日蓮木像一軀 緣起の略に云、是を閑山とす、寺寶 開運日蓮木像一軀 緣起の略に云、是を閑山とす、
左衛門に與へしを、子孫當寺第三世日貞の時納と云、鬼子母神社大猷院殿御感得の靈像運慶作にて、開山日相尼へ賜ひ御紋附の御 妙光稻荷社 ○眞養寺 同宗同末なり 運千山と作坐像長五寸、相傳ふ當寺は萬治二年自性院日身と云僧開基して運千山自性寺と號せしか、元祿二年三月下谷上野町廣布山眞養寺を此所に引移し當寺に合せて一寺とせし故、山號は舊に從ひ寺號のみ改むと云、眞養寺起立は寛永二年にて開山は眞行院 鐘樓 寛文十一年 ○西光寺 淨土宗芝増上寺末、眞日曉と云、鐘樓 寛文十一年 ○西光寺 淨土宗芝増上寺末、眞山賢警長公文八年正月二十日寂す、緣起の畧に云、當寺本尊阿彌陀は惠心欄の丸木を以て彫刻せし所なり、坐像四尺許病ある者白團子を笹の枝にさして供し祈禱するに靈驗ありと云、依て笹の團子の如來と號す、又弘法大師の作立像にて長四尺五寸許の、稻荷社 貞和五年鎮坐と云金 地藏堂 地藏を安す、
刑罪場 千住街道中小小塚原繩手の西脇にあり、間口六十間餘、木所回向院の持地なり、石像坐身の

地蔵あり、高さ一丈又高一丈餘の題目の石碑あり、元祿十一年立る所なり、傍に高さ八尺の石地蔵あり、元文四年立る所、又文化中立る所の石佛阿彌陀の像及び稻荷社あり、萬治年中町奉行渡邊大隅守村越長門守命を傳へ、牢死若くは道路にて倒れし屍を回向院境内に葬埋せしむ、然るに年を追て隙地なれば回向院より願ひ上て寛文七年此刑場を此地に賜はり傍に庵を造立し、阿彌陀を置又非人の番屋を建つ、かの無縁屍を葬れり、仍て年毎に町奉行及寄場役所より回向料を同院に與ふと云、按に刑罪場は始本町四丁目の邊にありし由、後二所に分れて、南方は木村木町五丁目、北方は淺草鳥越橋の際にありしと云こと或書に見ゆ、材木町にありし事は他の所聞なし、鳥越橋の事は諸雜記にも載たり、其地は元鳥越甚内橋の邊なりし由、夫より又聖天町西方寺の向に移せり、今も刑罪場の蹟なりとて、八間四方許の所残り、そこより當所に引し年歴は傳へず、

新編武藏風土記稿卷之二十

葛飾郡之一

郡圖

總説

葛飾郡は、國の東界にあり、【和名鈔】に據に、此郡元來下總國の管内にて、當國二十一郡の外なり、されば郡名の説及沿革の詳細は下總國にて辨すべければ、こゝには當國に與る事のみを載す、按に古は下總國との間に入江ありて、埼玉郡の地先までに挿入たり、奈良御門の御時埼玉の入江など、歌にも讀し事、【萬葉集】東國歌に見たり、されば今の郡中は大抵當時の江の中なり、湖水退て後土地の開けしは、延喜以來永和の頃に至りて五百年ほどの間に次第に出來しなるへし、按に【和名鈔】下總國葛飾郡郷名六郷と驛家餘戸あり、今土地を検するに大抵其地と覺しき所、下總國葛飾郡・相馬の二郡に遺て、只八島、豊島の二郷は其地と覺しき所なし、想ふに此二郷皆島

新編武藏風土記稿卷之十九 終

の字を用ひたれば、眞間の入江中にありし島などにやありけん、されは其地今は葛西の中に屬してその島嶼の廻りに寄洲の出來しもの、年を経て今の如く廣大とはなりしなり、もと下總國葛西郡より關し新田なれば、直に彼郡には屬せしなるへし、葛飾【和名鈔】には加止志加と訓すれと、これは大寶年來の唱にて古くはかつしかと號せしと見えて、【萬葉集】の歌には勝鹿なと書たれば、今の唱へかへりて古に復せしと云へし、又下總國歌に爾保抄里能可豆思加和世乎爾倍須登毛、曾能可奈之伎乎刀爾多氏米也母と見えたり、仙覺か註に、彼郡中に大河あり、ふとると云、河の東を葛東郡と云、河の西を葛西郡と云ふ云り、今按にふとると【東鑑】に、太井と記す、地理を推に今の利根川なるへし、仙覺は文永頃の人なり、是よりさき建長五年八月晦日下總國下河邊庄の堤を築固へきの沙汰ありし事【東鑑】にもみえたれば、この頃に至て當郡の地大に開けしこと知らる、然に其頃は利根川を界として、今の二郷半領の邊より幸手領まで總て葛西と號せしと見ゆ、今は小合溜井より、南にのみ葛西の名あり、又葛東郡の唱も失ひしなり、【古今集】禰旅歌の詞書、及【伊勢物語】等の書に武藏と下總との境隅田川と見え、又【金澤稱名寺文書】の内文永十二年金澤越後守顯時の讓狀に、

(庄總河下)

下總國下河邊庄平野村とのせ元亨四年執權高時貞顯二人か下知狀に、下總國高野川に橋を架せしこと見ゆ、正慶元年北條貞時の文書に、下總國下河邊庄赤岩郷ともあり、又下總國中山法華經寺永和三年の寄附狀、及應永四年足利氏滿狀、同二十七年千葉兼胤狀、同二十九年左衛門尉定忠狀に、皆下總國葛西御厨篠崎郷と見ゆ、又【相州鶴岡文書】應永二十六年足利持氏の寄附狀に、下總國下河邊庄彦名河關と記し、下高野村東大寺寶徳二年の縁起に、下總國葛飾郡來復山東大寺と載せたり、此平野・高野・赤岩・篠崎・彦名の數村今皆當郡に屬する時は、當時の國界推て知るへし、又僧堯惠か【北國紀行】に、文明十九年二月初、鳥越の翁巖して隅田川に浮ふ、東岸は下總、西岸は武藏野に續けり、此川武總の界にて利根入間の二川落合所に古渡ありと見ゆ、されど國界の今の如く改まりしは最近き世のことなれど、其年代に異説多し、或は寛文中とも又貞享三年の事なりとも云、又一説に今の郡域上古當國に屬せしを中古に至り下總國に隸し、元祿年中武州に復せしなといへど皆無稽の説なり、按に古河公方の家老築田某政助右京亮後大金子左京亮某炊頭と稱すに與る文書に、禪興寺領武州平沼郷と見ゆ、平沼は今の二郷半領平沼村なり、政助は總州郡山郷水海村三島社の

正保中年改定圖





元祿年中改定圖





鰯口を寄附せし人にて、銘文に文龜三年大且那平右京亮正助と彫る、政字正字同訓なれば傍を省略せしめてなるへし、因て知る政助は永正大永の頃の人にして國界の改りしも其頃より以前なること明けし、されと郡中戸ヶ崎村淺間社天正十年の鰯口の銘には、下總國戸ヶ崎郷と記たれば、區々に唱へしならん、同十九年金町村香取社領御朱印の文には、武藏國勝原郡葛西金町郷と記され、又御入國之時御知行割〔關十二州圖〕とも云ふ關八州駿河伊と題せる繪圖にも當郡を武藏國に屬したれば、當時既に國界變せしならん、正保改め國圖には、全く今の郡界の如く記せり、當郡は昔將軍頼朝の頃は其家人葛西三郎清重住して大半領せしと見ゆ、又〔義經記〕によれば、千葉介か領地も雜はりしなり、續て親王家將軍の頃は執權北條氏知行せしこと古文書に見えたり、足利將軍の頃は關東管領の領國に屬し、戰爭の時に至ては小田原北條氏割據し其家人も知行せしこと〔小田原役帳〕等に載たり、只松伏領以北のみ纔に古河公方の領地に屬せしとおもはる、公方衰微して後は全く小田原にて領せしか、天正十八年御打入ありしより御料地となり、其後御家人寺社等へも分ち賜ひしかと、今も郡内過半は御料所なり、總て郡中沼池多く或は水涯の閑地も少からず、南の端の海涯には年々

に寄洲つきて地先出張る勢なり、關郡石高正保の改に十萬三千石餘、元祿に至ては十一萬六千石餘、其後も新墾の地開けて今は若干の石高増加せり、郡域は南より北の方に長し、郡の廻りすへて川流延亘せり、南は海に邊し東は利根川・庄内古川・及江戸川を限て下總國葛飾郡に隣り、北より西に廻ては古利根川・古隅田川・淺草川〔隅田川一名〕等を隔て埼玉足立豊島三郡に隣れり、南涯より北方栗橋に至まで里數十里餘、東西の徑は南邊濶き所にて三里餘、中央松伏村の邊にては纔一里に足らず、北に至ては又廣まりて二里餘に至る、中央より北の方に日光及奥羽に至る往還あり、埼玉郡粕壁宿より東北の方下總葛飾郡中田町に達す、此行程六里、又南に寄て常陸國水戸海道あり、千住宿より右に折て小菅村・上千葉村・龜有村・新宿船渡を越て、新宿町・金町村・金町・松戸・關船渡、對岸は下總國葛飾郡松戸町なり、此里程三里、又下總國佐倉道は水戸海道新宿町より南に折て、曲金村・鎌倉新田・小岩村・小岩田村・伊豫田村・小岩市川關所船渡、對岸は下總國葛飾郡市川村なり、此里程一里餘、又行徳道は江戸より深川小名木川通り猿江・大島・平方の村々を経て小名木村に到り、中川關所前船渡、船堀・二ノ江・今井船渡、對岸下總國行徳領なり、又元佐倉道とて本所堅川通り龜戸

逆井渡を涉り、小松川村小名四ツ又と云處より兩路に別れ、左して下總國市川村に達す、右すれば今井村に出て行徳町に達す、二道共に郡に係る事三里餘、又龜戸葛西川村より平井渡を過て、前路小松川村内四ツ又へ達する路あり、茲も行徳道と稱す、關郡打開けたる平坦の地に縦横水流通し、水田勝の沃土なれば他の郡よりも富饒の地なり、殊に郡南葛西の邊は江戸に近きを以て、五穀の外にも菜蔬を裁て市に鬻けり、其利も又少なからず、又海濱に至ては漁獵を餘業とせるも多し、されば農民の風俗や、浮靡にして、總ての事大様江戸の俗に異ならず、又深川本所中之郷及其邊の村にも寛文の頃より次第に百姓商家出來て、正徳年中御府内町並に屬せし地も少なからず、

郷の内寺社妙藏坊云々と載す、
平沼 築田政助か文書に見ゆ事は前に出ず、
赤岩 久良岐郡金澤稱名寺文書正慶元年の文に、下河邊庄赤岩郷と載せ、永享十一年の文に赤岩十四村とあり今村名に存す、
金町 金町村香取社天正十九年の御朱印に葛西庄金町郷とあり、
今所唱合郷八
小合 小合村上下及小合新田三村にて唱ふ、然は上下に分し時より起りし郷名ならん、
戸ヶ崎 戸ヶ崎村より起りし郷名なるへし、彼村淺間社鰯口天正十年の文に、下總國戸ヶ崎郷と彫る合村十、
吉川 平沼村天正十八年の文書に此郷名見ゆ合村二、
八木 下總國葛飾郡に本村ありて、當國へ波及せしなり合村十四、
八 合村十五
鷺ノ宮 埼玉郡鷺宮より起て郡中に及ぶ合村十
堤根 一村
櫻井 一村
中古所唱庄

中古所唱郷
篠崎 下總國中山法華經寺所藏永和三年、及應永中の文書に、葛西御厨篠崎郷と載す、今葛西領篠崎村あり事は其條に辨す、
木毛河 木下川村淨光寺應永三十三年の文書、及相摸國鶴岡八幡の供僧相承院の所藏同年の文書に、下總國葛西御厨上木毛河郷内藥師堂云々とあり、
川藤 川藤村修驗大泉院文書天正十六年の文に、川藤

新編武藏風土記稿卷之二十 葛飾郡之一

葛西【東鑑】に往々見ゆ、金町村吉祥院天正十九年御朱印の文にも、葛西庄金町郷とあり、

今所唱合庄四

下河邊 合村五十七此唱【東鑑】に往々見えたり
風早 下總國八木村風早大明神あり、是庄名を以神號とせしならん、合村三十七、

田宮 幸手宿雷電社の縁起に、垂仁帝十年に一日天地震動雷電して神體水田の中に天降ければ、彼地に社を建て土俗これを田宮と呼しより、遂に庄名になれりと云、此説受かたけれど姑く記す【正保圖】に據は幸手宿を田宮町と記す、されは彼地より唱の起りしと云は論なし合村四十八、

高柳 郡中の高柳村是本村なるへし合村四、今所唱合領六

西葛西 葛西の唱は【東鑑】にも見ゆ、合村六十九、是を二分し北を本田筋、南を新田筋と唱ふ、

東葛西 合村五十二是も二區に分れて北を上割と呼ひ、南を下割と稱す、

二郷半 合村八十一、此領も二分して西の方古利根川に傍ひたる村々を本田方と號し、東の方江戸川に邊する村々を新田方と呼ふ、此領の起は郡中三輪野江村定

勝寺寛文九年の鐘銘中に、郡有吉川彦成二郷、諸邑戶屬之、而彦成以南稱下半郷、故有二郷半之名云々、彦成郷は今村名にのみ残り、下半郷は今唱を失ふ、又天正の頃伊奈備前守忠次に此邊を一生支配すへしとの命ありし故、一升を四配すと云意にて二合半と唱へしと云土地の俗説あり、

松伏 郡中松伏村あり本村なるべし、合村十八、幸手 合村五十四

島中河邊 古は埼玉郡向河邊領古河川邊領を通して總て河邊領と號せしが、後に唱を別てりと云合村十六、

園郡合村二百九十

右件村現在の數なり、此内後年御府内町並となり、猶其町に屬する耕地あり、今是を某町在方分と記す、又一旦御用地となり後開發の事を企て未全く村落を成ざるものあり、猿江人足寄場附地所の類是なり、此餘本村に隸せる持添新田と云者數多あり、正保年間の改めに村數百九十一、元祿度の改に村數二百七十九、前に比すれば増加すること八十八、其後追々新田を開きて村落をなし、元祿改に比すれば増加すること十一、隅田川【古今集】の詞書及び【伊勢物語】にむさしの國と、しもつふさの國との中にある角田川とあり、二書

(川田隅古)

或は風雅の書或は作物語とはいへども、延喜貞觀の頃二國の界なることは證すべし、近世二國の疆界を改られしより全く當國に屬せり、水上葛飾郡隅田村と豊島郡橋場村との間より南に流れ、佃の邊に至るまで凡二里餘にして海に入る、此川水上を荒川といふ、遠く信濃國より流れ來れり、【武藏志料】に據に、信濃國佐久郡金峰山の隈より出るを千隈川といふ、この水始は纒なる流なれど次第にひろがり東して三峯に至り分れて三派となる、西に出るを梓川といふ、東北に分るゝを神流川と云、東南に流るゝものは荒川なり、荒川は當國秩父の山中を経て入間郡川越をすぎ、中山道熊谷堤の下を流れ、足立豊島の郡界戸田の渡より下流岩淵川、口尾久を過て千住に至る、その下流を隅田川と唱ふと是なり、則今みる處の川筋なり、【義經記】に、隅田川は利根の庄藤原より落て水上遼しと書しは是とことたり、こは利根の下流にして、今足立郡と當郡との界なる古隅田川と稱せるものなり、此川昔は荒川よりも勝りし大河とみえたり、既に文明頃までも獨荒川にひとしき流なるにや、堯惠法師が文明十九年の【北國紀行】に、利根入間の二川おちあへる處にかの古き渡ありとしるせり、入間は荒川の異名にて入間郡を流

るゝゆへの唱なり、正保改の國圖に千住大橋の上流に入間川と記せしにても知べし、利根は則古隅田川なり、現に正保改の國圖に足立葛飾兩郡の堺を流るゝ古利根川の分派あり、是今の古隅田川の筋なり、されど、猿ヶ又村と新宿町との間に中川の溜井を作りし年歴を以て考れば、此頃既に溜井ありて古隅田川の分派は絶て其川蹟のみ残りしならん、抑隅田川と稱するは、往古よりの惣名なれど、今淺草邊にては淺草川といひ、又みやと川とも、大川ともいへり、皆同流にての異稱なり、古に此邊うちひらけたる河原なりしことは、古歌に角田河原とよみ、又【義經記】に海より潮さし上て水かみは雨ふり洪水岸をひたして流れたれば、ひとへに海をみる如しと書るにても推て知らる、想に天正の末より河原も次第に新墾の地となり、西岸より狭められしかば流れもやふやく昔の半を残せるなるべし、されば今も橋場の邊の田畑をみるに、おしなべて砂石の地なるは古の河原の跡なりしこと證すべし、又寶曆三年橋場町より書き出せるものに荒川は隅田川の砂川なり、川幅大抵百五十間餘船渡とあり、是今を去ること僅六七十年には過ざれど川幅今より倍したるは、當時東岸大堤外の水田開けさればなり、是にても往古より河流

の變遷ありしこと今より妄意に考ふべからざること知べし、按に隅田川と云は當國のみならず、紀伊・駿河・出羽等の國々にも同名の川ありて、共に古歌にもよめり是等の説及び其餘の古事等は既に前に載たり、

古隅田川 西葛西領と足立郡の境にあり、昔は古利根川の下流にて流末隅田村と、足立郡千住三丁目との間より淺草川に合せしが、後に新宿町と猿ヶ又村との間に溜井を造られし時、龜有村と足立郡長右衛門新田との間は堤を築きしかは、源竭て自づから水あせしを、後年新綾瀬川堀割ありし頃、此川を横にさへぎりしゆへ全く水脈絶て今は纔に小菅村柳原村邊にのみ水流残り、

利根川 附權現堂 國界を流る、水元上野國利根郡より出るを以て此名あり、總て郡中の川々多くは此川の支流なり、世に利根川を坂東太郎と號し、六十餘州三大河の一に居る實に故あり、此川北の方埼玉郡中新井村と下總國葛飾郡中田宿との間に、上利根川と渡瀬川合流せる所より以下當郡に係り、それより栗橋關所房川渡を南流し、幾許もなく二派に分れ東の方下總國中へ流るゝを赤堀川と呼び、其下流中利根下利根等の名あり、

(川堂現權)

りて常陸國銚子浦に達す、一派は猶國界を南流し、權現堂村に傍て東南に屈曲する故此邊を權現堂川と呼ぶ、其灣曲の所水勢勵し故に大堤を築て防禦す、長五百間高一丈八尺最堅固に造る、是天正四年始て築く所なりと云、夫より吉羽木立惣新田等を歴て下總國關宿に達し、同國庄内領中を斜に南流すること六里餘、二郷半領丹後村に至ては再び當郡にかゝれり、此川昔は今の庄内古川の筋を流れしに、後年水流を改めし事は古川の條に辨す、丹後村より猶南流し松戸市川今井の渡を歴て、葛西領長島村と下總國堀江村との間に海に注ぐ、川幅は栗橋渡邊にて三百間許なれど、平常は二百間に足らず、權現堂村の邊にては百五十間許、丹後村以下も廣狭一ならざれど、大抵百間餘なり、此川關宿より下を江戸川と稱す、これ常陸上野下野下總等より江戸通船の路なれば此名ありと云、又古名を太井川と云、僧仙覺が【萬葉集抄】下總國の歌の注に、葛東葛西の間を流ると云もの是なり、又【東鑑】治承四年十月二日の條に、武衛常胤廣常等が舟楫に相乘して、太井・隅田兩河を濟り武藏國に趣とも見えたり、又一名を文卷川と呼び、眞間國府臺の邊にてはからめき川とも云、【北條五代記】國府臺合戦の記】にからめきの瀬を渡り越

(川井太)

又此川の下流東葛西領猿ヶ又村新宿町との二所に中古堤を築て斷切、其中を溜井とせしゆへ古利根の本流猿ヶ又より東に折れて、今の小合溜井及古川今或は古利根川とも云を歴て江戸川に合流すと云、正保改の國圖に猿ヶ又村と埼玉郡大瀬村の間、及新宿町と龜有村との二所に橋の如き形あれど、これ橋にはあらで流れを築止めたる堤の上の往還にて、村民しめきり堤と稱せるものを誤書しならん、其後寶永九年關東洪水の時、此しめきり堤を押し流して西葛西領本所邊まで水災を被りしかば、再び堤を築て川幅もや廣げられしかど、後水利の不便なるを以て享保十四年猿ヶ又村と二郷半領戸ヶ崎村との間、及下小合村と二郷半領高須村との間二所に堤を築き、今の小合溜井を作りて新宿町と猿ヶ又村との間なる溜井を廢せられしより、再び今の中川に合流すること、はなれり。又往古今の古隅田川を歴て淺草川に達せし流は、中古猿ヶ又以下新宿の邊に溜井を作りし時、西葛西領龜有村と足立郡長右衛門新田との間に堤を築て斷止めしと云、

(川きめらか)

新川 小合溜井の東なる古川、中古まで古利根川に續きて江戸川に合流せし頃、江戸川しば々逆流せしゆへ元祿十三年伊奈半左衛門指揮して金町村と小向村と

せしと見えたる是なり、

古利根川附古川 此川も古は大河にて埼玉郡と當郡との境なり、下流今の古隅田川と稱せる流に通して淺草川に續きし事は既に隅田川の條にいへり、また中古以來今の中川及江戸川にも合流せしなり、埼玉郡向古河村に傳ふる北條氏照文書に、八甫を上船は商船三十艘に及の由申、其直に彼船も上候條別に咎これなく候の條早々戻さるべく候、八甫の儀は當知行に候、然を無體に他の船通すべき子細にこれなく候とあり、八甫は今も此川に邊せる村なれば、當時商船など多くつどへる大河なりし事推て知らる、現に正保改の國圖には今の江戸川とひとしきさまに圖したり、然るを萬治三年幸手二郷半葛西及埼玉足立等八ヶ領用水の爲、埼玉郡羽生領木川俣村に扒樋を設け、上利根川を分水して堀幅二間の直流を疏鑿し、同郡川口村と當郡八甫村の間に此古利根川へ注ぎ、其東の方高柳村と埼玉郡間口村の中に堤を築て、古利根川の上流を遮り止めしかば、次第に水あせ流もやうやく狭まりしを、享保年中下流に琵琶松伏の溜井を作りしゆへ、松伏以上は全く用水堀となり、松伏以下のみ古利根川の形存せり、其邊にては川幅二十間許あり、猶下條兩溜井と合考ふべし、

(堤りきめし)

又此川の下流東葛西領猿ヶ又村新宿町との二所に中古堤を築て斷切、其中を溜井とせしゆへ古利根の本流猿ヶ又より東に折れて、今の小合溜井及古川今或は古利根川とも云を歴て江戸川に合流すと云、正保改の國圖に猿ヶ又村と埼玉郡大瀬村の間、及新宿町と龜有村との二所に橋の如き形あれど、これ橋にはあらで流れを築止めたる堤の上の往還にて、村民しめきり堤と稱せるものを誤書しならん、其後寶永九年關東洪水の時、此しめきり堤を押し流して西葛西領本所邊まで水災を被りしかば、再び堤を築て川幅もや廣げられしかど、後水利の不便なるを以て享保十四年猿ヶ又村と二郷半領戸ヶ崎村との間、及下小合村と二郷半領高須村との間二所に堤を築き、今の小合溜井を作りて新宿町と猿ヶ又村との間なる溜井を廢せられしより、再び今の中川に合流すること、はなれり。又往古今の古隅田川を歴て淺草川に達せし流は、中古猿ヶ又以下新宿の邊に溜井を作りし時、西葛西領龜有村と足立郡長右衛門新田との間に堤を築て斷止めしと云、

の中間、江戸川の落口に堤を築きて水流を止め、新に金町村の北より斜に東へ堀通して江戸川に注ぎしゆへ新川と號せり小合溜井成し後は近郷の悪水落とせり、中川 古利根川の downstream にて、猿ヶ又以下の唱なり、これ東西葛西領の境を南流せるゆへ中川と名付しならん、川幅新宿渡にて八十間下流逆井渡邊にては四十間あり、此川中古上流猿ヶ又と新宿との間に溜井を作りし事は、既に古利根川の條に記せり、又昔は葛西川とも唱へしとみえて、此川に邊せる村に葛西川村と云あり、又葛西川の渡など書せし事もみえたり、

島川 此川元古利根川の支流にて當郡島川村より分れし川なりしに、萬治三年水上高柳村と埼玉郡川口村との間に堤を築て水流を止め、下流八甫村以下を用水堀とせしゆへ、自づから一流の川となりしかど、當時は水流も増減ありて今の如くにはあらざりしに、其後隣郡埼玉郡羽生領諸村の悪水を此川より利根川に落せしかば、川幅も漸くひろろりけれど利根川満水の時は逆流して羽生領の村々動もすれば水溢の患ありしゆへ、寶曆九年關七郎右衛門岩松直右衛門等が計にて、當郡高柳村と對岸埼玉郡北大桑村に堤を築き、門樋と云ものを設けて水流通塞の自在をなせり、門樋の事は埼玉郡

の條に辨す、今は川幅十二間許、新井狐塚等の數村を経て下流高須賀村より權現堂村に至り利根川に合す、大場川 延寶三年新に堀割し二郷半領悪水落の川なり、水元三派あり、一は四ヶ村落と稱す、上笹塚會野谷關新田吉屋等の村々より出る悪水の餘流なり、二は五ヶ村落と呼ぶ、平沼吉川關川富川野等の悪水なり、此二流末賣新田と中島小松川二村の間に一流となり、夫より半田村に至て前の四ヶ村落と合して一流となれり、始は茂田井村内より江戸川に注ぎしが、後年改めて丹後大膳高須と次第に下流より落せしに猶水利の不便なるをもて、寛政四年徳島村内にてゞぎりの堤を築き、下新田村より戸ヶ崎村まで新に疏通して古利根川に合流する事とはなれり、故に下新田以下を新大場川ととなへ、ゞ切堤下の古流高須村までを古大場川と呼び、年を追て新開の水田とす、又後谷小谷堀の二村に傍て古流の跡あり、是をも古大場川と稱す、

庄内古川 此川古は江戸川の一派にして國界を流るゝ大河なりしに、中古以來水流やゝ衰へ正保の國圖には既に古川と記せり、其後享保年中水利を考て下流上内川村の邊江戸川と落合、所に堤を設け少く西に退て二郷半領加藤村まで疏通して江戸川に注ぎしが、寛政十二

年又其合流の口へ堤を築き下流を穿ちて今の如く丹後村の東にて江戸川に合流せり、按に此邊對岸下總國の村々及郡内の村多く下河邊庄の唱あれば、【東鑑】建長五年八月晦日の條に清久彌次郎保行鎌田三郎入道西佛對馬左衛門尉仲康宗兵衛尉爲泰等を奉行して、下總國下河邊庄の堤を築固むべき由を載たるは、恐くは此邊の事なるべし、

綾瀬川 足立郡伊藤谷村より郡中小菅村に流れ入、南流して隅田川の西北より隅田川に入る川幅十五間、

古川 隅田川の西北より前の綾瀬川分派し、堀切若宮澁江上木下川等の村々を歴て東の方中川に達せしか、今は所々に扒樋を設て流を遮り悪水を注げる堀の如くなり、故に古川と云、又此川綾瀬川の支流なれば古綾瀬川とも稱す、

小名木川 慶長年中疏通せし川にて當時小名木四郎兵衛と云者其事に預りし故名づくると云、按に【事跡合考】に、天正十八年八月御入國の後不日に命ありて行徳の鹽濱まで船路を疏通せしめらる、今の高橋通是なりと云、されば慶長より前既に出來しにや、淺草川より深川を東西直流に通し中川番所前まで長一里十町餘あり、川幅は二十間許なり、正保の國圖にはうなぎさや堀と記

す、

船堀川附新川 小名木川の續きにて中川を隔て東の方西小松川村と東小松川新田との間を流れ、船堀村の南に添て二之江桑川兩村の間より江戸川に入、川路一里二十町、川幅小名木川に同じ、是も同時に疏通ありし川なるべし、此川及小名木川を通じて或は行徳川とも呼ぶ、江戸より行徳に達する船路なればなり、又此川の東二之江村小名三角渡以東を新川と稱す、此川昔船堀川渡口よりまゝ北に折て二之江村の内を流れて江戸川に達せしを、寛永六年今の如く堀割ありしゆへ新川と呼ぶなり、古川も今猶二之江村に存せり、

堅川 淺草川の支流なり、本所一の橋より逆井渡まで一里八町餘、直流して中川に達す、此川は萬治年中本所地割の時徳山五兵衛重政奉て疏通せしと云、一説に萬治二年徳山五兵衛山崎四郎左衛門等本所築立の奉行を命ぜられ、江戸横山町と東葛西逆井渡頭とに狼烟を揚げて標準を定め、幅二十間深一丈四尺の川路を堀割しと云、

横川附亥の堀川 中之郷業平橋の北より南方深川石島町大榮橋跡まで南北に通す、是を萬治の頃堀し川と云、長一里許幅二十間、橋跡の南にて三十間堀に合す、そ

れより南にも同じ直流あり、是は元祿八年乙亥新に通
 ぜるゆへ其邊を亥堀と呼幅同、
 源森川 大川の入堀にて寛文三年の頃堀割なり、
 十間川 北の方柳島村又兵衛橋の邊より南の方六萬坪築
 地の東まで直流の川なり、川幅十間なる故此名あり、
 此川も萬治頃の堀割なるべし、
 北十間川附請地古川 此川も幅十間にして前の十間川に比
 すれば北にあるをもて呼べり、昔は業平橋の北より横
 川の支流となり、押上請地龜戸の内を斜に東の方中川
 に達せしが、後年横川分水の處に堤を築き押上村内小
 島橋西を鶴の御鷹狩場と定られしゆへ、今は入堀の如
 くなれり、又此川古は柳島村の邊より請地古川と唱ふ
 る川にも通じて、洲崎村長命寺の北にて隅田川に合流
 せしさまなり、
 小松川 東葛西領上一色村邊の悪水落合て一流となり、
 本一色村を歴て東西小松川村の境川となり、流末船堀
 川に合す幅八間一名境川と云、
 琵琶溜井 當郡幸手領上高野村と埼玉郡との間にあり、
 其形琵琶に似たるゆへに名とすと云、此溜井元古利根
 川の流なりしに萬治三年伊奈半十郎指揮して、郡中高
 柳村と埼玉郡間口村との間に古利根川の上流を堤も

て支へ、別に埼玉郡羽生領本川俣村内より上利根川を
 分水し、堀幅二間の直流を疏通して、當郡八甫村邊よ
 り古利根川に注ぎて近郷の用水とせしかど猶其水の不
 足なるをもて、享保四年伊奈半左衛門石川傳兵衛等奉
 りて埼玉郡上川俣村内に扒樋を作りて用水となし、此
 溜井に湛へて埼玉郡新方領・八條領・足立郡淵江領・谷
 古田領・及當郡幸手・松伏・二郷半・葛西等十ヶ領の用水
 とせり、
 松伏溜井 當郡松伏村と埼玉郡増林村との間に古利根
 川に堰柵を設け、上流八町目村と埼玉郡粕壁宿の邊ま
 で凡一里餘の間を松伏溜井といへり、松伏村の邊にて
 は幅八九十間もあるべし、これ前に出せる琵琶溜井の
 みにては猶用水の不足なればとて、享保十五年伊澤彌
 惣兵衛が計ひにて作りしと云、此溜井成しより後は二
 郷半葛西の用水爰に扒樋を設て引沃けり、
 小合溜井 下小合村と高須村との間、及猿ヶ又村と戸ヶ
 崎村との間二所にしめきりの堤を築き、其間なる古利
 根川を共まゝ溜井となしたるなり、小合村の地に多く
 かゝるをもて名とすと、是も伊澤彌惣兵衛が計にて享保
 十四年作り、二郷半領の方より來る用水の下流を湛
 へて葛西領中に注ぐ爲の設なり、

東葛西用水 松伏領松伏村内にて松伏溜井に二の扒樋を
 設て分水し、二郷半領本田方の地を南に直流し、同領
 戸ヶ崎村より小合溜井に落し、小合溜井の南岸東葛西
 領下小合村内に又扒樋を設け、夫より南流の堀を通じ
 又數多の支流を作て領中の許村に注げり、又此用水専
 ら東葛西の地の爲に引來るといへど、二郷半領本田方
 は水路に邊せる故此水を分て用水とせり、
 二郷半領新田方用水 是も松伏村内にて松伏溜井に扒樋
 を設て分水し、前の用水よりは、やゝ東によりて同さ
 まに堀通し二郷半領丹後村に至る、是も支流數多を作
 て諸村に沃く、
 幸房用水 二郷半領彦成村内より前の東葛西用水を分水
 し、幸房谷中岩野木八丁堀茂田井駒形蓮沼笹塚等八ヶ
 村に引沃く、此八村は新田方に屬すれば前の用水組合
 に入へきなれど、流末不足なるゆへ別に此堀を設しと
 云、
 北側用水 埼玉郡本川俣村よりの分水なり、下流幸手領
 八甫村内に扒樋を設け、同領北の方なる諸村に引沃く
 ゆへ此名あり、
 中郷用水 上高野村内にて琵琶溜井に扒樋を設て、幸手
 領の中程に列せる村々に引沃くよりて名とすと、

南側用水 是も上高野村より琵琶溜井を分水して、同領
 南に邊せる村々に沃けり、故にかく呼べり、
 不動堀 二郷半領二十七ヶ村悪水落、堀なり、延寶二年
 新に疏通し幸房村より大場川の東に並び、南の方高須
 村に達し、同村より江戸川に落せしが、水路不便なり
 とて寛政四年更に下新田村より戸ヶ崎村まで今の如く
 堀通し、同村にて古利根川に注ぐ、故に下新田村以下
 を新不動堀と云幅二三間、
 古上水堀 幅二間許一名小梅古上水又白堀上水とも云、
 埼玉郡八條領瓦曾根溜井より堀通し、同郡及足立郡數
 村を歴て、郡内龜有村に入、夫より上千葉・寶木塚・笹
 原・四ツ木・澁江・木ノ下・寺島・請地を通し小梅村に至
 り、法恩寺橋の東まで堀續きたり、當時本所の邊井水
 なきゆへ、かく遠く上水を引しめられしと云、【事跡合
 考】に、本所の北の方綾瀬川の水流を業平橋筋にひき
 て本所中にかげられしを、白堀上水といへり、是も常
 憲院殿の御時命ぜられしが、文昭院殿の御代に至りて
 とゞめらるとあり、綾瀬川の水を引しと云は誤なり、
 彼川を横にさへぎり引來りしゆへかく記せしならん、
 又常憲院殿の御代に成しと云も誤れり、現に延寶八年
 梓行の【江戸定見圖】に、此上水を載たり、想に是も豎

川横川など、同く萬治寛文の頃作らしめられしなるべし、其後享保七年業平橋東より南を埋められ横川に込樋を設て彼川に合流し、今はたゞ西葛西領本田筋の用水のみ引沃く、こは水の掛りあしきゆへとも、又は本所井水多く出来しゆへとも云、

中井堀 是も瓦曾根溜井より分水し、郡中四ツ木村までは古上水堀の東に並びて引來り、同村内より次第に東の方に分れ澁江・木の下・大畑・請地・小村井數村を歴龜戸村の北にて北十間川に注ぐ、是は始より西葛西領本田筋村々の用水なり、堀幅二間許疏通の年月詳にせず、牛島大堤 西葛西領隅田村の内綾瀬橋の邊より同村及寺島須崎小梅の西を貫けり、此堤は古くよりありしとみえて、永祿年中須崎村牛御前神領免除の文書に、須崎堤外畠云々と載たり高一丈餘。

江戸川大堤 幸手領栗橋の北より南の方東葛西領海邊までの間川に添て設く、高大抵一丈四五尺、

早稲米 二郷半領及葛西領邊専ら播殖す、諸國に勝れて成熟する事早く、七月に至れば初米を貢す、按に【萬葉集】の歌に、爾保抒里能可豆思加和世乎爾倍須登毛とよみたれば、當郡は南に海をうけて氣候も自づから暖なるゆへ、古より早稲米の名きこえたりしとみえた

り、
 菘 東葛西領小松川邊の産を佳品とす、世に小松菘と稱せり、

茄子 東西葛西領中にて作るもの他の産に比すれば最早し、よりに形は小なれどもわせないと呼び賞美す、

葱 西葛西領砂村邊にて作るもの岩附の産に亞げり、市井にて砂村葱と呼ぶ又此邊多く西瓜冬瓜を種殖す、江戸に鬻ぐもの十分の七は此邊の産なりと云、

海苔 東葛西領海濱の村、長島・桑川等より出す、多くは生の苔なり、是を葛西海苔と云、又昔は淺草川にて海苔を取しと云傳ふれど定かならず、

鯉 江戸川の産を利根川鯉と呼て名品とす、利根は江戸川の古名なればなり、此餘中川邊にも多し、

白魚 中川の産を佳品とす、よりにて毎歲獻納なき前は妄に漁する事を許さず、

鮒 鱧 江戸川中川及諸村の用水堀等にも多し、此餘海濱の村々海産の魚類は品川羽田佃深川等にて漁人の獲ものに異らず、

新編武藏風土記稿卷之二十終

新編武藏風土記稿 首卷之廿要目

一本目録は、本風土記稿所載の項目中、多少の由緒沿革を有し、一般に重要なるものと認めしもの、みか摘記し、例へば稻荷社、白山社、又は某寺、某氏下屋敷、或は抱地の如く、單に其名目のみに止れるものは之を省略し、檢索上の繁瑣を避けたり、是要目とせる所以なり、故に若他の所要により、其名目の詳細を知らんと欲する時は、宜しく各村の條下に就き通覽するを要す、各村所屬の小名の如き亦然り、讀者幸に之を諒せよ。

昭和四年五月九日 蘆田伊人識

首卷……………一

例義……………一

總目錄……………一

卷之一……………三

總圖圖說……………三

卷之二……………三

建置沿革……………三

國造……………三

屯倉……………三

高麗郡を置く……………三

新羅郡を置く……………三

東海道に屬す……………三

官道……………三

驛と牧……………三

武藏七黨……………三

鎌倉將軍……………三

丸子庄……………三

河肥庄……………三

太田庄……………三

長井・横山庄……………三

河崎宿……………三

卷之三……………三

建置沿革……………三

分階の職……………三

江戸郷……………三

人見原合戦……………三

金曾木……………三

苦林野……………三

河越館……………三

金陵寺……………三

世谷原……………三

岩松の所領……………三

卷之四……………三

建置沿革……………三

鎌倉管領……………三

忍……………三

岩付……………三

河越……………三

古河……………三

江戸城を築く……………三

八王子城……………三

卷之五……………三

任國革表……………三

國造	108	櫻津	115	卷之九	靜勝軒詩跋	186
國司	109	海比	115	豐島郡之一	江亭記跋	187
山川名所附	110	曝井	115	總說	靜勝軒詩序並銘	188
武藏野逃水附	115	原田里	115	郡圖	191	
逃水	116	大我井杜	115	倭名鈔所載鄉名	197	
大屋原	116	霞ヶ關	115	中古所唱鄉	198	
武藏嶺	116	卷之八	115	今所唱鄉	199	
飛鳥山	116	藝文	115	今所唱庄	199	
蝦手山	117	元明天皇詔	115	村數	200	
忍岡	117	稱徳天皇勅	115	荒川	200	
卷之七	119	東照宮御詠	116	石神井川	201	
山川名所附	119	大猷院御詠	116	王子川	201	
隅田川	119	曲水宴私記成島遺蹟	117	白子川矢川	201	
待乳山	120	萬葉集武藏國歌	117	濃谷川	201	
菴崎	120	河越千句	118	新堀川	201	
玉川	121	應勅歌太田遺蹟	118	井草川	201	
水川	121	江戸連歌	118	谷戸川	201	
猪名川	121	富士見亭歌	118	小石川・谷端川	201	
田能武澤	121	武藏野紀行	118	江戸川	201	
阿賀須沼	121	曲水宴詩並序	118			
		靜勝軒詩並序	118			

入間川	101	豐島郡之二麻布領	115	神泉ヶ谷	199
玉川上水	101	麻布町在方分	115	堀ノ内	199
神田上水	101	竹谷	115	道玄坂	199
石神井用水	101	大隅山	115	濃谷川	199
千川上水跡	101	櫻田町在方分	115	河崎庄司次郎館跡	199
三田上水跡	101	阿佐布新宿	115	金玉丸城蹟	199
青山上水跡	101	龍土町在方分	115	同駒冷池跡	199
丸池	101	今井町在方分	115	下濃谷村	199
道生沼	101	飯倉町在方分	115	道城池	199
後沼	101	飯倉御厨	115	羽澤	199
渡津戸田渡	101	芝金杉町在方分	115	廣尾原	199
渡津川口渡	101	本芝町在方分	115	神明社	199
志村原	101	上濃谷村	115	吸江寺	199
德丸原	101	ちんころ屋敷	115	彦山權現社	199
廣尾原	101	濃谷川	115	東北寺	199
産物	101	稻荷社	115	鷲峰寺	199
蘿蔔	101	長泉寺	115	福昌寺	199
茄子	101	人肌觀音	115	仙龍院	199
蕃椒	101	慈光寺	115	天桂庵	199
岩荷	101	舊家田中氏	115	舊家野崎氏	199
鱧鱒	101	中濃谷村	115	同 岩崎氏	199
磁器	101	鉢山	115	濃谷宮益町在方分	199
卷之十	101				

上豊澤村	三三
中豊澤村	三三
猿樂塚	三三
八幡社金王八幡	三三
金玉櫻	三四
東福寺	三四
下豊澤村	三五
廣尾原	三五
氷川社	三五
常盤松	三五
寶泉寺	三五
強力権現社	三五
薬師堂常盤薬師	三六
寶泉寺	三六
大聖堂	三六
穂田村	三六
紫の井	三七
熊野社	三七
妙圓寺	三七
舊家飯尾氏	三七
原宿村	三七
長者丸	三八

勢揃坂	三六
邊谷川	三六
龍岩寺	三六
天満宮	三六
日吉山王社	三六
圓座松	三六
長安寺	三六
地藏堂満米地蔵	三六
一木町在方分	三九
一木原	三九
貝塚	三九
卷之十一	三九
豊島郡之三野方領	三九
内藤新宿	三九
下川	三九
追分	三九
稻荷社	三九
植木屋長助	三九
千駄ヶ谷村	三九
玉川上水技流除水堀	三九
代々木村	三九

一本松	三九
八幡社	三九
福泉寺	三九
清岸寺	三九
正春寺	三九
諸聽寺	三九
大正院	三九
御茶屋跡	三九
火屋銀谷	三九
幡ヶ谷村	三九
新町	三九
莊嚴寺	三九
不動堂	三九
法界寺	三九
法性寺	三九
角筈村	三九
角筈新町	三九
淀橋町	三九
鷹番前	三九
玉川上水堀	三九
神田上水堀	三九
溜井池	三九
淀橋	三九

熊野社	三六
十二所	三六
多聞院	三七
長樂寺	三七
柏木村	三七
鏡明神社	三七
圓照寺	三八
東大久保村	三八
鏡の井	三八
天神社西向天神	三八
法善寺	三八
舊家中村氏	三八
西大久保村	三八
諏訪村	三八
諏訪社	三八
戸塚村	三八
觀音寺	三八
大久保新田	三八
亮朝院	三八
夾山寺	三八
宗傳寺跡	三八
源兵衛村	三八

下戸塚村	三九
山吹里	三九
高田馬場	三九
八幡社穴八幡	三九
放生會寺	三九
天神社牛込の鐘守	三九
三鳥社	三九
寶泉寺	三九
卷之十二	三九
豊島郡之四野方領	三九
下高田村	三九
委見橋	三九
宿坂	三九
木花櫻	三九
南藏院	三九
御茶屋跡	三九
金乘院	三九
市ヶ谷町在方分	三九
堀楓川	三九
牛込村	三九
堀戸山藩	三九

牛込肴町在方分	三九
早稲田村	三九
柗元	三九
鶴巻	三九
赤城森	三九
中里村	三九
宗傳寺	三九
王子権現社	三九
上落合村	三九
泰雲寺	三九
下落合村	三九
藥王院	三九
池袋村	三九
重林寺	三九
中丸村	三九
金井久保村	三九
新田堀之内村	三九
上板橋村	三九
安養院	三九
板橋城跡	三九
舊家河原氏	三九
下板橋宿	三九